大学入試センター年報

昭和63年度

平成3年3月

大学入試センター

大学入試センター年報

昭和63年度

昭和63年度大学入試センター年報目次

第１　総　　説

1　事業の概要……1

2　定員及び予算……4

3　機構……6

4　規程等……7

5　会議……17

(1)　評議員会……17

(2)　運営委員会……18

(3)　専門委員会等……20

ア　教科専門委員会……20

イ　試験問題特別委員会（運営委員会）……20

ウ　試験問題特別専門委員会……20

エ　実施方法専門委員会……20

オ　資料公開等特別委員会（運営委員会）……21

(4)　共通第１次学力試験（大学入試センター試験）等連絡協議会……21

ア　総合部会……21

イ　試験問題部会……21

6　広報活動……22

(1)　ハートシステムの運用……22

(2)　広報資料の刊行……22

(3)　諸資料の発表等……24

第２　平成元年度共通第１次学力試験の実施状況

1　実施の概要……27

2　実施要項の決定等……28

(1)　実施要項及び受験案内の決定・発表……28

(2) 実施日程……30
(3) 説明協議会の開催……31
(4) 実施担当者会議・情報処理連絡協議会の開催……31
(5) 受験案内の配布……31
3 出願の受理及び受験票の発行……33
(1) 志願状況……33
(2) 確認はがきの発送及び不備な出願書類の修正……33
(3) 試験場の設定……34
(4) 受験票等の発行……34
(5) 検定料の収納……35
4 試験実施……36
(1) 実施体制等……36
(2) 試験時間……37
(3) 受験状況……37
(4) 身体に障害のある志願者に対する措置……38
(5) 追試験の実施……41
(6) 正解の発表……41
5 実施結果……42
(1) 答案の読み取り及び採点……42
(2) 答案のマークもれ等の状況……42
(3) 平均点等……42
(4) 成績の提供……42
(5) 合格状況資料の提供……43
(6) 出願状況資料の提供……43
6 試験問題……44
(1) 試験問題の作成……44
(2) 科目の平均点等……44
(3) 出題の誤り等について……45
(4) 試験問題に対する意見……46

第3 新テストへの切り替え
大学入試センター試験の準備状況と試行テストの実施……47

第4 大学入試センター試験試行テスト実施報告
1 試行テスト実施の目的等……69
2 試行テスト参加大学・学部及び世話大学……69
3 試行テストの実施計画……70
4 志願票の受付、受験票の送付等……71
(1) 受験者の募集……71
(2) 志願票の受付……71
(3) 受験票等の発行と送付……71
(4) 受験希望者数及び志願者数等……71
(5) 大学入試センターと参加大学の連絡体制……71
5 試行テスト実施の概要……73
(1) 実施期日、実施日程……73
(2) 出題教科・科目等……73
(3) 試験場……73
(4) 受験状況……74
(5) 事故等……74
(6) 試行テスト実施の結果……74
6 試験問題……77
(1) 試験問題の作成……77
(2) 科目の平均点等……77
(3) 出題の誤り等について……78
(4) 試験問題に対する意見……78

第5 調査研究
1 調査研究組織……81

2　調査研究状況……82
3　共同研究……85
4　調査研究のための資料の提供……86

第6　資　　料
1　昭和63年度業務日誌……87
2　昭和63年度大学入試センター役職員……93
3　規程等……95
(1)　大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程……100
(2)　大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程……101
(3)　共通第１次学力試験等連絡協議会に関する規程の一部を改正する規程……102
(4)　大学入試センター副所長の選考等に関する規程の一部を改正する規程……103
(5)　大学入試センター客員教授の選考手続等に関する規程の一部を改正する規程……104
(6)　大学入試センター運営協議員の会議に関する規程の一部を改正する規程……105
(7)　大学入試センター評価委員の会議に関する規程……106
(8)　大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程……107
(9)　大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程……108
(10)　大学入試センター副所長の選考等に関する規程の一部を改正する規程……109
(11)　大学入試センター研究開発部長候補者の選考の手続きに関する規程の一部を改正する規程……110
(12)　大学入試センター教官候補者の選考等の手続きに関する規程の一部を改正する規程……111
(13)　大学入試センター客員教授及び客員助教授の選考手続等に関する規程の一部を改正する規程……112
(14)　大学入試センター秘密文書等取扱規程の一部を改正する規程……113
(15)　大学入試センター共通第１次学力試験実施本部規程の一部を改正する規程……114
(16)　共通第１次学力試験等連絡協議会に関する規程の一部を改正する規程……115
(17)　大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程……116
(18)　大学入試センター秘密文書等取扱規程の一部を改正する規程……117
(19)　国立学校設置法施行規則第50条の試験等連絡協議会に関する規程の一部を改正する規程……118
(20)　大学入試センター客員教授及び客員助教授の選考手続等に関する規程の一部を改正する規程……119
(21)　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則……120
(22)　大学入試センター共通第１次学力試験出願書類の保存等に関する規則の一部を改正する規則……123
(23)　大学入試センター共通第１次学力試験の答案等の保存等に関する規則の一部を改正する規則……124
(24)　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則……125
(25)　大学入試センター公印規則の一部を改正する規則……126
(26)　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則……127
(27)　大学入試センターにおける規程等の基準に関する規則の一部を改正する規則……128
(28)　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則……129
(29)　大学入試センター公印規則の一部を改正する規則……132
(30)　大学入試センター永年勤続者表彰規則の一部を改正する規則……133
(31)　大学入試センターにおける予算執行職員の補助者の指定に関する規則の一部を改正する規則……134
(32)　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則……138
(33)　大学入試センターにおける規程等の基準に関する規則の一部を改正する規則……139
(34)　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則……140
(35)　国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則……141
(36)　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則……142
(37)　大学入試センター自動車運用規則の一部を改正する規則……143
(38)　大学入試センター駒場台クラブ使用規則の一部を改正する規則……144
(39)　大学入試センター運営協議員の会議に置く特別委員会に関する細則の一部を改正する細則……145
(40)　大学入試センター教官候補者の選考等の手続きに関する細則の一部を改正する細則……146

(41) 大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規……147
(42) 大学入試センターの評議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規……148
(43) 大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規……149
(44) 大学入試センターの評価委員候補者選考に関する内規……150
(45) 大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規の一部を改正する内規……151
(46) 大学入試センター評議員の会議における審議事項についての申合せの一部を改正する申合せ……152
(47) 共通第１次学力試験等連絡協議会に関する申合せの一部を改正する申合せ……153
(48) 大学入試センター研究開発部の紀要に関する申合せの一部を改正する申合せ……154
(49) 情報資料のうち電子計算機に係るデータの使用及び研究成果の公表手続きに関する申合せの一部を改正する申合せ……155
(50) 大学入試センター評議員の会議における審議事項についての申合せの一部を改正する申合せ……156
(51) 大学入試センター運営協議員の会議における審議事項についての申合せの一部を改正する申合せ……157
(52) 大学入試センター運営協議員の会議に置く試験問題特別委員会における申合せの一部を改正する申合せ……158
(53) 運営協議員会「資料公開等特別委員会」の設置に関する申合せの一部を改正する申合せ……159
(54) 運営協議員の会議及び専門委員の会議の定足数に関する申合せの一部を改正する申合せ……160
(55) 共通第１次学力試験等連絡協議会に関する申合せの一部を改正する申合せ……161
(56) 大学入試センター運営委員の会議における審議事項についての申合せの一部を改正する申合せ……162
(57) 大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会における申合せの一部を改正する申合せ……163
(58) 国立学校設置法施行規則第50条の試験等連絡協議会に関する申合せの一部を改正する申合せ……164
(59) 副所長の職務分担について……165
(60) 『大学入試に関する情報提供検討委員会の設置について』の一部改正……166
(61) 『大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について』の一部改正……167
(62) 『「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会の設置について』の一部改正……168
(63) 『大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について』の一部改正……169
(64) 電子計算機組織更新に関する検討委員会の設置について……170
(65) 『大学入試センター債権管理事務取扱要領』の一部を改正する要領……172
(66) 『大学入試センター収入官吏事務取扱要領』の一部を改正する要領……173
(67) 『大学入試センター奨学寄附金委任経理事務取扱要領』の一部を改正する要領……174
(68) 『大学入試センター物品管理事務取扱要領』の一部を改正する要領……175
(69) 『物品管理（分類換、管理換、処分等）の事務手続きについて』の一部改正……176
(70) 『大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について』の一部改正……177
(71) 電子計算機組織の機器構成等の検討に関する要領……178
(72) 『大学入試センター職員の財産形成貯蓄関係事務取り扱い要項』の一部改正……179
(73) その他（掲載省略）……180
4 関係法令……181
(1) 大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令……182
(2) 大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令……183
(3) 国立学校設置法の一部を改正する法律……184
(4) 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令……186
(5) 大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令……187
(6) 国立学校設置法施行規則第50条の試験の実施について……189
(7) 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令……190
5 実施要項等……194
(1) 平成元年度大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項……195
(2) 平成元年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験案内（抄）……202
(3) 平成元年度大学入学者選抜共通第１次学力試験志願票……265
(4) 平成元年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験票……266
(5) 平成元年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験者心得……268
(6) 平成元年度共通第１次学力試験の試験場設定について……272

(7)　平成元年度共通第１次学力試験における各地区の追試験実施大学の指定について……275
(8)　平成元年度共通第１次学力試験志願者の試験場別割当てについて……277
(9)　平成元年度共通第１次学力試験試験場一覧……278
(10)　平成元年度共通第１次学力試験実施要項について……292
(11)　平成元年度大学入学者選抜実施要項について……296
(12)　大学入試センター試験試行テスト実施要項……340
(13)　大学入試センター試験試行テスト受験案内……347
(14)　大学入試センター試験試行テスト志願票……365
(15)　臨時教育審議会答申で提言されたテストに係る試行テストの実施について……366
(16)　大学入試センター試験試行テストの試験場・試験室の設定について……376
(17)　大学入試センター試験試行テストに係る受験希望者の募集について……377
6　平成元年度共通第１次学力試験における「理科」の得点修正について……381
7　国公立大学入学者選抜関係統計資料……393
(1)　平成元年度国公（私）立大学の入学者選抜実施状況……394
(2)　平成元年度共通第１次学力試験都道府県別試験場・志願者・受験者……398
(3)　平成元年度共通第１次学力試験実施結果の概要……399
ア　平成元年度共通第１次学力試験（本試験）平均点等一覧……399
イ　共通第１次学力試験受験者数・平均点の推移（本試験）……400
8　国会における大学入試に関する質疑……444
9　大学入試における新聞論調等一覧……445

第１　総　　説

1　事業の概要

大学入試センターは、昭和52年５月に設置され、昭和54年度から平成元年度の大学入学者選抜まで、計11回の共通第１次学力試験を実施してきたが、昭和63年５月に、国立学校設置法の一部改正により、当センターの所掌事務が改められ、共通第１次学力試験に代わって国公私立大学が共同して実施する「大学入試センター試験」の試験問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行う機関として位置付けられるとともに、従前からの調査研究業務に加え、新たに、大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供業務をも行うこととなった。

このため、昭和63年度においては、通常業務として最後の共通第１次学力試験の実施業務を行うことと並行して、平成２年度の大学入学者選抜から実施される大学入試センター試験（昭和63年８月２日までは、「新テスト」と仮称。以下同じ）への切替えのための具体的な実施準備や、大学入試センター試験実施準備の一環としての試行テストの実施、並びに、新しい業務としての大学情報提供の開始など、当センター設置以来の多忙を極めた。

(1)　これが最後となった平成元年度大学入学者選抜共通第１次学力試験は、当センターと各国公立大学及び産業医科大学の緊密な連携のもとに、平成元年１月21日（土）、22日（日）の両日、全国317会場で、395,508人の志願者について一斉に行われ、大きな事故もなく無事終了した。

しかしながら、本年度の共通第１次学力試験においては、理科の選択科目間において試験問題の難易差に起因する著しい得点差が生じ、受験生の各大学への第２次試験出願を目前に控え、そのまま放置すると、受験生の中に受験科目の如何により有利・不利が生ずることが考えられた。また、各大学に何らかの配慮をお願いするにも時間的余裕もないことから、国立大学協会、公立大学協会、全国高等学校長協会、文部省等とも相談し、緊急避難的措置として得点調整の措置を行った。この措置に関しては、事前予告を行っていなかったこともあり、社会の各方面に大きな反響をよび、来年度以降、同様の事態が生じた場合にどのように対処するかが、大きな課題となった。

(2)　当センターにおける大学入試センター試験の実施準備は、前年度末の「準備協議会」の決定及び昭和63年５月の国立学校設置法改正を受けて、本格的に進められた。昭和63年８月には、「新テスト」の名称が、文部大臣裁定により「大学入試センター試験」と正式に定められ、同年10月には、大学入試センター試験に関し、国公私立大学間で、その改善、充実及び意見の集約調整等を行う協議組織として「大学入試センター試験協議会」が発足し、その第１回会議において、第１回目とな

る平成２年度大学入試センター試験の実施期日を、平成２年１月13日（土）、１月14日（日）とすることが合意された。また、文部省は、同年10月に「平成２年度大学入試センター試験実施大綱」を決定、発表し、当センターは、これを受けて、第１回大学入試センター試験の出題教科・科目を決定し、関係機関へ通知した。なお、当センター内においては、実施大綱が発表された同年10月以降、大学入試センター試験の具体的実施方法について、部内各種委員会において検討を開始し、平成元年３月には、平成２年度大学入試センター試験実施要項の骨子を発表した。

一方、国立大学協会は、同年６月の総会において「新テスト」については、各大学の第２次試験との適切な組み合わせによって、各国立大学の入学者選抜が行われることが望ましい旨の見解をまとめて全大学がこれを利用することとなり、また、公立大学協会は、同年６月の正副会長会議において、公立大学は「新テスト」に一括参加することを決定した。更に平成元年３月末には、平成２年度大学入試センター試験を利用する私立大学が16大学（19学部）と確定した。

(3) 「大学入試センター試験試行テスト」については、既に前年度末の大学入試改革協議会「準備協議会」の初会合において、大学入試センター試験の円滑な実施に資するため、昭和63年12月下旬に実施することが決定されていたが、当センターにおいては、その具体的実施方法について昭和63年４月以降、「新テスト専門委員会」において調査検討を行い、同年６月に「臨時教育審議会答申で提言されたテストに係る試行テスト実施計画」をとりまとめた。これを受けて、文部省は、同年６月20日付けで各国公私立大学に対し、試行テストへの参加希望を募った。その結果、大学入試センター試験に参加予定の私立大学のうちの10大学が本試験の実施体制、方法等について実際的経験を通して、理解を深める目的のもとに、同年12月25日（日）、26日（月）の２日間にわたって、11会場で2,539人の志願者を対象に試行テストを実施した。

なお、試行テストへの出願者は、試行テスト実施目的との関係で参加大学が所在する都道府県の高校を昭和64年３月に卒業見込みの者を原則とした。また、試行テストの試験問題は、当センター教科専門委員会により作成され、試験問題の内容については、テスト終了後、高等学校教科担当教員を中心に構成される従前の共通第１次学力試験連絡協議会試験問題部会の意見・評価を受け、公表した。また、当センターでは、試行テストのため、例年の本試験と全く同様の試験実施本部を設置して対応した。

(4) 大学入試センターの新しい事業となった大学に関する情報の提供については、年度途中の５月の法律改正によって大学入試センターの事業としてスタートしたものであり、本年度においては、事業実施の担当組織も未整備であった。このため、当面の対応として、庶務課の広報活動の一環とし

て、同年10月から「ハートシステム」の名称で、キャプテン通信網を通して、大学進学案内の情報提供の運用を開始したことがその主な内容である。なお、この大学進学案内は、各大学が個別に提供する進学のための大学情報を、網羅的、かつ有機的に蓄積・統合し、データベース化することにより、個別大学の情報の入手はもとより、専門分野等によって、大学間を横断的に検索し、志望する学部・学科等が全国のどの大学に設置されているかなどの情報を即時に知ることができるものであり、来年度以降大学入試センターの実施する情報提供事業の中核をなすものと期待されるものである。

(5) 当センターは、各国立大学における入学者選抜方法の研究に資するため、共通第１次学力試験に係るデータの提供を積極的に進めるとともに、国立大学入学者選抜研究連絡協議会を中心に、各大学との研究と情報の交流を促進した。

なお、当センター研究開発部の調査研究の成果として、大学入試センター研究紀要第24号（通算）を刊行した。また、大学入試の現状及び改善方策について広く周知を図るとともに、大学入試の改善に資するため、大学入試フォーラム第11号（通算）を刊行した。

2　定員及び予算

(1)　定　　員

昭和63年４月１日

所　長	副所長	管理部・事業部	研　究　開　発　部				合　計
		事務官・技官等	教授	助教授	助手	小計	
人	人	人	人	人	人	人	人
1	2	77	6	6	5	17	97

ア　副所長（教授１人―企画調整官の振替、事務官１人増員）、特別試験研究部門（教授、助教授、助手各１人増員）及び進学指導専門官（３人増員）を新たに設置した。

イ　事務部門の整備（事業課を試験実施課と問題作成課に分離―事務官１人増員）を行った。

(2)　予　　算

共通第１次学力試験実施に要する経費、共通第１次学力試験に代わる新テストの実施準備に要する経費、試行テストの実施に要する経費及び進路指導の改善に資する情報提供事業に要する経費の予算が次のとおり計上された。

ア　共通第１次学力試験経費　　4,259,788千円

イ　新テスト実施準備経費　　468,860千円

ウ　試行テスト実施準備経費　　364,327千円

エ　進学情報提供経費　　135,508千円

合　　計　　5,228,483千円

(3)　決　　算

事　　項	金　　額	備　　考
	千円	
(項) 国立学校	4,979,834	
・人件費	523,983	
・管理運営費	1,211,908	(新テスト実施準備経費を含む。)
・共通第１次学力試験の実施及び試行テストの実施に必要な経費	3,098,540	
(うち各大学分経費)	(1,326,062)	
・進学情報提供経費	145,403	
(項) 施設整備費	863	
合　　計	4,980,697	

3　機　　構

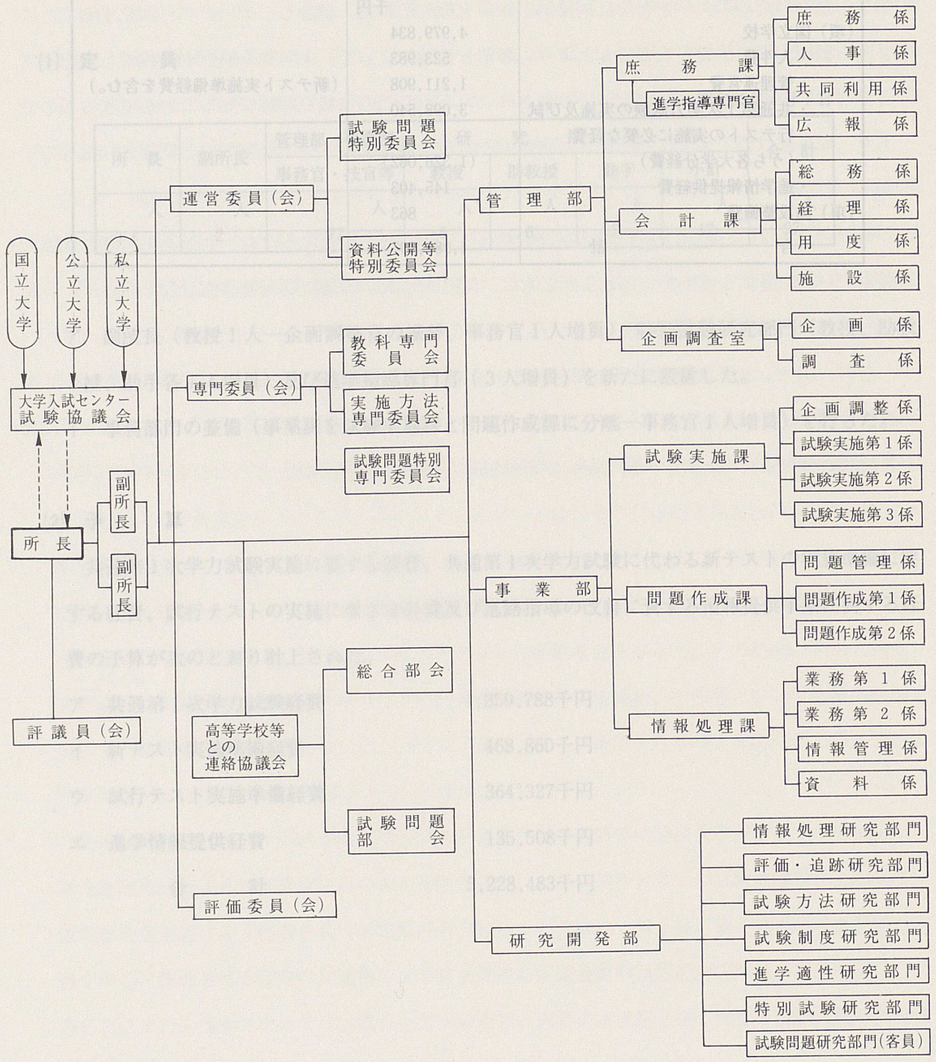

4　規　　程　　等

大学入試センターの事業の運営及び機構の充実等に必要な諸規程の制定（一部改正）を行ったが、その主なものは次のとおりである。

(1)　規　　程

ア　大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程（昭和63年４月８日規程第１号）

「大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令」（昭和63年４月７日文部省訓令第17号）の公布により、大学入試センターの「事業課」が「試験実施課」と「問題作成課」に分離されたことに伴う条文の整備を行った。

イ　大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程（昭和63年４月８日規程第２号）

「事業課」を「問題作成課」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

ウ　共通第１次学力試験等連絡協議会に関する規程の一部を改正する規程（昭和63年４月８日規程第３号）

「事業課」を「問題作成課」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

エ　大学入試センター副所長の選考等に関する規程の一部を改正する規程（昭和63年４月８日規程第４号）

「大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令」（昭和63年４月８日文部省令第15号）の公布により、大学入試センターの「企画調整官」を「副所長」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

オ　大学入試センター客員教授の選考手続等に関する規程の一部を改正する規程（昭和63年４月８日規程第５号）

「大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令」（昭和63年４月８日文部省令第15号）の公布により、大学入試センターに「客員教授」のほか「客員助教授」を称せしめることのできる者が加えられたことに伴う条文の整備を行った。

カ　大学入試センター運営協議員の会議に関する規程の一部を改正する規程（昭和63年６月１日

規程第６号）

「大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令」（昭和63年５月25日文部省令第24号）の公布により、大学入試センターの「運営協議員」を「運営委員」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

キ　大学入試センター評価委員の会議に関する規程（昭和63年６月１日規程第７号）

「大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令」（昭和63年５月25日文部省令第24号）の公布により、「評価委員の会議に関する規程」を制定した。

ク　大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程（昭和63年６月１日規程第８号）

「大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令」（昭和63年５月25日文部省訓令第24号）の公布により、大学入試センターの「運営協議員」が「運営委員」に改められ、また、専門委員として「必要に応じ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条に規定する指導主事その他の高等学校教育の関係者を任命することができる」ことになったことに伴う条文の整備を行った。

ケ　大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程（昭和63年６月１日規程第９号）

委員として「指導主事その他の高等学校教育の関係者」が加えられたことに伴う条文の整備を行った。

コ　大学入試センター副所長の選考等に関する規程の一部を改正する規程（昭和63年６月１日規程第10号）

「運営協議員」を「運営委員」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

サ　大学入試センター研究開発部長候補者の選考の手続に関する規程の一部を改正する規程（昭和63年６月１日規程第11号）

「運営協議員」を「運営委員」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

シ　大学入試センター教官候補者の選考等の手続きに関する規程の一部を改正する規程（昭和63年６月１日規程第12号）

「運営協議員」を「運営委員」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

ス　大学入試センター客員教授及び客員助教授の選考手続等に関する規程の一部を改正する規程（昭和63年５月25日規程第13号）

「運営協議員」を「運営委員」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

セ　大学入試センター秘密文書等取扱規程の一部を改正する規程（昭和63年５月25日規程第14号）

「運営協議員」を「運営委員」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

ソ　大学入試センター共通第１次学力試験実施本部規程の一部を改正する規程（昭和63年５月25日規程第15号）

「運営協議員」を「運営委員」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

タ　共通第１次学力試験等連絡協議会に関する規程の一部を改正する規程（昭和63年５月25日規程第16号）

「大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令」（昭和63年５月25日文部省令第24号）の公布により、「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）第50条の試験」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

チ　大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程（昭和63年８月２日規程第17号）

「国立学校設置法施行規則第50条の試験の実施について」（昭和63年８月２日文部大臣裁定）に基づき、「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

ツ　大学入試センター秘密文書等取扱規程の一部を改正する規程（昭和63年８月２日規程第18号）

「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

テ　国立学校設置法施行規則第50条の試験等連絡協議会に関する規程の一部を改正する規程（昭和63年８月２日規程第19号）

「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

ト　大学入試センター客員教授及び客員助教授の選考手続等に関する規程の一部を改正する規程（平成元年１月８日規程第１号）

「昭和」を「平成」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

(2) 規　　則

ア　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則（昭和63年４月８日規則第１号）

「大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令」（昭和63年４月７日文部省訓令第17号）の公布により、大学入試センターの「事業課」が「試験実施課」と「問題作成課」に分離されたことに伴う条文の整備を行った。

イ　大学入試センター共通第１次学力試験出願書類の保存等に関する規則の一部を改正する規則（昭和63年４月８日規則第２号）

「事業課」が「試験実施課」と「問題作成課」に分離されたことに伴う条文の整備を行った。

ウ　大学入試センター共通第１次学力試験の答案等の保存等に関する規則の一部を改正する規則（昭和63年４月８日規則第３号）

「事業課」が「試験実施課」と「問題作成課」に分離されたことに伴う条文の整備を行った。

エ　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則（昭和63年４月８日規則第４号）

「事業課」が「試験実施課」と「問題作成課」に分離されたことに伴う条文の整備を行った。

オ　大学入試センター共通第１次学力試験試験問題等取扱規則の一部を改正する規則（昭和63年４月８日規則第５号）

「事業課」が「試験実施課」と「問題作成課」に分離されたことに伴う条文の整備を行った。

（掲載省略）

カ　大学入試センター公印規則の一部を改正する規則（昭和63年４月８日規則第６号）

「事業課」が「試験実施課」と「問題作成課」に分離されたことに伴う条文の整備を行った。

キ　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則（昭和63年５月25日規則第７号）

「国立学校設置法」（昭和63年５月25日法律第67号）の公布により、大学入試センターの業務として、「大学に関する情報の提供」の業務が加えられたこと、「国立学校設置法施行規則」（昭和63年５月25日文部省令第22号）の公布により、「共通第１次学力試験」の名称が「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改められ、また、「大学入試センター組織運営規則」（昭和63年５月25日文部省令第24号）の公布により、「運営協議員」が「運営委員」に改められ、新たに「評価委員」、「進学指導専門官」が設置されたことに伴う条文の整備を行った。

ク　大学入試センターにおける規程等の基準に関する規則の一部を改正する規則（昭和63年５月25日規則第８号）

「運営協議員」を「運営委員」に、「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

ケ　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則（昭和63年５月25日規則第９号）

「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

コ　大学入試センター公印規則の一部を改正する規則（昭和63年５月25日規則第10号）

「運営協議員」を「運営委員」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

サ　大学入試センター共通第１次学力試験試験問題等取扱規則の一部を改正する規則（昭和63年５月25日規則第11号）

「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改めたことに伴う条文の整備を行った。（掲載省略）

シ　大学入試センター永年勤続者表彰規則の一部を改正する規則（昭和63年４月１日規則第12号）

永年勤続の表彰に係る在職期間について整備を行った。

ス　大学入試センターにおける予算執行職員の補助者の指定に関する規則の一部を改正する規則（昭和63年７月30日規則第13号）

「文部省会計事務取扱規程等の一部を改正する訓令」の制定に伴う文部省大臣官房会計課長通知（昭和63年７月１日付け文会総第198の２）に基づき、大学入試センターの支出負担行為担当官及び契約担当官を「副所長」に、支出官を「管理部長」に改正したことに伴う条文の整備を行った。

セ　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則（昭和63年８月２日規則第14号）

「国立学校設置法施行規則第50条の試験の実施について」（昭和63年８月２日文部大臣裁定）に基づき、「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

ソ　大学入試センターにおける規程等の基準に関する規則の一部を改正する規則（昭和63年８月２日規則第15号）

「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

タ　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則（昭和63年８月２日規則第16号）

「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改めたことに伴う

条文の整備を行った。

チ　大学入試センター国立学校設置法施行規則第50条の試験試験問題等取扱規則の一部を改正する規則（昭和63年８月２日規則第17号）

「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改めたことに伴う条文の整備を行った。（掲載省略）

ツ　国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則（昭和63年12月９日規則第18号）

「国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令」の制定に伴う文部事務次官通達（昭和63年12月１日付け文高学第153号）に基づき、国立大学以外の大学から徴収する成績提供手数料の額を「240円」から「265円」に改正した。

テ　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則（平成元年１月８日規則第１号）

「昭和」を「平成」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

ト　大学入試センター自動車運用規則の一部を改正する規則（平成元年１月８日規則第２号）

「昭和」を「平成」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

ナ　大学入試センター駒場台クラブ使用規則の一部を改正する規則（平成元年１月８日規則第３号）

「昭和」を「平成」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

(3) 細　　則

ア　大学入試センター運営協議員の会議に置く特別委員会に関する細則の一部を改正する細則（昭和63年５月25日細則第１号）

「運営協議員」を「運営委員」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

イ　大学入試センター教官候補者の選考等の手続きに関する細則の一部を改正する細則（昭和63年５月25日細則第２号）

「運営協議員」を「運営委員」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

(4) 内　　規

ア　大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規（昭和63年４月８日内規第１号）

「大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令」（昭和63年４月８日文部省令第15号）の公布により、大学入試センターの「企画調整官」を「副所長」に改めたこと等に伴う条文の整備を行った。

イ　大学入試センターの評議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規（昭和63年６月１日内規第２号）

評議員の候補者に公私立大学の関係者が加えられたことに伴う条文の整備を行った。

ウ　大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規（昭和63年６月１日内規第３号）

「運営協議員」を「運営委員」に改め、その候補者に公私立大学の関係者が加えられたことに伴う条文の整備を行った。

エ　大学入試センターの評価委員候補者選考に関する内規（昭和63年６月１日内規第４号）

「評価委員」が設置されたことに伴い、その委員の選考等に関する内規を制定した。

オ　大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規の一部を改正する内規（昭和63年６月１日内規第５号）

委員の候補者に公私立大学の関係者が加えられたことに伴う条文の整備を行った。

(5) 申　合　せ

ア　大学入試センター評議員の会議における審議事項についての申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年４月８日申合せ第１号）

「企画調整官」を「副所長」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

イ　共通第１次学力試験等連絡協議会に関する申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年４月８日申合せ第２号）

試験問題部会の構成員の「副所長」を「副所長（教授）」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

ウ　大学入試センター研究開発部の紀要に関する申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年４月８日申合せ第３号）

紀要の寄稿者に「客員助教授」を加えたことに伴う条文の整備を行った。

エ　情報資料のうち電子計算機に係るデータの使用及び研究成果の公表手続に関する申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年４月８日申合せ第４号）

データの使用者に「客員助教授」を加えたことに伴う条文の整備を行った。

オ　大学入試センター評議員の会議における審議事項についての申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年６月１日申合せ第５号）

審議事項に「評価委員の選考の方針」を加えたことに伴う条文の整備を行った。

カ　大学入試センター運営協議員の会議における審議事項についての申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年６月１日申合せ第６号）

「運営協議員」を「運営委員」に、「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

キ　大学入試センター運営協議員の会議に置く試験問題特別委員会における申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年６月１日申合せ第７号）

「運営協議員」を「運営委員」に、「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

ク　運営協議員会「資料公開等特別委員会」の設置に関する申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年５月25日申合せ第８号）

「運営協議員」を「運営委員」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

ケ　運営協議員の会議及び専門委員の会議の定足数に関する申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年５月25日申合せ第９号）

「運営協議員」を「運営委員」に改め、新たに評価委員の会議の定足数を加えたことに伴う条文の整備を行った。

コ　共通第１次学力試験等連絡協議会に関する申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年５月25日申合せ第10号）

「運営協議員」を「運営委員」に、「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

サ　大学入試センター運営委員の会議における審議事項についての申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年８月２日申合せ第11号）

「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

シ　大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会における申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年８月２日申合せ第12号）

「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

ス　国立学校設置法施行規則第50条の試験の試験等連絡協議会に関する申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年８月２日申合せ第13号）

「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改めたことに伴う条文の整備を行った。

(6) 所長裁定

ア　副所長の職務分担について（昭和63年４月８日所長裁定）

副所長の職務分担について必要な事項を定めた。

イ　『大学入試に関する情報提供検討委員会の設置について』の一部改正（昭和63年４月８日所長裁定）

委員長の「副所長」を「副所長（教授）」に改正した。

ウ　『大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について』の一部改正（昭和63年４月８日所長裁定）

委員会の組織のうち、「副所長」を「副所長（教授）」に、委員長の「副所長」を「副所長（教授）」に改正した。

エ　『「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会の設置について』の一部改正（昭和63年５月25日所長裁定）

「運営協議員」を「運営委員」に改正した。

オ　『大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について』の一部改正（昭和63年５月25日所長裁定）

「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改正した。

カ　電子計算機組織更新に関する検討委員会の設置について（昭和63年５月25日所長裁定）

大学入試センターの電子計算機組織の更新について検討を行うため、実施方法専門委員会に、電子計算機更新に関する検討委員会を設置し、その組織等について必要な事項を定めた。

キ　『大学入試センター債権管理事務取扱要領』の一部を改正する要領（昭和63年７月30日所長裁定）

大学入試センターの支出負担行為担当官及び契約担当官を「副所長」に、支出官を「管理部

長」に改正したことに伴う所要の改正をした。

ク 『大学入試センター収入官吏事務取扱要領』の一部を改正する要領（昭和63年７月30日所長裁定）

大学入試センターの支出負担行為担当官及び契約担当官を「副所長」に、支出官を「管理部長」に改正したことに伴う所要の改正をした。

ケ 『大学入試センター奨学寄附金委任経理事務取扱要領』の一部を改正する要領（昭和63年７月30日所長裁定）

大学入試センターの支出負担行為担当官及び契約担当官を「副所長」に、支出官を「管理部長」に改正したことに伴う所要の改正をした。

コ 『大学入試センター物品管理事務取扱要領』の一部を改正する要領（昭和63年７月30日所長裁定）

大学入試センターの支出負担行為担当官及び契約担当官を「副所長」に、支出官を「管理部長」に改正したことに伴う所要の改正をした。

サ 『物品管理（分類換、管理換、処分等）の事務手続きについて』の一部を改正（昭和63年７月30日所長裁定）

大学入試センターの支出負担行為担当官及び契約担当官を「副所長」に、支出官を「管理部長」に改正したことに伴う所要の改正をした。

シ 『大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について』の一部改正（昭和63年８月２日所長裁定）

「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改正した。

ス 電子計算機組織の機器構成等の検討に関する要領（昭和63年12月16日所長裁定）

大学入試センターの電子計算機組織の機器構成等について検討を行うため、電子計算機組織機器構成検討委員会を設置し、その組織等について必要な事項を定めた。

セ 『大学入試センター職員の財産形成貯蓄関係事務取り扱い要項』の一部改正（平成元年１月８日所長裁定）

「昭和」を「平成」に改正した。

5 会　　議

(1) 評議員会

評議員会は、３回開催し、大学入試センター諸規程の一部改正、共通第１次学力試験の実施に関する基本方針、大学入試センター試験の実施、大学入試に関する情報提供、概算要求の基本方針等大学入試センターの管理運営に係る重要な事項について審議を行った。

ア　評議員

氏　　名	現職	備考
石　川　忠　雄	慶應義塾大学長	昭63.10. 1から
石　田　名香雄	東北大学長	
岡　本　道　雄	科学技術会議議員	
奥　田　眞　丈	東京都立教育研究所長	昭63.10. 1から
川　井　　健	一橋大学長	昭63.10. 1から
橘　高　重　義	東京理科大学理事長	昭63.10. 1から
木　村　　等	香川大学長	
熊　谷　信　昭	大阪大学長	
崎　山　耕　作	大阪市立大学長	
高　井　修　道	横浜市立大学長	昭63.10. 1から
高　橋　良　平	九州大学長	
田　中　郁　三	東京工業大学長	
新　野　幸次郎	神戸大学長	
西　原　春　夫	早稲田大学長	昭63.10. 1から
早　川　幸　男	名古屋大学長	
伴　　義　雄	北海道大学長	
人　見　楠　郎	昭和女子大学長	昭63.10. 1から
北　條　舒　正	信州大学長	
丸　井　文　男	愛知教育大学長	
森　　亘	東京大学長	平元. 3.31まで

イ　審議の概要

回（開催期日）	議　　事
第　31　回 （昭和63年６月１日）	報告事項 (1) 顧問について (2) 教官人事について (3) 教科専門委員会委員について (4) 大学入試に関する情報提供について 審議事項 (1) 大学入試センター諸規程の一部改正について (2) 平成元年度共通第１次学力試験について (3) 臨時教育審議会答申のテストについて

第　32　回 （昭和63年10月24日）	報告事項 (1)　大学入試センター規程について (2)　平成元年度概要要求について (3)　大学入試センター試験協議会について (4)　平成２年度大学入試センター試験について (5)　大学入試センター試験試行テストについて (6)　平成元年度共通第１次学力試験について (7)　ハートシステム（大学進学案内）について 審議事項 (1)　大学入試センターの今後の運営について
第　33　回 （平成元年２月16日）	報告事項 (1)　顧問について (2)　教官人事について (3)　平成元年度大学入試センター予算（案）の概要について (4)　大学入試センター試験試行テストの実施結果について (5)　平成元年度共通第１次学力試験の実施結果について 審議事項 (1)　平成元年度共通第１次学力試験における科目間の平均点格差について (2)　平成２年度大学入試センター試験の実施について

(2)　運営委員会（運営協議員会）

運営委員会（運営協議員会）は、５回開催し、大学入試センター諸規程の一部改正、共通第１次学力試験の実施、臨時教育審議会答申のテスト（大学入試センター試験）の実施、大学入試に関する情報提供、教官人事、概算要求の基本事項等大学入試センターの運営に関する具体的な事項について協議を行った。

ア　運営委員会（運営協議員）

氏　　名	現職	備考
有　江　幹　男	大学入試センター所長	議長
石　原　勝　敏	埼玉大学　理学部　教授	
潮　木　守　一	名古屋大学　教育学部　教授	
緒　方　直　哉	上智大学　理工学部　教授	昭63.11.16から
小　川　國　治	山口大学　教育学部　教授	
河　原　一　男	長崎大学　薬学部　教授	平元．3.31まで
北　畠　　暁	大阪市立大学　医学部　教授	
小　林　哲　也	京都大学　教育学部　教授	
小　林　啓　美	大学入試センター副所長	平元．3.31まで
坂　元　　昂	東京工業大学 大学院総合理工学研究科　教授	
佐　藤　正　次	大阪大学　教養部　教授	
佐　藤　泰　正	筑波大学　心身障害学系　教授	
佐　野　博　敏	東京都立大学　理学部　教授	昭63.11.16から
清　水　畏　三	桜美林学園理事長	昭63.11.16から
清　水　留三郎	大学入試センター　研究開発部　教授	
田保橋　　彬	大学入試センター副所長	昭63．5．1から

中　島　直　忠	大学入試センター　研究開発部　教授	
中　原　　爽	日本歯科大学理事長	昭63.11.16から
中　山　和　彦	筑波大学　電子・情報工学系　教授	
野　村　祐次郎	大学入試センター　研究開発部　教授	平元．3.31まで
福　田　義　一	東北大学　教養部　教授	
松　本　三　郎	慶應義塾大学　常任理事	昭63.11.16から
丸　井　文　男	愛知教育大学長	
吉　井　　溥	横浜市立大学　商学部　教授	
吉　井　　治	千葉大学　教養部　教授	

イ　会議の概要

回（開催期日）	議　　事
第　76　回 （昭和63年５月23日）	報告事項 (1)　大学入試に関する情報提供について 審議事項 (1)　大学入試センター諸規程の一部改正等について (2)　教官人事について (3)　顧問について (4)　平成元年度共通第１次学力試験について (5)　臨時教育審議会答申のテストについて (6)　資料公開等特別委員会について
第　1　回 （昭和63年11月28日）	報告事項 (1)　大学入試センター規程について (2)　平成元年度概算要求について (3)　大学入試センター試験協議会について (4)　ハートシステム（大学進学案内）について 審議事項 (1)　教官人事について (2)　顧問について (3)　試験問題特別委員会委員の委嘱について (4)　平成元年度共通第１次学力試験及び大学入試センター試験試行テストについて (5)　平成２年度大学入試センター試験について
第　2　回 （平成元年１月30日）	報告事項 (1)　大学入試センター試験試行テストの実施結果について (2)　平成元年度共通第１次学力試験の実施結果について (3)　平成元年度大学入試センター予算（案）の概要について 審議事項 (1)　教官人事について (2)　平成２年度大学入試センター試験の実施について (3)　研究紀要登載論文について
第　3　回 （平成元年２月27日）	報告事項 (1)　平成元年度共通第１次学力試験の実施について 審議事項 (1)　教官人事について (2)　平成元年度共通第１次学力試験における科目間の平均点格差について (3)　平成２年度大学入試センター試験の実施について (4)　平成３年度大学入試センター試験試験問題作成要領について

第　4　回 （平成元年３月27日）	報告事項 (1)　教科専門委員会委員について 審議事項 (1)　大学入試センター諸規程の一部改正等について (2)　教官人事について (3)　運営委員の会議に置く特別委員会委員について (4)　平成元年度の共同研究について

(3)　専門委員会等

ア　教科専門委員会

共通第１次学力試験及びこれに代わる新しい大学入試センター試験（試行テスト含む。）の試験問題の作成に関する基本方針の策定及び試験問題の作成等に関する専門的事項を処理することを任務とする。

本年度の教科専門委員会は、17部会約230人（点字試験問題の作成等を任務とする特別問題作成部会（８人）を含む。）の委員が試験問題の作成等に当たった。

これらの委員は、広く全国の国立大学教員の中から委嘱し、各部会とも年間平均約12回36日以上にわたって会議を開催した。

イ　試験問題特別委員会（運営委員会）

共通第１次学力試験及びこれに代わる新しい大学入試センター試験（試行テスト含む。）の試験問題の文章表現、問題の構成、出題方法、解答方法等の一般的原則に関し、総合的に点検・照合を行うことを任務とする。大学入試センター運営委員並びに用字・用語の専門家等計14人の委員が、年間３回会議を開催した。

ウ　試験問題特別専門委員会

大学入試センター試験（試行テスト含む。）の試験問題の作成に関し、その構成、内容、解答等について具体的に点検・照合を行い、正確・適正な試験問題の作成を確保することを主たる任務とする。教科専門委員会委員経験者から委嘱した委員58人が科目別の部会に分属し、各部会とも年間３回会議を開催した。

エ　実施方法専門委員会

共通第１次学力試験並びに大学入試センター試験の実施方法の検討、情報処理システムの策定等を行うことを任務とする。国立大学11人、公立大学２人、私立大学３人及び高等学校関係者２人並びに大学入試センター関係者４人の計22人の委員が年間７回にわたって会議を開催した。

オ　資料公開等特別委員会（運営委員会）

所長の諮問に応じ、大学入試センターの研究紀要の論文その他入試関係資料の公開範囲等について、調査審議を行うことを任務とする。運営委員７人以内で構成し、年間２回にわたって会議を開催した。

(4)　共通第１次学力試験（大学入試センター試験）等連絡協議会

共通第１次学力試験の実施方法、試験問題等について、高等学校側と連絡協議し、その結果を今後の試験に反映させることを目的とする。総合部会と試験問題部会からなる。

ア　総合部会

共通第１次学力試験（大学入試センター試験）に関する一般的、包括的な事項について連絡協議を行う。

イ　試験問題部会

共通第１次学力試験に出題された試験問題の内容、程度、出題方法等について協議検討を行う。各都道府県教育委員会から推薦された48人（１科目につき原則として３人、17科目合計51人以内）の高等学校教員と、大学入試センター内の各試験問題作成責任者17人が各科目ごとの分科会に分かれて協議を行い、高等学校教員の委員は、試験問題の評価について報告を取りまとめた。

平成元年度共通第１次学力試験の試験問題に関して、試験問題部会から報告された意見・評価は、年報の別冊として刊行する「平成元年度共通第１次学力試験の試験問題に関する意見・評価」の中にそれぞれ収録した。

全国高等学校長協会代表者、都道府県教育長協議会代表者、大学入試センターの代表者計20人が年間３回にわたって会議を開催し、次の事項等について協議を行った。

(ア)　平成２年度大学入試センター試験について

(イ)　ハートシステム（大学進学案内）について

(ウ)　平成２年度大学入試センター試験の実施について

(エ)　平成元年度共通第１次学力試験における科目間の平均点格差について

6 広 報 活 動

共通第１次学力試験を含めた入試制度の趣旨、実施結果等の概要、研究活動などについて、周知を図り、試験を円滑に実施するとともに、各方面からの意見や批判に対して、センターとしての基本的な考え方を、関係者はもちろん、広く一般に周知させるために、広報活動のより一層の充実を図った。

広報資料としては、「昭和63年度共通第１次学力試験の試験問題に関する意見・評価」、「大学入試フォーラムNo.11」、「大学入試センター要覧」を、また、国立大学協会及び公立大学協会との共同編集による「国公立大学ガイドブック」をそれぞれ刊行した。

また、昭和63年５月には国立学校設置法の一部改正により、新たに、大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供業務を行うこととなった。

(1) ハートシステムの運用

この大学情報提供事業の一つとして、昭和63年10月から「ハートシステム」の名称でキャプテン通信網を通して、大学進学案内の情報提供を開始した。この大学進学案内は、各大学が個別に提供する進学のための大学情報を、網羅的、かつ有機的に蓄積・総合し、データベース化することにより、個別大学の情報の入手はもとより、必要な事項、例えば専門分野等によって、大学間を横断的に検索し、志望する学部・学科等が全国のどの大学に設置されているかなどの情報を即時に知ることができる。

受験生や進路指導担当者が、大学の教育、研究内容等の情報を的確に知り、これまでの偏差値に偏重しがちな進路選択や進路指導を改善し、進学志望者の個性と志望等に即した大学を選択することや、適切な指導を行うためにこの「ハートシステム」を活用されることを期待するものである。

(2) 広報資料の刊行

ア 「昭和63年度共通第１次学力試験の試験問題に関する意見・評価」

昭和63年度共通第１次学力試験の試験問題に関する意見・評価及び問題作成部会の見解を各教科・科目ごとに取りまとめたもの。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

（掲載内容）

(ｱ) 高等学校教科担当教員の意見・評価

(ｲ) 教育研究団体の意見・評価

(ｳ) 問題作成部会の見解

（配布先）

各高等学校、各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各教育関係団体など

イ 「大学入試フォーラムNo.11」

共通第１次学力試験の実施状況及び大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究活動を中心に、大学入試に係る事例紹介、研究報告、統計資料等を取りまとめたもの。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

（掲載内容）

(ｱ) 入試雑感

(ｲ) 座談会

(ｳ) 入試随想

(ｴ) 報告

(ｵ) 事例紹介

(ｶ) 研究ノート

(ｷ) 国公立大学入学者選抜関係統計資料

（配布先）

各高等学校、各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各都道府県高等学校長協会、各教育関係団体、各報道関係機関など

ウ 「国公立大学ガイドブック（昭和64年度版）」

入学志願者が志望する大学・学部の選択及び高等学校において進路指導を行うための参考として、各大学・学部の特色や、求める学生像、第２次試験の概要などの情報を取りまとめたもの。国立大学協会、公立大学協会との共同編集により作成した。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

（掲載内容）

(ｱ) 学部・学科等の系統別一覧

(ｲ) 免許・資格を必要とする主な職業

(ｳ) 各大学・学部等の紹介

㈡　昭和64年度国公立大学入学者選抜のあらまし

㈢　昭和64年度第２次試験等各大学の入学者選抜の概要

㈣　昭和63年度各大学・学部別入学志願状況

㈤　国公立大学入学者選抜実施状況

（配布先）

各高等学校、各国公立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各教育関係団体など。

なお、国公立大学ガイドブックは、昭和63年10月25日から全国の書店で一斉に発売された。

エ　「大学入試センター要覧（昭和63年度版）」

大学入試センターの概要を取りまとめ紹介したもの。主な掲載内容及び配布先は、次のとおり。

（掲載内容）

㈠　沿革

㈡　組織・運営

㈢　予算・施設

㈣　共通第１次学力試験のあらまし

㈤　広報

㈥　研究活動

（配布先）

各国公立大学、各関係機関など

(3)　諸資料の発表等

共通第１次学力試験等に関して、当センターが発表した期日・事項は、次のとおりである。

発　表　期　日	発　表　事　項
昭和63年	
5月19日（木）	「国立大学入学者選抜研究連絡協議会第９回大会開催要項」について
5月31日（火）	進路指導と大学情報に関する調査結果の中間報告について
7月21日（木）	平成元年度共通第１次学力試験の「実施要項」等について
9月20日（火）	大学入試センター試験試行テストの「受験案内」について
9月30日（火）	「ハートシステム（大学進学案内）」の開始について
10月13日（木）	大学入試センター試験試行テストの志願者数について
10月18日（火）	平成元年度共通第１次学力試験の出願受付について
10月19日（水）	平成２年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出願教科・科目の出題方法等について
10月24日（月）	平成元年度共通第１次学力試験の出願状況、出願受付状況について
10月28日（金）	平成元年度共通第１次学力試験の出願状況について（中間発表）
11月　4日（金）	平成元年度共通第１次学力試験の出願状況について（締切日）
11月18日（金）	大学入試センター試験試行テスト参加大学別指定教科・科目等及び試験場一覧について
12月　8日（木）	平成元年度共通第１次学力試験の志願者数（確定）について ・志願者数（確定） ・試験場一覧
12月13日（火）	大学入試センター試験試行テストの試験問題ページ数内訳及び発表用正解の大きさについて
12月25日（日） 12月26日（月）	大学入試センター試験試行テストの実施状況について
平成元年	
1月10日（火）	平成元年度共通第１次学力試験の実施について
1月17日（火）	平成元年度共通第１次学力試験の準備状況について ・電話ファクス及び専用電話の送受信テスト
1月21日（土）	平成元年度共通第１次学力試験本試験の実施状況について（第１日目） ・天候状況、追試験申請状況 ・国語、理科の試験問題及び正解 ・国語、理科の受験者数、受験率
1月22日（日）	平成元年度共通第１次学力試験本試験の実施状況について（第２日目） ・天候状況 ・数学、外国語、社会の試験問題及び正解 ・数学、外国語、社会の受験者数、受験率
1月24日（火）	平成元年度共通第１次学力試験「日本史」の正解訂正のお知らせ
1月25日（水）	平成元年度共通第１次学力試験の追試験受験許可者について
1月27日（金）	平成元年度共通第１次学力試験「理科」の得点（素点）修正について
1月28日（土） 1月29日（日）	平成元年度共通第１次学力試験追試験の実施について
1月30日（月）	平成元年度共通第１次学力試験の追試験受験状況について ・試験問題及び正解
2月20日（月）	平成元年度共通第１次学力試験実施結果の概要について ・志願者・受験者・受験率・教科別受験者数及び受験率 ・本試験平均点等一覧 ・「理科」の得点修正措置資料
3月　6日（月）	平成２年度大学入試センター試験の実施について ・実施要項の骨子

第２　平成元年度共通第１次学力試験の実施状況

１　実施の概要

平成元年度大学入学者選抜共通第１次学力試験は、大学入試センターと国公立大学（私立産業医科大学を含む。）との協力のもとに、平成元年１月21日（土）、22日（日）の両日、全国317試験場395,508人の志願者について行われた。（追試験は、１月28日（土）、29（日）の両日、全国２試験場で実施）

本年度の大学入学者選抜試験では、前年度同様、各大学が共通第１次学力試験で課す教科・科目数を５教科５科目（大学・学部によっては４教科４科目以下を課すことも可能）とし、各大学が実施する第２次試験では、新たに分離分割方式の導入に伴い、受験機会が多様化され実施された。

試験は、全試験場において、雪害等の影響もなく、当初の計画のとおり実施され、無事終了することができた。

試験実施結果の状況は、次のとおりである。（　）内は前年度

(1)　参加大学　　国立大学95　　公立大学36　　私立大学１

(2)　志願者　　395,508人　（396,575人）

(3)　受験者数　　376,717人―１教科以上受験した者　（378,548人）

本試験　　376,565人　（378,412人）　317試験場（318試験場）

追試験　　152人　（136人）　２試験場（２試験場）

(4)　受験率　　95.25％　（95.45％）

(5)　主な業務日程

昭和63年10月24日～11月４日	共通第１次学力試験の出願受付
平成元年１月21日・22日	共通第１次学力試験の実施
１月22日	正解等の発表
１月28日・29日	追試験の実施
２月20日	試験実施結果の概要の発表

2　実施要項の決定等

(1)　実施要項及び受験案内の決定・発表

昭和63年度の試験終了後、各国公立大学、高等学校等から寄せられた要望や意見及び前年度までの実績を踏まえ、国立大学協会、公立大学協会との協議、高等学校関係者との連絡協議を重ねた結果、平成元年度共通第１次学力試験の実施は、ほぼ前年度と同様の方針によることとし、「平成元年度大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項」を昭和63年６月13日に発表した。

また、この実施要項に基づき、出願手続き等について具体的に説明した「平成元年度大学入学者選抜共通第一次学力試験受験案内」（出願に必要な志願票等折込み）を作成し、各国公立大学・高等学校へ通知した。

実施要項及び受験案内の主な改正点は次のとおりである。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>改　　正　　点</th></tr>
<tr><td>1　選抜実施日程</td><td>
<table>
<tr><th>事　　項</th><th>昭和63年度</th><th>平成元年度改正</th></tr>
<tr><td>◦検定料納付</td><td>原則として
９月１日（火）から
10月31日（土）まで</td><td>原則として
９月１日（木）から
11月４日（金）まで</td></tr>
<tr><td>◦出願受付</td><td>10月26日（月）から
11月６日（金）まで</td><td>10月24日（月）から
11月４日（金）まで</td></tr>
<tr><td>◦共通１次試験の実施
・本試験
・追試験</td><td>１月23日（土）
・24日（日）
１月30日（土）
・31日（日）</td><td>１月21日（土）
・22日（日）
１月28日（土）
・29日（日）</td></tr>
<tr><td>◦試験問題　正解等の発表</td><td>１月25日（月）</td><td>１月23日（月）</td></tr>
<tr><td>◦第２次試験の出願受付</td><td>２月１日（月）から
10日（水）まで</td><td>１月30日（月）から
２月８日（水）まで</td></tr>
<tr><td>◦第２次試験の実施</td><td>A日程グループ
２月29日（月）から
又は
３月１日（火）から
（特例、２月28日から）
B日程グループ
３月５日（土）から
又は
３月６日（日）から
（特例、３月４日から）</td><td>A日程グループ
２月28日（火）から
B日程グループ
３月５日（日）から
後期日程
３月16日（木）から</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>2　出題資格</td><td>学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条第２号の規程による「高等学校の課程に相当する課程を有する在外教育施設」として「英国暁星国際学園（高等部）」が加えられたこと。</td></tr>
<tr><td>3　試験場の指定</td><td>・埼玉県新座市及び和光市の志願者が受験する試験場を東京都に変更したこと。
・神奈川県横浜市鶴見区の志願者が受験する試験場を東京都に変更したこと。
・島根県鹿足郡の志願者が受験する試験場を山口県に変更したこと。</td></tr>
<tr><td>4　受験票・写真票・成績請求票</td><td>第２次試験の試験実施方式に、新たに分離分割方式が導入されたことに伴い、「成績請求票」の形態を変更したこと。</td></tr>
<tr><td>5　解答用紙の様式</td><td>数学の解答用紙第２面の様式を変更したこと。</td></tr>
<tr><td>6　再試験・追試験</td><td>追試験の実施及び追試験の受験申請について、わかりやすい記述にしたこと。</td></tr>
</table>

(2) 実施日程

平成元年度の国公立大学入学者選抜は、次の日程で行われた。(私立の産業医科大学は、A日程で行われた。)

共通第1次学力試験	年月日	各大学が実施する第2次試験
	昭和63年7月31日まで	実施要項発表
受験案内発表、配付開始	9月1日(木)から	
検定料納付	9月1日(木)から 11月4日(金)まで	
出願受付	10月24日(月)から 11月4日(金)まで	
確認はがき送付(出願内容確認)	11月下旬まで 12月15日(木)まで	募集要項発表
受験票等の送付	12月下旬まで	
試験実施	平成元年 1月21日(土)・22日(日)	
正解等を発表	1月23日(月)	
追試験実施	1月28日(土)・29日(日)	
	1月29日(日)まで	推薦入学(共通第1次学力試験を課さない場合)の結果発表(実施大学だけ)
	1月30日(月)から 2月8日(水)まで	出願受付
	2月18日(土)まで	2段階選抜と推薦入学(共通第1次学力試験を課す場合)の結果発表(実施大学だけ)
	2月28日(火)から	A日程・前期日程の国立大学及びA日程の公立大学が試験実施
	3月5日(日)から	B日程の国立大学及び公立大学が試験実施
	3月8日(木)以降	C日程群の公立大学が試験実施
	3月13日(月)まで	前期日程の国立大学が合格者発表
	3月16日(木)から	後期日程の国立大学が試験実施
	3月19日(日)から 3月23日(木)まで	B日程・後期日程の国立大学(B日程の公立大学もこれに準ずる)及びC日程群の公立大学が合格者発表
	3月23日(木)まで	A日程の国立大学が合格者発表(公立大学もこれに準ずる)

(注) ① 公立大学の実施日程は、一部の公立大学においては上表と異なる場合があるので注意すること。
② 産業医科大学の実施日程は、国立大学とほぼ同じである。

(3) 説明協議会の開催

共通第1次学力試験の実施方法等の周知と連絡協議を目的として、高等学校、教育委員会等の関係者を対象とする説明・協議会を全国7会場で開催した。この会議には2,710校、3,824人の関係者が出席した。

なお、大学入試センターの説明協議終了後、国公立大学第2次試験で、分離分割方式が導入されることに伴い、文部省から担当官又国立大学協会から地区別に担当の学長等及び説明員が出席され、国公立大学の第2次試験に係る諸事項について説明が行われた。

また、これらの説明・協議が終了後、大学入試に関する情報提供に伴う、キャプテンシステムによるデモンストレーションも行われた。

この説明会の開催状況は、次の表のとおりである。

地区	開催協力大学等	開催日	会場	出席者数(高校数)
北海道	北海道大学	7月27日	北海道大学学術交流会館	191人(138校)
東北	東北大学	7月25日	勾当台会館	281人(208校)
関東・甲信越	入試センター	7月22日	国立教育会館虎の門ホール	1,176人(871校)
東海・北陸	名古屋大学	8月5日	名古屋市公会堂	548人(406校)
近畿	京都大学	7月25日	京都府立勤労会館	852人(527校)
中国・四国	岡山大学	8月4日	岡山衛生会館内三木記念ホール	366人(267校)
九州・沖縄	九州大学	8月2日	九州大学創立50周年記念講堂	410人(296校)
計				3,824人(2,710校)

(4) 実施担当者会議・情報処理連絡協議会の開催

各国公立大学の実施担当者を対象とした、試験の実施、業務の処理日程及び実施上の処理方法等について説明・協議を目的とする実施担当者会議を、第1回は全国7会場で8月下旬に、第2回は東京において12月下旬にそれぞれ開催した。この会議には、第1回は406人、第2回は326人の関係者が出席した。

また、各国公立大学の情報処理業務担当者を対象とした、情報処理連絡協議会を第1回の実施担当者会議と同日程で開催した。この会議には395人の関係者が出席した。

(5) 受験案内の配布

出願に必要な志願票等を折り込んだ「受験案内」を70万部作成し、9月1日から各国公立大学

において、入学志願者に配付するとともに、各高等学校、各都道府県教育委員会・同知事部局、その他関係諸機関等にも参考として配付した。

3　出願の受理及び受験票の発行

(1)　志願状況

出願受付は、昭和６３年10月24日から11月４日までの間、高等学校卒業見込者は在学する高等学校を経由し、高等学校卒業者等については直接大学入試センターへ郵送する方法により行われた。志願者は、前年度を1,067人下回る395,508人にとどまり、総入学定員に対する志願倍率は3.6倍（昨年度3.7倍）となり、過去２番目の志願者数となった。現役志願率（高等学校新規卒業見込者に占める志願者の割合）については、14.3％と前年度（14.7％）に比べ0.4％減少した。志願状況は次の各表のとおりである。

(ｱ)　出願資格別

区　分	平成元年度		
	人		%
高等学校卒業見込者	242,748		(61.4)
高等学校卒業者	150,257		(38.0)
大学入学資格検定合格者	2,194		
高等専門学校第3学年修了者	168	2,503	
外国の学校(12年の課程修了者)	59		
在外教育施設修了者	44		(0.6)
国際バカロレア資格取得者	3		
文部大臣の指定した者	35		
合　計	395,508		(100.0

(ｲ)　男女別

区分	平成元年度	
	人	%
男	290,775	(73.5)
女	104,733	(26.7)

(ｳ)　高等出身者の学科別

区　分	平成元年度	
	人	%
普通科	381,260	(97.0)
農業科	403	(0.1)
工業科	1,401	(0.3)
商業科	650	(0.2)
理数科	7,057	(1.8)
その他	2,234	(0.6)
合　計	393,005	(100.0)

(ｴ)　受験承認科目の申請者数

区　分	平成元年度
工業数理	57
簿記会計	449
現代社会	1,199
理科Ⅰ	711

(2)　確認はがきの発送及び不備な出願書類の修正

志願者から提出された志願票の記載事項は、電子計算機に入力して登録・管理しているが、志願票の記入誤り等の修正と登録の正確を期すために、登録内容を印字した「確認はがき」を高等学校卒業見込者は在学中の学校を経由し、高等学校卒業者は本人に直接送付して出願内容の確認を求めた。

出願書類の不備件数は934件（不備率0.2％）で前年度（943件・0.2％）より９件減少した。こ

れらの不備書類については、電話・文書により照会し、修正の上、受理手続きを完了したが、これには出願受付締切後約10日間を要した。

出願書類の不備（延）件数は次表のとおりである。

事　　項	合　　計	高校経由出願分（卒業見込者）	個人直接出願分（卒業者等）
検定料領収証書未添付	73件　（ 64件）	5件　（ 10件）	68件　（ 54件）
卒業証書等未添付	307　（ 272 ）	0　（ 0 ）	307　（ 272 ）
その他（記入漏れ等）	554　（ 607 ）	27　（ 28 ）	527　（ 579 ）
合　　計	934　（ 943 ） 0.2%　（ 0.2%）	32　（ 38 ） 0.01%　（0.01%）	902　（ 905 ） 0.6%　（ 0.6%）

(3)　試験場の設定

各国立大学は、公立大学の協力を得て、６月中旬に大学入試センターが算出した各都道府県別の志願者予測数に基づき、試験場設定準備を開始した。

大学入試センターは、志願者確定後、ただちに各国立大学に対し当該試験場の収容力に応じた志願者数の割り当てを行い、次表のとおり317（前年度318）の試験場を確定した。

本試験場	317	一般試験場	309	大学内試験場　220 （国立大学178、公立大学32、私立大学１、大学付属高校９） 高校借用試験場　81 （公立高校79、私立高校２） その他の試験場　８（予備校）
		点字試験場	8	大学内試験場　8
追試験場	2	全国を２地区に分け１か所の国立大学試験場		

(4)　受験票等の発行

12月７から13日までの間に、高等学校卒業見込者は在学中の学校を経由し、高等学校卒業者等は本人に直接、受験票・写真票・成績請求票、受験者心得を発送した。これら受験票等が12月26日までに到着しなかった志願者については、その旨を大学入試センターに届け出ることとしており、131件（前年度149件）の不着申請が提出されたので、不着の事由等を調査の上、受験票等を再発行し送付した。

なお、その後、紛失、破損等による再発行申請が、試験日までに354件（前年度385件）、試験

終了後1,479件（前年度1,038件）計1,833件（内訳は次表のとおり）提出され、申請事由を審査の上、再発行し本人に送付した。このほか受験票送付時に「あて所不明」として返送され、調査の上、再送したものが94件（前年度111件）あった。

平成元年度受験票等再発行の状況

再発行申請事由 / 区分	不着	紛失	汚損	記載変更	内訳			仮受験票関係	計
					氏名	生年月日	性別		
卒見者	－	821	35	20	17	2	1	129	1,005
既卒者等	131	578	30	12	6	5	1	77	828
計	131	1,399	65	32	23	7	2	206	1,833

(5)　検定料の収納

共通第１次学力試験の検定料については、志願者が銀行等又は郵便局の窓口で納入し、その領収証書を志願票にはり付けて提出することとされている。この志願票にはり付けて提出された領収証書と別途銀行等から送付された領収済通知書とを照合し、納入の確認を行うとともに、二重納入などの点検を行った。

本年度の総納付件数は、銀行納入分95.801件、郵便局納入分299,982件の395,783件となったが、出願しなかったもの、二重納入等275件（前年度508件）については、検定料相当額を還付する手続きをとった。

4 試 験 実 施

(1) 実施体制等

ア　大学入試センター

- 所長を本部長とし、運営委員及び実施方法専門委員会委員等12人で構成する共通第１次学力試験実施本部を設置し、専用電話及びファクスにより各国公（私）立大学と密接な連携を図るとともに、試験実施全般に関する連絡調整及び重要事項の処理等に当たった。

  また、実施本部には教科専門委員会各科目別試験問題作成部会長を含む委員で構成する試験問題部会を設け、試験問題及びその正解の点検や、試験問題に関する疑義の処理に当たった。

- 試験の実施に先立ち、試験問題の作成、印刷及び各大学への輸送は、すべて計画どおり実施された。

  また、１月17日及び18日に大学入試センター（実施本部）と各国（公）立大学（試験実施本部及び各試験場）との間において、ファクス及び専用電話の「試験通信」を実施し、その結果すべて大学との間において、異常なく送受信が行われたことが確認された。

イ　国立（私）立大学

各国立大学では、公（私）立大学の協力の下に試験実施委員会（学長を委員長とし、10人程度の委員で構成）を設置し、当該大学が設置した試験場における試験の実施に当たった。

また、各試験場では、全国で約15,800人が試験監督（原則として受験者50人に２人）に当たり試験を実施した。

なお、一部の大学では、受験者数に対して当該大学の教職員が少ないため、他の国公立大学から応援（延176人）求めたほか、公立高等学校、教育委員会の教職員（延474人）に監督補助を依頼する等の措置がとられた。

ウ　連絡体制

試験実施当日は、実施本部、各国公（私）立大学及び各試験場の緊密な連携を図るため、379台のファクス及び150台の専用電話からなる連絡体制を組織した。

エ　再試験対策等

共通第１次学力試験実施当日特に北海道地区において、雪害等が強く懸念されたため、試験

当日の交通機関の運行状況によって、受験者の出席状況等の把握に資する資料等を事前に準備する等の措置を講じ試験実施に備えた。

(2) 試 験 時 間

共通第１次学力試験の本試験は、平成元年１月21日（土）、22日（日）に全国317試験場で次表の時間割により一斉に行われた。

また、前年度から強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対し、審査の上、試験時間の延長（1.3倍程度）の措置を講じたことから、次表のとおり３つの時間帯で実施された。

なお、追試験は、本試験の１週間後に試験時間を延長する試験を除き、本試験と同様の時間帯で実施された。

期　　日	教　科	一般の試験時間	1.3倍の試験時間	1.5倍の試験時間
平成元年１月21日(土)	国　語	13：00～14：40（100分）	13：00～15：10（130分）	13：00～15：30（150分）
	理　科	15：30～16：30（ 60分）	16：00～17：20（ 80分）	16：00～17：30（ 90分）
１月22日(日)	数　学	10：00～11：40（100分）	10：00～12：10（130分）	10：00～12：30（150分）
	外国語	13：00～14：40（100分）	13：30～15：40（130分）	13：30～16：00（150分）
	社　会	15：30～16：30（ 60分）	16：30～17：50（ 80分）	16：30～18：00（ 90分）

(3) 受 験 状 況

本年度の大学入学者選抜は、前年度同様共通第１次学力試験の受験教科の数を各大学の決定に委ねることとなり、大学・学部等によっては、４教科以下を課すことも可能となった。

その概要は、次のとおりである。

		前　年　度
ア　志願者数	395,508人	(396,575人)
イ　受験者数	376,717人（全教科、一部教科）	(378,548人)
本試験	376,565人（点字問題受験者を含む）	(378,412人)
追試験	152人	(136人)
ウ　受験率	95.25％	(95.45％)

〔受験験者数（全教科、一部教科）／志願者数×100〕

教科別受験者数及び受験率（追試験含む）

区　分	国　語	理　科	数　学	外国語	社　会
受験者数	375,633人	359,971人	359,803人	374,629人	369,390人
受験率	95.0%	91.0%	91.0%	94.7%	93.4%

エ　全教科欠席者数　18,791人　（18,027人）

本試験　18,781人　（18,018人）

追試験　10人　（9人）

(4)　身体に障害のある志願者に対する措置

共通第１次学力試験においては、身体に障害のある志願者からの申請に基づき、その障害の種類・程度に応じた受験上の特別措置を行うこととしている。

前年度から、点字受験者以外の身体に障害のある受験者のうち、強度の弱視及び重度の肢体不自由者に対し、審査の上、試験時間の延長を認めることとしている。

また、点字問題の作成に当たっては、通常の試験問題を基本とし、点訳に適さない問題については代替問題を出願するとともに、必要に応じて説明文を補足した。

なお、点字試験の試験時間は、通常の1.5倍、点字試験以外の試験時間を延長する試験は、1.3倍としている。これらの者に対する受験に当たって、特別の措置をした人数は、次表のとおりである。

身体に障害のある者に対する受験の際の特別措置

区分			年度	平成元年度 志願者数	平成元年度 受験者数	昭和63年度 志願者数	昭和63年度 受験者数
男				162人	150人	131人	126人
女				51	50	47	44
計				213	200	178	170
内訳1	障害の種類		視覚障害	50	47	37	34
			聴覚障害	60	58	55	52
			肢体不自由・病弱等	103	95	86	84
内訳2	受験の際の措置（延数）	視覚障害	点字問題を点字で解答	17	16	10	9
			一般問題を文字で解答	28	27	21	19
			試験時間の延長（1.3倍）	18	17	16	14
			拡大文字問題の準備	20	18	21	19
			拡大鏡等の持参使用	22	21	17	15
			窓側の明るい座席を指定	20	18	13	12
			照明器具の準備	2	2	2	2
		聴覚障害	手話通訳者の付与	－	－	－	－
			注意事項等の文書による伝達	43	42	39	37
			座席を前列に指定	44	43	39	36
			補聴器の持参使用	51	49	50	46
		肢体不自由・病弱等	一般問題をチェックで解答	23	20	16	15
			試験時間の延長（1.3倍）	5	5	－	－
			介助者の付与	1	1	－	－
			別室を設定	2	2	3	3
			試験室を一階に設定	67	63	46	54
			洋式トイレに近接する試験室に指定	58	54	36	34
			特製机の持参使用又は準備	38	36	19	18
			車椅子の持参使用	44	41	30	29
			松葉杖の持参使用	28	27	26	25
		その他		93	86	68	66

（注）内訳２は、重複措置を含む延数である。

前表のほか、出願受付締切後の負傷等により、特別の受験措置を希望した志願者についても審査の上、次表のとおりの措置を講じた。

区分		平成元年度	昭和63年度
対象者合計（内女性数）		81人(26)	63人(14)
障害の種類	視覚障害	7②人	1人
	聴覚障害	1	1
	肢体不自由等	73⑥	61①

（内訳）

受験の際に行った措置（延数）	視覚障害	点字問題を点字で解答	－	－
		一般問題を文字で解答	5②	－
		試験時間の延長（1.3倍）	1	－
		拡大文字問題の準備	4①	－
		拡大鏡等の持参使用	2	1
		窓側の明るい座席を指定	4②	－
		照明器具の準備	－	－
	聴覚障害	手話通訳者の付与	－	－
		注意事項等の文書による伝達	1	－
		座席を前列に指定	－	1
		補聴器の持参使用	－	1
	肢体不自由・病弱等	一般問題をチェックで解答	3	1
		試験時間の延長（1.3倍）	－	－
		介助者の付与	－	－
		別室を設定	32	19
		試験室を一階に設定	11③	10①
		洋式トイレに近接する試験室に指定	9①	10
		特製机の持参使用又は準備	2	2
		車椅子等の持参使用又は準備	4①	5
		松葉杖の持参使用	15②	25①
	その他		37⑥	33①

（注） 1 内訳は、重複障害を含む延数である。
2 ○の数字は、内数で追試験受験者を示す。

(5) 追試験の実施

追試験は、本試験の１週間後の１月28日（土）、29日（日）に２試験場で実施された。

本年度の追試験対象者数は168人（昨年度145人）で、その内訳は次表のとおりである。

なお、「疾病・負傷等」は、主として感冒と腹痛であった。

（ ）内は前年度

地区	追試験場名	追試験受験許可者数	性別		事由		卒業区分				受験許可大学
							卒業見込者		既卒者等		
			男	女	疾病・負傷	事故等	男	女	男	女	
東日本	東京大学	76人	62人	14人	70人	6人	21人	8人	41人	6人	23大学
西日本	京都教育大学	92	77	15	92	0	25	9	52	6	33
計		168 (145)	139 (120)	29 (25)	162 (144)	6 (1)	46 (29)	17 (13)	93 (91)	12 (12)	56 (45)

（疾病・負傷の内訳）

区分	東日本	西日本	計
疾病・負傷	70人	92人	162人
ア 感冒及び類似症	36	63	99
イ 胃腸炎及び類似症	15	5	20
ウ その他の疾病	15	18	33
エ 負傷	4	6	10
事故等	6	0	6
合計	76	92	168

(6) 正解の発表

本試験の正解は、試験終了後、報道機関を通じて発表した。

また、追試験の正解は、大学入試センター及び追試験を実施した２国立大学において発表するとともに、正解表の入手を希望した68人の受験者には直接郵送した。

5 実 施 結 果

(1) 答案の読み取り及び採点

各大学から返送された受験者の答案約187万枚は、大学・試験場別、教科別に枚数等を確認し、1月23日から1月31日までの間に9台の光学式マーク読取装置（ＯＭＲ）で読み取りを行なった。

読み取られた答案は、大学・試験場及び教科単位に受験番号等に誤りがないことを確認し、1月23日から2月6日までの間に電子計算機処理によって採点を行なった。

(2) 答案のマークもれ等の状況

本試験における受験番号及び解答科目のマーク誤り等の発生件数は71件（延受験者数に対する発生率0.004％）で前年度（54件、0.003％）より17件増加した。

この発生件数を教科別に分けると次のとおりである。

国　語	0件	（　0％）
数　学	0件	（　0％）
外国語	0件	（　0％）
社　会	46件	（64.8％）
理　科	25件	（35.2％）

(3) 平均点等

本試験を受験した376,565人についての科目別平均点等の最終結果を、2月20日に発表した。総得点及び各教科の平均点については、昭和62年度共通1次試験から大学・学部によっては4教科以下の成績を利用することもあるため、受験者全員が5教科全てを受験するとは限らなくなったこと等により発表していないが、本年度も同様とした。

(4) 成績の提供

本年度の共通第1次学力試験の成績提供は、2月9日から4月5日までの間に各国公（私）立大学からの成績請求に基づき行なった。

各大学への第2次試験及び第2次募集に係る成績提供件数は、次のとおりである。

第2次試験：約300,200人　　（前年度　務311,000人）

第2次募集：約　9,500人　　（前年度　約 14,000人）

(5) 合格状況資料の提供

当該大学の大学入学者選抜業務に使用するために必要な場合、大学からの請求に基づいて、合格状況資料を提供しているが、本年度から新たに「前期日程」試験入学手続者に係る合格状況資料を提供した。

各大学への提供状況は、次のとおりである。

- 大学別推薦入学入学手続者に係る合格状況資料……119大学
  （提供期間：3月3日から10日まで）
- 「前期日程」試験入学手続者に係る合格状況資料…… 84大学
  （提供期間：3月18日から23日まで）
- 一般入試合格者等に係る合格状況資料……132大学
  （提供期間：3月27日・28日）

(6) 出願状況資料の提供

当該大学の大学入学者選抜業務に使用するために必要な場合、大学からの請求に基づいて、他大学の併願状況を記載した出願状況資料を提供した。

各大学への提供状況は、次のとおりでおる。

提供期間　：3月3日から10日まで

提供大学数：131大学

6 試 験 問 題

(1) 試験問題の作成

共通第１次学力試験問題は、高等学校学習指導要領に準拠するとともに、教科書を基礎とし、高等学校における教育の実情をも考慮しながら、「高等学校における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度」を判定するという目的に沿って作成している。

また、入学者選抜の資料としての有効性を維持するため、試験問題の内容・程度を工夫するほか、配点の方法にも配慮し、高等学校においてまじめに学習に努めた受験者の平均得点率は60％を上回る程度になることを目標としている。

出願に当たる教科専門委員会の委員は、全国の国立大学の教員約230人委嘱し、これらの委員は、科目別等の部会に分属し、年間約12回36日以上にわたって会議を開催し、試験問題の作成に当たっている。

試験問題の作成過程においては、各部会で十分討議を尽くして試験問題の原案の作成に当たるほか、各教科・科目間の調整会議の開催及び相互点検等を行い、試験問題の内容・量、難易度が均衡のとれるものとなるように、また重複による相互推測がおきないように留意している。

また、教科専門委員会とは別に設置している試験問題特別専門委員会等において、文章表現、問題の構成、解答方法の妥当性及び出願の内容の適否等について、具体的に点検・照合を行い、より適正な出題に努めたことは、従前と同様である。

(2) 科目の平均点等

科目の平均点は、高等学校段階における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度を判定し、併せて入学者選抜の資料としての有効性を維持するため、平均得点率は60％を上回る程度になるよう努力してきたところであるが、平成元年度共通第１次学力試験理科の科目間において、従来許容してきた範囲を超える約30点の平均点差が生じたことから、緊急措置として得点修正を行った。（理科の得点修正についての経緯と分析結果は、巻末に掲載したとおりである。）なお、各大学に共通第１次学力試験の成績を提供する際、各大学の最終判定に当たり、共通第１次学力試験の成績をより細かく分析し、利用することが可能となるように、受験者各人の得点のほかに、各科目の全受験者の得点についての資料を本年度も提供した。

(3) 出願の誤り等について

① 本年度、試験問題印刷後に行った試験問題の訂正及び問題文の説明補足は次のとおりである。

（本試験）

ア 社会「倫理、政治・経済」（３ページ ２行目）

問題訂正

（誤）（解答番号1～47） （正）（解答番号1～45）

イ 社会「日本史」（43ページ 問６の１行目及び２行目）

問題訂正

〈43ページ 問６の１行目〉

（誤）…。そのような諸組織… （正）…。次の諸組織…

〈43ページ 問６の２行目〉

（誤）…、次の①～⑤… （正）…、①～⑤…

ウ 理科「化学」（29ページ １行目）

問題訂正

（誤）フエノール （正）フェノール

（追試験）

ア 社会「倫理、政治・経済」

説明補足

第７問（17～19ページ）の本文及び設問には、下線部Ⓒは使用していません。

イ 社会「世界史」（47ページ 下から２行目）

（誤）①公行の貿易独占の廃止 （正）公行の廃止

ウ 社会「現代社会」（10ページ 上から７行目）

問題訂正

（誤）問３…、ソ連の政治制度 （正）問３…、1988年12月の憲法改正以前のソ連の政治制度

以上のとおりであるが、今後とも問題訂正等を皆無とするため、一層の努力が必要であると考えている。

② 共通第１次学力試験実施当日に、次のとおり「正解の訂正」が発生した。

（本試験）

ア 社会「日本史」 第１問―Ｄ―問６―㋐

○ 本問の設問は、不適切であったので、受験者全員について正解の扱いとした。

イ 数学「数学Ⅰ」 ㋑―㋓～㋒

○ 本問については、表示した正解以外に多数の正解があり得ることにより、㋓～㋒については受験者全員に満点（８点）を与えた。

今後、このような正解を訂正する等の事態が生じないよう、設問、選択肢の設定及び正解の作成・点検等に当たって一層留意していきたいと考えている。

(4) 試験問題に対する意見

共通第１次学力試験の実施後、各方面から寄せられた試験問題についての意見では、理科を除いては、全般的にこれまでの試験結果を踏まえ、試験問題に工夫、改善が加えられ、全体として高等学校における正常な学習の成果を判定するのにふさわしい出願であったという評価が多かった。

理科についての意見では、「物理」は全体的に高いレベルの内容で、問題量が多すぎるとする意見。また、「生物」は、データ、実験結果をもとにした考察問題にレベルの高いものが多く、高等学校教育の実情を反映していない等の意見が寄せられた。

その他いくつかの科目の出題内容についての意見、照会が寄せられたが、これらの意見については、今後の試験問題の作成に反映させるため、各試験問題作成部会で検討するとともに、当センターとしては、これまでと同様、組織的に高等学校側の意見・評価を得るため、共通第１次学力試験等連絡協議会試験問題部会を開催して意見交換を行い、その結果を取りまとめた。また、教科・科目に関する17の全国的な教育研究団体にも意見・評価を求めているところであり、これらについては、教科専門委員会試験問題作成部会の見解を付して、「平成元年度共通第１次学力試験の試験問題に関する意見・評価」（年報別冊）として刊行している。

第３　新テストへの切り替え

大学入試センター試験の準備状況と試行テストの実施

文部省に設置された『大学入試協議会「準備協議会」』の第１回会合（昭和63年３月18日）において、①臨時教育審議会答申のテストの諸準備を大学入試センターで取り進めること、②このテストの試験問題及び試行テストの試験問題の作成は、現センターの教科専門委員会が行うこと、③昭和63年12月下旬に、試行テストを実施することが決定された。昭和63年５月には、国立学校設置法の一部改正も行われ、当センターが、このテストの一括処理業務の担当機関となることも確定し、以後、当センターにおいては、関係各団体、機関等との緊密な連携協力を図りつつ、関係委員会において、周到な実施準備を取り進めた。

また、新テスト（仮称）の円滑な実施に資するため、昭和63年12月25日（日）、26（月）の２日間にわたって、試行テストを実施した。

なお、「新テスト」実施へ向けての当センター内及び関係方面における動きなどを時系列的に整理すると、以下のとおりである。

(1) 大学入試センター試験の準備状況

63. 4. 6　大学入試センター教科専門委員会に、昭和65年度「新テスト」（仮称）及び同テストの「試行テスト」の試験問題の作成を依頼

5. 23　（国立学校設置法の一部改正法施行）

6. 13　国立大学協会総会において各国立大学が新テストと第２次試験との適切な組合せにより選抜を行うことが望ましい旨の見解取りまとめ

6. 17　文部省の大学入学者選抜方法の改善に関する会議（以下、大学入試改善会議）において、新テストに係る当面の日程を了承

6. 20　文部省は、昭和65年度新テストを利用しようとする場合は、７月末までに報告するように各私立大学に通知

6. 28　公立大学協会正副会長会議において、公立大学は新テストに一括参加することを決定

7. 15　国立大学協会が、新テストについての要望事項を文部省へ提出

7. 25　文部省の大学入試改革協議会「準備協議会」第２回会合において、新テストの実

施に関し、国公私立大学間で意見の集約調整を行う協議組織を設置することを合意了承

また、準備協議会から、国立大学協会、公立大学協会及び私立大学団体連合会の各会長あて、上記協議組織の構成員の選出を依頼

7．29　全国高等学校長協会会長から、新テストの実施時期について文部省に要望書提出

8．1　国立大学協会入試改善特別委員会から、新テストの利活用通知

8．2　文部大臣裁定により、新テストの名称を「大学入試センター試験」と決定

8．10　文部省が、大学入試センター試験の利用予告大学をセンターに通知（13大学14学部）

9．14　新テストの実施に関する協議組織の構成員について、各団体からセンター所長に回答

10．5　新テストの実施に関する協議組織として、「大学入試センター試験協議会」が発足し、第1回の会議において、昭和63年度大学入試センター試験の実施期日を昭和65年1月13日（土）・14日（日）とし、各大学への1月31日からの成績提供を合意了承

10．11　大学入試改善会議が、「昭和65年度大学入試センター試験実施大綱」を決定

10．12　文部省が、「昭和65年度大学入試センター試験実施大綱」を各国公私立大学等に通知

同日付けで、大学入試センターは、「昭和65年度大学入試センター試験に係る出題教科・科目の出題方法等」を各国公私立大学、高等学校へ通知

10．24　大学入試センター評議員会において、大学入試改革協議会「準備協議会」で合意了承された大学入試センターの各種委員会の選出区分別委員会構成について、了承

11．15　国立大学協会、公立大学協会の連絡協議委員会において、公立大学も国立大学の「実施要領」等に準じ、第2次試験を実施することの合意

11．16～17　国立大学協会総会において、国立大学の入学者についての昭和65年度の実施要領、細目及び第2次試験実施上の申し合わせ事項が決定

11．25　大学入試センター実施方法専門委員会において、昭和65年度大学入試センター試験実施大綱を受けて、試験の実施方法についての本格的審議を開始

11．28　大学入試センター運営委員会において、大学入試センター試験の実施大綱、出題教科・科目等を含め、これまでの経過等を説明

12．5　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会において、これまでの経過等を説明

12．10　国立大学協会第2常置委員会において、「大学入試センター試験の成績提供は大学が指定した教科・科目のうち受験生が受験した全ての教科・科目の成績とする」ことを了承

12．16　実施方法専門委員会において、昭和65年度大学入試センター試験の実施要項の骨子を検討

元．1．27　実施方法専門委員会において、平成2年度大学入試センター試験の実施要項の骨子を検討

1．30　運営委員会において、大学入試センター試験の実施要項の骨子について審議

2．6　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会において、大学入試センター試験の実施要項の骨子を協議

2．10　国立大学協会第2常置委員会において、大学入試センター試験の実施要項の骨子について審議

2．13　利用予告のあった各私立大学に、大学入試センター試験の実施要項の骨子について、意見の有無を照会

2．14　公立大学協会に、大学入試センター試験の実施要項の骨子について、意見の有無を照会

2．16　評議員会において、大学入試センター試験の実施要項の骨子について審議

2．20　実施方法専門委員会において、大学入試センター試験実施要項の骨子の最終まとめ、実施要項の内容の審議及び実施提要・受験案内等の内容の審議開始

2．27　運営委員会において、大学入試センター試験実施要項の骨子の最終まとめについて了承

3．1　大学入試センター試験の実施方法等に関する協議会を開催し、利用予告の私立大学に対し、実施方法等に関する説明、協議

3．3　大学入試センター試験協議会において、大学入試センター試験の実施要項の骨子について合意了承

同日付けで、同骨子を各国公私立大学、高等学校、教育委員会等に通知

3．6　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会において、大学入試センター試験の実施要項の骨子について、説明するとともに、高等学校の施設借用等試験の実施について協議

3．8　国立大学協会理事会において、大学入試センター試験の実施要項の骨子について説明

3．24　実施方法専門委員会において、大学入試センター試験の実施要項、実施提要、受験案内等について検討

3．27　運営委員会において、大学入試センター試験の実施要項について了承

3．29　広島県立大学から、大学入試センター試験利用の追加予告（公立大学、37全大学）

3．31　桜美林大学国際学部及び東京理科大学基礎工学部から、大学入試センター試験利用の追加予告（16大学19学部）

(2)　試行テストの実施

63．4．6　大学入試センター教科専門委員会に、昭和63年度試行テスト試験問題の作成を依頼

4．13　大学入試センター試行テスト専門委員会において、昭和63年度試行テストの実施に関し、具体的検討すべき事項について検討

4．19　試行テスト専門委員会において、「臨時教育審議会答申のテストに係る試行テスト実施計画」について検討

4．22　「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会において、試行テスト専門委員会で検討された「試行テスト実施計画」を了承

大学入試センター実施方法専門委員会において、試行テストの検討状況及び現段階における試行テスト実施計画の概要について説明

5．23　大学入試センター運営協議員会（現運営委員会）において、試行テスト実施計画を了承

6．1　大学入試センター評議員会において、試行テスト実施計画を了承、文部省へ提出

6．17　大学入試改善会議において、「試行テスト実施計画」を決定

6．20　文部省が、「試行テスト実施計画」を各国公私立大学に通知　（参加申込７月末まで）

6．24　実施方法専門委員会・試行テスト専門委員会合同会議において、「試行テスト」実施要項及び受験案内等について了承

8．3　文部省が、試行テスト参加大学をセンターに通知（10大学11学部）

同日付けで、大学入試センターが試行テスト実施要項を参加大学に通知

8．12　試行テスト実施担当者会議を開催し、試行テスト参加大学に対して、試行テスト実施要項等について説明

8．19～　世話大学が決定し、参加大学と世話大学との連絡協議会開催

9．1　高等学校長協会へ受験希望者の募集について協力依頼

10．1～6　試行テストの出願受付（７都県2,539人）

10．24　評議員会において、試行テスト実施要項決定以降の経過を説明

10月末　参加大学が利用する教科・科目を決定

11．25　実施方法専門委員会において、試行テスト実施本部員の選出

11．28　運営委員会において、試行テスト実施要項決定以降の経過を説明

12．6　試行テスト実施担当者会議（第２回）において、試験実施上の留意点等について説明、協議

12．25～26　試行テスト実施（受験者数1,810人）

（参加大学への成績提供時期については、昭和63年４月中旬）

12．27　試行テスト参加大学に対して、試行テストの実施に関する意見提出を依頼

昭和63年７月25日

大学入試センター所長　　殿

大学入試改革協議会・準備協議会

臨時教育審議会答申で提言されたテストの実施に
関する協議組織の設置について

当協議会においては、臨時教育審議会で提言されたテストの実施体制の在り方等について、協議してきたところであります。

このたび、このテストの実施に関し、大局的見地から国・公・私立大学間で意見の集約調整等を行う協議組織について、別添のとおり取りまとめました。

ついては、この協議組織の構成員として貴職をお願いするとともに、協議組織の事務局を貴センターに置くことについて、よろしくお取り計らい願います。

なお、別紙のとおり、国立大学協会会長、公立大学協会会長及び日本私立大学団体連合会会長に対し、それぞれ構成員を選出し、貴センターあて通知するよう依頼しておりますので、会議の開催などの所要の準備を行われるよう、よろしくお願いいたします。

（別添）

新しいテストの実施体制について

昭和63年７月25日
大学入試改革協議会
準　備　協　議　会

1．協議組織の設置

新しいテストの実施に関し、大局的見地から国・公．私立大学間で意見の集約調整等を行う協議組織を設置する必要がある。

2．構成等

(1)　この協議組織は、国立大学、公立大学、私立大学のそれぞれの関係者及び大学入試センター所長をもって構成する。

(2)　当面、国立大学関係者から６人、公立大学関係者から２人、私立大学関係者から３人及び大学入試センター所長の計12人をもって構成する。

3．事務局

この協議組織の事務局は、大学入試センターに置く。

（参考）

大学入試改革協議会・準備協議会

有江　幹男	大学入試センター所長
石川　忠雄	慶應義塾塾長・慶應義塾大学長
橘高　重義	東京物理学園理事長
態谷　信昭	大阪大学長
下山　瑛二	東京都立大学長
西島　安則	京都大学長
森　　亘	東京大学長

国立学校設置法施行規則第50条の試験の実施について

〔昭和63年８月２日
文部大臣裁定〕

国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）第50条第２項の規定に基づき、同条の試験の実施に関し、下記のとおり定める。

記

1　国立学校設置法施行規則第50条の試験は、大学入試センター試験とする。

2　大学入試センター試験の内容、時期等実施に関し必要な事項については、各年度に係る「大学入学者選抜実施要項」により定めるものとし、当該年度の前年度の適切な時期にこれを関係者に通知するものとする。

附　則

1　この裁定は、昭和63年８月２日から施行し、昭和65年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験から適用する。

2　上記２の規定にかかわらず、昭和65年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施に関し必要な事項のうち当面必要とされる基本的事項については、別に定めるものとし、昭和63年度の適切な時期にこれを関係者に通知するものとする。

○大学入試センター試験協議会について

〔昭和63年10月5日
大学入試センター試験協議会〕

1　設　置

大学入試センター試験に関し、国・公・私立大学間でその改善充実及び意見の集約調整等を行う協議組織として、大学入試センター試験協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2　構　成

(1)　協議会は、国立大学、公立大学、私立大学のそれぞれの関係者及び大学入試センター所長をもって構成する。

(2)　当面、国立大学関係者から6人、公立大学関係者から2人、私立大学関係者から3人及び大学入試センター所長の計12人をもって構成する。

3　座　長

協議会に座長を置き、構成員が互選する。

4　庶　務

協議会の庶務は、大学入試センターにおいて処理する。

5　その他

協議会の運営、その他必要な事項は、協議会が定める。

大学入試センター試験協議会名簿

〔国立大学〕

○　森　　亘　　東京大学長
　　田　中　郁　三　　東京工業大学長
　　態　谷　信　昭　　大阪大学長
　　丸　井　文　男　　愛知教育大学長
　　西　島　安　則　　京都大学長
　　前　川　　正　　群馬大学長

〔公立大学〕

　　崎　山　耕　作　　大阪市立大学長
　　高　井　修　道　　横浜市立大学長

〔私立大学〕

　　石　川　忠　雄　　慶應義塾長・慶應義塾大学長
　　橘　高　重　義　　東京理科大学理事長
　　人　見　楠　郎　　昭和女子大学理事長・学長

〔大学入試センター所長〕

　　有　江　幹　男

○印は、座長

平成２年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱

（昭和63年10月12日文高大第 240号文部省高等教育局長通知）

平成２年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施に関し必要な基本的事項について、次のとおり定める。

第１　実施の趣旨

大学入試センター試験は、入学志願者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、国公私立の各大学（短期大学を除く。以下同じ。）が、それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施するものとする.

第２　出題教科・科目等

大学入試センター試験の出題教科・科目等は、別表のとおりとする。

第３　各大学における利用

１　各大学は、それぞれの判断と創意工夫に基づき、又は各大学の団体において協議されたところに沿って、大学入試センター試験の利用方法を定めるものとする。

２　なお、各大学においては、複数の出題科目が用意されている教科の中から入学志願者に解答させる特定の出題科目を指定する場合は、入学志願者が複数の大学を志願し得るようにすること及び高等学校の職業教育を主とする学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないようにすることに配慮し、特定の１出題科目のみを指定することのないようにすることが望ましい。

第４　利用する教科・科目等の予告

１　平成２年度大学入学者選抜において大学入試センター試験を利用する旨の予告を行った大学（大学の一部の学部等について利用する旨の予告を行った大学を含む。以下同じ。）は、昭和６３年１０月３１日までに、大学入試センター試験の出題教科・科目のうち入学志願者に解答させる教科・科目及び各大学ごとに実施する学力検査等（以下「個別学力検査等」という。）の概要を予告するものとする。なお、当該予告がやむを得ない事情により昭和６３年１１月１日以降となる大学においても、昭和６３年度中に予告を行うものとする。

２　上記の入学志願者に解答させる教科・科目及び個別学力検査等の概要に係る予告については、別紙様式により、文部省、大学入試センター、各都道府県の知事及び教育委員会教育長並びに国立大学の大学附属又は学部附属の高等学校（高等部を置く盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の校長に通知することによって行うこととする。

第５　実施期日等

１　平成２年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施期日は、平成２年１月１３日（土）及び１４日（日）とする。

２　各大学は、大学入試センターと協力して、地域ごとに当該大学の入学者選抜の実施責任者による連絡会議を設置し、当該大学間の連絡調整等を行う世話大学を置くこと等により、当該大学が共同して大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。

第６　実施上の配慮事項等

１　大学入試センター試験の試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内に所在する大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。

２　身体に障害のある入学志願者に対しては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等について特別な配慮を行うものとする。

３　天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、必要に応じ、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第７　実施方法等に関する要項

大学入試センターは、この実施大綱に定めるもののほか、大学入試センター試験の実施方法、出題教科・科目の詳細、時間割、試験場、出願手続、検定料、成績提供等に関する要項を定め、平成元年７月３１日までに発表するものとする。

（備　考）

やむを得ない事情により平成２年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験を利用する旨の予告を行っていない大学が同試験を利用しようとする場合も、第４の規定の例により、入学志願者に解答させる教科・科目及び個別学力検査等の概要に係る予告を行うものとする。

（別表）　出題教科・科目等

１　出題教科・科目

教　科	出　題　科　目
国　語	「国語Ⅰ・国語Ⅱ」
社　会	「倫理、政治・経済」、「日本史」、「世界史」、「地理」、「現代社会」
数　学	「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「工業数理」、「簿記会計Ⅰ・簿記会計Ⅱ」
理　科	「物理」、「化学」、「生物」、「地学」、「理科Ⅰ」
外国語	「英語Ⅰ・英語Ⅱ」、「ドイツ語」、「フランス語」

（注）「　」内記載のものを１出題科目とする。

２　出題教科・科目の選択範囲及び試験時間

教　科	グループ	試験時間	出　題　科　目
国　語		８０分	「国語Ⅰ・国語Ⅱ」
社　会		６０分	「倫理、政治・経済」、「日本史」、「世界史」、「地理」、「現代社会」
数　学	A	６０分	「数学Ⅰ」
	B	６０分	「数学Ⅱ」、「工業数理」、「簿記会計Ⅰ・簿記会計Ⅱ」
理　科	A	６０分	「物理」、「地学」
	B	６０分	「化学」、「理科Ⅰ」
	C	６０分	「生物」
外国語		８０分	「英語Ⅰ・英語Ⅱ」、「ドイツ語」、「フランス語」

（注１）　国語、社会及び外国語は、１教科について１試験時間とし、数学及び理科は、それぞれＡ、Ｂ及びＡ、Ｂ、Ｃの出題科目のグループごとに１試験時間とする。

（注２）　出題科目が複数用意されている教科（教科内にグループが設定されている場合は、グループ）については、入学志願者は各大学の指定に従い、１出題科目を選択して解答する。

別　紙　様　式

平成２年度入学者選抜における大学入試センター試験の教科・科目等の利用方法について

○　○　大　学

利用する学部（学科、課程、専攻等）名等 ＼ 入学志願者に解答させる教科目	利用する選抜の対象	入学志願者に解答させる教科・科目名	個別学力検査等の概要	備考
○○学部 ○○学科 ○○課程 （前期日程） （後期日程） ・ ・ ・ ・ ・				

（記入上の注意）

1　「利用する学部（学科、課程、専攻等）名」欄には、学部等の単位で記入してください。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに、又は前期日程及び後期日程で異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入してください。

2　「利用する選抜の対象」欄には、大学入試センター試験の利用について、例えば、いわゆる一般選抜の全部又は一部について利用、推薦入学について利用、第２次募集による選抜について利用等、大学入試センター試験を課す選抜の対象を記入してください。

この場合、一般選抜や推薦入学等の定員の一部について利用する大学にあっては、当該入学定員の一部の規模（募集人員）が具体的にわかるよう、備考欄に、例えば、「入学定員○○人中○○人」、「入学定員○○人中○○人程度（又は○割程度）」と記入してください。

3　「入学志願者に解答させる教科・科目名」欄には、各学部（学科、課程、専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入してください。教科・科目名については、国、社（倫、日、世、地理、現社）、数（数Ⅰ、数Ⅱ、簿、工）、理（物、化、生、地学、理Ⅰ）、外（英、独、仏）のように略して記入してください。なお、職業教育を主とする学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨を記入してください。

（記入例）

［例１］国、社（日、世、地理から１）、数Ⅰ、理（物、化、生から１）、外（英）

［例２］数Ⅰ、数Ⅱ、理（物、化）、外（英、独、仏から１）

4　「個別学力検査等の概要」欄には、「利用する選抜の対象」欄に記入した対象ごとに、個別学力検査等の概要を記入してください。この場合、学力検査を実施する場合には、実施する教科・科目名を記入し（上記３の略のあるものは略して記入してください。）、また、小論文、面接等を実施する場合には、その旨を記入してください。

（記入例）

［例１］社（日、世から１）、外（英、独、仏から１）、面接

［例２］理（物、化から１）、外（英）、小論文、実技検査

平成２年度大学入試センター試験の実施について

平成２年度大学入学者選抜から実施される大学入試センター試験については，文部省の「平成２年度大学入試センター試験実施大綱」（昭和63年10月12日付け文高大第240号高等教育局長通知）等に基づき，次のようにその実施方法等を定めることを予定している。

なお，平成２年度大学入試センター試験実施要項については，平成元年５月下旬までに決定公表することとしている。

1　実施方法

大学入試センター試験（以下「試験」という。）は，これを利用する国公私立の各大学（短期大学を除く。以下「各大学」という。）が大学入試センターと協力して，同一の期日に同一の試験問題により，共同して実施する。

2　実施に当たっての業務分担等

(1)　試験の実施に当たっての業務は，大学入試センターと各大学（大学の一部の学部等が利用する大学を含む。以下同じ。）が，次のとおり分担し，それぞれ責任をもって実施する。

ア　大学入試センター

試験問題等の作成・印刷及び輸送，受験案内等の作成，出願の受付，受験票等の交付，監督要領等の作成，試験場の指定，答案の採点・集計，試験成績その他資料の各大学への提供，その他関連する業務

イ　各大学

受験案内の配付，試験場の設定，試験監督者等の選出，受領試験問題等の保管・管理，試験の実施，答案の整理・返送，試験成績の請求，その他関連する業務

(2)　各大学は，大学入試センターと協力して，原則として各都道府県ごとに，各大学の入試委員長等による連絡会議を組織し，試験場の設定等試験実施上の具体的取扱いについて協議するものとする。なお，連絡会議を組織するに当たっては，この会議の取りまとめや当該地域内の各大学間の連絡，調整等を行う世話大学を置き，試験の円滑な実施を図る。

3　試験場の設定

試験の試験場は，原則として都道府県を単位とする試験地区を設け，この地区内に所在する各大学が，当該試験地区内の入学志願者を収容できるよう，設定する。

4　出題教科・科目等

(1)　試験は，高等学校学習指導要領に準拠して出題する。

(2)　試験の出題教科・科目等は，別表のとおりとする。

(3)　試験は，主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し，解答はマーク方式による。

5　受験案内の配付

大学入試センターは，試験の実施に関する細目，出願の具体的手続等を記載した受験案内を作成し，各大学はこれを希望者に平成元年９月から配付する。

6　出願資格

試験に出願することができる者は，各大学に入学を志願する者であって，かつ，次のいずれかに該当するものとする。

(1)　高等学校を卒業した者及び平成２年３月に卒業見込みの者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成２年３月修了見込みの者

(3)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成２年３月31日までにこれに該当する見込みの者

7　出　願

試験の出願は，次によるものとする。

(1)　出願は，平成元年10月に受付ける。

(2)　出願の方法は次のとおりとする。

ア　高等学校を平成２年３月卒業見込みの者は，出願に必要な書類を取りそろえ，所定の検定料を納付し，その納付書・領収証書を添えて，在学する高等学校長を経由して，大学入試センターに郵送により提出する。

イ　高等学校を卒業した者，大学入学資格検定合格者等は，出願に必要な書類を取りそろえ，所定の検定料を納付し，その納付書・領収証書を添えて，直接，大学入試センターに郵送により提出する。

8　受験票等の交付

大学入試センターは，出願を受理した入学志願者に対し，志願票記入事項についての照会確認を求めた後，受験番号，試験場等を記載した受験票及び志願大学に提出するための試験成績請求票等を，平成元年12月中に交付する。

9　試験場の指定

大学入試センターは，入学志願者に対し，原則として次により試験場を指定する。

(1)　高等学校を平成２年３月卒業見込みの者（通信制の課程によるものを除く。）については，在学する高等学校が所在する試験地区内の各大学が設定する試験場

(2)　高等学校を卒業した者，高等学校の通信制の課程を卒業見込みの者，大学入学資格検定合格者等については，居住する試験地区内の各大学が設定する試験場

10　試験実施期日等

(1)　試験（以下「本試験」という。）は，平成２年１月13日(土)，14日(日)の２日間にわたり実施する。

(2)　本試験の時間割は，次のとおりとする。

試　験　日	教科・科目	試　験　時　間
平成２年 １月１３日（土）	理　科（A）	１０：００　～　１１：００
	外　国　語	１２：１０　～　１３：３０
	数　学（A）	１４：２０　～　１５：２０
	数　学（B）	１６：１０　～　１７：１０
１月１４日（日）	理　科（B）	１０：００　～　１１：００
	国　　語	１２：１０　～　１３：３０
	社　　会	１４：２０　～　１５：２０
	理　科（C）	１６：１０　～　１７：１０

(3)　疾病，負傷及び交通事故等により，本試験を受験できない者を対象として，全国２か所で追試験を実施する。

実施期日は，平成２年１月20日(土)，21日(日)とする。

11　再試験の実施

雪・地震等による災害その他特別の事情により，本試験が所定の期日に実施できず又は完了しなかった場合には，実施できなかった本試験分について再試験を

実施する。

実施期日は，平成２年１月20日(土)，21日(日)とし，当日の実施が不可能な場合は，この期日より後にできるだけ速やかに実施する。

なお，再試験が所定の期日より後に実施される場合には，本試験に係る追試験も再試験と同一の期日に実施する。

12　資料の発表

(1)　大学入試センターは，試験に係る試験問題，正解・配点を試験実施後速やかに発表する。

(2)　平均点，最高点，最低点，標準偏差等の統計数値の発表は，当該年度の入学者選抜が終了した後に行う。

13　成績の請求及び提供

(1)　各大学は，当該大学の入学志願者から提出された試験成績請求票に基づき，入学志願者の試験の成績を大学入試センターに請求する。

(2)　大学入試センターは，各大学の請求に基づき，入学志願者が受験した教科・科目のうち，各大学が入学者選抜に利用すると指定したすべての該当教科・科目の試験成績を，速やかに提供する。

なお，提供する内容は，①個人別の科目別得点及びその合計点　②科目別の平均点，標準偏差等とする。

(3)　受験者の成績は，上記(1)，(2)により，各大学に対してのみ提供することとし，その他に対しては提供しない。

(4)　各大学への成績提供は，平成２年１月31日から行う。

(5)　大学入試センターは，成績を提供するときは，成績を請求した各大学から，所定の成績提供手数料を徴収する。

14　身体に障害のある入学志願者に対する試験実施上の配慮

試験の実施に当たっては，身体に障害のある入学志願者に対し，障害の種類・程度に応じ，出題，解答の方法，試験場の整備等，特別の配慮を行う。

15　その他

各大学は，試験の実施及び利用に関し，大学入試センターとの間で，所要の取り決めを行うものとする。

別　表

平成２年度大学入試センター試験出題教科・科目等

教科	グループ	出題科目	試験時間(配点)	出題方法等	科目選択の方法
国語		『「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」』	80分(200点)		
社会		『「倫理」・「政治・経済」』 「日本史」 「世界史」 「地理」 「現代社会」	60分(100点)		左記出題科目の５科目のうちから１科目を選択し，解答する。
数学	A	「数学Ⅰ」	60分(100点)		
	B	「数学Ⅱ」 「工業数理」 『「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』	60分(100点)	「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は，出題範囲から除く。 「数学Ⅱ」については，「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」，「基礎解析」及び「確率・統計」のうち２科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。 「簿記会計Ⅱ」は，前半の内容（①特殊な取引の記帳，②帳簿組織，③株式会社の記帳）を出題範囲とする。	左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し，解答する。
理科	A	「物理」 「地学」	60分(100点)	「物理」，「地学」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれるそれぞれの関連内容を含む。	左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し，解答する。
	B	「化学」 「理科Ⅰ」	60分(100点)	「化学」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し，解答する。
	C	「生物」	60分(100点)	「生物」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	
外国語		『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』 「ドイツ語」 「フランス語」	80分(200点)		左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し，解答する。

第４　大学入試センター試験
試行テスト実施報告

1　試行テスト実施の目的等

大学入試センター試験試行テスト（以下「試行テスト」という。）は、平成２年度の大学入学者選抜からの本試験の円滑な実施に資するため、大学入試センター試験に参加する予定の大学（以下「参加大学」という。）が、本試験の実施体制・方法等についての実際的経験を通して理解を深めるとともに、実施方法に係る検討資料等を得ることを目的として実施した。また、本試験の利活用等についての検討に資するため、参加大学に対して、受験者の成績を提供することとした。

なお、試験実施の円滑化を図るため、当該地域の参加大学と国公立大学間における協議に基づき、近隣の国立大学に世話大学を依頼した。世話大学は、当該地域の実情に応じ、連絡会議の取りまとめを行うほか、試験問題等の輸送・保管、大学入試センターとの連絡等試行テストの実施を円滑に遂行するために、必要な協力を行った。

2　試行テスト参加大学・学部及び世話大学

試行テストに参加した大学は、次表のとおりである。

都県名	参加大学名	学部名	所在地	世話大学名
青森県	八戸大学	商学部	青森八戸市	弘前大学
栃木県	足利工業大学	工学部	栃木県足利市	宇都宮大学
	白鴎大学	経営学部	栃木県小山市	
千葉県	東邦大学	理学部	千葉県船橋市	千葉大学
東京都	桜美林大学	文学部	東京都町田市	一橋大学
	昭和女子大学	文学部	東京都世田谷区	東京大学
	日本歯科大学	歯学部	東京都千代田区	お茶の水女子大学
	武蔵工業大学	工学部	東京都世田谷区	東京工業大学
新潟県	日本歯科大学	新潟歯学部	新潟県新潟市	新潟大学
福井県	福井工業大学	工学部	福井県福井市	福井大学
兵庫県	松蔭女子学院大学	文学部	兵庫県神戸市	神戸大学

3　試行テストの実施計画

「臨時教育審議会答申で提言されたテストに係る試行テストの実施について（通知）」（昭和63年6月20日付け文高大第197号）に基づき、次の日程で実施した。

昭和63年8月3日	試行テスト実施要項発表
8月12日	試行テスト実施担当者会議（第1回）を開催
8月中旬	世話大学の決定
	各参加大学に試行テスト実施委員会を設置
	参加大学の所在する都道府県単位に連絡協議会を設置
9月1日	参加大学の所在する都道府県の高等学校長協会に受験者の募集
9月20日	受験案内の配付
10月1～6日	各高等学校経由志願票をセンターで受付
10月13日	志願者数の確定
	参加大学で試験場・試験室を設定
10月下旬	参加大学が試行テストで利用する教科・科目を指定
11月19日	受験票、「参加大学別指定教科・科目一覧」を高等学校を経由して送付
12月6日	試行テスト実施担当者会議（第2回）を開催
12月19日	臨時ファクス・臨時電話の運用開始
	臨時ファクス・臨時電話の送受信テスト
12月20・21日	試験問題等を発送
12月25・26日	試行テストの実施、試験問題、正解例の発表
12月27・28日	答案等の返送
12月27日	参加大学に試行テストの実施についての意見を求める（平成元年1月17日まで）
平成元年4月17～25日	参加大学の請求に基づき、試行テストの成績を提供

4　志願票の受付、受験票の送付等

(1)　受験者の募集

試行テストは、当初50,000人の高等学校3年生等（卒業者を含む）を対象として計画した。

しかし、参加大学が10大学11学部であったため、試験の規模を縮小して2,500人規模の試験として実施することとなった。

参加大学の所在する都道府県の高等学校長協会に対し、受験希望者の募集を依頼した（昭和63年9月1日付け入試セ企第14号）結果、依頼した時点での受験希望者は2,715人であった。

(2)　志願票の受付

10月1日～6日に、在学又は出身高等学校を経由して出願受付を行った結果、2,539人の志願があった。

志願票の記入漏れ、誤記入は2件（志願票総括表の「③提出回数」欄の重複　1件、志願票の「⑤生年月日」欄の未記入　1件）であり、これについては電話連絡等により確認し、処理を行った。

(3)　受験票等の発行と送付

11月19日に高等学校を経由して発送を行った。(205校、2,539人分)

受験票等の再発行は行わず、その紛失等には、試験当日、仮受験票の発行を受け、受験することとした。

(4)　受験希望者数及び志願者数等

（別表1参照）

(5)　大学入試センターと参加大学の連絡体制

参加大学と大学入試センターの間に臨時ファクス、臨時電話を設置し、試験実施に必要な連絡及び報告に使用した。

臨時ファクス送受信テストの結果、参加大学の最も遠距離にある試験室までの送信内容の伝達所要時間は５分以内で完了した。

試行テスト受験希望者、志願者数等（別表１）

都県名	募集人員	受験希望者		志願者		受験者数
		高等学校数	受験希望者数	高等学校数	志願者数	
青森県	200	16	215	15	211	
栃木県	550	32	601	32	599	
千葉県	200	37	263	38	256	
東京都	850	73	881	61	747	
新潟県	200	21	210	18	196	
福井県	300	11	327	11	332	
兵庫県	200	31	218	30	198	
計	2,500	221	2,715	205	2,539	1,810

5　試行テスト実施の概要

試行テストは、大学入試センターと参加大学（10大学11学部）、世話大学（10大学）が協力して、実施したが、その概況は次のとおりである。

(1)　実施期日、実施日程（別表２　75、76頁参照）

昭和63年12月25日（日）、26日（月）

(2)　出題教科・科目等

５教科18科目出題

受験者は、志望する大学の指定した教科・科目に応じて受験した。

教科	試験時間　（配　点）	科目
国語	80分　（200点）	国語Ⅰ・Ⅱ
社会	60　（100）	「倫理、政治・経済」、日本史、世界史、地理、現代社会
数学（A）	60　（100）	数学Ⅰ
数学（B）	60　（100）	数学Ⅱ、工業数理、簿記会計Ⅰ・Ⅱ
外国語	80　（200）	英語Ⅰ・Ⅱ、ドイツ語、フランス語
理科（A）	60　（100）	物理、地学
理科（B）	60　（100）	化学、理科Ⅰ
理科（C）	60　（100）	生物

(3)　試　験　場

・試験場、試験室の設定

各都県ごとの受験予定人数に基づき、参加大学に試験場の設定準備を依頼した。

（昭和63年８月31日付入試セ試第21号）

その結果、各大学で以下のとおりの試験場を設定した。

大学入試センターは、志願者数確定後、当該試験場の収容力に応じ、志願者の割当を行った。

10大学11試験場

都県名	参加大学名	試験場名	志願者数
青森県	八戸大学	八戸大学商学部試験場	211
栃木県	足利工業大学	足利工業大学試験場	251
	白鷗大学	白鷗大学１号館試験場	348
千葉県	東邦大学	東邦大学理学部試験場	256
東京都	桜美林大学	桜美林大学待望館904 教室試験場	174
	昭和女子大学	昭和女子大学短大３号館試験場	207
	日本歯科大学	日本歯科大学歯学部試験場	199
	武蔵工業大学	武蔵工業大学工学部（７号館）試験場	167
新潟県	日本歯科大学	日本歯科大学新潟歯学部試験場	196
福井県	福井工業大学	福井工業大学工学部試験場	332
兵庫県	松蔭女子学院大学	松蔭女子学院大学試験場	198

(4) 受験状況

ア　志願者数	2,539人
	（205高等学校）
イ　受験者数（全教科、一部教科）	1,810人
ウ　全教科欠席者	729人
エ　受験率〔受験者数（全教科、一部教科）／志願者数×100〕	71.3%

(5) 事故等

- 問題訂正　　国語、「倫理、政治・経済」、世界史、ドイツ語に問題訂正があった。
- 仮受験票発行　　８大学９試験場　　21枚

なお、試験時間の繰り下げ、試験妨害による事故、不正行為者、正解の訂正等はなかった。

(6) 試行テスト実施の結果

試行テストは、「臨時教育審議会で提言されたテストに係る試行テスト実施計画」等に基づいて実施したが、参加大学における試験実施上の全般にわたる措置について、必要な経験を得られ、その目的を十分達したと考えている。

試行テスト受験希望者、志願者数等　　（別表１）

試行テスト実施当日の日程　第１日目　12月25日（日）　国語，社会，数学(A)，数学(B)　（別表２）

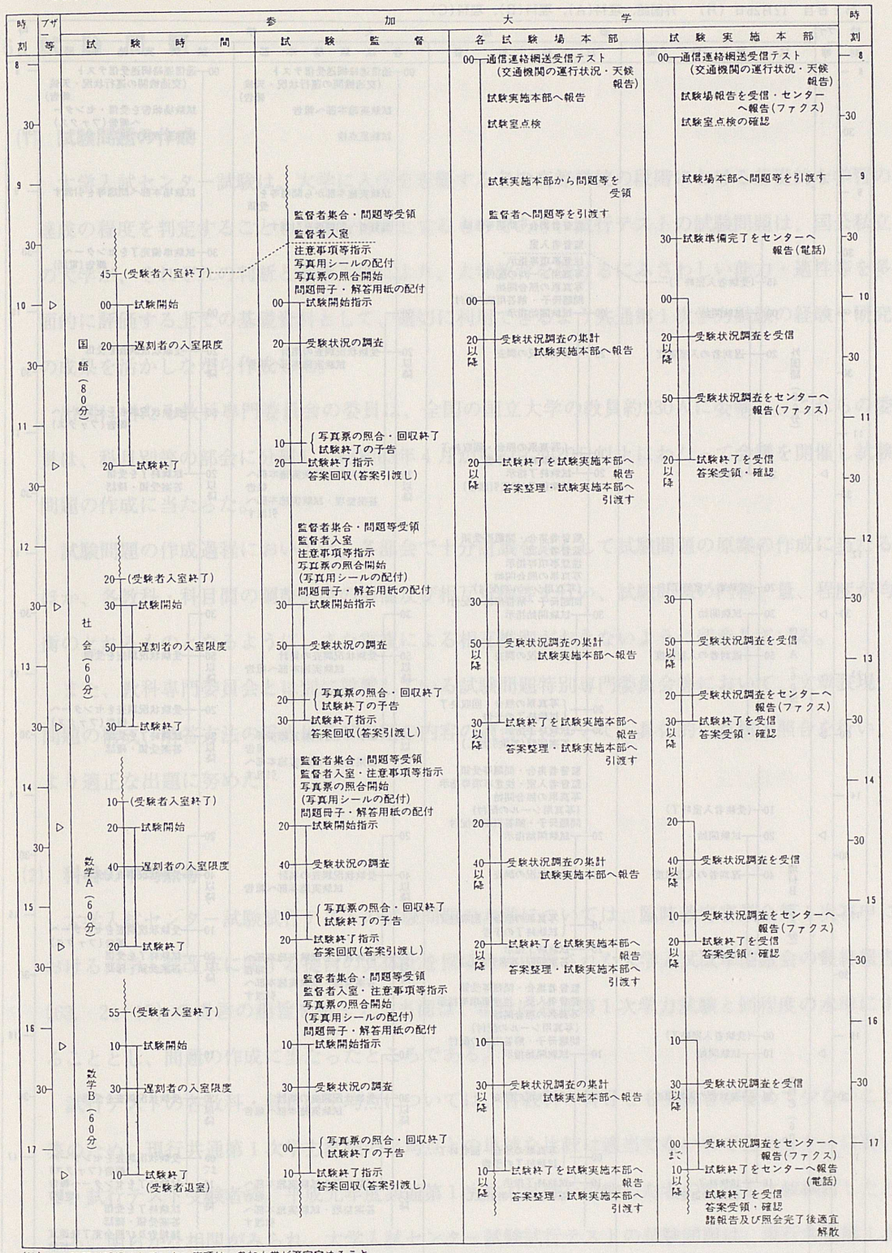

（注）１　時間が明記されていない事項は，参加大学が適宜定めること。
　　２　「ファクス」は「臨時ファクス」，「電話」は「臨時電話」，「センター」は「大学入試センター」を示す。

第２日目　12月26日（月）　外国語、理科(A)、理科(B)、理科(C)

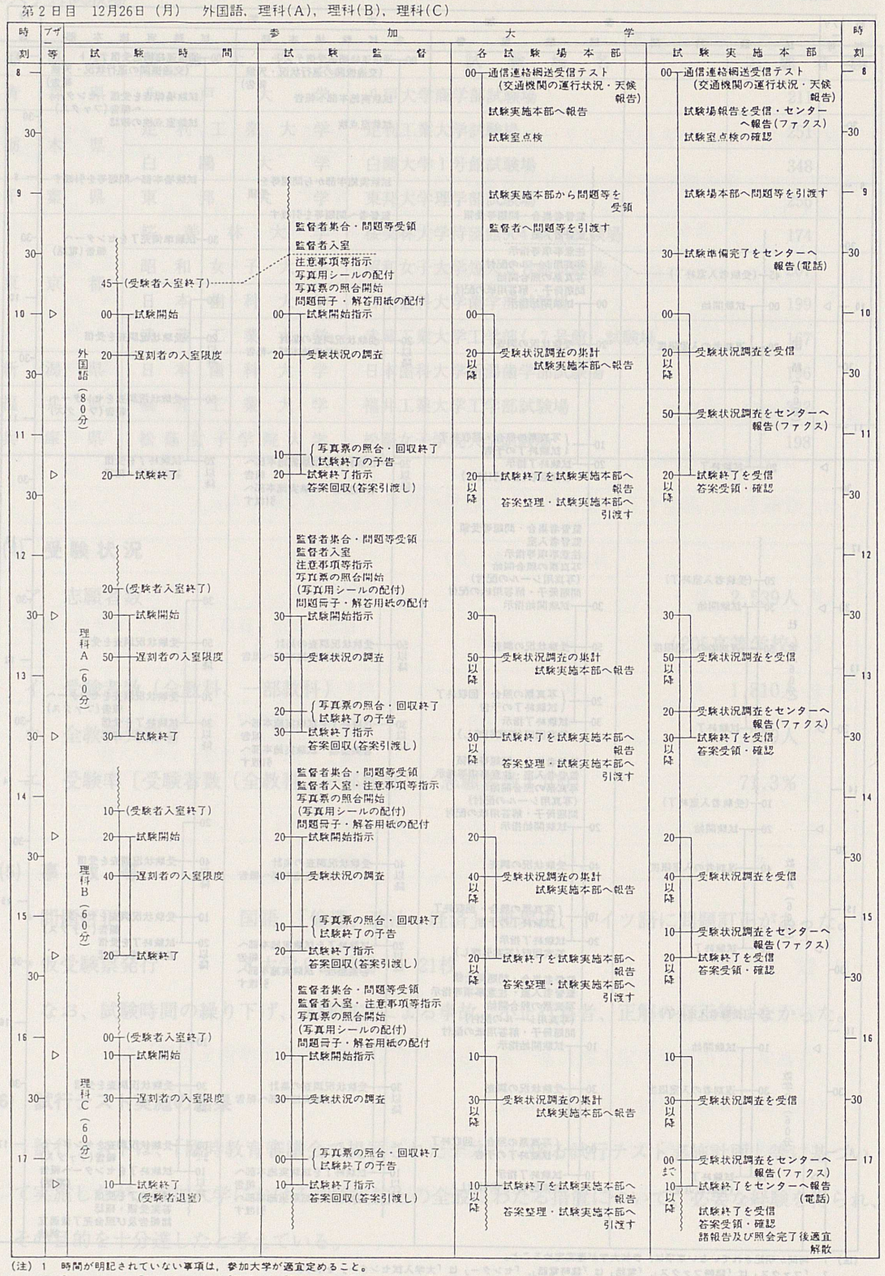

（注）１　時間が明記されていない事項は、参加大学が適宜定めること。
２　「ファクス」は「臨時ファクス」、「電話」は「臨時電話」、「センター」は「大学入試センター」を示す。

6　試　験　問　題

(1)　試験問題の作成

大学入試センター試験は、大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、試行テストの試験問題は、国公私立の大学が、それぞれの判断と創意工夫により、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に評価する上での基礎資料として、適切に利用できるよう共通第１次学力試験の経験や研究の成果を活かしながら作成した。

出題に当たる教科専門委員会の委員は、全国の国立大学の教員約230人に委嘱し、これらの委員は、科目別等の部会に分属し、昭和63年４月から約７回20日以上にわたって会議を開催し試験問題の作成に当たった。

試験問題の作成過程においては、各部会で十分討議を尽くして試験問題の原案の作成に当たるほか、各教科・科目間の調整会議の開催及び相互点検等を行い、試験問題の内容・量、程度が均衡のとれるものとなるように、また重複による相互推測がおきないように留意している。

また、教科専門委員会とは別に設置している試験問題特別専門委員会等において、文章表現、問題の構成、解答方法の妥当性及び出題の内容の適否等について、具体的に点検・照合を行い、より適正な出題に努めた。

(2)　科目の平均点等

大学入試センター試験試行テストの試験問題の水準については、臨時教育審議会第１次答申における大学入試改革に関する提言の具体化を図るため設置された大学入試改革協議会の最終報告（63．２．15）の提言の趣旨を踏まえ、当面は、現行の共通第１次学力試験と同程度の水準にすることとし、問題の作成に当たったところである。

試行テストの各教科・科目の平均点については、各教科・科目とも受験者が極めて少ないこと等のため、現行共通第１次学力試験の平均点との単純な比較は適当でないので当センターにおいて、試行テスト受験者で、平成元年度共通第１次学力試験を受験した者の成績を比較検討したところ、明らかな相関がみられ、大学入試センター試験試行テストの試験問題は、現行共通第１次学力試験試験問題と同程度の水準であったと考えている。

(3) 出題の誤り等について

試行テストの試験問題印刷後に行った試験問題の訂正は次のとおりである。

ア　国語（22ページ　第４問　本文の４行目）

問題訂正

（誤）雖（いへど）　　（正）雖（いへども）

イ　社会「倫理、政治・経済」（13ページ　第５問　問２ａ下から２行目）

問題訂正

（誤）…４つに大別して示した　　（正）…４つの項目について示した…

ウ　社会「世界史」

問題訂正

〈47ページ　第２問　A問２選択肢④〉

（誤）…アメリカ…　　（正）…サン＝サルバドル島…

〈49ページ　第２問　B問６選択肢②〉

（誤）…（コンパウン）…　　（正）…（コンバウン）…

〈49ページ　第２問　B６選択肢③〉

（誤）…混乱に乗じた…　　（正）…混乱期に…

エ　外国語「ドイツ語」

問題訂正

〈24ページ　第２問　C問１選択肢④〉

（誤）…Dark…　　（正）…Dank…

〈35ページ　第５問　問６選択肢①〉

（誤）…vergegens, …　　（正）vergebens, …

以上のとおりであるが、平成２年度以降の大学入試センター試験においては問題訂正等を皆無とするため、一層の努力が必要であると考えている。

(4) 試験問題に対する意見

大学入試センター試験試行テストの実施後、新聞報道等による試験問題に関する意見では、全般的には共通第１次学力試験の出題形式を踏襲し、難易についても基本的には、共通第１次学力試験と同程度であり、教科書の内容・範囲に基づいた基本的、基礎的な出題であるという評価が

多かった。

その他いくつかの科目の出題内容についての意見、照会が寄せられたが、これらの意見については、大学入試センター試験の試験問題作成に反映させるため、各試験問題作成部会で検討することとした。また、当センターとしては、共通第１次学力試験と同様、組織的に高等学校側の意見・評価を得るための大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会から意見・評価の提出をいただき、その結果を取りまとめた。大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会の意見については、教科専門委員会試験問題作成部会の見解を付して、「大学入試センター試験試行テストの試験問題に関する意見・評価」（年報別冊）として刊行している。

第5　調 査 研 究

研究関発部においては、その設立の趣旨に沿って、大学入学者選抜方法の改善等に関する調査研究を進めている。本年度の活動状況は、次のとおりである。

なお、本年４月８日付で、特別試験研究部門が新設された。

1　調査研究組織

研究関発部長（併）		野　村　祐次郎
情報処理研究部門	教　授	清　水　留三郎
	助教授	岩　坪　秀　一
評価・追跡研究部門	教　授	赤　木　愛　和
	助教授	鈴　木　規　夫
	助　手	岩　田　弘　三
試験方法研究部門	教　授	野　村　祐次郎
	助教授	石　塚　智　一
	助　手	山　田　文　康
試験制度研究部門	教　授	中　島　直　忠
	助教授	池　田　輝　政
	助　手	山　村　　滋
進学適性研究部門	教　授	柳　井　晴　夫
	助教授	前　川　眞　一
特別試験研究部門	助　手	藤　芳　　衛

2　調査研究状況

(1)　調査研究事項

研究開発部の本年度における具体的な調査研究事項は、次のとおりである。

ア　情報処理研究部門

○　各大学・学部による入学者選抜の共通第１次学力試験の成績に基づく分析

○　共通第１次学力試験の社会と理科の選択科目の平均点間の差異の分析

○　大学入試センター試験試行テストと平成元年度共通第１次学力試験本試験間における試験問題の難易度比較

○　進路選択のための大学情報の通信網による提供システムの研究

○　共通第１次学力試験「数学」問題の内容分析

○　入試データ分析のための統計的方法論の基礎的研究

○　共通第１次学力試験問題の良問の内容分析

イ　評価・追跡研究部門

○　共通第１次学力試験の「社会」「理科」各科目のテスト特性に関する研究

○　入試におけるルール＝スペースの応用に関する研究

○　国公立大学入学者選抜における第２次試験の効果に関する研究

○　項目反応の妥当性に関する研究

ウ　試験方法研究部門

○　大問レベルの因子分析的解析による共通第１次学力試験問題の評価

○　共通第１次学力試験の試験問題の分析

○　大学入試における質的データの取扱いに関する研究

○　共通第１次学力試験問題の良問の内容分析

エ　試験制度研究部門

○　諸外国の大学入試等に関するシラバス及び試験問題の国際比較研究

○　共通第１次学力試験教科における「良問」の定性的分析

○　大学入試の目的・目標の原理的研究のための教育目的研究

○　大学教育と高校教育の連係並びに進学指導に関する研究

○　大学の入学方針と受験生の学力のマッチングに関する研究

○　受験機会複数化と受験生の併願行動についての分析

オ　進学適性研究部門

○　高校生の進路選択意識に関する調査研究

○　高等学校における進路指導に関する研究

○　進路ガイダンスシステムに関する情報収集

○　因子分析法に関する理論的研究

○　項目反応理論の実践のためのプログラムの作成

カ　特別試験研究部門

○　身体に障害のある受験生の共通第１次学力試験の得点分布の解析

○　視覚系及び触覚系情報処理過程の比較分析による視覚障害者に対する共通第１次学力試験の試験方法の改善に関する研究

○　視覚障害者に対する共通第１次学力試験点字試験問題作成方法の標準化と作成作業支援システムの研究・開発

○　視覚障害学生のための日本語文書処理システムの研究・開発

キ　共同研究

○　共通第１次学力試験問題のモニター調査に基づく分析

○　進路選択と大学情報に関する調査結果の分析

○　受験者の学力型と大学入学以後の学習成果との関係についての研究

—多元的な基礎学力指標の開発とその利活用—

(2)　研究成果等

これらの調査研究事項の成果は、研究紀要の発行、７回にわたる研究セミナーの開催及び国立大学入学者選抜研究連絡協議会第９回大会における研究会で発表するとともに、共通第１次学力試験の実施に反映させている。

本年度に刊行した研究紀要は、次のとおりである。

研究紀要No.18

○　進路指導と大学情報に関する調査結果の分析

（進学適性研究部門教授　柳井　晴夫、情報処理研究部門教授　清水　留三郎、進学適

性研究部門助教授　前川　眞一、評価・追跡研究部門助教授　鈴木　規夫）

○　高等学校における進学指導

—その実践活動の分析（第１次報告）—

（進学適性研究部門非常勤講師、文教大学教授　仙崎　武、文教大学助教授　藤原　正光、進学適性研究部門教授　柳井　晴夫）

○　大問レベルの因子分析的解析による共通第１次学力試験問題の評価

（試験方法研究部門助教授　石塚　智一）

○　入試データを判断する上での簡易補正表

（評価・追跡研究部門客員教授　池田　　央）

このほか、「大学入試フォーラム」No.11に、研究ノートとしての調査研究状況の紹介を行った。

3　共同研究

(1)　国立大学入学者選抜研究連絡協議会

国立大学における入学者選抜に関する研究の交流及び協力を行い、もって入学者選抜方法の改善に寄与することを目的として、各国立大学の入学者選抜に関する研究委員会と当センター研究開発部で組織する国立大学入学者選抜研究連絡協議会は、６月１日～３日に第９回大会を開催するとともに、「研究報告書」を刊行し、研究の交流を図り、また、大学関係者、高校関係者及び報道関係等の外部に対し、大学入試に関する研究の動向について広く周知をはかることを目的とした「大学入試研究の動向」を発行した。

（国立大学入学者選抜研究連絡協議会研究報告書第９号及び大学入試研究の動向第７号　参照）

(2)　外部との共同研究

次の二つの研究を行った。

ア　文部省科学研究費補助金（総合研究（Ａ））

大学入試における実技・面接・小論文等の評価に関する研究

研究代表者：野村祐次郎　参加者：８機関、17人

イ　文部省科学研究費補助金（特定研究（１））

諸外国の大学入試等に関するシラバス及び試験問題の国際比較研究

研究代表者：中島　直忠　参加者：７機関、22人

4　調査研究のための資料の提供

入学者選抜方法の工夫・改善については、共通第１次学力試験の利用方法を含め、各大学において、種々検討されているが、この調査研究には、各大学のデータと併せて、共通第１次学力試験の諸データが不可次である。

このため、当センターでは、共通第１次学力試験に係る諸データをできるだけ各大学に提供する方向で現時点で提供できる資料として、昭和63年度共通第１次学力試験受験者のうち、５教科５科目のすべてを受験した者について、共通第１次学力試験成績の①総得点の分布資料②総得点と教科・科目別の平均点・標準偏差等に関する資料及び③科目得点の分布資料を作成し提供した。

今後も、それぞれの大学の研究課題に沿った資料の提供依頼があった場合には、国立大学協会の「国立大学入学者選抜に係る資料の交流に関する申合せ」により、各大学の希望にできるだけ沿う方向で提供を進めていきたいと考えている。

第6　資　　料

1　昭和63年度業務日誌

昭和63年

4月1日　教科専門委員新委員を委嘱

4月6日　教科専門委員会（全体会議、部会長会議、各部会）

～8日　(1)　試験問題の作成等について

(2)　部会長及び副部会長の選出について

(3)　平成2年度試験問題及び試行テスト用試験問題作成方針の検討について

(4)　平成元年度試験問題の最終校正について

(5)　委員長の委嘱等について

(6)　その他

4月13日　試行テスト専門委員会（第4回）

4月14日　日本教職員組合との懇談

4月19日　試行テスト専門委員会（第5回）

4月21日　（国立大学協会第2常置委員会）

4月22日　「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会（第11回）

(1)　昭和63年度試行テストについて

(2)　その他

4月22日　実施方法専門委員会（第47回）

(1)　平成元年度共通第1次学力試験の実施について

(2)　その他

5月9日　（大学入学者選抜方法の改善に関する会議）

5月10日　（国立大学協会入試改善特別委員会）

5月20日　（国立大学協会入試問題連絡会）

（公立大学協会総会）

5月23日　資料公開特別委員会

運営協議員会（第76回）

(1)　大学入試センター諸規程の一部改正等について

(2) 教官人事について
(3) 顧問について
(4) 平成元年度共通第１次学力試験について
(5) 臨時教育審議会答申のテストについて
(6) 資料公開特別委員会について
(7) その他

5月27日　（国立大学協会第２常置委員会）
6月１日　評議員会
(1) 大学入試センター諸規程の一部改正等について
(2) 平成元年度共通第１次学力試験について
(3) 臨時教育審議会答申のテストについて
(4) その他
6月１日　（国立大学協会理事会）
6月２日　国立大学入学者選抜研究連絡協議会第９回大会
・３日
6月13日　（国立大学協会総会）
・14日
6月15日　（国立大学長会議）
6月16日　（国立大学協会事務連絡会議）
6月17日　（大学入学者選抜方法の改善に関する会議）
6月24日　実施方法専門委員会と試行テスト専門委員会の合同会議
7月８日　（国立大学協会入試改善特別委員会）
7月13日　日本教職員組合との懇談
7月22日　共通第１次学力試験説明協議会
～８月５日
7月25日　（大学入試改革協議会「準備協議会」（第２回））
7月26日　（国立大学協会第２常置委員会）
8月１日　（国立大学協会入試改善特別委員会）
8月１日　（国・公立大学入試問題連絡協議委員会）

8月３日　（全国高等学校進路指導連絡協議会）
・４日
8月12日　臨時教育審議会答申で提言されたテストに係る試行テストの実施担当者会議（第１回）
8月18日　共通第１次学力試験実施担当者会議・情報処理連絡協議会
～31日
8月31日　会計検査実地検査
～９月１日
9月21日　日本教職員組合との懇談
10月１日　大学進学情報提供開始
10月１日　大学入試センター試験試行テストの出願受付
～６日
10月４日　（国立大学協会第２常置委員会）
10月５日　大学入試センター試験協議会（仮称）
(1) 大学入試センター試験の実施に関する協議組織について
(2) 平成２年度における大学入試センター試験の実施について
(3) その他
10月17日　教科専門委員会部会長会議
10月24日　平成元年度共通第１次学力試験の出願受付開始
～11月４日
10月24日　評議員会
(1) 大学入試センターの運営について
(2) その他
（国立大学協会入試問題連絡会）
10月25日　（国立大学協会入試改善特別委員会）
11月７日　韓国中央教育評価院との交流会
（国立大学協会理事会）
11月10日　（全国普通科高等学校長会総会・研究協議会）
・11日

11月15日　国・公立大学入試問題連絡協議委員会
教官選考特別委員会
（国立大学協会入試改善特別委員会）
11月16日　（国立大学協会総会）
・17日
11月17日　（学長懇談会）
11月18日　（国立大学協会事務連絡会議）
11月25日　実施方法専門委員会（第49回）
(1)　平成元年度共通第１次学力試験の実施について
(2)　大学入試センター試験試行テストの実施について
(3)　平成２年度大学入試センター試験の実施について
(4)　その他
11月28日　運営委員会
(1)　教官人事について
(2)　平成元年度共通第１次学力試験について
(3)　平成２年度大学入試センター試験について
(4)　その他
12月１日　日本教職員組合との懇談
12月５日　共通第１次学力試験等連絡協議会総合部会（第32回）
(1)　平成２年度入試について
(2)　その他
12月６日　大学入試センター試験試行テスト実施担当者会議（第２回）
12月14日　顧問会議
12月16日　実施方法専門委員会（第50回）
(1)　平成２年度大学入試センター試験の実施について
(2)　その他
12月21日　共通第１次学力試験実施担当者会議（第２回）
12月25日　大学入試センター試験試行テスト
・26日

平成元年

１月21日　平成元年度共通第１次学力試験本試験
・22日
１月27日　実施方法専門委員会（第51回）
(1)　平成２年度大学入試センター試験の実施について
(2)　その他
１月28日　平成元年度共通第１次学力試験追試験
・29日
１月30日　運営委員会
(1)　平成２年度大学入試センター試験について
(2)　その他
２月６日　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会
(1)　大学入試センター試験について
(2)　その他
２月８日　フィリピン国立教育研究センター所長来訪
２月10日　（国立大学協会第２常置委員会）
２月16日　評議員会
(1)　大学入試センター試験について
(2)　その他
２月16日　大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会
・17日
２月20日　実施方法専門委員会（第52回）
(1)　平成２年度大学入試センター試験の実施について
(2)　その他
２月27日　運営委員会
(1)　平成２年度大学入試センター試験について
(2)　その他
３月１日　大学入試センター試験の実施方法等に関する協議会
３月２日　日本高等学校教職員組合との懇談

3月3日　大学入試センター試験協議会

(1)　平成2年度大学入試センター試験の実施について

(2)　その他

3月6日　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会

(1)　平成2年度大学入試センター試験について

(2)　その他

3月7日　日本教職員組合との懇談

3月8日　(国立大学協会理事会)

3月24日　実施方法専門委員会

(1)　平成2年度大学入試センター試験の実施について

(2)　その他

3月27日　運営委員会

(1)　教官人事について

(2)　その他

3月29日　教科専門委員会部会長会議

(1)　平成3年度大学入試センター試験試験問題作成要領について

(2)　平成元年度教科専門委員会試験問題作成年間計画について

(3)　平成2年度大学入試センター試験試験問題冊子の表紙について

(4)　平成2年度大学入試センター試験解答用紙について

(5)　その他

2　昭和63年度大学入試センター役職員

所長	有江幹男	(63. 4. 1から)
副所長	小林啓美	(1. 3. 31まで)
	田保橋彬	(63. 4. 8から)
管理部		
部長	今田收	(63. 4. 1から1. 3. 31)
庶務課		
課長	田崎智	(1. 3. 31まで)
課長補佐	佐藤稔	
庶務係長	堀越幸雄	
人事係長	宮田弘	(1. 3. 31まで)
共同利用係長	上野喜代人	(1. 3. 31まで)
広報係長	藤田廣司	(63. 4. 1から)
会計課		
課長	川本幸彦	(63. 4. 1から)
課長補佐	鈴木宏治	
総務係長	日野静雄	
経理係長	佐々木義人	(1. 3. 31まで)
用度係長	原英毅	(1. 3. 31まで)
施設係長	小松武志	
企画調査室		
室長	金田正男	
企画係長	後野周二	(63. 6. 30まで)
	針貝俊彦	(63. 7. 1から)
調査係長	諸田清	
事業部		
部長	諸橋輝雄	(63. 4. 1から1. 3. 31まで)

事　業　課（63．４．７まで）

試験実施課（63．４．８から）

課長	保呂草　弘	（63．４．１から）
課長補佐	武田一夫	
企画調整係長	野田優明	
試験実施第１係長	佐々木　充	
試験実施第２係長	高木得二	（63．４．１から）
試験実施第３係長	小松俊夫	（１．３．31まで）

問題作成課（63．４．８から）

課長	鈴木洪一	（63．４．８から）
		（63．４．１から63．４．７まで事業部付）
課長補佐	片山隆二	
問題管理係長	針貝俊彦	（63．６．30まで）
	後野周二	（63．７．１から）
問題作成第１係長	山本茂行	（63．４．１から）
問題作成第２係長	小野　涉	

情報処理課

課長	両角節爾	（63．７．15まで）
	岸　継明	（63．７．16から）
課長補佐	小杉雄二	
業務第１係長	渕上光明	
業務第２係長	小貫　浩	（１．３．31まで）
情報管理係長	丹羽政義	
資料係長	服部武雄	

研究開発部

部長	野村祐次郎	（１．３．31まで）

3　規　程　等

(1) 大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程
（昭和63年４月８日　規程第１号）

(2) 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程
（昭和63年４月８日　規程第２号）

(3) 共通第１次学力試験等連絡協議会に関する規程の一部を改正する規程
（昭和63年４月８日　規程第３号）

(4) 大学入試センター副所長の選考等に関する規程の一部を改正する規程
（昭和63年４月８日　規程第４号）

(5) 大学入試センター客員教授の選考手続等に関する規程の一部を改正する規程
（昭和63年４月８日　規程第５号）

(6) 大学入試センター運営協議員の会議に関する規程の一部を改正する規程
（昭和63年６月１日　規程第６号）

(7) 大学入試センター評価委員の会議に関する規程　（昭和63年６月１日　規程第７号）

(8) 大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程
（昭和63年６月１日　規程第８号）

(9) 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程
（昭和63年６月１日　規程第９号）

(10) 大学入試センター副所長の選考等に関する規程の一部を改正する規程
（昭和63年６月１日　規程第10号）

(11) 大学入試センター研究開発部長候補者の選考の手続きに関する規程の一部を改正する規程
（昭和63年６月１日　規程第11号）

(12) 大学入試センター教官候補者の選考等の手続きに関する規程の一部を改正する規程
（昭和63年６月１日　規程第12号）

(13) 大学入試センター客員教授及び客員助教授の選考手続等に関する規程の一部を改正する規程
（昭和63年５月25日　規程第13号）

(14) 大学入試センター秘密文書等取扱規程の一部を改正する規程

（昭和63年５月25日　規程第14号）

⑮　大学入試センター共通第１次学力試験実施本部規程の一部を改正する規程

（昭和63年５月25日　規程第15号）

⑯　共通第１次学力試験等連絡協議会に関する規程の一部を改正する規程

（昭和63年５月25日　規程第16号）

⑰　大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程

（昭和63年８月２日　規程第17号）

⑱　大学入試センター秘密文書等取扱規程の一部を改正する規程

（昭和63年８月２日　規程第18号）

⑲　国立学校設置法施行規則第50条の試験等連絡協議会に関する規程の一部を改正する規程

（昭和63年８月２日　規程第19号）

⑳　大学入試センター客員教授及び客員助教授の選考手続等に関する規程の一部を改正する規程

（平成元年１月８日　規程第１号）

㉑　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則　（昭和63年４月８日　規則第１号）

㉒　大学入試センター共通第１次学力試験出願書類の保存等に関する規則の一部を改正する規則

（昭和63年４月８日　規則第２号）

㉓　大学入試センター共通第１次学力試験の答案等の保存等に関する規則の一部を改正する規則

（昭和63年４月８日　規則第３号）

㉔　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則　（昭和63年４月８日　規則第４号）

㉕　大学入試センター公印規則の一部を改正する規則　（昭和63年４月８日　規則第６号）

㉖　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則　（昭和63年５月25日　規則第７号）

㉗　大学入試センターにおける規程等の基準に関する規則の一部を改正する規則

（昭和63年５月25日　規則第８号）

㉘　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則　（昭和63年５月25日　規則第９号）

㉙　大学入試センター公印規則の一部を改正する規則　（昭和63年５月25日　規則第10号）

㉚　大学入試センター永年勤続者表彰規則の一部を改正する規則

（昭和63年４月１日　規則第12号）

㉛　大学入試センターにおける予算執行職員の補助者の指定に関する規則の一部を改正する規則

（昭和63年７月30日　規則第13号）

㉜　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則　（昭和63年８月２日　規則第14号）

㉝　大学入試センターにおける規程等の基準に関する規則の一部を改正する規則

（昭和63年８月２日　規則第15号）

㉞　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則　（昭和63年８月２日　規則第16号）

㉟　国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則　（昭和63年12月９日　規則第18号）

㊱　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則　（平成元年１月８日　規則第１号）

㊲　大学入試センター自動車運用規則の一部を改正する規則　（平成元年１月８日　規則第２号）

㊳　大学入試センター駒場台クラブ使用規則の一部を改正する規則

（平成元年１月８日　規則第３号）

㊴　大学入試センター運営協議員の会議に置く特別委員会に関する細則の一部を改正する細則

（昭和63年５月25日　細則第１号）

㊵　大学入試センター教官候補者の選考等の手続きに関する細則の一部を改正する細則

（昭和63年５月25日　細則第２号）

㊶　大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規

（昭和63年４月８日　内規第１号）

㊷　大学入試センターの評議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規

（昭和63年６月１日　内規第２号））

㊸　大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規

（昭和63年６月１日　内規第３号）

㊹　大学入試センターの評価委員候補者選考に関する内規　（昭和63年６月１日　内規第４号）

㊺　大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規の一部を改正する内規

（昭和63年６月１日　内規第５号）

㊻　大学入試センター評議員の会議における審議事項についての申合せの一部を改正する申合せ

（昭和63年４月８日　申合せ第１号）

㊼　共通第１次学力試験等連絡協議会に関する申合せの一部を改正する申合せ

（昭和63年４月８日　申合せ第２号）

㊽　大学入試センター研究開発部の紀要に関する申合せの一部を改正する申合せ

（昭和63年４月８日　申合せ第３号）

(49) 情報資料のうち電子計算機に係るデータの使用及び研究成果の公表手続きに関する申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年４月８日　申合せ第４号）

(50) 大学入試センター評議員の会議における審議事項についての申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年６月１日　申合せ第５号）

(51) 大学入試センター運営協議員の会議における審議事項についての申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年６月１日　申合せ第６号）

(52) 大学入試センター運営協議員の会議に置く試験問題特別委員会における申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年６月１日　申合せ第７号）

(53) 運営協議員会「資料公開等特別委員会」の設置に関する申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年５月25日　申合せ第８号）

(54) 運営協議員の会議及び専門委員の会議の定足数に関する申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年５月25日　申合せ第９号）

(55) 共通第１次学力試験等連絡協議会に関する申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年５月25日　申合せ第10号）

(56) 大学入試センター運営委員の会議における審議事項についての申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年８月２日　申合せ第11号）

(57) 大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会における申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年８月２日　申合せ第12号）

(58) 国立学校設置法施行規則第50条の試験等連絡協議会に関する申合せの一部を改正する申合せ（昭和63年８月２日　申合せ第13号）

(59) 副所長の職務分担について（昭和63年４月８日　所長裁定）

(60) 『大学入試に関する情報提供検討委員会の設置について』の一部改正（昭和63年４月８日　所長裁定）

(61) 『大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について』の一部改正（昭和63年４月８日　所長裁定）

(62) 『「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会の設置について』の一部改正（昭和63年５月25日　所長裁定）

(63) 『大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について』の一部改正（昭和63年５月25日　所長裁定）

(64) 電子計算機組織更新に関する検討委員会の設置について（昭和63年５月25日　所長裁定）

(65) 『大学入試センター債権管理事務取扱要領』の一部を改正する要領（昭和63年７月30日　所長裁定）

(66) 『大学入試センター収入官吏事務取扱要領』の一部を改正する要領（昭和63年７月30日　所長裁定）

(67) 『大学入試センター奨学寄附金委任経理事務取扱要領』の一部を改正する要領（昭和63年７月30日　所長裁定）

(68) 『大学入試センター物品管理事務取扱要領』の一部を改正する要領（昭和63年７月30日　所長裁定）

(69) 『物品管理（分類換、管理換、処分等）の事務手続きについて』の一部改正（昭和63年７月30日　物品管理官裁定）

(70) 『大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について』の一部改正（昭和63年８月２日　所長裁定）

(71) 電子計算機組織の機器構成等の検討に関する要領（昭和63年12月16日　所長裁定）

(72) 『大学入試センター職員の財産形成貯蓄関係事務取り扱い要項』の一部改正（平成元年１月８日　所長裁定）

(73) その他（掲載省略）

(1) 大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程

〔昭和63年４月８日
規　程　第　１　号〕

大学入試センター専門委員の会議に関する規程（昭和52年規程第３号）の一部を次のように改正する。

第21条中「事業部事業課」を「教科専門委員会にあっては問題作成課、実施方法専門委員会にあっては試験実施課」に改める。

附　則

この規程は、昭和63年４月８日から施行する。

(2) 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程

〔昭和63年４月８日
規　程　第　２　号〕

大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程（昭和55年規程第15号）の一部を次のように改正する。

第８条中「事業課」を「問題作成課」に改める。

附　則

この規程は、昭和63年４月８日から施行する。

(3) 共通第１次学力試験等連絡協議会に関する規程の一部を改正する規程

昭和63年４月８日
規　程　第　３　号

共通第１次学力試験等連絡協議会に関する規程（昭和55年規程第９号）の一部を次のように改正する。

第６条中「事業課」を「問題作成課」に改める。

附　則

この規程は、昭和63年４月８日から施行する。

(4) 大学入試センター副所長の選考等に関する規程の一部を改正する規程

昭和63年４月８日
規　程　第　４　号

大学入試センター副所長の選考等に関する規程（昭和57年規程第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「企画調整官」を「の教授をもって充てる副所長（以下「副所長」という。）」に改め、「第２条」を削り、「第３条」を「第２条」とし、「第４条」から「第６条」までを１条ずつ繰り上げる。

附　則

この規程は、昭和63年４月８日から施行する。

(5) 大学入試センター客員教授の選考手続等に関する規程の一部を改正する規程

〔昭和63年４月８日 規程第５号〕

大学入試センター客員教授の選考手続等に関する規程（昭和53年規程第10号）の一部を次のように改正する。

表題の「客員教授」の下に「及び客員助教授」を加える。

第１条前段中「客員教授」の下に「及び客員助教授」を、後段中「客員教授」の下に「又は客員助教授」を加える。

第２条中「客員教授」の下に「又は客員助教授」を、「第３」の下に「又は第４」を加える。

第３条及び第４条中「客員教授」の下に「又は客員助教授」を加える。

別紙様式（異動内容）の欄中「客員教授」の下に「又は客員助教授」を加える。

附　則

この規程は、昭和63年４月８日から施行する。

(6) 大学入試センター運営協議員の会議に関する規程の一部を改正する規程

〔昭和63年６月１日 規程第６号〕

大学入試センター運営協議員の会議に関する規程（昭和52年規程第２号）の一部を次のように改正する。

題名中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

第１条、第３条及び第４条中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

附　則

この規程は、昭和63年６月１日から施行し、昭和63年５月25日から適用する。

(7) 大学入試センター評価委員の会議に関する規程

〔昭和63年６月１日
規　程　第　７　号〕

（趣旨）

第１条　大学入試センター（以下「センター」という。）に置かれる評価委員の会議（以下「会議」という。）の運営については、この規程の定めるところによる。

（議長）

第２条　会議に議長を置き、評価委員が互選する。

２　議長は、会議の会務を総理する。

（会議の招集）

第３条　会議は、議長が招集する。

（定足数）

第４条　会議の定足数は、評価委員の過半数とする。

（議決）

第５条　会議の議事は、出席した評価委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　会議の事務は、庶務課において処理する。

（運営の細目）

第７条　この規程に定めるもののほか、会議の議事及び運営上必要な事項は、会議が定める。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、会議の議を経てセンターの所長が行う。

附　則

この規程は、昭和63年６月１日から施行し、昭和63年５月25日から適用する。

(8) 大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程

〔昭和63年６月１日
規　程　第　８　号〕

大学入試センター専門委員の会議に関する規程（昭和52年規程第３号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第２条中「第７条」を「第８条」に改める。

第２条中「230人以内」を「380人以内」に改める。

第10条中「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改める。

第23条中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

附　則

１　この規程は、昭和63年６月１日から施行し、昭和63年５月25日から適用する。

２　教科専門委員会は、改正後の大学入試センター試験が実施されるまでの間、第10条に規定する事項ほか、改正前の規程第10条に規定する共通第１次学力試験に関する事項を処理するものとする。

３　実施方法専門委員会は、改正後の大学入試センター試験が実施されるまでの間、第19条に規定する事項のほか、改正前の規程第19条に規定する共通第１次学力試験に関する事項を処理するものとする。

(9) 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する規程の一部を改正する規程

〔昭和63年６月１日
規　程　第　９　号〕

大学入試センター試験問題特別委員会に関する規程（昭和55年規程第15号）の一部を次のように改正する。

第３条中「対応する」を「関連する」に改める。

第４条中「70人以内」を「190人以内」に改める。

附　則

この規程は、昭和63年６月１日から施行し、昭和63年５月25日から適用する。

(10) 大学入試センター副所長の選考等に関する規程の一部を改正する規程

〔昭和63年６月１日
規　程　第　10　号〕

大学入試センター副所長の選考等に関する規程（昭和57年規程第２号）の一部を次のように改正する。

第４条中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

附　則

この規程は、昭和63年６月１日から施行し、昭和63年５月25日から適用する。

⑾ 大学入試センター研究開発部長候補者の選考の手続きに関する規程の一部を改正する規程

〔昭和63年６月１日
規　程　第　11　号〕

大学入試センター研究開発部長候補者の選考の手続に関する規程（昭和55年規程第16号）の一部を次のように改正する。

第２条、第３条、第５条及び第６条中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

附　則

この規程は、昭和63年６月１日から施行し、昭和63年５月25日から適用する。

⑿ 大学入試センター教官候補者の選考等の手続きに関する規程の一部を改正する規程

〔昭和63年６月１日
規　程　第　12　号〕

大学入試センター教官候補者の選考等の手続きに関する規程（昭和52年規程第８号）の一部を次のように改正する。

第２条見出し中「運営協議員会」を「運営委員会」に改める。

第２条第２項中「専任教官の昇任及び他大学教官等のセンター併任」を「センター併任教官」に改める。

第４条及び第５条中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

附　則

この規程は、昭和63年６月１日から施行し、昭和63年５月25日から適用する。

⑬ 大学入試センター客員教授及び客員助教授の選考手続等に関する規程の一部を改正する規程

〔昭和63年５月25日
規　程　第　13　号〕

大学入試センター客員教授及び客員助教授の選考手続等に関する規程（昭和53年規程第10号）の一部を次のように改正する。

第１条中「(昭和53年文部大臣裁定)」を「(昭和63年文部大臣裁定)」に改める。

第３条中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

附　則

この規程は、昭和63年５月25日から施行する。

⑭ 大学入試センター秘密文書等取扱規程の一部を改正する規程

〔昭和63年５月25日
規　程　第　14　号〕

大学入試センター秘密文書等取扱規程（昭和56年規程第３号）の一部を次のように改正する。

第４条中「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改める。

第５条中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

附　則

１　この規程は、昭和63年５月25日から施行する。

２　共通第１次学力試験に係る秘密文書等の取扱いについては、改正後の大学入試センター秘密文書等取扱規程に定めるほか、改正前の規定により処理するものとする。

⑮　大学入試センター共通第１次学力試験実施本部規程の一部を改正する規程

〔昭和63年５月25日
規　程　第　15　号〕

大学入試センター共通第１次学力試験実施本部規程（昭和56年規程第４号）の一部を次のように改正する。

第２条及び第３条中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

附　則

この規程は、昭和63年５月25日から施行する。

⑯　共通第１次学力試験等連絡協議会に関する規程の一部を改正する規程

〔昭和63年５月25日
規　程　第　16　号〕

共通第１次学力試験等連絡協議会に関する規程（昭和55年規程第９号）の一部を次のように改正する。

題名中「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改める。

第１条及び第２条中「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改める。

附　則

１　この規程は、昭和63年５月25日から施行する。

２　連絡協議会は、改正後の大学入試センター試験が実施されるまでの間、第２条に規定する事項のほか、改正前の規程第２条に規定する共通第１次学力試験に関する事項を処理するものとする。

⑰ 大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程

昭和63年８月２日
規　程　第　17　号

大学入試センター専門委員の会議に関する規程（昭和52年規程第３号）の一部を次のように改正する。

第10条中「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改める。

附　則

この規程は、昭和63年８月２日から施行する。

⑱ 大学入試センター秘密文書等取扱規程の一部を改正する規程

昭和63年８月２日
規　程　第　18　号

大学入試センター秘密文書等取扱規程（昭和56年規程第３号）の一部を次のように改正する。

第４条中「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改める。

附　則

この規程は、昭和63年８月２日から施行する。

⑲　国立学校設置法施行規則第50条の試験等連絡協議会に関する規程の一部を改正する規程

〔昭和63年８月２日
規　程　第　19　号〕

国立学校設置法施行規則第50条の試験等連絡協議会に関する規程（昭和55年規程第９号）の一部を次のように改正する。

題名中「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改める。

第１条及び第２条中「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改める。

附　則

この規程は、昭和63年８月２日から施行する。

⑳　大学入試センター客員教授及び客員助教授の選考手続等に関する規程の一部を改正する規程

〔平成元年１月８日
規　程　第　１　号〕

大学入試センター客員教授及び客員助教授の選考手続等に関する規程（昭和53年規程第10号）の一部を次のように改正する。

別紙様式中「昭和」を「平成」に改める。

附　則

この規程は、平成元年１月８日から施行する。

(21) 大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則

〔昭和63年４月８日
規則第１号〕

大学入試センター事務分掌規則（昭和57年規則第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第５項第６号を第７号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。

(3)　大学に関する情報の提供に関すること。

第５条を次のように改める。

（試験実施課）

第５条　試験実施課に、次の４係を置く。

(1)　企画調整係

(2)　試験実施第１係

(3)　試験実施第２係

(4)　試験実施第３係

２　企画調整係においては、次の事務をつかさどる。

(1)　共通第１次学力試験（以下「試験」という。）の実施等に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2)　実施方法専門委員会の会議に関すること。

(3)　試験の実施提要その他の資料等の作成及び送付に関すること。

(4)　試験の実施等に係る実施大学担当者会議に関すること。

(5)　試験実施課の庶務一般に関すること。

(6)　その他試験実施課の他の係の所掌に属しない事務を処理すること。

３　試験実施第１係においては、次の事務をつかさどる。

(1)　試験の実施事務に関し、計画立案し、及び連絡調整すること。

(2)　試験の実施要項及び受験案内等の作成及び送付に関すること。

(3)　試験の志願票の受付、受験票等の送付等に関すること。

(4)　試験に係る高等学校等への説明会等に関すること。

(5)　試験に関する問い合わせに関すること。

４　試験実施第２係においては、次の事務をつかさどる。

(1)　各大学における試験の実施に関し、連絡調整すること。

(2)　試験の試験場の設定等に関し、連絡調整すること。

(3)　答案の受領及び計数に関すること。

(4)　国公立大学の入学者選抜試験の実施に協力すること。

(5)　身体に障害のある者の受験特別措置に係る事務を処理すること。

５　試験実施第３係においては、次の事務をつかさどる。

(1)　私立大学における試験の実施に関し、連絡調整すること。

(2)　私立大学の入学者選抜試験の実施に協力すること。

(3)　各大学の入学者選抜試験に係る資料の収集及び整理・保管に関すること。

第６条第２項第１号中「所掌事務に係る情報処理に関し、」を「業務に係る情報処理に関し、総括し、」に、同項第２号中「計画の」を「企画、」に改める。

第８条中「事業課」を「試験実施課、問題作成課」改め、第９条を第10条とし、第６条から第８条までを１条ずつ繰り下げ、第５条の次に次の１条を加える。

（問題作成課）

第６条　問題作成課に、次の３係を置く。

(1)　問題管理係

(2)　問題作成第１係

(3)　問題作成第２係

２　問題管理係においては、次の事務をつかさどる。

(1)　試験問題等の作成に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2)　教科専門委員会の部会長の会議及び特別問題作成部会の会議に関すること。

(3)　身体に障害のある者のための試験問題の作成事務に関すること。

(4)　試験問題冊子及び答案等の保管・管理及び輸送に関すること。

(5)　答案等の保存に関すること。

(6)　問題作成課の庶務一般に関すること。

(7)　その他、問題作成課の他の係の所掌に属しない事務を処理すること。

3　問題作成第１係においては、次の事務をつかさどる。

(1)　試験問題の作成事務に関し、計画立案し、及び連絡調整すること。

(2)　運営協議員会試験問題特別委員会の会議に関すること。

(3)　文科系に係る教科・科目の試験問題の作成事務に関すること。

(4)　文科系試験問題の作成に係る教科専門委員会、その他の委員会の会議に関すること。

(5)　試験問題特別専門委員会の部会長の会議等に関すること。

(6)　文科系試験問題等データ・ベースの作成事務に関すること。

(7)　文科系試験問題の評価に関すること。

(8)　文科系試験問題作成のための資料の収集及び整理・保管に関すること。

4　問題作成第２係においては、次の事務をつかさどる。

(1)　理科系に係る教科・科目の試験問題の作成事務に関すること。

(2)　理科系試験問題の作成に係る教科専門委員会、その他の委員会の会議に関すること。

(3)　共通第１次学力試験等連絡協議会試験問題部会の会議に関すること。

(4)　理科系試験問題等データ・ベースの作成事務に関すること。

(5)　理科系試験問題の評価に関すること。

(6)　理科系試験問題作成のための資料の収集及び整理・保管に関すること。

附　則

この規則は、昭和63年４月８日から施行する。

(22)　大学入試センター共通第１次学力試験出願書類の保存等に関する規則の一部を改正する規則

〔昭和63年４月８日
規則第２号〕

大学入試センター共通第１次学力試験出願書類の保存等に関する規則（昭和55年所長裁定第７号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「事業課長」を「試験実施課長」に、「事業課試験実施第１係長」を「試験実施課試験実施第１係長」に改める。

附　則

この規則は、昭和63年４月８日から施行する。

(23) 大学入試センター共通第１次学力試験の答案等の保存等に関する規則の一部を改正する規則

〔昭和63年４月８日
規則第３号〕

大学入試センター共通第１次学力試験の答案等の保存等に関する規則（昭和57年規則第９号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「事業課長」を「問題作成課長」に、「事業課課長補佐」を「問題作成課課長補佐」に改める。

附　則

この規則は、昭和63年４月８日から施行する。

(24) 大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則

〔昭和63年４月８日
規則第４号〕

大学入試センター文書管理規則（昭和56年規則第１号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項の表中「｜事　業　課｜企画調整係長　｜」を

「｜試験実施課｜企画調整係長｜
｜問題作成課｜問題管理係長｜」に改める。

第７条第１項の表中「｜事業課所掌の文書｜　事　｜入試セ事｜」を

「｜試験実施課所掌の文書｜　試　｜入試セ試｜
｜問題作成課所掌の文書｜　問　｜入試セ問｜」に改める。

別表第２（事業関係事項）の欄中「事業課長」を「試験実施課長」に改める。

附　則

この規則は、昭和63年４月８日から施行する。

(25) 大学入試センター公印規則の一部を改正する規則

〔昭和63年４月８日
規則第６号〕

大学入試センター公印規則（昭和52年規則第５号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大学入試センターの印 所長の印 評議員会議長の印 運営協議員会議長の印	30ミリメートル平方	庶務課長	庶務係長		

」

を

「

大学入試センターの印 所長の印 副所長の印 評議員会議長の印 運営協議員会議長の印	30ミリメートル平方	庶務課長	庶務係長		

」

に改める。

附　則

この規則は、昭和63年４月８日から施行する。

(26) 大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則

〔昭和63年５月25日
規則第７号〕

大学入試センター事務分掌規則（昭和57年規則第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項第１号、同条第５項第１号、同項第４号、第５条第２項第１号及び第６条第４項第３号中「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改める。

第４条第２項第１号、同項第２号及び同条第３項第１号中「新テスト」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改める。

第６条第３項第２号中「運営協議員会」を「運営委員会」に改め、「第10条」を「第11条」とし、「第９条」を「第10条」とし、第８条の次に次の１条を加える。

（進学指導専門官）

第９条　庶務課に、進学指導専門官を置く。

２　進学指導専門官は、上司の命を受け、大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供に関する事務を処理する。

附　則

１　この規則は、昭和63年５月25日から施行する。

２　共通第１次学力試験については、改正後の大学入試センター事務分掌規則に定めるほか、従前の規定による共通第１次学力試験に関する事務を処理するものとする。

⑵7　大学入試センターにおける規程等の基準に関する規則の一部を改正する規則

〔昭和63年５月25日
規　則　第　８　号〕

大学入試センターにおける規程等の基準に関する規則（昭和56年規則第２号）の一部を次のように改正する。

第３条、第６条及び第７条中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

第８条中「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改める。

附　則

１　この規則は、昭和63年５月25日から施行する。

２　共通第１次学力試験については、改正後の大学入試センター試験が実施されるまでの間、第８条に規定する事項のほか、改正前の規則第８条に規定する共通第１次学力試験に関する事項を含むものとする。

⑵8　大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則

〔昭和63年５月25日
規　則　第　９　号〕

大学入試センター文書管理規則（昭和56年規則第１号）の一部を次のように改正する。

第10条中「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改める。

別表第１を次のように改める。

事　　項	発信者名義
⑴　法令の規定等に基づき、所長として行う行為に関するもの ⑵　規程、規則、細則等の制定に関するもの ⑶　他の行政機関等の発する文書のうち、重要なもの ⑷　その他所長の名義を用いることが適当と認められるもの ⑸　共同組合に関する文書のうち、重要なもの	所　　長 支　部　長 （共済組合の支部長をいう。以下同じ。）
⑴　他の行政機関等に発する文書（所長名義を用いるものを除く。） ⑵　重要な通達等の所内移牒 ⑶　２部以上の所掌事務に係るもの ⑷　その他副所長の名義を用いることが適当と認められるもの	副　所　長
⑴　通達等の所内移牒 ⑵　部の複数の課の所掌事務に係るもの ⑶　その他部長の名義を用いることが適当と認められるもの	部　　長
⑴　資料の配布、事務連絡等軽易な事項の通知及び照会を行うもの ⑵　その他課長の名義を用いることが適当と認められるもの	課　　長
照会文書等に対する回答を行うもの	照会文書の発信者に相当する者

別表第２を次のように改める。

事　　項	発信名義者	専　決　者
（共通事項）		
(1)　法令の規定等に基づき所長名で行う主管官公庁への協議、申請、調査報告等のうち、定型的又は軽易なもの	所　　長	副　所　長
(2)　法令の規定等に基づき所長名で行う主管官公庁への協議、申請、調査報告等のうち、特に軽易なもの	所　　長	主管部長
(3)　所長名でする諸証明のうち、軽易なもの	所　　長	主管課長
(4)　所長名で行うセンター外への通知、照会、回答等のうち、定型的又は軽易なもの	所　　長	副　所　長
(5)　所長名で行うセンター外への通知、照会、回答等のうち、特に軽易なもの	所　　長	主管部長
(6)　副所長名で行うセンター外への通知、照会、回答等のうち、定型的又は軽易なもの	副　所　長	主管課長
(7)　所長名又は副所長名で行うセンター内への通知、照会、回答等のうち、定型的又は軽易なもの	所長又は副所長	主管課長
（庶務関係事項）		
(1)　評議員の会議の招集	センター（議長）	所　　長
(2)　公印の作成及び改刻	所　　長	庶務課長
(3)　規程集及び職員録の編集及び発行	所　　長	庶務課長
(4)　事務職員（技術職員を含む。以下同じ。）の割愛依頼及び回答	所　　長	副　所　長
(5)　任命権を委任されている事務職員の任免、俸給（普通昇給を除く。）の決定、休職及び復職	所　　長	副　所　長
(6)　非常勤職員（非常勤講師を除く。）の任免	所　　長	管理部長
(7)　俸給決定の人事院協議（指定職俸給表の適用に関するものを除く。）	所　　長	管理部長
(8)　事務職員の特別昇給の決定	所　　長	副　所　長
(9)　職員の普通昇給及び俸給以外の給与の決定	所　　長	庶務課長
(10)　一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第19号）の改正に伴う俸給の切換えの決定	所　　長	庶務課長
(11)　勤勉手当成績率の決定	所　　長	副　所　長
(12)　児童手当の認定	所　　長	庶務課長
(13)　職員の健康診断及びレクリエーションの実施に関するもの	所　　長	管理部長
(14)　公務災害の認定及び申請並びに通勤災害の申請	所　　長	副　所　長
(15)　職員（所長を除く。）の退職手当の決定	所　　長	副　所　長
(16)　職員の勤労者財産形成貯蓄に関するもの（協定の締結を除く。）	所　　長	庶務課長
(17)　事務職員の超過勤務、休日勤務及び夜間勤務の令命	所　　長	主管課長
(18)　事務職員（部長、課長及び課長補佐を除く。）の有給休暇の承認	所　　長	主管課長
(19)　部長の有給休暇の承認	所　　長	副　所　長
(20)　課長及び課長補佐の有給休暇の承認	所　　長	主管部長
(21)　教授（研究開発部長を除く。）、助教授及び助手の有給休暇及び研修の承認	所　　長	研究開発部長
(22)　職員の勤務を要しない時間の指定	所　　長	管理部長
(23)　任命権を委任されている事務職員の海外渡航に関するもの	所　　長	副　所　長
(24)　共済組合の長期給付に関するもの	支　部　長	管理部長
（会計関係事項）		
(1)　会計経理に関する訴訟等に関するもの	所　　長	副　所　長
(2)　会計検査院等の検査及び監査に関するもののうち、重要なもの	所　　長	副　所　長
(3)　会計検査院等の検査及び監査に関するもののうち、軽易なもの	所　　長	管理部長
(4)　出納官吏及び出納員の任免	所　　長	管理部長
(5)　出納官吏及び物品管理職員の交替検査又は定時若しくは臨時の検査の検査員の任命及び当該検査報告	所　　長	管理部長
(6)　会計の部内監査に関するもの	所　　長	管理部長
(7)　経常的な予算要求に関するもの	所　　長	管理部長
(8)　国有財産の使用及び貸付に関するもの	所　　長	管理部長
(8)の２　駒場台クラブの使用許可	所　　長	管理部長
(9)　国有財産に関する届出、報告等のうち、軽易なもの	所　　長	管理部長
(10)　公務員宿舎の設置要求及び入退居に関するもの	所　　長	管理部長
(11)　公務員宿舎に関する届出、報告等のうち、軽易なもの	所　　長	会計課長
(12)　一般競争参加者の資格検査及び名簿登録	所　　長	管理部長
(13)　物品の分類換、管理換及び不用決定の承認に関するもの	所　　長	管理部長
(14)　物品の無償貸付け、譲与及び交換に関するもの	所　　長	管理部長
(15)　寄贈物品の採納に関するもののうち、軽易なもの	所　　長	管理部長
(16)　物品の免税申請及び免税物品の使用状況の報告	所　　長	管理部長
(17)　電話等の加入申込み、移転及び名義変更	所　　長	管理部長
(18)　建築基準法に基づく届出、報告等のうち技術的なもの又は軽易なもの	所　　長	管理部長
(19)　営繕工事又は施設の維持に関し、関係法令に基づき行う届出、報告等のうち、技術的なもの又は軽易なもの	所　　長	管理部長
(20)　共済組合の出納員の任免及び報告	支　部　長	管理部長
(21)　共済組合の組合員の資格の得喪及び被扶養者の認定に関するもの	支　部　長	管理部長
(22)　共済組合の監査員の任免	支　部　長	管理部長
(23)　共済組合の各経理の収入支出に関するもの	支　部　長	会計課長
(24)　共済組合の資金の回送請求及び受領書の提出に関するもの	支　部　長	会計課長
(25)　共済組合の短期給付請求書及び受領書の提出に関するもの	支　部　長	管理部長
(26)　共済組合に関する諸報告及び通知（長期給付に関するものを除く。）	支　部　長	会計課長
（事業関係事項）		
(1)　専門委員会（部会長会議、部会その他の会議を含む。）の召集	センター（委員長等）	事業部長
(2)　国立学校設置法施行規則第50条の試験（以下「試験」という。）の試験場の設定依頼	所　　長	事業部長
(3)　試験の志願票記入事項の確認はがき及び受験票の発行	所　　長	試験実施課長
(4)　試験の受験者数の確定通知及びこれに基づく試験場の設置依頼	所　　長	事業部長
(5)　試験に関する資料の送付基準に基づく送付	所　　長	試験実施課長
(6)　試験の問題冊子の送付基準に基づく送付	所　　長	事業部長
(7)　試験の実施に係る連絡事項のうち、軽易なもの	所　　長	事業部長
(8)　試験の成績通知	所　　長	事業部長
(9)　試験の問題に対する関係機関、団体等への意見の照会	所　　長	事業部長
(10)　試験の実施等に関する大学への意見の照会	所　　長	事業部長
(11)　入学者選抜試験合格者名簿の受領	所　　長	情報処理課長

附　則

1　この規則は、昭和63年５月25日から施行する。

2　共通第１次学力試験に係る文書処理については、改正後の大学入試センター試験が実施されるまでの間、第10条に規定する大学入試センター試験は、共通第１次学力試験と読み替えるものとする。

3　事業部は、改正後の大学入試センター試験が実施されるまでの間、別表第２事業関係事項に規定する事項のほか、改正前の規則の別表第２事業関係事項に規定する共通第１次学力試験に関する事項を処理するものとする。

⑵9　大学入試センター公印規則の一部を改正する規則

〔昭和63年５月25日
規　則　第　10　号〕

大学入試センター公印規則（昭和52年規則第５号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大学入試センターの印 所　長　の　印 副　所　長　の　印 評議員会議長の印 運営協議員会議長の印	30ミリメートル平方	庶務課長	庶務係長	
運営協議員会特別委員会委員長の印 専門委員会委員長の印 専門委員会部会長の印	20ミリメートル平方	庶務課長	庶務係長	

」

を

「

大学入試センターの印 所　長　の　印 副　所　長　の　印 評議員会議長の印 運営委員会議長の印 評価委員会議長の印	30ミリメートル平方	庶務課長	庶務係長	
運営委員会特別委員会委員長の印 専門委員会委員長の印 専門委員会部会長の印	20ミリメートル平方	庶務課長	庶務係長	

」

に改める。

附　則

この規則は、昭和63年５月25日から施行する。

⑶0　大学入試センター永年勤続者表彰規則の一部を改正する規則

〔昭和63年４月１日
規　則　第　12　号〕

大学入試センター永年勤続者表彰規則（昭和53年所長裁定第４号）の一部を次のように改正する。

附則第２項を次のように改める。

２　削除

附　則

１　この規則は、昭和63年４月１日から施行する。

２　第２条第１号中「10年」とあるのは、昭和63年３月31日に現に職員として在職する者については、「５年」と読み替えて適用するものとする。

⑶1　大学入試センターにおける予算執行職員の補助者の指定に関する規則の一部を改正する規則

昭和63年７月30日
規　則　第　13　号

大学入試センターにおける予算執行職員の補助者の指定に関する規則（昭和56年規則第７号）の一部を次のように改正する。

題名中「における」を削り、第２条第１号から第３号及び同条の別表１から別表第３までを次のように改める。

⑴　支出負担行為担当官及び支出負担行為担当官代理の補助者

⑵　支出官及び支出官代理の補助者

⑶　契約担当官及び契約担当官代理の補助者

別表第１

支出負担行為担当官及び支出負担行為担当官代理の補助者

部局名	補助者として指定する官職	事務の範囲	
		支出負担行為担当官	支出負担行為担当官代理
管理部	管理部長	支出負担行為に関する次の事務 ⑴　予定価格案が 500万円を超える場合の予定価格調書案の作成 ⑵　予定価格が 500万円を超える場合の業者の選定	
管理部会計課	会計課長	支出負担行為に関する次の事務 ⑴　予定価格案が 500万円以下の場合の予定価格調書案の作成 ⑵　予定価格が 500万円以下の場合の業者の選定 ⑶　入札の執行 ⑷　支出負担行為担当官印の保管及びなつ印	
	会計課課長補佐	支出負担行為に関する検査及び検査調書の作成（契約金額が200万円以上のもの）	
	総務係長	支出負担行為に関する入札執行の立会い	
	経理係長	経理係の所掌に係る支出負担行為に関する支出負担行為書案及び関係書類の作成	
	用度係長	用度係の所掌に係る支出負担行為に関する次の事務 ⑴　予定価格案の作成（市場価格調査及び予定価格算出内訳書の作成） ⑵　業者選定案の作成 ⑶　見積書の徴収 ⑷　支出負担行為書案及び関係書類の作成 ⑸　発注の連絡 ⑹　請書の徴収 ⑺　監督 ⑻　検査及び検査調書の作成（契約金額が 200万円未満のもの）	
	施設係長	施設係の所掌に係る支出負担行為に関する次の事務 ⑴　予定価格案の作成（市場価格調査及び予定価格算出内訳書の作成） ⑵　業者選定案の作成 ⑶　見積書の徴収 ⑷　支出負担行為書案及び関係書類の作成 ⑸　発注の連絡 ⑹　請書の徴収 ⑺　監督 ⑻　検査及び検査調書の作成（契約金額が 200万円未満のもの）	
管理部庶務課	共同利用係長	共同利用係の所掌に係る支出負担行為に関する検査及び検査調書の作成（契約金額が 200万円未満のもの）	

別表第2

支出官及び支出官代理の補助者

部局名	補助者として指定する官職	事務の範囲	
		支出官	支出官代理
管理部会計課	会計課長	支出官印の保管及びなつ印	
	総務係長	(1) 支出負担行為差引簿の記帳 (2) 支出計算書及び支出簿額報告書の作成	
	経理係長	(1) 小切手、国庫金振替書、国庫金送金請求書及び国庫金送金通知書の作成並びに交付 (2) 小切手等用紙の保管 (3) 支払元受高差引簿、支出簿及び小切手等受払簿の記帳 (4) 返納告知書の作成 (5) 領収証書及び振替済書の徴収 (6) 経理係の所掌に係る支出に関する請求書の受理並びに支出決議案及び関係書類の作成	
	用度係長	用度係の所掌に係る支出に関する次の事務 (1) 請求書の受理 (2) 支出決議書案及び関係書類の作成	
	施設係長	施設係の所掌に係る支出に関する次の事務 (1) 請求書の受理 (2) 支出決議書案及び関係書類の作成	

別表第3

契約担当官及び契約担当官代理の補助者

部局名	補助者として指定する官職	事務の範囲	
		契約担当官	契約担当官代理
管理部	管理部長	契約に関する次の事務 (1) 予定価格案が 100万円を超える場合の予定価格調書案の作成 (2) 予定価格が 100万円を超える場合の業者の選定	
管理部会計課	会計課長	契約に関する次の事務 (1) 予定価格案が 100万円以下の場合の予定価格調書案の作成 (2) 予定価格が 100万円以下の場合の業者の選定 (3) 入札の執行 (4) 契約担当官印の保管及びなつ印	
	会計課課長補佐	契約に関する検査及び検査調書の作成（契約金額が 200万円以上のもの）	
	総務係長	(1) 受託調査の契約及び出版権契約に関する書類の作成 (2) 契約に関する入札執行の立会い	
	用度係長	用度係の所掌に係る契約に関する次の事務 (1) 予定価格案の作成（市場価格調査及び予定価格算出内訳書の作成） (2) 業者選定案の作成 (3) 契約に関する関係書類の作成 (4) 契約の連絡 (5) 請書の徴収 (6) 物品の受渡 (7) 検査及び検査調書の作成（契約金額が 200万円未満のもの）	
	施設係長	施設係の所掌に係る契約に関する次の事務 (1) 予定価格案の作成（市場価格調査及び予定価格算出内訳書の作成） (2) 業者選定案の作成 (3) 契約に関する書類の作成 (4) 契約の連絡 (5) 請書の徴収 (6) 物件の受渡 (7) 検査及び検査調書の作成（契約金額が 200万円未満のもの）	

附　則

この規則は、昭和63年７月30日から施行し、昭和63年７月１日から適用する。

(32) 大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則

〔昭和63年８月２日
規　則　第　14　号〕

大学入試センター事務分掌規則（昭和57年規則第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項第１号、同条第５項第１号、同項第４号、第５条第２項第１号及び第６条第４項第３号中「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改める。

第４条第２項第１号、同項第２号及び同条第３項第１号中「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改める。

附　則

この規則は、昭和63年８月２日から施行する。

(33) 大学入試センターにおける規程等の基準に関する規則の一部を改正する規則

〔昭和63年８月２日
規　則　第　15　号〕

大学入試センターにおける規程等の基準に関する規則（昭和56年規則第２号）の一部を次のように改正する。

第８条中「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改める。

附　則

この規則は、昭和63年８月２日から施行する。

⑶4 大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則

〔昭和63年８月２日
規　則　第　16　号〕

大学入試センター文書管理規則（昭和56年規則第１号）の一部を次のように改正する。

第10条中「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改める。

別表第２（事業関係事項）中「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改める。

附　則

この規則は、昭和63年８月２日から施行する。

⑶5 国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則

〔昭和63年12月９日
規　則　第　18　号〕

国立大学以外の大学の入学志願者に係る共通第１次学力試験の検定料等に関する規則（昭和53年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「240円」を「265円」に改める。

附　則

この規則は、昭和63年12月９日から施行し、昭和63年12月１日から適用する。

(36) 大学入試センター文書管理規則の一部を改正する規則

〔平成元年１月８日
規 則 第 １ 号〕

大学入試センター文書管理規則（昭和56年規則第１号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第３号及び別紙様式第５号中「昭和」を「平成」に改める。

附　則

この規則は、平成元年１月８日から施行する。

(37) 大学入試センター自動車運用規則の一部を改正する規則

〔平成元年１月８日
規 則 第 ２ 号〕

大学入試センター自動車運用規則（昭和53年所長裁定第６号）の一部を次のように改正する。

別紙様式１及び別紙様式２中「昭和」を「平成」に改める。

附　則

この規則は、平成元年１月８日から施行する。

(38) 大学入試センター駒場台クラブ使用規則の一部を改正する規則

〔平成元年１月８日
規 則 第 ３ 号〕

大学入試センター駒場台クラブ使用規則（昭和57年規則第１号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第１及び別紙様式第２中「昭和」を「平成」に改める。

附　則

この規則は、平成元年１月８日から施行する。

(39) 大学入試センター運営協議員の会議に置く特別委員会に関する細則の一部を改正する細則

〔昭和63年５月25日
細 則 第 １ 号〕

大学入試センター運営協議員の会議に置く特別委員会に関する細則（昭和53年細則第２号）の一部を次のように改正する。

題名中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

第１条、第２条、第５条及び第９条中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

附　則

この細則は、昭和63年５月25日から施行する。

⑷0 大学入試センター教官候補者の選考等の手続きに関する細則の一部を改正する細則

〔昭和63年５月25日
細 則 第 ２ 号〕

大学入試センター教官候補者の選考等の手続きに関する細則（昭和53年細則第３号）の一部を次のように改正する。

第２条、第３条、第５条及び第８条中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

第３条及び第５条中「運営協議員会規程」を「運営委員会規程」に改める。

附　則

この細則は、昭和63年５月25日から施行する。

⑷1 大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規

〔昭和63年４月８日
内 規 第 １ 号〕

大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規（昭和52年内規第２号）の一部を次のように改正する。

第３項中「教授又は助教授５人」を「副所長２人、教授又は助教授３人」に改め、同項第１号ウ中「３人」を「２人」に改め、「ア」を削り、「イ」を「ア」とし、「ウ」を「イ」とする。

附　則

この内規は、昭和63年４月８日から施行する。

⑷2 大学入試センターの評議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規

〔昭和63年６月１日
内規第２号〕

大学入試センターの評議員候補者選考に関する内規（昭和52年内規第１号）の一部を次のように改正する。

第１項中「国立大学協会」の下に、「、公立大学協会及び日本私立大学団体連合会」を加える。

第２項を削り、第３項を第２項とし、次のように改める。

２　所長は、当分の間、評議員の候補者として、国立大学の学長12人、公立大学の学長２人、私立大学の理事長又は学長４人及び学識経験者２人を選考する。

第４項及び第５項を削る。

附　則

この内規は、昭和63年６月１日から施行し、昭和63年５月25日から適用する。

⑷3 大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規の一部を改正する内規

〔昭和63年６月１日
内規第３号〕

大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規（昭和52年内規第２号）の一部を次のように改正する。

題名中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

制定文中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

第１項中「運営協議員」を「運営委員」に改め、「国立大学協会」の下に「、公立大学協会及び日本私立大学団体連合会」を加える。

第２項を削り、第３項を第２項とし、次のように改める。

２　所長は、当分の間、運営委員の候補者として、センターの副所長２人、教授５人、国立大学の学長又は教員12人、公立大学の学長又は教員３人、私立大学の学長又は教員４人を選考する。

附　則

この内規は、昭和63年６月１日から施行し、昭和63年５月25日から適用する。

(44) 大学入試センターの評価委員候補者選考に関する内規

〔昭和63年６月１日
内規第４号〕

大学入試センター組織運営規則（昭和52年文部省令第20号）第７条第３項の規程に基づき、大学入試センター（以下「センター」という。）の所長が文部大臣に推薦する評価委員の候補者の選考は、この内規によって行う。

１　所長は、評価委員の候補者の選考を行うに当たっては、大学、高等学校関係者等の意見を徴するものとする。

２　所長は、当分の間、評価委員の候補者として、国立大学の学長又は教員８人、公立大学の学長又は教員２人、私立大学の理事長・学長又は教員４人、高等学校の校長又は教員及び教育委員会関係者４人、学識経験者２人を選考する。

附　則

この内規は、昭和63年６月１日から施行し、昭和63年５月25日から適用する。

(45) 大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規の一部を改正する内規

〔昭和63年６月１日
内規第５号〕

大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規（昭和57年内規第１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「国立大学」を「大学」に改める。

附　則

この内規は、昭和63年６月１日から施行し、昭和63年５月25日から適用する。

(46) 大学入試センター評議員の会議における審議事項についての申合せの一部を改正する申合せ

〔昭和63年４月８日
申合せ第１号〕

大学入試センター評議員の会議における審議事項についての申合せ（昭和52年申合せ第１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「副所長（企画調整官をいう。）」を「副所長（教授）」に改める。

附　則

この申合せは、昭和63年４月８日から実施する。

(47) 共通第１次学力試験等連絡協議会に関する申合せの一部を改正する申合せ

〔昭和63年４月８日
申合せ第２号〕

共通第１次学力試験等連絡協議会に関する申合せ（昭和52年申合せ第３号）の一部を次のように改正する。

第１項第２号中「副所長」を「副所長（教授）」に改める。

附　則

この申合せは、昭和63年４月８日から実施する。

(48) 大学入試センター研究開発部の紀要に関する申合せの一部を改正する申合せ

〔昭和63年４月８日
申合せ第３号〕

大学入試センター研究開発部の紀要に関する申合せ（昭和55年申合せ第６号）の一部を次のように改正する。

第５項第１号中「客員教授」の下に「及び客員助教授」を加える。

附　則

この申合せ、昭和63年４月８日から実施する。

(49) 情報資料のうち電子計算機に係るデータの使用及び研究成果の公表手続きに関する申合せの一部を改正する申合せ

〔昭和63年４月８日
申合せ第４号〕

情報資料のうち電子計算機に係るデータの使用及び研究成果の公表手続に関する申合せの一部を改正する申合せ（昭和62年申合せ第３号）の一部を次のように改正する。

第２項第１号中「客員教授」の下に「、客員助教授」を加える。

第５項中「事業部情報処理課」を「情報処理課」に改める。

附　則

この申合せ、昭和63年４月８日から実施する。

⑸0 大学入試センター評議員の会議における審議事項についての申合せの一部を改正する申合せ

〔昭和63年６月１日
申合せ第５号〕

大学入試センター評議員の会議における審議事項についての申合せ（昭和52年申合せ第１号）の一部を次のように改正する。

第４項中「運営協議員」を「運営委員、評価委員」に改める。

附　則

この申合せは、昭和63年６月１日から施行し、昭和63年５月25日から適用する。

⑸1 大学入試センター運営協議員の会議における審議事項についての申合せの一部を改正する申合せ

〔昭和63年６月１日
申合せ第６号〕

大学入試センター運営協議員の会議における審議事項についての申合せ（昭和52年申合せ第２号）の一部を次のように改正する。

題名中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

制定文及び第３項中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

第１項中「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改める。

附　則

1　この申合せは、昭和63年６月１日から施行し、昭和63年５月25日から適用する。

2　運営委員の会議は、改正後の大学入試センター試験が実施されるまでの間、第１項に規定する審議事項のほか、改正前の申合せ第１項に規定する共通第１次学力試験に関する事項を処理するものとする。

⑸2　大学入試センター運営協議員の会議に置く試験問題特別委員会における申合せの一部を改正する申合せ

〔昭和63年６月１日
申合せ第７号〕

大学入試センター運営協議員の会議に置く試験問題特別委員会における申合せ（昭和53年申合せ第４号）の一部を次のように改正する。

題名中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

第１項及び第２項中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

第１項中「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改める。

附　則

１　この申合せは、昭和63年６月１日から施行し、昭和63年５月25日から適用する。

２　試験問題特別委員会は、改正後の大学入試センター試験が実施されるまでの間、第１項に規定する審議事項のほか、改正前の申合せ第１項に規定する共通第１次学力試験に関する事項を処理するものとする。

⑸3　運営協議員会「資料公開等特別委員会」の設置に関する申合せの一部を改正する申合せ

〔昭和63年５月25日
申合せ第８号〕

運営協議員会「資料公開等特別委員会」の設置に関する申合せ（昭和53年申合せ第２号）の一部を改正する申合せを次のように改正する。

題名中「運営協議員会」を「運営委員会」に改める。

第１項及び第３項中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

附　則

この申合せは、昭和63年５月25日から実施する。

⑸4 運営協議員の会議及び専門委員の会議の定足数に関する申合せの一部を改正する申合せ

〔昭和63年５月25日
申合せ第９号〕

運営協議員の会議及び専門委員の会議の定足数に関する申合せ（昭和56年申合せ第１号）の一部を次のように改正する。

題名中「運営協議員の会議」を「運営委員の会議、評価委員の会議」に改める。

制定文中「運営協議員の会議」を「運営委員の会議、評価委員の会議」に改める。

附　則

この申合せは、昭和63年５月25日から実施する。

⑸5 共通第１次学力試験等連絡協議会に関する申合せの一部を改正する申合せ

〔昭和63年５月25日
申合せ第10号〕

共通第１次学力試験等連絡協議会に関する申合せ（昭和52年申合せ第３号）の一部を次のように改正する。

題名中「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改める。

第１項中「運営協議員会委員」を「運営委員会委員」に改める。

附　則

１　この申合せは、昭和63年５月25日から実施する。

２　連絡協議会は、改正後の大学入試センター試験が実施されるまでの間、改正前の申合せによる共通第１次学力試験に関する事項を処理するものとする。

⑸6 大学入試センター運営委員の会議における審議事項についての申合せの一部を改正する申合せ

〔昭和63年８月２日
申合せ第11号〕

大学入試センター運営委員の会議における審議事項についての申合せ（昭和52年申合せ第２号）の一部を次のように改正する。

第１項中「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改める

附　則

この申合せは、昭和63年８月２日から実施する。

⑸7 大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会における申合せの一部を改正する申合せ

〔昭和63年８月２日
申合せ第12号〕

大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会における申合せ（昭和53年申合せ第４号）の一部を次のように改正する。

第１項中「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改める。

附　則

この申合せは、昭和63年８月２日から実施する。

(58) 国立学校設置法施行規則第50条の試験等連絡協議会に関する申合せの一部を改正する申合せ

〔昭和63年８月２日
申合せ第13号〕

国立学校設置法施行規則第50条の試験等連絡協議会に関する申合せ（昭和52年申合せ第３号）の一部を次のように改正する。

題名中「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改める。

附　則

この申合せは、昭和63年８月２日から実施する。

(59) 副所長の職務分担について

〔昭和63年４月８日
所長裁定〕

副所長の職務分担は、次のとおりとする。

1　教授をもって充てる副所長

(1)　大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究に関すること

(2)　試験問題に関すること

(3)　その他所長が必要と認める事項

2　事務職員をもって充てる副所長

(1)　管理部及び事業部の事務の総括に関すること

(2)　関係機関との折衝

(3)　その他教授をもって充てる副所長の所掌に属しないこと

⑹ 「大学入試に関する情報提供検討委員会の設置について」の一部改正

〔昭和63年４月８日
所　長　裁　定〕

大学入試に関する情報提供検討委員会の設置について（昭和62年７月31日所長裁定）の一部を次のように改正する。

第２項中「副所長」を「副所長（教授）」に改める。

第５項中「管理部庶務課」を「庶務課」に改める。

附　則

この所長裁定は、昭和63年４月８日から実施する。

⑹ 「大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について」の一部改正

〔昭和63年４月８日
所　長　裁　定〕

大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について（昭和60年７月１日所長裁定）の一部を次のように改正する。

第３項第１号及び第４項第１号中「副所長」を「副所長（教授）」に改める。

第８項中「事業部事業課」を「問題作成課」に改める。

附　則

この所長裁定は、昭和63年４月８日から実施する。

⑹ 『「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会の設置について』の一部改正について

〔昭和63年５月25日 所長裁定〕

「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会の設置について（昭和61年９月26日所長裁定）の一部を次のように改正する。

第７項中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

第８項中「管理部」を削る。

附　則

この所長裁定は、昭和63年５月25日から実施する。

⑹ 「大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について」の一部改正について

〔昭和63年５月25日 所長裁定〕

大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について（昭和60年７月１日所長裁定）の一部を次のように改正する。

第１項及び第２項中「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改める。

附　則

１　この所長裁定は、昭和63年５月25日から実施する。

２　委員会は、改正後の大学入試センター試験が実施されるまでの間、２に規定する任務のほか、改正前の所長裁定２に規定する共通第１次学力試験に関する事項を処理するものとする。

(64) 電子計算機組織更新に関する検討委員会の設置について

〔昭和63年５月25日
所　長　裁　定〕

1　趣旨

大学入試センター（以下「センター」という。）における電子計算機組織の更新について検討を行うため、実施方法専門委員会に、電子計算機組織更新に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員

(1)　委員会の委員は、実施方法専門委員会の委員のうちから、センターの所長が指名する。

(2)　前号に掲げるもののほか、センターの所長は、センターの研究開発部教官その他学識経験者を、臨時委員として加えることができる。

3　任期

委員の任期は、原則として２年とする。ただし、再選を妨げない。

4　委員長

委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

5　会議

委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6　結果の報告

委員会における検討結果は、実施方法専門委員会に報告するものとする。

7　庶務

委員会の庶務は、情報処理課において行う。

附　則

1　この所長裁定は、昭和63年５月25日から実施する。

2　大学入試センター電子計算機新機種選定会議に関する内規（昭和55年７月25日内規第10号）は、廃止する。

3　この所長裁定実施の際、現に大学入試センター電子計算機新機種選定会議の構成員である者は、この所長裁定による改正後の電子計算機組織更新に関する検討委員会委員となるものとし、その任期は、３の規定にかかわらず、所長が別に定める日までとする。

⑹ 「大学入試センター債権管理事務取扱要領」の一部を改正する要領

〔昭和63年７月30日
所　長　裁　定〕

大学入試センター債権管理事務取扱要領（昭和57年８月17日所長裁定）の一部を次のように改正する。

第２条の表　機関名の項中「会計課長」を「管理部長」に改める。

別表第１物件使用料債権の項中「会計課総務係」を「会計課総務係
〃　施設係」に改め、同表延滞金債権の項中「会計課長」を「管理部長」に改める。

第１号様式中

「

歳入徴収官	課長補佐

」を「

歳入徴収官	会計課長	課長補佐

」に、「会計課長」を「管理部長」に改める。

第２号様式中

「

支出官又は会計課長	課長補佐

」を「

支出官又は管理部長	会計課長	課長補佐

」に、「会計課長」を「管理部長」に改める。

第５号様式及び第６号様式中「会計課長」を「管理部長」に改める。

附　則

この要領は、昭和63年７月30日から施行し、昭和63年７月１日から適用する。

⑹ 『大学入試センター収入官吏事務取扱要領』の一部を改正する要領

〔昭和63年７月30日
所　長　裁　定〕

大学入試センター収入官吏事務取扱要領（昭和57年３月31日所長裁定）の一部を次のように改正する。

第１号様式中

「

歳入徴収官 会計課長	課長補佐	総務係長	収入官吏 経理係長	総務係	徴収簿記帳	月日	整理番号	第号
					現金収納月日及び現金出納簿記帳	月日	現金払込月日及び現金出納簿記帳	月日
				経理係	告知	口頭	現金払込書番号	第号

」を

「

歳入徴収官 管理部長	会計課長	課長補佐	総務係長	収入官吏 経理係長	徴収簿記帳	年月日	整理番号	第号
					現金収納月日及び現金出納簿記帳	年月日	現金払込月日及び現金出納簿記帳	年月日
			総務係	経理係	告知	口頭	現金払込書番号	第号

」に改める。

附　則

この要領は、昭和63年７月30日から施行し、昭和63年７月１日から適用する。

⑹67 『大学入試センター奨学寄附金委任経理事務取扱要領』の一部を改正する要領

〔昭和63年７月30日
所　長　裁　定〕

大学入試センター奨学寄附金委任経理事務取扱要領（昭和57年７月30日所長裁定）の一部の次のように改正する。

別紙第３号様式中

「

歳入徴収官 会計課長	課長補佐	総務係長	経理係長	総　務　係
				経　理　係

」を

「

歳入徴収官 管理部長	会計課長	課長補佐	総務係長	経理係長
			総　務　係	経　理　係

」に改める。

附　則

この要領は、昭和63年７月30日から施行する。

⑹68 『大学入試センター物品管理事務取扱要領』の一部を改正する要領

〔昭和63年７月30日
所　長　裁　定〕

大学入試センター物品管理事務取扱要領（昭和57年２月18日所長裁定）の一部を次のように改正する。

別表第２　管理部の項中「 会計課 | 会計課用度係長 | 会計課課長補佐 」を

「 会計課 | 会　計　課　長 | 会計課課長補佐 」に改める。

別紙第１号様式〔備品〕（第２葉）、別紙第３号様式〔消耗品〕（第２葉）及び別紙第４号様式（第２葉）中

「物品管理官
会計課長　　課長補佐　　係長　　係」を

「物品管理官
管理部長　　会計課長　　課長補佐　　係長　　係」に改める。

別紙第２号様式及び別紙第13号様式中「会計課長」を「管理部長」に改める。

別紙第８号様式中「課長　課長補佐　係長　係」を

「管理部長　会計課長　課長補佐　係長　係」に改める。

附　則

この要領は、昭和63年７月30日から施行し、昭和63年７月１日から適用する。

⑹9 『物品管理（分類換、管理換、処分等）の事務手続きについて』の一部改正

〔昭和63年７月30日 物品管理官裁定〕

物品管理（分類換、管理換、処分等）の事務手続きについて（昭和57年４月１日物品管理官裁定）の一部を次のように改正する。

別紙第１号様式、別紙第２号様式、別紙第４号様式及び別紙第７号様式中「物品管理官（会計課長）」を「物品管理官（管理部長）」に改める。

別紙第３号様式中「契約担当官（管理部長）」を「契約担当官（副所長）」に改める。

別紙第１号様式、別紙第２号様式及び別紙第４号様式中

「

所長	管理部長	物品管理官 会計課長	課長補佐

」を

「

所長	副所長	物品管理官 管理部長	会計課長	課長補佐

」に改める。

別紙第５号様式中

「

物品管理官 会計課長	課長補佐

」を「

物品管理官 管理部長	会計課長	課長補佐

」に改める。

附　記

この事務手続きは、昭和63年７月１日から実施する。

□□□□

⑺0 「大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について」の一部改正

〔昭和63年８月２日 所長裁定〕

大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について（昭和60年７月１日所長裁定）の一部を次のように改正する。

第１項及び第２項中「国立学校設置法施行規則第50条の試験」を「大学入試センター試験」に改める。

附　則

この所長裁定は、昭和63年８月２日から実施する。

(71) 電子計算機組織の機器構成等の検討に関する要領

昭和63年12月16日
所　長　裁　定

1　趣旨

大学入試センター（以下「センター」という。）における電子計算機組織の機器構成等の検討を行う場合、この要領の定めるところによる。

2　委員会

所長は、センターにおける電子計算機組織の機器構成等の検討を適正に行うため、電子計算機組織機器構成検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

3　委員

委員会の委員は、８人以内とし、センターの職員のうちから所長が指名する。

4　委員長等

(1)　委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

(2)　委員会は、委員長が招集する。

(3)　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができるす。

5　審議事項

委員会は、所長の諮問に応じ、センターにおいて電子計算機組織の更新を行うときに、機器構成等について検討を行うものとし、次に掲げる事項を審議する。

(1)　電子計算機組織の構成に関する事項

(2)　機器の仕様、規格及び性能等に関する事項

(3)　その他必要と認める事項

6　報告

委員会における検討結果は、報告書を作成し、所長に提出するものとする。

7　庶務

委員会の庶務は、事業部情報処理課において行う。

附　則

この要領は、昭和63年12月16日から実施する。

(72) 「大学入試センター職員の財産形成貯蓄関係事務取り扱い要項」の一部改正

平成元年１月８日
所　長　裁　定

大学入試センター職員の財産形成貯蓄関係事務取り扱い要項（昭和53年所長裁定第３号）の一部を次のように改正する。

別紙様式中「昭和」を「平成」に改める。

附　則

この要項は、平成元年１月８日から実施する。

(73) その他（掲載省略）

ア　大学入試センター共通第１次学力試験試験問題等取扱規則の一部を改正する規則

（昭和63年４月８日　規則第５号）

イ　大学入試センター共通第１次学力試験試験問題等取扱規則の一部を改正する規則

（昭和63年５月25日　規則第11号）

ウ　大学入試センター国立学校設置法施行規則第50条の試験試験問題等取扱規則の一部を改正する規則

（昭和63年８月２日　規則第17号）

4　関　係　法　令

(1)　大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令

（昭和63年４月７日　文部省訓令第17号）

(2)　大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令

（昭和63年４月８日　文部省令第15号）

(3)　国立学校設置法の一部を改正する法律　（昭和63年５月25日　法律第67号）

(4)　国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令　（昭和63年５月25日　文部省令第22号）

(5)　大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令

（昭和63年５月25日　文部省令第24号）

(6)　国立学校設置法施行規則第50条の試験の実施について

（昭和63年８月２日　文部大臣裁定）

(7)　国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

（昭和63年12月１日　文部省令第39号）

(1)　大学入試センターの内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令

昭和63年４月７日
文部省訓令第17号

大学入試センターの内部組織に関する訓令（昭和52年文部省訓令第16号）の一部を次のように定める。

第２項を削り、第１項を次のように改める。

大学入試センターの管理部に置かれる課及び室は、庶務課、会計課及び企画調査室とし、事業部に置かれる課は、試験実施課、問題作成課及び情報処理課とする。

附　則

この訓令は、昭和63年４月８日から実施する。

(2)　大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令

昭和63年４月８日
文部省令第15号

大学入試センター組織運営規則（昭和52年文部省令第20号）の一部を次のように改正する。

第１条の２の見出しを「（副所長）」に改め、同条第１項中「企画調整官１人」を「副所長２人」に改め、「教授」の下に「及び事務職員」を加え、同条第２項中「企画調整官は、所長の命を受け」を「副所長は、所長を助け」に改める。

第４条第２項中「５研究部門」を「７研究部門」に改め、同項第５号の次に次の２号を加える。

6　特別試験研究部門

7　試験問題研究部門

第６条第３項中「センターの」の下に「副所長、」を加える。

第８条の見出しを「（客員教授等）」に改め、同条第１項中「客員教授」の下に「又は客員助教授」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

(3) 国立学校設置法の一部を改正する法律

〔昭和63年５月25日
法　律　第　67　号〕

国立学校設置法（昭和24年法律第150号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「国立大学の名称、」を「国立大学（第３条の３に定めるものを除く。）の名称、」に改める。

第３条の２第１項中「政令で定める国立大学に」を「前条第１項の表に掲げる国立大学で政令で定めるものに」に改める。

第３条の３第２項の表名古屋大学医療技術短期大学部の項の次に次のように加える。

三重大学医療技術短期大学部	三重県	三重大学

第３条の３第２項の表京都工芸繊維大学工業短期大学部の項を削り、同条を第３条の４とし、第３条の２の次に次の１条を加える。

（総合研究大学院大学）

第３条の３　学校教育法第68条の２に定める国立大学として、総合研究大学院大学を置く。

２　総合研究大学院大学は、第９条の２に定める国立大学共同利用機関で政令で定めるものとの緊密な連係及び協力の下に教育研究を行うものとする。

３　総合研究大学院大学の大学院に置く研究科の名称及び過程は、政令で定める。

第７条第１項中「教養部に学科目を」の下に「国立大学の大学院の研究科で文部省令で定めるものに講座を」を加える。

第９条の３を次のように改める。

（大学入試センター）

第９条の３　大学の入学者の選抜に関し、次に掲げる業務を行う機関として、大学入試センターを置く。

(1)　大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験の問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。

(2)　大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究を行うこと。

(3)　大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。

２　前項第１号の試験に関し必要な事項は、文部省令で定める。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第３条第１項の改正規定、第３条の２第１項の改正規定、第３条の３第２項の表の改正規定（京都工芸繊維大学工業短期大学部の項を削る部分を除く。）及び第３条の２の次に１条を加える改正規定は昭和63年10月１日から、第３条の３第２項の表の改正規定のうち京都工芸繊維大学工業短期大学部の項を削る部分は昭和66年４月１日から施行する。

（京都工芸繊維大学工業短期大学部の存続に関する経過措置）

２　京都工芸繊維大学工業短期大学部は、改正後の第３条の４第２項の規定にかかわらず、昭和66年３月31日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

(4) 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

〔昭和63年５月25日
文部省令第22号〕

国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）の一部を次のように改正する。

第７条中「並びに国立大学の教養部に置く学科目」を「、国立大学の教養部に置く学科目並びに国立大学の大学院の研究科（以下「研究科」という。）で講座を置くもの及び当該研究科に置く講座」に改める。

第８条の２及び第29条中「国立大学の大学院の研究科」を「研究科」に改める。

第29条の３中「鹿児島大学」を「鹿児島大学
鹿屋体育大学」に改める。

第50条を次のように改める。

（大学が共同して実施する試験）

第50条　国立学校設置法第９条の３第１項第１号の試験は、各大学が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施するものとする。

２　前項の試験の実施に関し必要な事項については、別に文部大臣が定める。

別表第６香川大学の項の次に次のように加える。

香川医科大学	医学部	実験実習機器センター

別表第９の３中「国立大学の大学院の研究科」を「研究科」に改める。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　改正前の第50条の規定は、改正後の第50条の試験が実施されるまでの間、なおその効力を有する。

(5) 大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令

〔昭和63年５月25日
文部省令第24号〕

大学入試センター組織運営規則（昭和52年文部省令第20号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「施設等」の下に「並びに大学に関する情報の提供」を加え、同条第２項中「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）第50条の試験」に改める。

第５条第１項中「15人以内」を「20人以内」に改め、同条第３項中「国立大学」を「大学」に改める。

第６条（見出しを含む。）中「運営協議員」を「運営委員」に改め、同条第１項中「21人以内」を「26人以内」に改め、同条第２項中「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に、「運営」を「事業の運営実施」に改め、同条第３項中「国立大学」を「大学」に改める。

第７条第２項中「共通第１次学力試験」を「国立学校設置法施行規則第50条の試験」に改め、同条第３項中「国立大学」を「大学」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、必要に応じ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条に規定する指導主事その他の高等学校教育の関係者を専門委員に任命することができる。

第９条を第10条とし、第７条及び第８条を１条ずつ繰り下げ、第６条の次に次の１条を加える。

（評価委員）

第７条　センターに評価委員20人以内を置く。

２　評価委員は、国立学校設置法施行規則第50条の試験の内容その他これに関連する事項について、所長の諮問に応じて評価し、又は所長に助言する。

3　評価委員は、大学の学長及び教員並びに高等学校の校長及び教員その他の学識経験のある者のうちから、所長の推薦を受けて、文部大臣が任命する。

4　評価委員は、非常勤とする。

5　評価委員の任期その他評価委員に関し必要な事項は、別に文部大臣が定める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　事業部、運営委員及び専門委員は、国立学校設置法施行規則第50条の試験が実施されるまでの間、改正後の第３条第２項、第６条第２項及び第８条第２項に規定する事務のほか、それぞれ改正前の大学入試センター組織運営規則第３条第２項、第６条第２項及び第７条第２項に規定する事務を行うものとする。

（国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法第３条第２項の規定に基づく大学入試センターにおいて任用される外国人の国立の大学の教員に相当する職員等の任期に関する省令の一部改正）

3　国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法第３条第２項の規定に基づく大学入試センターにおいて任用される外国人の国立の大学の教員に相当する職員等の任期に関する省令（昭和57年文部省令第34号）の一部を次のように改正する。

第２条及び第３条（見出しを含む。）中「運営協議員」を「運営委員」に改める。

（教育公務員特例法施行令第３条の２の規定に基づく文部省所轄機関等の長等の選考の手続及び任期等を定める手続に関する省令の一部改正）

4　教育公務員特例法施行令第３条の２の規定に基づく文部省所轄機関等の長等の選考の手続及び任期等を定める手続に関する省令（昭和59年文部省令第31号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「運営協議員（以下「センター運営協議員」という。）」を「運営委員「以下「センター運営委員」という。）」に改める。

別表第２、別表第３備考及び別表第４中「センター運営協議員」を「センター運営委員」に改める。

(6)　国立学校設置法施行規則第50条の試験の実施について

〔昭和63年８月２日
文部大臣裁定〕

国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）第50条第２項の規定に基づき、同条の試験の実施に関し、下記のとおり定める。

記

1　国立学校設置法施行規則第50条の試験は、大学入試センター試験とする。

2　大学入試センター試験の内容、時期等実施に関し必要な事項については、各年度に係る「大学入学者選抜実施要項」により定めるものとし、当該年度の前年度の適切な時期にこれを関係者に通知するものとする。

附　則

1　この裁定は、昭和63年８月２日から施行し、昭和65年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験から適用する。

2　上記２の規定にかかわらず、昭和65年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施に関し必要な事項のうち当面必要とされる基本的事項については、別に定めるものとし、昭和63年度の適切な時期にこれを関係者に通知するものとする。

(7) 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

〔文高学第153号
昭和63年12月1日〕

各国立学校長
大学入試センター所長　殿

文部事務次官
阿部充夫

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の
一部を改正する省令の制定等について（通達）

昭和63年12月1日文部省令第39号をもって、別紙のとおり、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令が公布され、即日施行されました。その内容等は下記1及び2のとおりです。

また、国立の大学及び高等専門学校における研究生、聴講生等に係る授業料に関する改正後の国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）（以下「新省令」という。）第13条の規定に基づく文部大臣の承認については、下記3により取り扱うこととしますので、事務上遺漏のないよう願います。

なお、この通達に規定するもののほかは、従前のとおりですので、念のため申し添えます。

記

1．国立の学校において徴収する授業料の額を改定したこと。（第2条第1項）

2．授業料の額は、昭和64年4月1日以降に第1年次に入学する者に係るものから改定することとし、

昭和63年12月1日以降に転学、編入学又は再入学する者に係るものについては、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額としたこと。（附則第2項及び第3項）

3．国立の大学及び高等専門学校における研究生、聴講生等に係る授業料並びに大学入試センターにおいて、国立大学以外の大学から徴収する成績提供手数料について、国立学校又は大学入試センターの長が、学則その他の規則で次のとおり定めるときは、新省令第13条の規定に基づく文部大臣の承認があったものとして取り扱うこととすること。

(1) 大学の研究生、専攻生、選科生及び聴講生に係る昭和64年度以降の授業料の額は、研究生及び専攻生にあっては、それぞれ月額18,700円とし、選科生及び聴講生にあっては、それぞれ1単位に相当する授業について9,400円とする。ただし、昭和64年3月31日以降引き続き在学している者については、学則その他の規則に定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和64年4月1日以降であるものを除く。）が満了するまでの間は、従前の額とする。

(2) 臨時教員養成課程に係る昭和64年度以降の授業料の額は、年額33,600円とする。

(3) 高等専門学校の研究生及び聴講生に係る昭和64年度以降の授業料の額は、研究生にあっては、月額8,300円とし、聴講生にあっては、1単位に相当する授業について4,200円とする。ただし、昭和64年3月31日以降引き続き在学している者については、学則その他の規則に定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和64年4月1日以降であるものを除く。）が満了するまでの間は、従前の額とする。

(4) 大学入試センターにおいて、国立大学以外の大学から、当該大学の入学志願者に係る共通第1次学力試験の個人別成績の提供について徴収する成績提供手数料の額は、入学志願者1人につき265円とする。

4．留意事項

新省令第2条第1項の表中「夜間において授業を行う学部」には、「主として夜間において授業を行うコース」を含むものとして取り扱うこと。

別　紙

○　文部省令第39号

国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第13条の規定に基づき、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和63年12月１日

文部大臣　中　島　源　太　郎

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表を次のように改める。

区　　分		授　業　料	入　学　料	検　　定　　料
		年額　　円	円	円
学部（夜間において授業を行う学部を除く。）		336,000	180,000	共通第１次学力試験 11,000 第２次の学力検査等 12,000
夜間において授業を行う学部		168,000	90,000	共通第１次学力試験 11,000 第２次の学力検査等 7,000
大学院の研究科		336,000	180,000	20,000
大学の専攻科	特殊教育特別専攻科	174,000	38,000	11,500
	その他の専攻科（乗船実習科を含む。）	336,000	108,000	13,000
大学の別科	音楽別科	336,000	54,000	6,800
	養護教諭特別別科	174,000	38,000	5,800
	その他の別科	246,000	54,000	6,800
筑波大学理療科教員養成施設		36,000	12,000	5,000
短期大学の学科（夜間において授業を行う学科を除き、専攻科を含む。）		246,000	108,000	13,000
短期大学の夜間において授業を行う学科（専攻科を含む。）		168,000	90,000	13,000
高等専門学校		148,000	54,000	11,500
高等学校（専攻科を含む。）		82,800	36,000	6,800
盲学校及び聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部		4,800	2,000	2,500
盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部		3,600	1,200	—
幼稚園		52,800	21,000	1,100

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　昭和63年３月31日に在学する者及び昭和63年度入学者に係る授業料の額は、改正後の第２条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この省令の施行の日以降において、転学、編入学又は再入学をする者に係る授業料の額は、改正後の第２条第１項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

5　実施要項等

(1)　平成元年度大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項

(2)　平成元年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験案内（抄）

(3)　平成元年度大学入学者選抜共通第１次学力試験志願票

(4)　平成元年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験票

(5)　平成元年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験者心得

(6)　平成元年度共通第１次学力試験の試験場設定について

(7)　平成元年度共通第１次学力試験における各地区の追試験実施大学の指定について

(8)　平成元年度共通第１次学力試験志願者の試験場別割り当てについて

(9)　平成元年度共通第１次学力試験試験場一覧

(10)　平成元年度共通第１次学力試験実施要項について

(11)　平成元年度大学入学者選抜実施要項について

(12)　大学入試センター試験試行テスト実施要項

(13)　大学入試センター試験試行テスト受験案内

(14)　大学入試センター試験試行テスト志願票

(15)　臨時教育審議会答申で提言されたテストに係る試行テストの実施について

(16)　大学入試センター試験試行テストの試験場・試験室の設定について

(17)　大学入試センター試験試行テストに係る受験希望者の募集について

(1)　平成元年度大学入学者選抜共通第１次学力試験実施要項

昭和64年度大学入学者選抜
共通第１次学力試験実施要項

［昭和63年６月１日入試セ試第10号
大学入試センター所長通知］

第１　国立大学の共通第１次学力試験の実施

昭和64年度大学入学者選抜実施要項（昭和63年５月25日付け文高大第187号文部省高等教育局長通知）の第10に定める国立大学の共通第１次学力試験の実施については、次に定めるところによるものとする。

1　目　的

(1)　共通第１次学力試験は、国立大学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）について、主として、高等学校の段階における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度を判定することを目的とする。

(2)　共通第１次学力試験は、各国立大学が大学入試センターと協力して、同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施する。

2　実施に当たっての業務分担

共通第１次学力試験の実施に当たっての業務は、大学入試センターと各国立大学が、次のとおり分担する。

(1)　大学入試センター

共通第１次学力試験の実施に当たり、試験問題等の作成・印刷及び輸送、受験案内等の作成、出願の受付、受験票の交付、監督要領等の作成、答案の採点・集計、試験成績その他資料の各大学への提供、その他関連する業務

(2)　各国立大学

共通第１次学力試験の実施に当たり、試験場の設定、試験監督者等の選出、受験案内の配付、試験の実施、答案の整理・発送、その他関連する業務

3　出願資格

共通第１次学力試験に出願することができる者は、入学志願者で次のいずれかに該当するものとする。

(1)　高等学校を卒業した者及び昭和64年３月卒業見込みの者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び昭和64年３月修了見込みの者

(3)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び昭和64年３月31日までにこれに該当する見込みの者

4　出題教科・科目等

(1)　共通第１次学力試験の出題は、高等学校学習指導要領の内容に準拠して行う。

(2)　共通第１次学力試験の出題教科・科目等は、別表のとおりとする。

(3)　共通第１次学力試験は、主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し、解答はマーク方式によるものとする。

5　受験案内の配付

大学入試センターは、共通第１次学力試験の実施に関する細目、出願の具体的手続等を記載した受験案内を作成し、各国立大学は、これを希望者に昭和63年９月１日（木）から配付する。

6　出　　願

共通第１次学力試験の出願は、次によるものとする。

(1)　出願の期間は、昭和63年10月24日（月）から11月４日（金）までとする。

(2)　出願の方法は、次のとおりとする。

ア　高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）を昭和64年３月卒業見込みの者は、出願に必要な書類を取りそろえ、検定料(11,000円)を受験案内に定める手続により納付し、その納付書・領収証書を添えて、在学する高等学校長を経由して大学入試センターに郵送により提出する。

イ　高等学校を昭和64年３月卒業見込みの者以外の者（高等学校を卒業した者、大学入学資格検定合格者等）は、出願に必要な書類（出願資格を証明する書類を含む。）を取りそろえ、検定料（11,000円）を受験案内に定める手続により納付し、その納付書・領収証書を添えて、直接大学入試センターに郵送により提出する。

7　受験票等の交付

大学入試センターは、出願を受理した入学志願者に対し、受験番号、試験場等を記載した受験票及び志願大学に提出するための共通第１次学力試験成績請求票等を、昭和63年12月下旬までに交付する。

8　試験場の指定等

(1)　大学入試センターは、入学志願者に対し、次により試験場を指定する。

ア　高等学校を昭和64年３月卒業見込みの者(通信制の課程によるものを除く。)については、在学する高等学校が所在する試験地区(原則として都道府県を単位として受験案内で定める地区をいう。以下同じ。）内の国立大学が設定する試験場

イ　高等学校を卒業した者、高等学校の通信制の課程を卒業見込みの者、大学入学資格検定合格者等については居住する試験地区内の国立大学が設定する試験場

(2)　大学入試センターは、各国立大学に対し、当該大学が所在する試験地区内の入学志願者数の割当てを行い、各国立大学は、その割当てに応じた試験場を設定する。

9　実施期日等

(1)　共通第１次学力試験は、昭和64年１月21日（土）、22日（日）の２日間にわたり実施する。

(2)　実施する各教科の試験時間は、国語、数学及び外国語については各100分とし、理科及び社会については各60分とする。

10　再試験の実施

雪・地震等による災害その他の事情により、９の(1)に定める期日に共通第１次学力試験を実施できなかった場合には、再試験を実施する。

実施期日は、昭和64年１月28日（土）、29日（日）とし、当日の実施が不可能な場合は、この期日より後にできるだけ速やかに実施する。

11　追試験の実施

(1)　疾病・負傷及び交通事故又は災害等により、９の(1)に定める期日に共通第１次学力試験を受験できない者を対象として、追試験を実施する。

実施期日は、昭和64年１月28日（土）、29日（日）とする。ただし、10の再試験をこの期日より後に実施する必要が生じた場合は、再試験と同一の期日に実施する。

追試験の試験場は、全国を２地区に分け、地区ごとに１か所設定する。

(2) 各国立大学は、追試験の受験申請を受け付け、大学入試センターが定める基準により審査の上、受験の可否を決定するものとする。

12 資料の発表

(1) 大学入試センターは、共通第１次学力試験に係る試験問題、正解・配点を試験実施後速やかに発表する。

(2) 共通第１次学力試験の個人別成績は、発表しないものとする。

13 成績の請求及び提供

(1) 各国立大学は、当該大学の入学志願者から提出された共通第１次学力試験成績請求票に基づき、入学志願者の共通第１次学力試験の成績を大学入試センターに請求するものとする。ただし、４月１日以降に出願受付する第２次募集については、共通第１次学力試験成績請求票を要しないものとする。

(2) 大学入試センターは、各国立大学の請求に基づき、共通第１次学力試験の成績を速やかに提供するものとする。

14 身体に障害のある入学志願者に対する試験実施上の配慮

(1) 共通第１次学力試験の実施に当たっては、身体に障害のある入学志願者に対し、障害の種類・程度に応じ、出題、解答の方法、試験場の整備等、特別の配慮を行う。

この場合、盲者の入学志願者に対しては、点字による出題、試験時間の延長、特定試験場の設定等の措置をとることとし、その他の身体に障害のある入学志願者に対しては、必要に応じ拡大文字による出題、試験時間の延長、マーク方式によらない文字又はチェックによる解答、手話通訳者、介助者の付与、特定試験場の設定等の措置をとることとする。

(2) 身体に障害があり、志望の大学・学部等における修学上特別な配慮を必要とする入学志願者は、あらかじめ当該大学と協議を行った上（協議中を含む。）、出願するものとする。この場合、当該大学は、協議の結果又は協議中である旨の文

書を入学志願者に交付するものとする。

15 そ の 他

前各項に定めるもののほか、共通第１次学力試験の実施に関する細目のうち、一括して処理することが適当と認められるものについては、大学入試センターが別に定める。

第２ 公立大学における共通第１次学力試験の利用

昭和64年度大学入学者選抜実施要項の第11に定める公立大学における共通第１次学力試験の利用に関しては、次に定めるところによる。

1 利用の手続等

(1) 各公立大学は、共通第１次学力試験の利用に関し、大学入試センターとの間で所要の取決めを行うものとする。

(2) 各公立大学は、共通第１次学力試験の実施に関し、試験場の設定、試験監督者等の選出、受験案内の配付、試験の実施、答案の整理等について、最寄りの国立大学に協力するものとする。

(3) 各公立大学は、当該大学の募集要項に、共通第１次学力試験を当該大学の第１次の学力検査として利用する旨を明記するものとする。

2 公立大学に入学を志願する者の受験申込み

公立大学に入学を志願する者は、前記第１の６に定めるところに準じ、共通第１次学力試験の受験申込みを行うものとする。

3 成績の請求及び提供

(1) 公立大学に係る成績の請求及び提供は、前記第１の13に準じて実施するものとする。

(2) 大学入試センターは、公立大学に成績を提供するときは、入学を志願する者１人１回につき265円の成績提供手数料を当該大学から徴収するものとする。

4 そ の 他

その他については、前記第１に準ずるものとする。

第３　私立大学における共通第１次学力試験の利用

私立大学で共通第１次学力試験を利用するものにおける当該利用に関しては、前記第２に準ずるものとする。

〔備　　考〕

「私立大学で共通第１次学力試験を利用するもの」は、産業医科大学である。

昭和64年度共通第１次学力試験出題教科・科目等

教科	試験時間（配点）	出題科目	出題方法等	科目選択の方法
国語	100分（200点）	『「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」』		
社会	60分（100点）	『「倫理」・「政治・経済」』 「日本史」 「世界史」 「地理」 「現代社会」		左記出題科目の５科目のうちから１科目を試験室で選択し、解答する。 この場合、「現代社会」を選択解答することができる者は、高等学校の普通科・理数科の卒業（見込み）者以外の者で、かつ、共通第１次学力試験の出願時にその科目の受験を申請し、承認された者に限る。
数学	100分（200点）	『「数学Ⅰ」・「数学Ⅱ」』 『「数学Ⅰ」・「工業数理」』 『「数学Ⅰ」・「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』	「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は、出題範囲から除く。 「数学Ⅱ」については、「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」、「基礎解析」及び「確率・統計」のうち２科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。 「簿記会計Ⅱ」は、前半の内容（①特殊な取引の記帳、②帳簿組織、③株式会社の記帳）を出題範囲とする。	左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し、解答する。 この場合、『「数学Ⅰ」・「工業数理」』又は『「数学Ⅰ」・「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』を選択解答することができる者は、高等学校において「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」を履修した者及び文部大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科の修了（見込み）者で、かつ、共通第１次学力試験の出願時にその科目の受験を申請し、承認された者に限る。
理科	60分（100点）	「物理」 「化学」 「生物」 「地学」 「理科Ⅰ」	「物理」、「化学」、「生物」、「地学」の出題には、「理科Ⅰ」に含まれるそれぞれの科目の関連内容を含む。	左記出題科目の５科目のうちから１科目を試験室で選択し、解答する。 この場合、「理科Ⅰ」を選択解答することができる者は、高等学校の普通科・理数科の卒業（見込み）者以外の者で、かつ、共通第１次学力試験の出願時にその科目の受験を申請し、承認された者に限る。
外国語	100分（200点）	『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』 「ドイツ語」 「フランス語」		『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』とこれに準じた「ドイツ語」及び「フランス語」のうちから１科目を試験室で選択し、解答する。

(2)　平成元年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験案内（抄）

昭和64年度大学入学者選抜
共通第１次学力試験

受験案内

出願期間　　昭和63年10月24日(月)～11月４日(金)

試験期日　　昭和64年１月21日(土)・22日(日)

大学入試センター

この「受験案内」は共通第１次学力試験が終了した後も必要となることがあるので，第２次試験が終了するまで保管しておくこと。

この受験案内は，国立大学，公立大学及び産業医科大学に入学を志願する者が受験しなければならない共通第１次学力試験の諸手続き等具体的事項について取りまとめたものです。

共通第１次学力試験においては，５教科を出題してこれを課しますが，大学・学部等によっては，４教科以下を課す場合がありますので，共通第１次学力試験の受験に当たっては，志望する大学の学生募集要項等をよく読んで受験してください。

共通第１次学力試験の出願に当たっては，この「受験案内」をよく読み，注意事項などを十分理解の上，誤りのないよう所定の手続きをしてください。特に，**受付期間（11月４日消印有効）を過ぎた出願はいかなる理由があっても受理されませんし，必要書類が不足している場合も受理されないことがありますので注意してください。**

なお，この「受験案内」には，出願に必要な書類（志願票等）も折り込まれています。

次の場合には共通第１次学力試験の受験を免除されることがあるので，各大学の実施要項及び募集要項により確認してください。

①　国公立大学の推薦入学の場合

②　帰国子女，社会人などの入学志願者について特別な方法により選抜を実施する場合

昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験

受　験　案　内

目　次

1　昭和64年度国公立大学入学者選抜実施日程……2
2　出願資格……3
3　出願手続の概要……5
4　検定料の納付方法……7
5　出願方法……8
6　志願票の記入方法……12
7　確認はがきの送付……16
8　試験場の指定……17
9　受験票・写真票・成績請求票……19
10　試験期日・試験時間……23
11　出題教科・科目等……23
12　試験問題冊子の注意事項・解答用紙の様式……26
13　受験に当たっての注意事項……37
14　資料の発表……37
15　再試験・追試験……38
16　身体に障害のある入学志願者及び不慮の事故等による負傷者等に対する試験実施の際の受験特別措置及び志望大学との協議……39
高等学校等コード表……44
〔参考〕　昭和64年度国立大学第２次試験実施方式・日程グループ表等……63

（注）　この受験案内には，**志願票，検定料の納付書**（３枚１組），**封筒**（個人直接出願者用）を**折り込んであるので，確認すること。**

1　昭和64年度国公立大学入学者選抜実施日程

共通第１次学力試験	年　月　日	各大学が実施する第２次試験
	昭和63年７月31日まで	実施要項発表
受験案内発表，配付開始	９月１日(木)から	
検定料納付	９月１日(木)から 11月４日(金)まで	
出願受付	10月24日(月)から 11月４日(金)まで	
確認はがき送付(出願内容確認)	11月下旬まで	
	12月15日(木)まで	募集要項発表
受験票等の送付	12月下旬まで	
試験実施	昭和64年 １月21日(土)・22日(日)	
正解等を発表	１月23日(月)	
追試験実施	１月28日(土)・29日(日)	
	１月29日(日)まで	推薦入学（共通第１次学力試験を課さない場合）の結果発表（実施大学だけ）
	１月30日(月)から ２月８日(木)まで	出願受付
	２月18日(土)まで	２段階選抜と推薦入学（共通第１次学力試験を課す場合）の結果発表（実施大学だけ）
	２月28日(火)から	Ａ日程・前期日程の国立大学及びＡ日程の公立大学が試験実施
	３月５日(日)から	Ｂ日程の国立大学及び公立大学が試験実施
	３月８日(木)以降	Ｃ日程群の公立大学が試験実施
	３月13日(月)まで	前期日程の国立大学が合格者発表
	３月16日(木)から	後期日程の国立大学が試験実施
	３月19日(日)から ３月23日(木)まで	Ｂ日程・後期日程の国立大学（Ｂ日程の公立大学もこれに準ずる）及びＣ日程群の公立大学が合格者発表
	３月23日(木)まで	Ａ日程の国立大学が合格者発表（公立大学もこれに準ずる）

（注）　①　公立大学の実施日程は，一部の公立大学においては上表と異なる場合があるので注意すること。
②　産業医科大学の実施日程は，国立大学とほぼ同じである。

2　出　願　資　格

【注意】　出願資格について**疑問がある場合**は，出願する前になるべく早く大学入試センターに照会すること。
（照会先６ページ参照）

昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験に出願できる者は，次のいずれかに該当する者である。

(1)　高等学校を卒業した者及び昭和64年３月卒業見込みの者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び昭和64年３月修了見込みの者

(3)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び昭和64年３月31日までにこれに該当する見込みの者

これらの者は，次のとおりである。

ア　外国において，学校教育における12年の課程を修了した者及び昭和64年３月31日までに修了見込みの者，又はこれらに準ずる者で文部大臣の指定したもの（注１参照）

イ　文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び昭和64年３月31日までに修了見込みの者

ウ　文部大臣の指定した者（注２参照）

エ　大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部大臣が行う大学入学資格検定に合格した者及び昭和64年３月31日までに合格見込みの者

オ　その他大学において，相当の年齢に達し，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（注１）「文部大臣の指定したもの」は，次のとおりである。（昭和56年文部省告示第153号による。）

○　外国において，学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で，昭和64年３月31日までに18歳に達するもの（大韓民国の「高等学校卒業学力検定考試」等がこれに該当する。）

○　外国において，高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者を含む。）で，「東京外国語大学外国語学部附属日本語学校」，「国際学友会日本語学校」，「関西国際学友会日本語学校」又は「赴日留学生予備学校」において，我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了し，昭和64年３月31日までに18歳に達するもの

（注２）「文部大臣の指定した者」の主なものは，次のとおりである。（昭和23年文部省告示第47号による。）

○　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による小学校，中学校若しくは高等学校の教諭の普通免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）によりこれらの免許状を有するものとみなされた者（旧教員免許令（明治33年勅令第134号）に基づく旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第４号）による実習科目に関する限りの実業学校教員免許状を有する者を除く。）

○　スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で昭和64年３月31日までに18歳に達するもの

○　専修学校の高等課程の修業年限３年以上の課程で文部大臣が別に指定したものを文部大臣が定める日以後に修了した者及び昭和64年３月修了見込みの者

○　運輸省組織令（昭和59年政令第175号）による海員学校の本科を卒業した者及び昭和64年３月卒業見込みの者

その他旧制の教育機関の出身者の資格については，できるだけ早く大学入試センターに照会すること。

3　出願手続の概要

【注意】　この受験案内の中では，入学志願者を次のように区分して記載してあるので，注意すること。

- 「高等学校等卒業見込者」→昭和64年３月高等学校（盲・聾（ろう）・養護学校の高等部を含む。）を卒業見込みの者
- 「高等学校卒業者等」――→10ページの出願資格区分Ａ～Ｆに該当する者

検定料払い込み
9月1日から11月4日まで

受験案内に折り込んである検定料「納付書」（３枚１組）により納付し，「納付書・領収証書」を志願票の裏面にのり付けする。（７ページ参照）

出願資格を証明する書類の入手

・高等学校等卒業見込者
「志願票総括表」にて高等学校長が一括証明する。（８ページ参照）
・高等学校卒業者等
出願資格を証明する書類を出身高等学校等から，なるべく早く入手しておくこと。
特に，外国の教育機関の出身者は，出願する以前に資格等について大学入試センターに照会すること。

志願票の作成
出願書類の提出
10月24日から11月４日まで

志願票は記入例に従って正確に記入すること。（12ページ参照）
出願書類の提出は次によること。
・高等学校等卒業見込者
高等学校等を経由して提出する。
・高等学校卒業者等
直接大学入試センターに提出する。

大学入試センターから確認はがきを送付
11月下旬まで

志願票の記入事項の登録内容について入学志願者に照合確認を求める。（16ページ参照）
送付方法は次による。
・高等学校等卒業見込者
高等学校等を経由して本人に送付する。
・高等学校卒業者等
本人に直接送付する。

大学入試センターから受験票等を送付
12月下旬まで

試験場，受験番号等を記載した受験票とともに，写真票，成績請求票及び受験者心得を送付する。
送付方法は確認はがきの送付方法に準ずる。（19ページ参照）

入学志願者側からの届出等

連絡先　大学入試センター試験実施課
〒153　東京都目黒区駒場２丁目19—23
電話　03（465）8600
平日９時30分から17時，土曜日９時30分から12時

【注意】　郵便の場合は，表面に「……届出」等と朱書し，また，届出等の内容のほかに現住所(フリガナ)，氏名(フリガナ)，高等学校等コード，連絡電話番号，その他参考になる事項を必ず記入すること。

届出，問い合わせの方法

事由		届出，問い合わせ方法	参照ページ
① 出願書類記入方法の問い合わせ		電話	
② 検定料「納付書・領収証書」	紛失	電話	志願票の次ページ
	誤記入・未記入	速達郵便はがき	
③ 出願後の氏名，現住所，連絡電話番号の変更届出		速達郵便はがき	9
④ 確認はがき不着届出		電話	16
⑤ 受験票等不着届出		速達郵便はがき	21
⑥ 受験票等再発行願い出		速達郵便（封筒）	21

4　検定料の納付方法

【注意】　1　検定料を納付せずに出願した場合，受理しない。
　　2　検定料は，出願を受理した後は，いかなる理由があっても返還しない。

出願の際は，志願票の裏面に必ず共通第１次学力試験の検定料の「納付書・領収証書」をはり付けなければならない。

①　共通第１次学力試験の検定料の額	11,000円（第２次試験の検定料を含まない。）
②　検定料「納付書」の記入方法	現住所，入学志願者の氏名（漢字，フリガナ），高等学校等コード（44～62ページ参照）を黒又は青のボールペンで正確に記入すること。 検定料「納付書」の用紙（３枚１組）は，この受験案内に折り込んであるものを丁寧に取りはずして使用すること。
③　納付先	●銀行等 （銀行又は信用金庫の本店，支店） ●郵便局（簡易郵便局は除く。（注）参照）
④　納付期限	９月１日（木）から11月４日（金）まで （銀行等及び郵便局の窓口締切時刻まで） できるだけ早い時期に納付し，出願の準備を整えること。
⑤「納付書・領収証書」の提出	**志願票裏面の所定欄にはり付けて提出**すること。

（注）　簡易郵便局とは，地方公共団体等が郵便局の窓口業務を代行しているものであるが，ここでは検定料の払い込み業務は取り扱っていない。

5　出　願　方　法

【注意】　出願方法について疑問がある場合は，なるべく早く大学入試センターに照会すること。
（照会先６ページ参照）

出願期間

昭和63年10月24日（月）～11月４日（金）　（11月４日　消印有効）

期限厳守 ―― 11月５日以降の消印のものは，いかなる理由があっても受理しない。

出願書類，提出方法

区　分	出願書類，提出方法
高等学校等卒業見込者（通信制の課程を含む。） ‖ **高等学校等経由出願**	入学志願者は，志願票（検定料「納付書・領収証書」がはり付けてあること。）を在学中の学校に提出する。 学校長は，出願書類を取りまとめ**「志願票総括表」**を作成し，志願票に添付して書留扱いで郵送する。 「志願票総括表」は，卒業見込み及び単位修得の証明をするもので，昭和63年８月25日付け入試セ試第15号で別途高等学校長あてに送付した**「昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験の出願書類の取りまとめ，提出について（依頼）」**の中に折り込まれているのでそれを使用すること。
高等学校卒業者等 ‖ **個人直接出願**	入学志願者は次の書類を取りそろえて，この受験案内に折り込んである封筒を使って必ず書留扱いで郵送すること。 ①　**志願票**（裏面に検定料「納付書・領収証書」を必ずのり付けすること。） ②　**出願資格を証明する書類**（卒業証明書等の書類が出身高等学校等の封筒に入れられている場合は，できる限り封筒から出して添付することが望ましい。）（11ページ参照） ③　**単位修得証明書** この証明書は，「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の受験を申請する者のみが提出する。 「現代社会」，「理科Ⅰ」の受験を申請する者については提出する必要はない。

（注）　1　**出願書類に次のような不備があるものは，受理しないことがあるので十分注意すること。**

①　志願票の記入もれ，誤記
②　検定料納付済の「納付書・領収証書」がはり付けられていないもの
③　必要な証明書等が添付されていないもの

2　志願票を大学入試センターに提出した後は，いかなる理由があっても**その記入事項を変更することはできない。**

3　志願票を提出した後，氏名，現住所(志願票に現住所を記入した者だけ)，連絡電話番号に変更があった場合は，次の事項を「郵便はがき」に書いて届け出ること。

（届出先６ページ参照）

この届出は，昭和64年１月20日(金)（共通第１次学力試験前日）までとする。

①　変更内容（新・旧がわかるように明示する）
②　氏名，現住所，連絡電話番号，高等学校等コード，高等学校名，高等学校出身者以外は出願資格 （氏名，現住所にはフリガナを付けること）

4　**現住所変更による試験場の変更は認めないので注意すること。**

5　受験票到着後に氏名を変更した場合は，受験票等の再発行が必要となるので，注意すること。（再発行　21ページ参照）

「高等学校卒業者等」の出願資格区分

【注意】　出願資格について**疑問がある場合**は，出願する前になるべく早く大学入試センターに照会すること。

（照会先６ページ参照）

区分	出　願　資　格
A	高等学校卒業者（盲学校，聾(ろう)学校，養護学校の高等部を含む。）
B	高等専門学校第３学年修了者及び昭和64年３月修了見込者
C	外国において，学校教育における12年の課程を修了した者及び昭和64年３月31日までに修了見込みの者，又はこれらに準ずる者で文部大臣の指定したもの（昭和56年文部省告示第153号）
D	文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び昭和64年３月31日までに修了見込みの者（立教英国学院，英国四天王寺学園，アルザス成城学園及び英国暁星国際学園の各高等部がこれに該当する。）
E	文部大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
F	大学入学資格検定に合格した者及び昭和64年３月31日までに合格見込みの者で，昭和64年３月31日までに18歳に達するもの (1)　大学入学資格検定合格者 (2)　昭和63年度大学入学資格検定に合格見込みの者 (3)　科目合格者の単位修得による昭和63年度大学入学資格検定に合格見込みの者 （大学入学資格検定で既に一部の科目に合格し，残りの受検科目に相当する科目について，在学している高等学校の定時制の課程又は通信制の課程で，昭和64年３月31日までに修得する見込みの者がこれに該当する。）

出願資格を証明する書類の種類

【注意】 左表の**出願資格に該当する証明書類**を出願書類に添えて提出すること。

提出する証明書類の種類
卒業証明書（出身高等学校長が発行するもの。いつ発行されたものでもよい。）
高等専門学校第３学年を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（高等専門学校長が発行するもの。）
外国において学校教育の12年の課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（出身学校長が発行するもの。Diplomaを複写（コピー）したものでも可。） 文部大臣の指定した者に該当するものは，検定に合格したことを証明する書類又は我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（当該教育機関又は検定試験実施機関の長が発行するもの。）
在外教育施設の高等学校の課程に相当する課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（立教英国学院，英国四天王寺学園，アルザス成城学園及び英国暁星国際学園の各高等部の長が発行するもの。）
出身学校等を卒業又は修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類又はこれに準ずるもの（出身学校長が発行するもの。） 国際バカロレア資格を取得した者は，国際バカロレア事務局から授与された国際バカロレア資格証書（International Baccalaureate Diploma）を複写（コピー）したもの
大学入学資格検定合格証書を複写（コピー）したもの又は合格証明書 （注） 合格証明書は，文部省初等中等教育局高等学校課に請求し入手すること。 共通第１次学力試験志願用昭和63年度大学入学資格検定受検出席票（受検の際に配付される。） 大学入学資格検定科目合格通知書 （注） 科目合格通知書は，文部省初等中等教育局高等学校課に請求し入手すること。 受検科目に相当する科目の単位修得見込み証明書 （注） 単位修得見込み証明書は，在学する高等学校長に請求し入手すること。

6 志願票の記入方法

(1) 記入上の注意

ア 入学志願者は，志願票の記入例を参照し，**まず「志願票控」に記入**してみて，その記入内容に誤りがないことを確認した後に，**「志願票」（提出用）**に記入すること。

「志願票」（提出用）の用紙は，この受験案内に折り込んであるものを，丁寧に取りはずして使用すること。

イ 黒又は青のボールペンで丁寧に記入すること。

ウ 誤って記入した場合は，誤記部分を二重線で消し，訂正すること。

エ **「高等学校等コード」の記入について**

① 「高等学校等コード」は44～62ページの「高等学校等コード表」により記入すること。

② 高等学校等卒業者は出身の高等学校等のコードを記入すること。

オ **「現住所」の記入について**

① 高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）は，**「現住所」の欄は記入しないこと。**

② 高等学校卒業者等（通信制課程卒業見込者を含む。）は次の事項に注意し，**志願票に「現住所」を必ず記入すること。**

a 「現住所」は，住民登録の有無は問わないが，確認はがき，受験票等の送付先となるので，郵便物を確実に受領できるように正しく記入すること。

b 団地・アパート等に居住している者は，棟番号，戸番まで必ず記入すること。

下宿等の場合は，「○○○○方」などの肩書きを必ず記入すること。

（現住所を大学入試センターの電算機に登録する際には「カタカナ・数字等記入」欄により行うので，記入例に従い最後まで正しく記入すること。）

c **試験場は，この「現住所」に基づいて指定するので注意し，記入すること。**

カ　「学科」欄

高等学校卒業者及び卒業見込者は必ず該当する文字を○で囲むこと。

特に高等学校の「普通科」及び「理数科」の卒業（見込み）者以外の者で「現代社会」又は「理科Ⅰ」を受験申請する者は，この欄に○印がない場合には承認されないので注意すること。

キ　「高等学校卒業者以外」欄

専修学校の高等課程の修了（見込み）者及び海員学校の本科の卒業（見込み）者は，「文部大臣の指定した者」の文字を○で囲むこと。

ク　「受験申請科目」欄

① 「現代社会」，「理科Ⅰ」を申請できる者は，**高等学校の「普通科」及び「理数科」の卒業（見込み）者以外の者**だけである。高等学校の「普通科」及び「理数科」の卒業（見込み）者は，これらの科目は申請できないので注意すること。

② 「工業数理」，「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」を申請できる者は，高等学校において**これらの科目を履修した者及び専修学校の高等課程の修了（見込み）者**だけである。

これらの科目を申請する場合高等学校卒業者は，該当する科目の「単位修得証明書」が必要である。なお，高等学校等卒業見込者は在学する高等学校長等が「志願票総括表」により証明するので提出する必要はない。

(2)　志願票の記入例

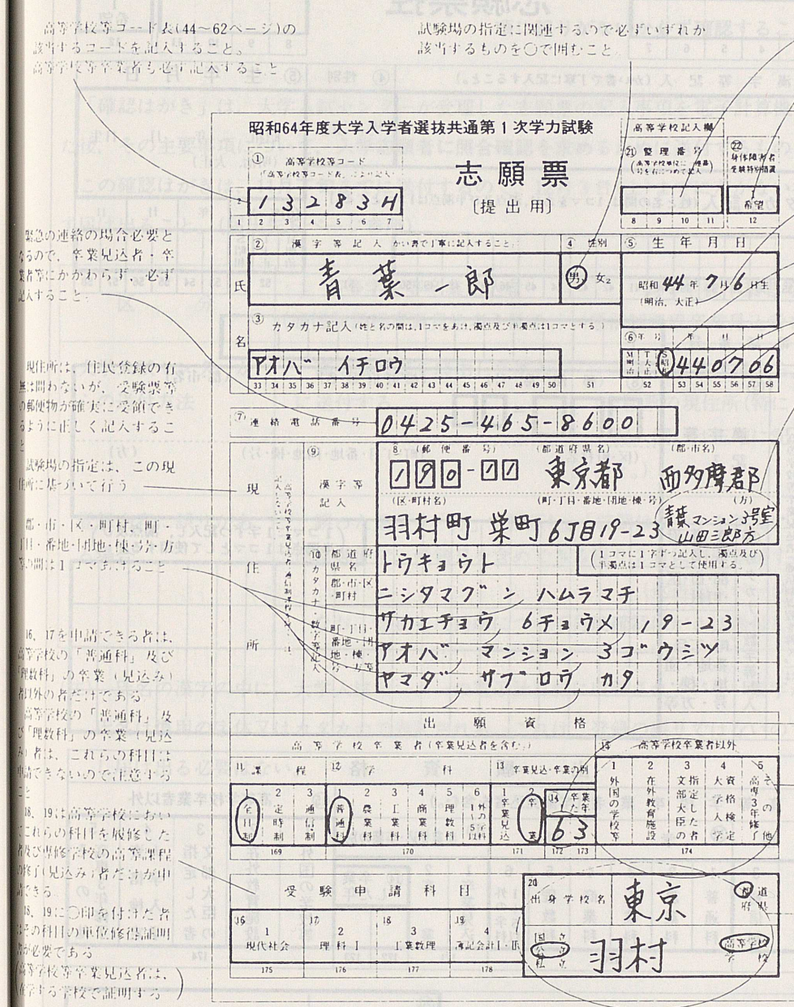

11月5日以降の消印のものは受理しないので注意すること。

昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験

志願票控

高等学校記入欄

①高等学校等コード（「高等学校等コード表」により記入）

②漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。）　④性別　男1 女2　⑤生年月日　昭和　年　月　日生（明治、大正）

③カタカナ記入（姓と名の間は，1コマをあけ，濁点及び半濁点は1コマとする。）　⑥年号　M明治 T大正 S昭和　年　月　日

⑦連絡電話番号

現住所　⑨漢字等記入　⑧（郵便番号）□□□-□□　（都道府県名）　（都・市名）　（区・町村名）　（町・丁目・番地・団地・棟・号）　（方）

（高等学校等卒業見込者〔通信制課程を除く。〕は、記入しないこと。）

⑩カタカナ・数字等記入　都道府県名　郡・市・区・町村　町・丁目・番地・団地・棟・号・方等　（1コマに1字ずつ記入し，濁点及び半濁点は1コマとして使用する。）

⑪課程　1全日制 2定時制 3通信制

⑫学科　1普通科 2農業科 3工業科 4商業科 5理数科 6外の学科1～5以科

⑬卒業見込・卒業の別　1卒業見込 2卒業

⑭卒業した年

⑮高等学校卒業者以外　1外国の学校等 2在外教育施設 3指定した者の文部大臣の 4資格検定大学入学 5その他高専3年修了

受験申請科目　⑯1現代社会　⑰2理科Ⅰ　⑱3工業数理　⑲4簿記会計Ⅰ・Ⅱ

⑳出身学校名　都道府県　国立 公立 私立　高等学校 学校

高等学校記入欄　㉑整理番号（高等学校単位に一連番号を右につめて記入）　㉒身体障害者受験特別措置　1希望

（注）記入に当たっては、12、13ページの記入上の注意、14ページの志願票の記入例を参照すること。

7　確認はがきの送付

【注意】 確認はがきが到着したら，**直ちに登録事項に誤りがないか必ず確認**すること。

「確認はがき」は，大学入試センターが受理した志願票の記入事項を電子計算機に登録した後，その主要事項について，**入学志願者に照合確認を求める**ために送付するものである。

この確認はがきは，**11月下旬まで**に送付するので，12月３日(土)までに着かない場合は必ず届け出ること。(届出先６ページ参照)

区　分	高等学校等卒業見込者（通信制課程卒業見込者を除く。）	高等学校卒業者等（通信制課程卒業見込者を含む。）
大学入試センターからの送付方法	高等学校等を経由して本人に送付する。	本人に直接送付する。（志願票の現住所(特にカタカナ記入欄）は正確に記入すること。）
登録内容に誤りがある場合	誤った箇所を「赤」で修正し，「確認はがき」を封筒にいれて速達郵便で，受領日を含めできる限り２日以内に返送すること。（返送先６ページ参照） なお，修正した箇所について再度確認はがきは送付しない。	

(注)　氏名の漢字の中に，大学入試センターの電子計算機に収録されていない漢字があると，氏名は慣用の字体又はカタカナで表記される。これは，登録の誤りではないので，訂正し届け出る必要はない。

8　試験場の指定

1　各入学志願者の試験場は，原則として都道府県を単位とする次ページの「試験地区区分表」に基づき，各国立大学が設定した試験場の中から大学入試センターが指定する。

2　大学入試センターが指定する試験場は，次表のとおり出願資格によって異なる。

出　願　資　格	指定する試験場	備　考
①　高等学校等卒業見込者 （通信制課程を除く。）	在学する高等学校等が所在する試験地区内の試験場	「試験地区」は原則として都道府県を単位とする。 ただし， 北海道 埼玉県 神奈川県 大阪府 兵庫県 島根県 長崎県 鹿児島県 及び 沖縄県 にあっては次ページの「試験地区区分表」で定めるとおりとする。
②・高等学校卒業者 ・高等学校通信制課程卒業見込者 ・高等専門学校第３学年修了（見込み）者 ・大学入学資格検定合格（見込み）者 ・文部大臣の指定した者等	志願票に記入された現住所の試験地区内の試験場	

3　各志願者の試験場は，受験票に記載して通知する。

4　**指定された試験場以外での受験は認めない。**

5　**出願後の現住所変更による，試験場の変更は認めない。**

試験地区区分表

（試　験　地　区　名）

北海道　石狩支庁地区	神奈川県（川崎市、横浜市緑区・港北区・鶴見区を除く。）	徳島県
〃　空知支庁地区	新潟県	香川県
〃　上川・宗谷・留萌支庁地区	富山県	愛媛県
〃　後志支庁地区	石川県	高知県
〃　檜山・渡島支庁地区	福井県	福岡県（**長崎県**壱岐郡、対馬支庁を含む。）
〃　胆振・日高支庁地区	山梨県	佐賀県
〃　十勝支庁地区	長野県	長崎県（壱岐郡、対馬支庁を除く。）
〃　根室・釧路支庁地区	岐阜県	熊本県
〃　網走支庁地区	静岡県	大分県
青森県	愛知県	宮崎県
岩手県	三重県	鹿児島県（大島郡与論町・知名町・和泊町を除く。）
宮城県	滋賀県	沖縄県　那覇地区（注１）
秋田県	京都府（**大阪府**枚方市、寝屋川市、交野市を含む。）	（**鹿児島県**大島郡与論町・知名町・和泊町を含む。）
山形県	大阪府（枚方市、寝屋川市、交野市を除く。）	〃　宮古地区（注２）
福島県	兵庫県（美方郡村岡町・浜坂町・美方町・温泉町、城崎郡香住町を除く。）	〃　石垣地区（注３）
茨城県	奈良県	
栃木県	和歌山県	
群馬県	鳥取県（**兵庫県**美方郡村岡町・浜坂町・美方町・温泉町、城崎郡香住町を含む。）	
埼玉県（川口市、所沢市、入間市、狭山市、飯能市、秩父市、秩父郡、新座市、和光市、富士見市、上福岡市、坂戸市、東松山市、比企郡、入間郡を除く。）	島根県（鹿足郡を除く。）	
千葉県	岡山県	
東京都（**埼玉県**川口市、所沢市、入間市、狭山市、飯能市、秩父市、秩父郡、新座市、和光市、富士見市、上福岡市、坂戸市、東松山市、比企郡、入間郡及び**神奈川県**川崎市、横浜市緑区・港北区・鶴見区を含む。）	広島県	
	山口県（**島根県**鹿足郡を含む。）	

（注）　1　沖縄県「那覇地区」は，石川市，糸満市，浦添市，沖縄市，宜野湾市，具志川市，那覇市，名護市，国頭郡，島尻郡，中頭郡をいい，鹿児島県大島郡与論町・知名町・和泊町を含む。

2　沖縄県「宮古地区」は，平良市，宮古郡をいう。

3　沖縄県「石垣地区」は，石垣市，八重山郡をいう。

9　受験票・写真票・成績請求票

(1)　受験票等の送付

受験票，写真票及び成績請求票は，受験者心得とともに**12月下旬まで**に送付する。

○　大学入試センターからの送付方法

区　　分	送　付　方　法
高等学校等卒業見込者 （通信制課程を除く。）	**高等学校等を経由**して本人に送付する。
高等学校卒業者等 （通信制課程卒業見込者を含む。）	本人に**直接送付**する。

○　**受験票，写真票の受領後の取り扱い**

区　分	受　験　票	写　真　票
①　試験当日の持参	必ず持参すること。	必ず持参して，試験室で提出すること。
②　注意事項の熟読	裏面に記載されている注意事項をよく読んでおくこと。	――――
③　写真のはり付け	受験票及び写真票の写真欄には，**同一の写真**（カラーでも可）を全面にのり付けをして，丁寧にはり付けておくこと。（写真の大きさは，縦4cm・横3cm，試験日前3か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用する者は，眼鏡を着用して撮影したもの。）	
④　氏名の記入	自署欄に，受験者本人が，氏名を黒又は青のボールペンであらかじめ自署しておくこと。（この署名は，答案の署名と照合することがある。）	
⑤　第2次試験受験時の持参，入学手続き時の提出	第2次試験受験時及び入学手続きの際にも必ず持参すること。	――――

(2)　**第2次試験等における共通第1次学力試験受験票の取り扱い**

第2次試験受験の際，当該大学の受験票の他，共通第1次学力試験の受験票を提示しなければならない。また，**入学手続きの際**にも当該大学の定める所定の書類の他に共通第1次学力試験受験票を提出し，当該大学はこれに入学手続きが完了したことを示す印を押すこととなるので**紛失，汚損等のないよう特に注意すること。**

(3)　**成績請求票の第2次試験出願大学への提出について**

成績請求票は，各大学の第2次試験に出願する際，当該大学の出願書類にはり付けて提出するものである。

成績請求票は4種類計4枚あり，それぞれの使用区分は下表のとおりである。

各大学への出願は，この枚数の範囲に限られる。

成績請求票の種類	枚　数	使　用　区　分（出願する大学）
A 前　64共通第1次成績請求票　A日程・前期日程用	1枚	A日程又は前期日程で試験を実施する大学・学部
B 後　64共通第1次成績請求票　B日程・後期日程用	1枚	B日程又は後期日程で試験を実施する大学・学部
C　64共通第1次成績請求票　C日程群用	1枚	C日程群で試験を実施する大学・学部
2 募　64共通第1次成績請求票　第2次募集用	1枚	定員一部留保第2次募集又は欠員補充第2次募集を実施する大学・学部

①　「A前」は，A日程で試験を実施する大学・学部又は前期日程で試験を実施する大学・学部に出願する際，出願書類にはり付けて提出する。

「B後」は，B日程で試験を実施する大学・学部又は後期日程で試験を実施する大学・学部に出願する際，出願書類にはり付けて提出する。

「C」は，C日程群で試験を実施する大学・学部に出願する際，出願書類にはり付けて提出する。

②　**各大学の出願書類に成績請求票をはるに当たっては，当該大学・学部の試験がいずれの試験実施日程（群）に属しているかを各大学の募集要項等により十分確認し，誤りのないように使用すること。**

（注）　A日程の大学・学部と前期日程の大学・学部への出願又はB日程の大学・学部と後期日程の大学・学部への出願はできないので注意すること。（例えば，A日程の大学・学部に出願する者は，B日程の大学・学部か後期日程の大学・学部とC日程群の大学・学部にしか出願できない。）

③　「2募」は，第2次募集を実施する大学・学部に出願する際，出願書類にはり付けて提出する。

第2次募集には「定員一部留保第2次募集」と「欠員補充第2次募集」があり，このうちどちらか一方に1回しか出願できない。

成績請求票の形態は，次のとおりである。

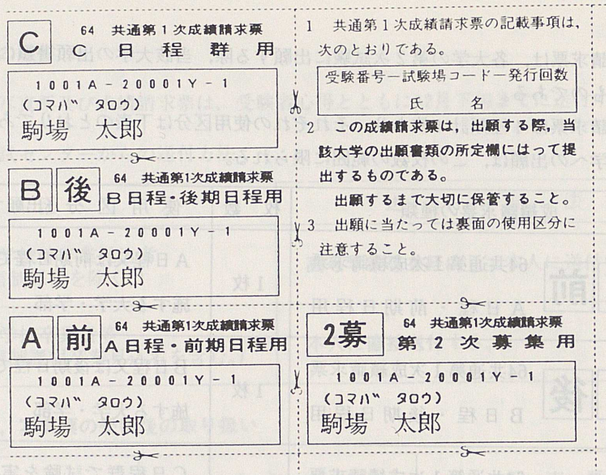

(4) **受験票，写真票，成績請求票及び受験者心得が不着の場合の届出**

受験票，写真票，成績請求票及び受験者心得が，**昭和63年12月26日(月)までに到着しなかった場合**は，至急，次の内容を明記し「速達郵便はがき」により届け出ること。

(届出先６ページ参照)

① 受験票等が不着であること。
② 氏名（フリガナ），現住所（フリガナ），連絡電話番号，高等学校等コード，高等学校名（高等学校出身者以外の者は出願資格）

(注) 大学入試センターは，この届出を受けた場合には，不着の事由等を調査の上，受験票等を改めて送付する。

(5) 受験票・写真票・成績請求票の再発行

再発行は原則として行わない。

ただし，次の事由がある場合だけ再発行を行う。

① 氏名に変更があった場合
② 氏名，性別，生年月日に誤記があった場合
③ 受験票，写真票，成績請求票を紛失したり，汚損したりした場合

(注) ア 再発行した受験票等は，当初発行したものと用紙の色が異なるので注意すること。

イ 再発行を受けた場合には，当初発行の受験票，写真票，成績請求票は無効となるので絶対に使用してはならない。

(6) 再発行申請の方法

ア 共通第１次学力試験受験前

「再発行申請書」（様式は問わない）に次の事項を明記し，610円切手（書留・速達料金を含む）をはった返信用封筒（長形３号：縦23.5cm，横12cm，表面に現住所・氏名を記入したもの）を同封の上，速達郵便で申請すること。(提出先６ページ参照)

この場合，センター宛の封筒の表面に「受験票等再発行願」と朱書すること。

① 再発行するものの種別（受験票，写真票，成績請求票（A 前，B 後，C，2 募）のいずれであるか）
② 再発行申請事由（氏名変更，紛失，汚損等）
③ 氏名（フリガナ），現住所（フリガナ），連絡電話番号，高等学校等コード，高等学校名（高等学校出身者以外の者は出願資格）

イ 共通第１次学力試験受験後

受験票の再発行を共通第１次学力試験受験後に申請する場合は，アの書類のほか次のものを同封すること。

成績請求票だけの再発行の場合には，アの書類だけでよい。

① **写真**（写真の大きさは，縦４cm，横３cm，申請日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用した者は，眼鏡を着用して撮影したもの。当初の受験票に使用した写真と同一のものが望ましい。）
———— １枚
② **署名**（縦１cm，横4.5cmの白紙に，氏名を黒又は青のボールペンで自署したもの。）
———— １枚

ウ 大学入試センターは，申請事由を審査の上再発行し，本人に送付する。

10　試験期日・試験時間

昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験は、昭和64年１月21日(土)・22日(日)の２日間にわたり実施する。

期　日	試験教科	試　験　時　間
昭和64年 １月21日(土)	国　語	13：00 — 14：40
	理　科	15：30 — 16：30
１月22日(日)	数　学	10：00 — 11：40
	外国語	13：00 — 14：40
	社　会	15：30 — 16：30

(注)　試験時間に遅刻したり，試験場を間違えたりしないよう十分注意すること。

11　出題教科・科目等

(1)　共通第１次学力試験の出題は，高等学校学習指導要領に準拠して行う。

出題教科・科目等は次ページの表のとおりである。

(2)　共通第１次学力試験においては，５教科を出題し，これを課すが，大学・学部等によっては，４教科以下を課す場合があるので，共通第１次学力試験の受験に当たっては，志望する大学の実施要項及び募集要項をよく読んで受験すること。

なお，４教科以下を受験する者は，受験する教科の入室時刻（受験票送付の際に同封する「受験者心得」に記載してある。）に間に合うように試験場に行くこと。

(3)　共通第１次学力試験は，主として多肢選択による客観式の検査方法により出題し，解答はマークシート方式による。

(4)　出題教科・科目等

教　科	試験時間 (配　点)	出　題　科　目	出　題　方　法　等	科　目　選　択　の　方　法
国　語	100分 (200点)	『「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」』		
社　会	60分 (100点)	『「倫理」・「政治・経済」』 「日　本　史」 「世　界　史」 「地　　理」 「現　代　社　会」		左記出題科目の５科目のうちから１科目を試験室で選択し，解答する。 この場合，「現代社会」を選択解答することができる者は，高等学校の普通科・理数科の卒業（見込み）者以外の者で，かつ，共通第１次学力試験の出願時にその科目の受験を申請し，承認された者に限る。
数　学	100分 (200点)	『「数学Ⅰ」・「数学Ⅱ」』 『「数学Ⅰ」・「工業数理」』 『「数学Ⅰ」・「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』	「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は，出題範囲から除く。 「数学Ⅱ」については，「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」，「基礎解析」及び「確率・統計」のうち２科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。 「簿記会計Ⅱ」は，前半の内容（①特殊な取引の記帳，②帳簿組織，③株式会社の記帳）を出題範囲とする。	左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し，解答する。 この場合，『「数学Ⅰ」・「工業数理」』又は『「数学Ⅰ」・「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』を選択解答することができる者は，高等学校において「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」を履修した者及び文部大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科の修了（見込み）者で，かつ，共通第１次学力試験の出願時にその科目の受験を申請し，承認された者に限る。
理　科	60分 (100点)	「物　　理」 「化　　学」 「生　　物」 「地　　学」 「理　科　Ⅰ」	「物理」，「化学」，「生物」，「地学」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれるそれぞれの科目の関連内容を含む。	左記出題科目の５科目のうちから１科目を試験室で選択し，解答する。 この場合，「理科Ⅰ」を選択解答することができる者は，高等学校の普通科・理数科の卒業（見込み）者以外の者で，かつ，共通第１次学力試験の出願時にその科目の受験を申請し，承認された者に限る。
外国語	100分 (200点)	『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』 「ド　イ　ツ　語」 「フ　ラ　ン　ス　語」		『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』とこれに準じた「ドイツ語」及び「フランス語」のうちから１科目を試験室で選択し，解答する。

（注） 1 「社会」及び「理科」の各出題科目の配点は，いずれも100点とするが，「数学」については，「数学Ⅰ」120点，「数学Ⅱ」80点（「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」も同じ）とする。

2 「工業数理」の使用単位系は，国際単位系（ＳⅠ）に統一する。

3 「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」は「数学」の試験時間中に選択解答するものとして試験が行われるので，他の科目と同様に，電子式卓上計算機，そろばん，グラフ用紙，定規等の補助具の使用を認めない。

4 ① 「現代社会」「理科Ⅰ」「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」を選択しようとする者は，出願の際に志願票で受験申請すること。

② 「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」を受験申請する者は，単位修得証明書を提出しなければならない。（8ページ参照）

③ ①に掲げる科目を受験することが認められた者（受験票に表示する。）は，試験当日他の科目に変更して解答することはできない。

12 試験問題冊子の注意事項・解答用紙の様式

(1) 試験当日受験者に配付される問題冊子は次のとおりとなっている。

教科	問題冊子の種類
国語	「国語」一冊
理科	「物理」，「化学」，「生物」，「地学」の4科目合わせて一冊
	「理科Ⅰ」一冊
数学	『「数学Ⅰ」・「数学Ⅱ」』一冊
	『「数学Ⅰ」・「工業数理」』一冊
	『「数学Ⅰ」・「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」』一冊
外国語	「英語」，「ドイツ語」，「フランス語」の3科目合わせて一冊
社会	『「倫理」・「政治・経済」』，「日本史」，「世界史」，「地理」の4科目合わせて一冊
	「現代社会」一冊

（注） 「理科Ⅰ」『「数学Ⅰ」・「工業数理」』『「数学Ⅰ」・「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」』及び「現代社会」の問題冊子は，その科目の受験を承認された者のみ配付される。

(2) 各教科の問題冊子の表紙には，注意事項が書かれているので，あらかじめ問題冊子の注意事項（見本・27～35ページ）により十分理解しておくこと。

(3) 共通第1次学力試験の解答はマークシート方式により行われる。

解答用紙は，各教科それぞれ1枚が配付される。

解答科目のマーク，受験番号のマークを間違えないよう，あらかじめ解答用紙の様式（見本・28～36ページ）により十分理解しておくこと。

特に，数学の解答用紙の第2面では3問出題されるうち，解答する問題2問を試験室で選択し解答することとなるので，選択問題番号のマークを間違えないよう注意すること。

国　語

① 問題冊子の注意事項（見本）

国　　語（200点　100分）

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけない。

2　この問題冊子は　　ページある。

試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせること。

3　監督者の指示に従って，解答用紙の下記の該当欄にそれぞれ正しく記入し，マークせよ。

①　**受験番号欄**

受験番号(数字及び英字)を**記入**し，さらにその下の**マーク欄**に**マーク**すること。

②　**氏名欄，試験場コード欄**

氏名(フリガナ)及び**試験場コード**(数字及び英字)を記入すること。

4　受験番号が**正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。**

5　解答は，解答用紙の**解答欄**にマークせよ。例えば，［20］と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように**解答番号**20の**解答欄**の③にマークせよ。

（例）

解答番号	解　　答　　欄
20	① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

6　問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけない。

7　試験終了後，問題冊子は持ち帰ること。

② 解答用紙の様式（見本）

国　語　解　答　用　紙

氏名(フリガナ)、試験場コードを記入せよ。

注意事項
1　受験番号、氏名（フリガナ）、試験場コードをマークし、記入しなさい。
2　訂正は、消しゴムできれいに消し、消しくずを残してはいけない。
3　所定欄以外にはマークしたり、記入したりしてはいけない。
4　汚したり、折りまげたりしてはいけない。

フリガナ
氏　名
試験場コード　万位　千位　百位　十位　一位　英字

受験番号を記入し、さらにその下のマーク欄にマークせよ。

受験番号

千位	百位	十位	一位	英字
-	0	0	0	A
1	1	1	1	B
2	2	2	2	C
3	3	3	3	D
4	4	4	4	E
5	5	5	5	F
6	6	6	6	G
7	7	7	7	H
8	8	8	8	I
9	9	9	9	J

（マーク例）

良い例	悪い例
●	⊘ ✓ ●

解答番号	解答欄 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	解答番号	解答欄 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	解答番号	解答欄 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	解答番号	解答欄 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
1		26		51		76	
2		27		52		77	
3		28		53		78	
4		29		54		79	
5		30		55		80	
6		31		56		81	
7		32		57		82	
8		33		58		83	
9		34		59		84	
10		35		60		85	
11		36		61		86	
12		37		62		87	
13		38		63		88	
14		39		64		89	
15		40		65		90	
16		41		66		91	
17		42		67		92	
18		43		68		93	
19		44		69		94	
20		45		70		95	
21		46		71		96	
22		47		72		97	
23		48		73		98	
24		49		74		99	
25		50		75		100	

© 1988 大学入試センター　No.1-1　この解答用紙の複製権は，大学入試センターのものです。

理　科

① 問題冊子の注意事項（見本）

理　科〔物理　化学 / 生物　地学〕（100点　60分）

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけない。

2　出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりである。

出題科目	ページ	選択方法
物理	～	左の4科目のうちから1科目を選択し，解答せよ。
化学	～	
生物	～	
地学	～	

3　試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせること。

4　監督者の指示に従って，解答用紙の下記の該当欄にそれぞれ正しく記入し，マークせよ。

①　**受験番号欄**

受験番号(数字及び英字)を記入し，さらにその下のマーク欄に**マーク**すること。

②　**氏名欄，試験場コード欄**

氏名(フリガナ)及び**試験場コード**(数字及び英字)を記入すること。

③　**解答科目マーク欄・解答科目名欄**

解答する科目に一つ**マーク**し，さらにその科目名を記入すること。

5　受験番号及び解答する科目が**正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。**

6　解答は，解答用紙の解答欄にマークせよ。例えば，［20］と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように**解答番号**20の**解答欄**の③に**マーク**せよ。

（例）

解答番号	解答欄
20	①②●④⑤⑥⑦⑧⑨⓪ⓐⓑⓒⓓ

7　問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけない。

8　試験終了後，問題冊子は持ち帰ること。

② 解答用紙の様式（見本）

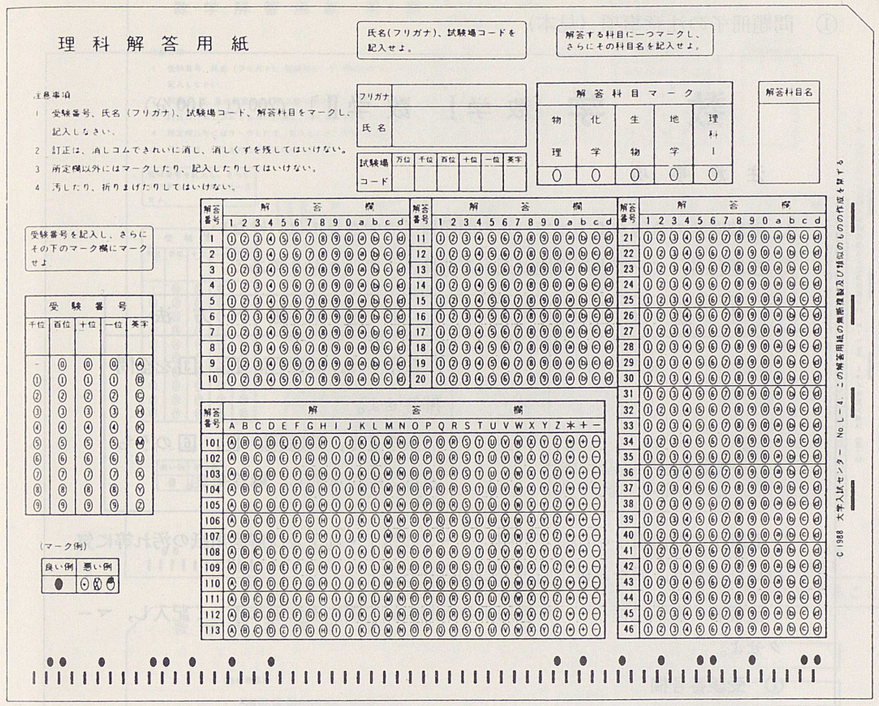

数　学

① 問題冊子の注意事項（見本）

数　　学〔数学Ⅰ　数学Ⅱ〕（200点　100分）

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけない。

2　出題科目，ページ及び問題の選択方法は，下表のとおりである。

出　題　科　目	ページ	問　題　の　選　択　方　法
数　学　Ⅰ	～	数学Ⅰは，問題 1，2，3 を全問解答せよ。
数　学　Ⅱ（「代数・幾何」，「基礎解析」及び「確率・統計」）	～	数学Ⅱは，問題 4，5，6 のうちから2問を選択し，解答せよ。

3　試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせること。

4　監督者の指示に従って，解答用紙の下記の該当欄にそれぞれ正しく記入し，マークせよ。

①　**受験番号欄**

受験番号（数字及び英字）を**記入**し，さらにその下のマーク欄に**マーク**すること。

②　**氏名欄，試験場コード欄**

氏名（フリガナ）及び**試験場コード**（数字及び英字）を**記入**すること。

③　**解答科目マーク欄・解答科目名欄，選択問題番号マーク欄**

第1面には，**解答する科目**（数学Ⅰ　数学Ⅱ）に**マーク**し，さらにその科目名（数学Ⅰ　数学Ⅱ）を**記入**すること。

第2面の**選択問題番号**には，試験開始後，解答する問題を決めたあとで**マーク**すること。

5　受験番号，解答する科目及び選択問題番号が**正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。**

6　試験開始後，2ページ及び3ページの「**解答上の注意**」をよく読むこと。

7　問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけない。

8　試験終了後，問題冊子は持ち帰ること。

② 解答用紙の様式（見本）

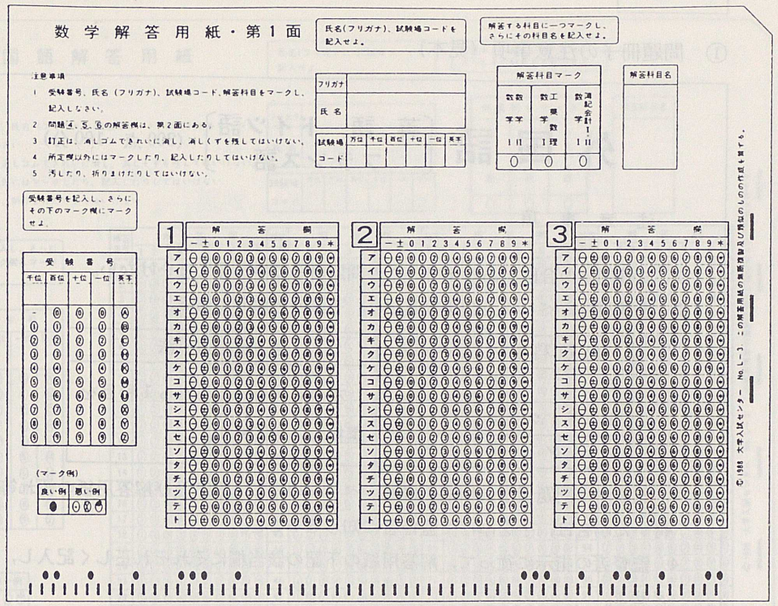

※数学Ⅰの解答には，この第1面を使用すること。

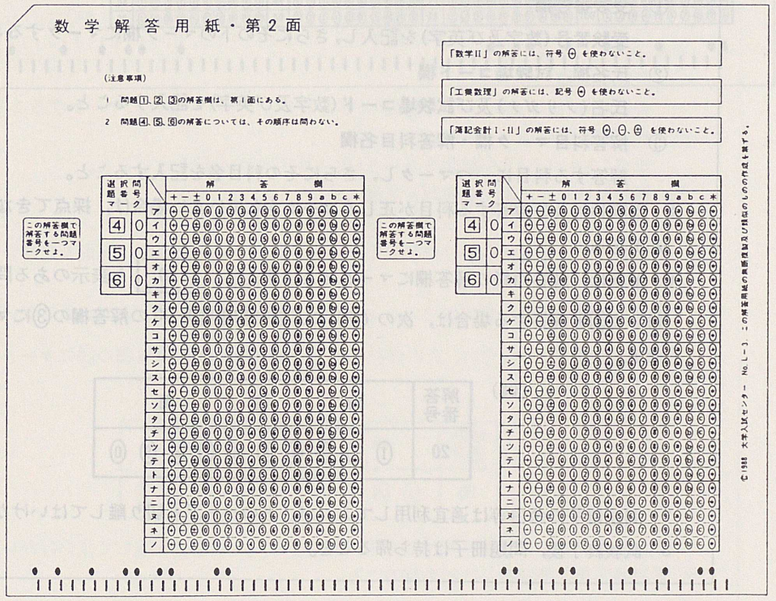

※数学Ⅱ，工業数理，簿記会計Ⅰ・Ⅱの解答には，この第2面を使用すること。

外国語

① 問題冊子の注意事項（見本）

外国語〔英語 ドイツ語 フランス語〕 (200点 100分)

注 意 事 項

1 試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけない。

2 出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりである。

出題科目	ページ	選択方法
英語	～	左の3科目のうちから1科目を選択し，解答せよ。
ドイツ語	～	
フランス語	～	

3 試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせること。

4 監督者の指示に従って，解答用紙の下記の該当欄にそれぞれ正しく記入し，マークせよ。

① 受験番号欄

受験番号(数字及び英字)を記入し，さらにその下のマーク欄にマークすること。

② 氏名欄，試験場コード欄

氏名(フリガナ)及び試験場コード(数字及び英字)を記入すること。

③ 解答科目マーク欄・解答科目名欄

解答する科目に一つマークし，さらにその科目名を記入すること。

5 受験番号及び解答する科目が正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。

6 解答は，解答用紙の解答欄にマークせよ。例えば，[20] と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように解答番号20の解答欄の③にマークせよ。

（例）

解答番号	解答欄
20	① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

7 問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけない。

8 試験終了後，問題冊子は持ち帰ること。

② 解答用紙の様式（見本）

外国語解答用紙

氏名(フリガナ)、試験場コードを記入せよ。

解答する科目に一つマークし、さらにその科目名を記入せよ。

注意事項
1 受験番号、氏名（フリガナ）、試験場コード、解答科目をマークし、記入しなさい。
2 訂正は、消しゴムできれいに消し、消しくずを残してはいけない。
3 所定欄以外にはマークしたり、記入したりしてはいけない。
4 汚したり、折りまげたりしてはいけない。

フリガナ
氏名
試験場コード 万位 千位 百位 十位 一位 番号

解答科目マーク：英語 ドイツ語 フランス語 0 0 0

解答科目名

受験番号を記入し、さらにその下のマーク欄にマークせよ。

受験番号：千位 百位 十位 一位 番号

（マーク例）良い例 悪い例

解答欄：解答番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 ／ 26 ／ 51 ／ 76

© 1981 大学入試センター

社　会

① 問題冊子の注意事項（見本）

社　会［倫理，政治・経済／日本史　世界史　地理］（100点　60分）

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけない。

2　出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりである。

出題科目	ページ	選択方法
倫理，政治・経済	～	左の4科目のうちから1科目を選択し，解答せよ。
日本史	～	
世界史	～	
地理	～	

3　試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせること。

4　監督者の指示に従って，解答用紙の下記の該当欄にそれぞれ正しく記入し，マークせよ。

①　**受験番号欄**
　受験番号(数字及び英字)を記入し，さらにその下のマーク欄に**マーク**すること。

②　**氏名欄，試験場コード欄**
　氏名(フリガナ)及び**試験場コード**(数字及び英字)を記入すること。

③　**解答科目マーク欄・解答科目名欄**
　解答する科目に一つ**マーク**し，さらにその科目名を記入すること。

5　受験番号及び解答する科目が**正しくマークされていない場合は，採点できないことがある。**

6　解答は，解答用紙の解答欄にマークせよ。例えば，［20］と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の(例)のように**解答番号20の解答欄の③にマーク**せよ。

(例)

解答番号	解答欄
20	① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

7　問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけない。

8　試験終了後，問題冊子は持ち帰ること。

② 解答用紙の様式（見本）

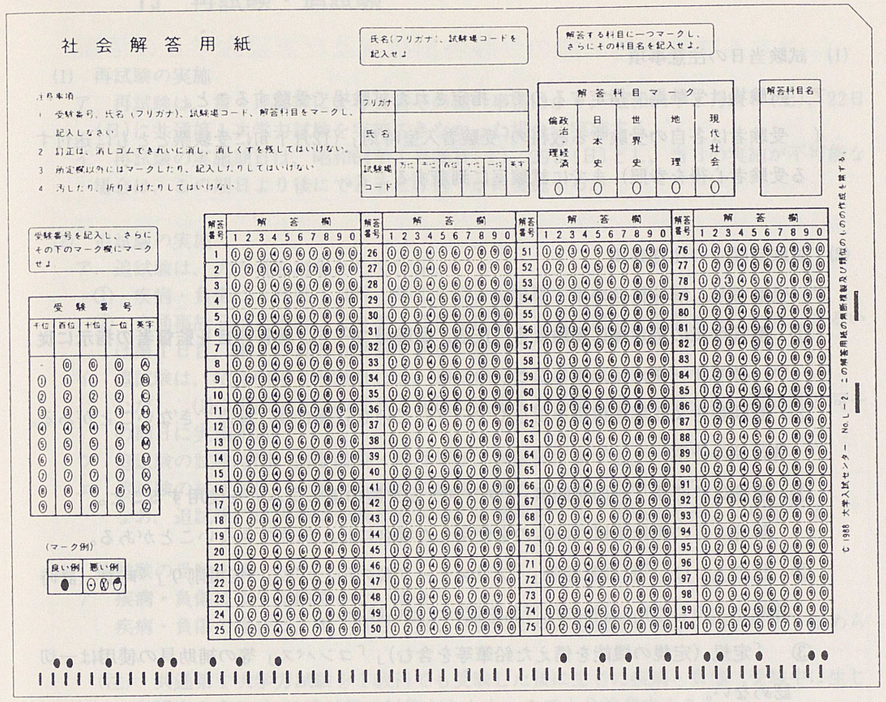

13　受験に当たっての注意事項

(1)　試験当日の注意事項

ア　試験場は受験票で指定するので，指定された試験場で受験すること。

イ　受験者は各自の受験する教科の「受験者入室時刻」（12月下旬に受験票とともに送付する受験者心得を参照）までに試験室に到着すること。

(2)　試験時間中の注意事項

ア　受験番号，解答科目のマーク等

①　解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目を監督者の指示に従い，必ずマーク，記入すること。

②　受験番号又は解答科目を正しくマークしていない場合は，採点できないことがある。

イ　携行品の使用

①　解答には必ず「Hの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」を使用すること。

解答にHの黒鉛筆以外のものを使用した場合には，採点できないことがある。

②　机の上には，「Hの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」以外の携行品を置いてはいけない。

③　「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）」「コンパス」等の補助具の使用は一切認めない。

(3)　試験終了時の注意

ア　**「解答をやめなさい。鉛筆を置きなさい。」と指示があった際は，直ちに解答をやめること。**この指示に従わなかった場合には，不正行為とみなされる。監督者が解答用紙を回収し終わるまで，静かに待つこと。

イ　「解答をやめなさい。鉛筆を置きなさい。」と指示があった後は，**受験番号あるいは解答科目のマーク忘れ等のいかなる理由があっても，解答用紙の修正，加筆等は認められないので十分承知しておくこと。**

14　資料の発表

大学入試センターは，昭和64年度共通第１次学力試験に係る試験問題，正解等を昭和64年１月23日(月)に，報道機関を通じて発表する。

ただし，試験の個人別成績は発表しない。

15　再試験・追試験

(1)　再試験の実施

ア　再試験は，雪・地震等による災害その他の事情により，昭和64年１月21日(土)，22日(日)に共通第１次学力試験を実施できなかった場合に実施する。

イ　再試験の実施期日は，昭和64年１月28日(土)，29日(日)とし，当日の実施が不可能な場合は，この期日より後にできるだけ速やかに実施する。

(2)　追試験の実施

ア　追試験は，次の者を対象として行う。

①　疾病・負傷により第１日目，第２日目とも受験できない者。

②　交通事故又は災害等により第１日目又は第２日目の試験が受験できない者，あるいは第１日目，第２日目とも受験できない者。

イ　追試験は，昭和64年１月28日(土)，29日(日)の２日間にわたり行う。
ただし，(1)の再試験をこの期日より後に実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施する。

ウ　追試験の試験時間，出題教科・科目等は，本試験に準ずる。

エ　追試験の試験場は，全国を２地区に分け，地区ごとに１か所設定する。
なお，追試験の試験場は受験票を送付する際同封する「受験者心得」に明示する。

(3)　追試験の受験申請

ア　**疾病・負傷により**受験できない場合
疾病・負傷の場合は，第１日目，第２日目の２日とも受験できない場合に限り認められる。

（注）　共通第１次学力試験を１教科でも受験した後に生じた疾病・負傷（受験中に生じた場合も含む。）は追試験の対象とならないので十分注意すること。

①　本人又は代理人が「受験票」及び「医師の診断書」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き申請すること。

②　申請の受付は，昭和64年１月20日(金)午前９時から午後５時（それより後の発病等によりやむを得ない場合は，１月21日(土)午前10時から正午）までとし，それ以降の申請は受け付けないので注意すること。

イ　**交通事故又は災害等により**受験できない場合
交通事故又は災害等(疾病・負傷でない場合)の場合は，第１日目又は第２日目の１日のみ受験できない場合も申請できる。

①　本人又は代理人が交通事故の状況等を，直ちに，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡すること。

②　試験場の係員の指示により，受験票の「問い合わせ大学」に行き申請すること。

③　この申請の受付は，交通事故又は災害等があった日の試験終了時までとする。
この場合，可能な限り受験票を持参すること。

(4)　追試験の受験許可等

受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学は，申請に基づき審査の上，追試験受験の可否を速やかに決定し，申請者に対し必要な事項を通知する。

16　身体に障害のある入学志願者及び不慮の事故等による負傷者等に対する試験実施の際の受験特別措置及び志望大学との協議

(1)　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置

ア　身体に障害のある入学志願者が特別の受験措置を希望する場合には，志願者からの申請に基づき，障害の種類・程度に応じて大学入試センターが審査の上，受験に際して特別の措置を行う。

イ　受験特別措置を希望する入学志願者は，この「受験案内」のほか身体に障害のある入学志願者用として，**別途「受験案内（別冊）」**が用意されているので，**できるだけ早く**下表により大学入試センターに請求すること。

請　求　方　法	郵便はがき（表面に「受験案内（別冊）請求」と朱書）又は電話
請　求　先	〒153　東京都目黒区駒場２丁目19－23 大学入試センター試験実施課 問い合わせ専用電話　03(465)8600 （平日９時30分～17時，土曜日９時30分～12時）
記載を要する事項	氏名（フリガナ），現住所，連絡電話番号，在学（又は出身）学校名等

ウ　受験特別措置の内容について質問がある場合は，出願受付前に大学入試センター試験実施課まで問い合わせること。

(2)　出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置

ア　出願受付締切後の不慮の事故等のため特別の受験措置を希望する場合には，審査の上，身体に障害のある入学志願者に準じた受験特別措置を行う。

イ　本人又は代理人が「受験票」及び「医師の診断書」を持参の上，受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学に行き申請すること。

(3)　受験特別措置事項

ア　視覚障害

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上認められる事項）				
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	志願者からの希望により特別に措置する事項の例
・点字による教育を受けている者(注1)	点字による解答	＊ 1.5倍	＊ 別室	＊点字問題冊子 ＊点字用解答用紙 ・下書き用紙 ＊レーズライター	＊点字器等の持参使用 ＊試験室入口までの付添者の入構 ・試験場への乗用車での入構
・強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者	文字による解答 （注２）	1.3倍	◎ 別室	◎文字解答用紙 ◎下書き用紙 （理科，数学のみ）	・拡大文字問題冊子　（注３） （一般問題冊子と併用） ・拡大鏡等の持参使用 ・窓側の明るい座席の指定 ・照明器具の準備
・上記以外の視覚障害者	文字による解答	一般志願者と同じ	◎ 別室	◎文字解答用紙 ◎下書き用紙 （理科，数学のみ）	
	一般志願者と同じ	一般志願者と同じ	一般志願者と同じ		

（注１）　出題形式は，点字による出題とする。
点字による解答を認められた者には，該当欄の＊を付した特別措置がとられる。

（注２）　「文字による解答」とは，一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて，文字解答用紙に正解とする数字等を記入することにより解答する方法である。
文字による解答を認められた者には，該当欄の◎を付した特別措置がとられる。

（注３）「拡大文字問題冊子」とは，文字の拡大率が一般試験問題の1.4倍（面積倍率２倍）の大きさの冊子である。

イ　聴覚障害

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上認められる事項）				
	解答方法	試験時間	試 験 室	試験室で用意されるもの	志願者からの希望により特別に措置する事項の例
・両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者	一般志願者と同じ				・手話通訳者の付与　（注１） ・注意事項等の文書による伝達　（注２） ・座席を前列に指定 ・補聴器の持参使用
・上記以外の聴覚障害者					・注意事項等の文書による伝達 ・座席を前列に指定 ・補聴器の持参使用

（注１）「手話通訳者」とは，国公立の聾学校の教諭等で，試験室において受験者に手話通訳を行う者のことである。
（注２）「注意事項等の文書による伝達」とは，試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし，その都度各受験者に配付するものである。

ウ　肢体不自由

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上認められる事項）				
	解答方法	試験時間	試 験 室	試験室で用意されるもの	志願者からの希望により特別に措置する事項の例
・体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 ・両上肢の機能障害が著しい者	チェックによる解答　（注１）	1.3倍	＊別　室	＊チェック解答用紙 ＊下書き用紙（理科，数学のみ）	・介助者の付与　（注２） ・試験室を１階に設定 ・洋式トイレに近接する試験室 ・特製机の持参使用又は試験場側で準備 ・車椅子の持参使用 ・杖の持参使用 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構
・上記以外の肢体不自由者	チェックによる解答	一般志願者と同じ	＊別　室	＊チェック解答用紙 ＊下書き用紙（理科，数学のみ）	
	一般志願者と同じ	一般志願者と同じ	一般志願者と同じ		

（注１）「チェックによる解答」とは，一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて，チェック解答用紙に正解とする数字等をチェックすることにより解答する方法である。
　チェックによる解答を認められた者には，該当欄の＊を付した特別措置がとられる。
（注２）「介助者」とは，国公立の養護学校の教諭等で，試験室において受験者の介助を行う者のことである。

エ　病弱

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上認められる事項）				
	解答方法	試験時間	試 験 室	試験室で用意されるもの	志願者からの希望により特別に措置する事項の例
・慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	一般志願者と同じ				・別室の設定 ・試験室を１階に設定 ・杖の持参使用 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構

オ　障害を併せもつ場合

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上認められる事項）
・障害を併せもつ者	・ア～エのそれぞれの該当の欄を参照し，措置を申請すること。

(4) 志望大学との協議及び協議書の提出

ア　下表に該当する者は，大学・学部等において**修学上特別な措置を必要とすることが起こり得る**ので，**あらかじめ志望する大学と協議を行い**，その大学が発行する「志望する大学との協議書（又は協議中であることがわかるもの。）」を**出願書類に添付して提出**すること。

志望大学との協議を必要とする者の身体障害の程度

（学校教育法施行令第22条の２の規定に準拠した。）

区　分	身　体　障　害　の　程　度
盲　者 （強度の弱視者を含む。）	1　両眼の矯正視力が0.1未満のもの 2　両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの
聾（ろう）者 （強度の難聴者を含む。）	1　両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの 2　両耳の聴力損失が90デシベル未満50デシベル以上のもののうち，補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由者	1　体幹の機能障害が，体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの 2　上肢の機能の障害が，筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの 3　下肢の機能の障害が，歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの 4　前３号に掲げるもののほか，肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 5　肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち，６月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者 （身体虚弱者を含む。）	1　慢性の胸部疾患，心臓疾患，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2　身体虚弱の状態が６月以上の生活規制を必要とする程度のもの

イ　志望する大学との協議については，大学での手続き等に日数を要する場合があるので，**遅くとも昭和63年10月15日(土)までに当該大学へ連絡する**ことが望ましい。

ウ　アにより**あらかじめ協議した大学以外の大学**へも出願をする可能性がある者は，当該大学に対しても早めに協議しておくことが望ましい。

エ　高等学校等を卒業した者は，協議に当たって出身学校長と相談することが望ましい。

昭和64年度大学入学者選抜
共通第１次学力試験

受験案内
（別冊）

大学入試センター

昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験
受 験 案 内（別 冊）

この「受験案内（別冊）」は，身体に障害のある入学志願者が共通第１次学力試験の受験に際して特別の措置を希望する場合の諸手続等について，取りまとめたものである。

目　次

1　志願者の出願等日程……2

2　志望大学との協議及び協議書の提出……3

3　受験に当たっての特別措置及び出願書類……4

4　「身体障害者受験特別措置申請書」作成上の注意……8

5　受験特別措置の決定通知……11

〔参　考〕

文字解答受験者の解答用紙への記入上の注意……12

チェック解答受験者の解答用紙への記入上の注意……14

（注）　この「受験案内（別冊）」には，**「身体障害者受験特別措置申請書」及び「診断・意見書」**が折り込んであるので，確認すること。

1　志願者の出願等日程

事　　項	日　　程	手　　続　　等
「受験案内（別冊）」を大学入試センターへ請求	９月１日（木）から	請求 志願者 ⟷ 大学入試センター 配付
受験特別措置について疑問がある場合の問い合わせ （４ページ参照）	出願期間前 10月22日（土）まで	問い合わせ 志願者 ⟶ 大学入試センター
必要に応じて志望大学との協議 （３ページ参照）	遅くとも 10月15日（土）まで	協議 志願者 ⟷ 志望大学 文書交付
出願書類提出 （４ページ参照）	出願期間 10月24日（月）から 11月４日（金）まで	郵送 志願者 ⟶ 大学入試センター
「身体障害者受験特別措置決定通知書」，「受験者心得」（身体に障害のある者用）送付	12月下旬まで	志願者 ⟵ 大学入試センター 郵送

2　志望大学との協議及び協議書の提出

(1)　下表に該当する者は，大学・学部等において**修学上特別な配慮を必要とすることが起こり得るので，あらかじめ志望する大学と協議を行い**，その大学が発行する「志望する大学との協議書（又は協議中であることがわかるもの。）」を出願書類に添付して提出すること。

志望大学との協議を必要とする者の身体障害の程度

（学校教育法施行令第22条の２の規定に準拠した。）

区　分	身　体　障　害　の　程　度
盲　者（強度の弱視者を含む。）	1　両眼の矯正視力が0.1未満のもの 2　両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの
聾（ろう）者（強度の難聴者を含む。）	1　両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの 2　両耳の聴力損失が90デシベル未満50デシベル以上のもののうち，補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由者	1　体幹の機能の障害が，体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの 2　上肢の機能の障害が，筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの 3　下肢の機能の障害が，歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの 4　前３号に掲げるもののほか，肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 5　肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち，６月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者（身体虚弱者を含む。）	1　慢性の胸部疾患，心臓疾患，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2　身体虚弱の状態が６月以上の生活規制を必要とする程度のもの

(2)　志望する大学との協議については，大学での手続等に日数を要する場合があるので，**遅くとも昭和63年10月15日（土）までに当該大学へ連絡すること**が望ましい。

(3)　(1)によりあらかじめ協議した以外の大学へも出願をする可能性がある者は，当該大学に対しても早めに協議しておくことが望ましい。

(4)　高等学校等を卒業した者は，協議に当たって出身学校長と相談することが望ましい。

3　受験に当たっての特別措置及び出願書類

(1)　受験に当たっての特別措置

志願者からの申請に基づき，障害の種類・程度に応じて大学入試センターが審査の上，受験に際して５～７ページの表に掲げる事項等の特別の措置を行う。

特別措置等について質問がある場合は，出願受付前に大学入試センター試験実施課まで問い合わせること。

（問い合わせ専用電話　03（465）8600
平日　9時30分から17時まで，土曜日　9時30分から12時まで）

(2)　出願書類

受験案内本冊にある**志願票等の所定の書類のほか，次の書類を提出すること。**

①　**「身体障害者受験特別措置申請書」**（この冊子に折り込んである。）

②　**医師の診断書**

強度の弱視者及び重度の肢体不自由者で試験時間の延長（1.3倍）を希望する者	「診断・意見書」（この冊子に折り込んであるもの）
点字による解答を希望する者	「医師の診断書」又は「身体障害者手帳の写」
聴覚障害者で受験特別措置を希望する者	「医師の診断書」（オージオグラム等を添付したもの）
上記以外の身体に障害のある者で受験特別措置を希望する者	「医師の診断書」

③　**志望する大学との協議書**

３ページの「志望大学との協議を必要とする者の身体障害の程度」の表に該当する者は，志望する大学が発行する「志望する大学との協議書（又は協議中であることがわかるもの。）」を提出すること。

受験特別措置事項

受験特別措置は，志願者から提出された「身体障害者受験特別措置申請書」，「医師の診断書」等をもとに，**大学入試センターが審査の上決定する。**

① 視覚障害

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上認められる事項）				
	解答方法	試験時間	試 験 室	試験室で用意されるもの	志願者からの希望により特別に措置する事項の例
・点字による教育を受けている者（注1）	点字による解答	＊ 1.5倍	＊ 別　室	＊点字問題冊子 ＊点字用解答用紙・下書き用紙 ＊レーズライター	＊点字器等の持参使用 ＊試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構
・強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者	文字による解答 （注2）	1.3倍	◎ 別　室	◎文字解答用紙 ◎下書き用紙 （理科，数学のみ）	・拡大文字問題冊子 （注3） （一般問題冊子と併用）
・上記以外の視覚障害者	文字による解答	一般志願者と同じ	◎ 別　室	◎文字解答用紙 ◎下書き用紙 （理科，数学のみ）	・拡大鏡等の持参使用 ・窓側の明るい座席の指定 ・照明器具の準備
	一般志願者と同じ	一般志願者と同じ	一般志願者と同じ		

（注１）　出題形式は，点字による出題とする。
　　点字による解答を認められた者には，該当欄の＊を付した特別措置がとられる。

（注２）　「文字による解答」とは，一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて，文字解答用紙に正解とする数字等を記入することにより解答する方法である。（12，13ページ参照）
　　文字による解答を認められた者には，該当欄の◎を付した特別措置がとられる。

（注３）　「拡大文字問題冊子」とは，文字の拡大率が一般試験問題の1.4倍（面積倍率２倍）の大きさの冊子である。

② 聴覚障害

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上認められる事項）				
	解答方法	試験時間	試 験 室	試験室で用意されるもの	志願者からの希望により特別に措置する事項の例
・両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者	一般志願者と同じ				・手話通訳者の付与 （注１） ・注意事項等の文書による伝達（注２） ・座席を前列に指定 ・補聴器の持参使用
・上記以外の聴覚障害者					・注意事項等の文書による伝達 ・座席を前列に指定 ・補聴器の持参使用

（注１）　「手話通訳者」とは，国公立の聾（ろう）学校の教諭等で，試験室において受験者に手話通訳を行う者のことである。

（注２）　「注意事項等の文書による伝達」とは，試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし，その都度各受験者に配付するものである。

③ 肢体不自由

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上認められる事項）				
	解答方法	試験時間	試 験 室	試験室で用意されるもの	志願者からの希望により特別に措置する事項の例
・体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 ・両上肢の機能障害が著しい者	チェックによる解答（注1）	1.3倍	＊ 別　室	＊チェック解答用紙 ＊下書き用紙 （理科，数学のみ）	・介助者の付与 （注2） ・試験室を１階に設定 ・洋式トイレに近接する試験室 ・特製机の持参使用又は試験場側で準備 ・車椅子の持参使用 ・杖の持参使用 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構
・上記以外の肢体不自由者	チェックによる解答	一般志願者と同じ	＊ 別　室	＊チェック解答用紙 ＊下書き用紙 （理科，数学のみ）	
	一般志願者と同じ	一般志願者と同じ	一般志願者と同じ		

（注１）　「チェックによる解答」とは，一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて，チェック解答用紙に正解とする数字等をチェックすることにより解答する方法である。（14，15ページ参照）
　　チェックによる解答を認められた者には，該当欄の＊を付した特別措置がとられる。

(注２)　「介助者」とは，国公立の養護学校の教諭等で，試験室において受験者の介助を行う者のことである。

④　病　　弱

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上認められる事項）				
	解答方法	試験時間	試 験 室	試験室で用意されるもの	志願者からの希望により特別に措置する事項の例
・慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	一般志願者と同じ				・別室の設定 ・試験室を１階に設定 ・杖の持参使用 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構

⑤　障害を併せもつ場合

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上認められる事項）
・障害を併せもつ者	・①～④のそれぞれの該当の欄を参照し，措置を申請すること。

（参　考）試験期日・試験時間

昭和64年度共通第１次学力試験は，昭和64年１月21日(土)・22日(日)の２日間にわたり実施する。

	試験教科	1.3倍の試験時間	1.5倍の試験時間	一般の試験時間
第一日目	国　語	13:00～15:10(130分)	13:00～15:30(150分)	13:00～14:40(100分)
	理　科	16:00～17:20（80分）	16:00～17:30（90分）	15:30～16:30（60分）
第二日目	数　学	10:00～12:10(130分)	10:00～12:30(150分)	10:00～11:40(100分)
	外国語	13:30～15:40(130分)	13:30～16:00(150分)	13:00～14:40(100分)
	社　会	16:30～17:50（80分）	16:30～18:00（90分）	15:30～16:30（60分）

4　「身体障害者受験特別措置申請書」作成上の注意

(1)　「身体障害者受験特別措置申請書」の用紙は，この冊子に折り込んであるものを使用すること。

(2)　この申請書は，高等学校等卒業見込者については，在学する学校の長が志願者と相談の上，記入すること。

高等学校等卒業見込者以外の者（高等学校等を卒業した者，大学入学資格検定合格者等）については，父母等が志願者と相談の上，記入すること。

ただし，志願者が成年に達している場合（点字による解答を希望する者は除く。）は，本人が記入すること。

(3)　9,10ページの「(6)　各欄の記入方法」を参照し，**黒又は青のボールペン**で丁寧に記入すること。

(4)　誤って記入した場合は，誤記部分を二重線で消し，訂正すること。

(5)　「身体障害の程度」欄の記入例

①　申請書の裏面に医師の診断書をはり付けること。（記入方法参照）

②　３ページの表に該当する者は，大学との協議書を添付すること。

身体障害の程度	⑤ 視覚障害			⑥ 聴覚障害		⑦ 肢体不自由				⑧ 病弱	⑨
	点字による教育を受けている者	強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者	左記以外の視覚障害者	両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者	左記以外の聴覚障害者	体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者	上肢の機能の障害により筆記をすることができない者又は困難な者	下肢の機能の障害により歩行をすることができない者又は困難な者	左記以外の肢体不自由者	慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者	その他
	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
⑩ この欄に，症状及び高等学校等の授業での状況等を詳しく記入するとともに，裏面に医師の診断書等をはり付けること。	身体障害者手帳交付番号：○○○○○　，交付年月日：○○○○○○ 障害名：○○○○○　，等級：○○										
○右耳は補聴器をつけてもほとんど聞こえない。左耳だけに補聴器をつけている。 ○授業などについては，本人も支障を感じていないようで，特別な措置はしていない。											

(6) 各欄の記入方法

区分		記入方法等
①～④欄	①「大学入試センター記入」欄	記入しないこと。
	②「高等学校等コード」欄	「高等学校等コード表」(受験案内本冊44～62ページ参照)により記入すること。
	③「整理番号」欄	高等学校等卒業見込者についてのみ高等学校等が記入すること。 整理番号は高等学校等で取りまとめる志願票と同じ整理番号を記入すること。
	④「氏名」欄	カタカナで記入すること。
⑤～⑩欄	「身体障害の程度」欄	該当する事項の「該当する」の文字を○で囲むとともに，⑩に症状及び高等学校等の授業での状況等を詳しく記入すること。 身体障害者手帳の交付を受けている者は，手帳交付番号及び交付年月日等についても記入すること。
⑪～⑮欄	「受験に際して希望する措置」欄	該当する事項の「希望する」の文字を○で囲むこと。 ⑪～⑬に該当する希望事項がない場合には，⑭「その他」欄の「希望する」の文字を○で囲み，⑮にどのような措置を希望するか詳しく記入すること。
⑯欄	「点字による解答を希望する者の受験科目」欄	点字による解答を希望する者は，あらかじめ受験しようとする科目の数字を○で囲むこと。(受験科目選択の方法については，受験案内本冊23～25ページ参照) 〔注〕 点字による解答を希望する者の試験場は，試験地区区分表にある試験地区内に1か所設定する。 (受験案内本冊17，18ページ参照)

区分		記入方法等
⑰欄	「現住所・連絡電話番号」欄	緊急の連絡の場合必要となるので，高等学校等卒業見込者・卒業者等にかかわらず，必ず記入すること。 団地，アパート等に居住している者は，棟番号，戸番まで記入すること。 〔注〕 現住所・連絡電話番号に変更があった場合の届出方法 1．この届出は，昭和64年1月20日(金)（共通第1次学力試験前日)までとする。これ以後は届け出る必要はない。 2．届出先等 〒153 東京都目黒区駒場2丁目19－23 大学入試センター試験実施課 速達郵便はがき（表面に「現住所変更届出」等と朱書)を使用 3．記載事項 ① 新・旧の現住所，連絡電話番号 ② 氏名(フリガナ)，高等学校等コード，高等学校等名 (高等学校出身者以外の者は出願資格) ③ その他参考となる事項
⑱欄	「記入者名」欄	1．学校長が記入した場合は，学校長名を記入し，職印を押印すること。 2．父母等（点字による解答を希望する者以外の者で，成年に達している場合は志願者）が記入した場合は，当該記入者が署名，押印すること。
裏面		「医師の診断書」をはり付けること。 ただし，強度の弱視者及び重度の肢体不自由者で試験時間の延長(1.3倍)を希望する者は，「医師の診断書」に代えてこの冊子に折り込んである「診断・意見書」をはり付けること。 なお，点字による解答を希望する者は，「医師の診断書」又は「身体障害者手帳の写」のいずれかをはり付けること。 また，聴覚障害者で特別措置を希望する者は，「医師の診断書」(オージオグラム等を添付したもの）をはり付けること。

5　受験特別措置の決定通知

「身体障害者受験特別措置申請書」を提出した志願者については，大学入試センターが審査の上，受験上の特別措置を決定し，**12月下旬までに本人**（高等学校等卒業見込者は在学する学校を経由して）**に通知する。**

その際「受験者心得」(身体に障害のある者用）を同封するのでよく読んでおくこと。

なお，この特別措置の決定通知は，受験票とは別に送付する。

〔参　考〕

文字解答受験者の解答用紙への記入上の注意

文字解答受験者の解答用紙への受験番号等の記入方法については，次の記入上の注意をよく読んで十分理解しておくこと。

① 文字解答用紙の１枚目

受験番号，試験場コード，氏名，解答科目欄は，すべて解答用紙の１枚目にあるので，次により記入すること。　（原寸222.25㎜×279.40㎜以下同型）

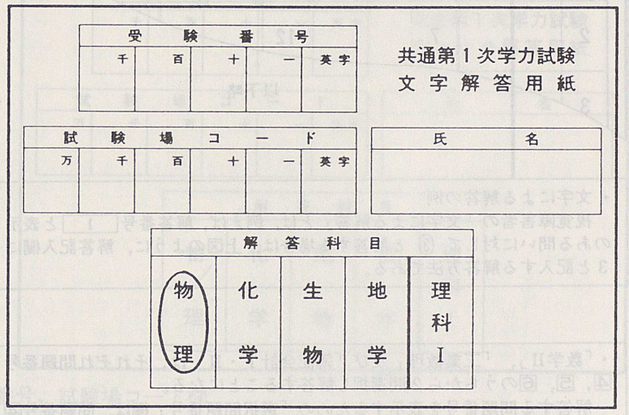

ア　受験番号，試験場コード欄

監督者の指示に従って，数字と英字で正しく記入すること。

イ　氏名欄

漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもよい。

ウ　解答科目欄

解答する科目を上の例示のように○で囲むこと。(各教科とも同様に行うこと。ただし，国語については，あらかじめ解答科目欄に「国語」と印刷してあるので，科目名を○で囲む必要はない。)

なお，次の科目については，受験を申請し，承認された者以外は，選択できないので注意すること。

理科 ――― 「理科Ⅰ」

数学 ――― 「工業数理」,「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」

社会 ――― 「現代社会」

② 文字解答用紙の２枚目以降

解答記入欄はすべて解答用紙の２枚目以降にあるので，次の例示のように記入すること。

（理科の文字解答用紙）

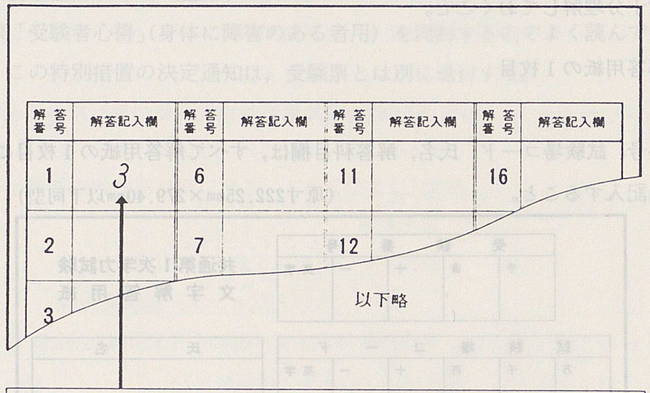

・文字による解答の例
視覚障害者の「文字による解答」とは，例えば，解答番号 1 と表示のある問いに対して ③ と解答する場合は，上図のように，解答記入欄に３と記入する解答方法である。

・「数学Ⅱ」，「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」は，それぞれ問題番号4，5，6のうちから２問選択し解答することになる。
解答する問題番号を表示するための「選択問題番号」欄は，問題番号4の解答用紙にある。

・試験開始後に解答する問題を決めて，解答する問題番号の解答用紙に解答すること。

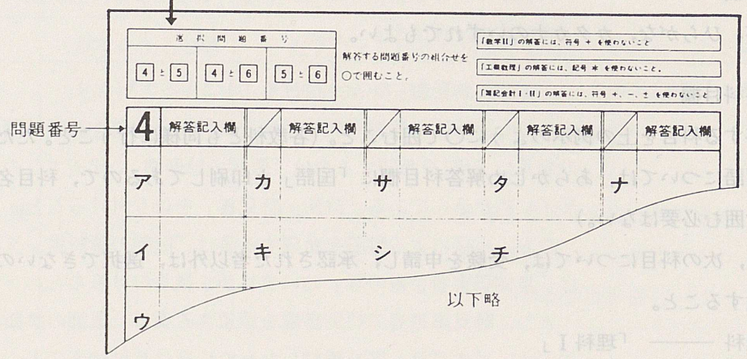

〔参　考〕

チェック解答受験者の解答用紙への記入上の注意

チェック解答受験者の解答用紙への受験番号等の記入方法，チェック方法については，次の記入上の注意をよく読んで十分理解しておくこと。

① チェック解答用紙の１枚目

受験番号，試験場コード，氏名，解答科目欄は，すべて解答用紙の１枚目にあるので，次により記入，チェックすること。　（原寸222.25㎜×279.40㎜以下同型）

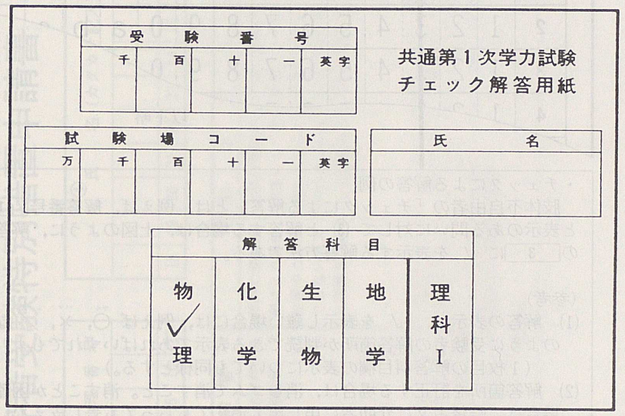

ア　受験番号，試験場コード欄

監督者の指示に従って，数字と英字で正しく記入すること。

イ　氏名欄

漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもよい。

ウ　解答科目欄

解答する科目を上の例示のようにチェックすること。（各教科とも同様に行うこと。ただし，国語については，あらかじめ解答科目欄に「国語」と印刷してあるので，科目名をチェックする必要はない。）

なお，次の科目については，受験を申請し，承認された者以外は，選択できないので注意すること。

理科 ――― 「理科Ⅰ」

数学 ――― 「工業数理」，「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」

社会 ――― 「現代社会」

② チェック解答用紙の２枚目以降

解答欄はすべて解答用紙の２枚目以降にあるので，次の例示のようにチェックすること。

(理科のチェック解答用紙)

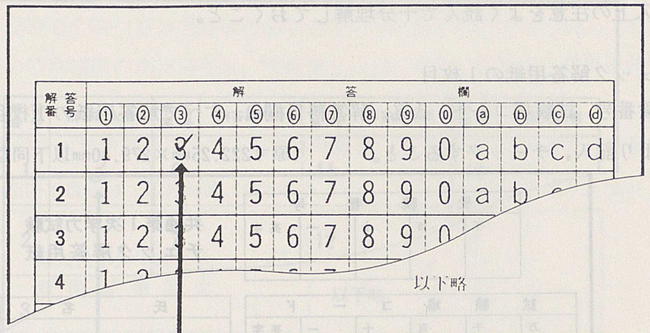

・チェックによる解答の例
肢体不自由者の「チェックによる解答」とは，例えば，解答番号 1 と表示のある問いに対して ③ と解答する場合は，上図のように，解答欄の 3 に ノ を表示する解答方法である。

(参考)
(1) 解答の表示は， ノ を表示し難い場合には，例えば ○，×，／ などのように受験者の解答箇所が判読できる表示であればいずれでもよい。
（１枚目の解答科目欄の表示についても同様とする。）
(2) 解答箇所を訂正する場合は，消しゴムで消すこと。消すことが困難な場合は，監督者又は介助者に申し出て消してもらっても差し支えない。

・「数学Ⅱ」，「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」は，それぞれ問題番号 4，5，6 のうちから２問選択し解答することになる。
解答する問題番号を表示するための「選択問題番号」欄は，問題番号 4 の解答用紙の１枚目にある。

・試験開始後に解答する問題を決めて，解答する問題番号の解答用紙に解答すること。

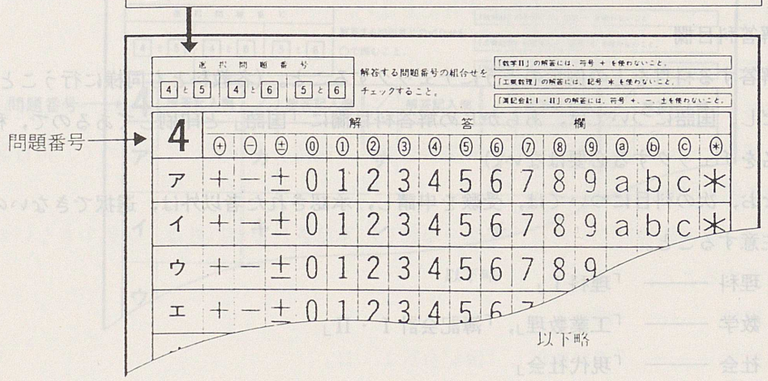

（ここで二つ折り）

昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験

身体障害者受験特別措置申請書

| | | |

(3) 平成元年度大学入学者選抜共通第１次学力試験志願票

昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験

志願票

〔提出用〕

この志願票の裏面には、検定料の「納付書・領収証書」をはり付けること。

11月5日以降の消印のものは受理しないので注意すること。

キリトリ線

折らずに封筒に入れること。

高等学校記入欄

㉑ 整理番号（高等学校単位に一連番号を右につめて記入） 8 9 10 11

㉒ 身体障害者受験特別措置 1 希望 12

① 高等学校等コード（「高等学校等コード表」により記入） 1 2 3 4 5 6 7

② 漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。）

④ 性別 男1 女2

⑤ 生年月日 昭和 年 月 日生（明治、大正）

③ カタカナ記入（姓と名の間は，1コマをあけ，濁点及び半濁点は1コマとする。） 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51

⑥ 年号 M明治 T大正 S昭和 年 月 日 52 53 54 55 56 57 58

⑦ 連絡電話番号

現住所 ⑨ 漢字等記入（高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）は、記入しないこと。）

⑧ （郵便番号） □□□-□□ （都道府県名） （都・市名） （区・町村名） （町・丁目・番地・団地・棟・号） （方）

⑩ カタカナ・数字等記入 都道府県名 都・市・区・町村 町・丁目・番地・団地・棟・方等 号

（１コマに１字ずつ記入し，濁点及び半濁点は１コマとして使用する。）

出願資格

高等学校卒業者（卒業見込者を含む。）

⑪ 課程 1 全日制 2 定時制 3 通信制 169

⑫ 学科 1 普通科 2 農業科 3 工業科 4 商業科 5 理数科 6 外国の学校（1～5以外） 170

⑬ 卒業見込・卒業の別 1 卒業見込 2 卒業 171

⑭ 卒業した年 172 173

⑮ 高等学校卒業者以外 1 外国の学校等 2 在外教育施設 3 文部大臣の指定した者 4 大学入学資格検定 5 高専3年修了その他 174

受験申請科目

⑯ 1 現代社会 175

⑰ 2 理科Ⅰ 176

⑱ 3 工業数理 177

⑲ 4 簿記会計Ⅰ・Ⅱ 178

⑳ 出身学校名 都道府県 国立 公立 私立 高等学校

（注）記入に当たっては，12，13ページの記入上の注意，14ページの志願票の記入例を参照すること。

試験時間の延長（1.3倍）を希望する者は，必ず所定の「診断・意見書」を，この申請書の裏面にはり付けること。

受験に際して希望する措置	⑪ 視覚						⑫ 聴覚					
	解答の方法		試験時間の延長（1.3倍）	拡大文字問題冊子	チェックによる解答		照明器具の準備	手話通訳者の付与	注意事項等の文書による伝達			
	点字による解答	文字による解答					窓側の明るい座席を指定					
	希望する$_1$	希望する$_2$	希望する	希望する	希望する		希望する$_1$	希望する$_2$	希望する$_1$	希望する$_2$		
	47		48	49	50		51		52			
	⑬ 肢体不自由・病弱						⑭ その他		⑮ 希望措置事項（⑩に該当する者は、この欄にその希望する措置事項を記入すること。）			
	洋式トイレに近接する試験室に指定	特製机の持参使用又は試験場側で準備	車椅子の持参使用	杖の持参使用			1	2				
	希望する	希望する	希望する	希望する			希望する					
	60	61	62	63			64					

※大学入試センター記入欄

※

⑩ 記入者名

点字による解答を希望する者だけ記入

⑱ 数学 科目

国語	理科				数学					外国語			社会						理科						地理
	理	物	化	生	地	数	数Ⅰ	数Ⅱ	数Ⅲ	数学記号Ⅰ・Ⅱ	英	ドイツ語	フランス語	現代社会	倫政	日本史	世界史	地理	理	物	化	生	地	5	
	科目					学数																			
	Ⅰ	理	学	物	学	Ⅲ	Ⅰ	Ⅱ	理	Ⅰ	語	語	語	語	理	史	史	史	理	1	2	3	4	5	
1	1	2	3	4	5	1	2	3		1	2	3	1	2	3										
65	66				67					68			69												

※受験科目選択の方法については，受験案内23～25ページを参照し，誤りのないように記入すること。

⑰ 現住所・連絡欄 郵便番号 連絡電話番号（ ）

(4)　平成元年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験票

試験場名	東西大学　第１試験場
所在地	東京都目黒区駒場　２－１９－２３　試験当日の電話　03-465-8600
道順	京王帝都電鉄　井ノ頭線「駒場東大前」駅西口下車、徒歩５分。

受験番号	試験場コード
1001A	20001Y

発行回数　1

羽村高等学校

見本

（コマバ　タロウ）
駒場　太郎　殿

（13283H-010001）

写真
（４cm×３cm）
（あらかじめはっておくこと。）

自署欄　（氏名）
（黒又は青のボールペンで記入すること。）

性別　男

昭和45年10月02日生

問い合わせ大学　東西大学　　電話　03-465-8600

裏面の「受験上の注意」をよく読むこと。　大学入試センター　〒153　東京都目黒区駒場２丁目19－23　電話　03（465）8600

C　64　共通第１次成績請求票　C日程群用

1001A - 20001Y - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

B後　64　共通第１次成績請求票　B日程・後期日程用

1001A - 20001Y - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

A前　64　共通第１次成績請求票　A日程・前期日程用

1001A - 20001Y - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

2募　64　共通第１次成績請求票　第２次募集用

1001A - 20001Y - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

1　共通第１次成績請求票の記載事項は、次のとおりである。

受験番号―試験場コード―発行回数
氏名

2　この成績請求票は、出願する際、当該大学の出願書類の所定欄にはって提出するものである。
　出願するまで大切に保管すること。

3　出願に当たっては裏面の使用区分に注意すること。

64　共通第１次学力試験写真票　センター整理番号（0001）

1001A - 20001Y - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

写真
（４cm×３cm）
（あらかじめはっておくこと。）

自署欄　（氏名）
（黒又は青のボールペンで記入すること。）

性別　男

1　この写真票は、受験票とともに必ず持参すること。

2　この写真票は、試験時間内に回収するので、受験票と切り離して、机の上の受験番号票の上に置くこと。

受験上の注意（下記以外は監督者の指示に従うこと。）

1　**この受験票及び写真票は、試験当日必ず持参すること。**
2　受験者は各自の受験する教科の「受験者入室」時刻までに試験室に到着すること。
3　試験開始時刻に遅刻した場合は、係員の指示に従うこと。試験開始時刻後30分以内の遅刻に限り、受験を認める。
4　試験室では、机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認の上、着席すること。受験票は常に机の上に置くこと。
5　机の上には、「Ｈの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」以外の携行品を置いてはいけない。
6　試験室で配付する写真用シールは、受験票の写真欄及び自署欄の上から丁寧にはること。
7　解答用紙の所定欄に、受験番号、氏名、試験場コード、解答科目を監督者の指示に従い、必ず記入及びマークすること。
　受験番号又は解答科目を正しくマークしていない場合は、採点できないことがある。
8　試験室に入室してから試験終了まで退室は認めない。各教科の試験終了後に退室する際には、受験票を携帯すること。
9　「現代社会」「理科Ⅰ」「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」は、受験票に「受験承認科目」名が記載されている者に限り解答できる。
　これらの者は、試験室で他の科目に変更して解答することはできない。
10　**この受験票は、各大学の第２次試験及び入学手続の際にも必要となるので、絶対に紛失しないこと。**
11　受験票で「**上履き持参**」と表示してある試験場については、上履きを持参すること。この場合、下履きを入れる**袋等を持参**すること。

試験日程

事項	1月21日（土）		1月22日（日）		
	国語	理科	数学	外国語	社会
受験者入室	12：45まで	15：20まで	9：45まで	12：50まで	15：20まで
試験開始	13：00	15：30	10：00	13：00	15：30
試験終了	14：40	16：30	11：40	14：40	16：30

（注）　「試験時間の延長を許可された受験者」の試験開始時刻等は、左表と異なるので該当する受験者心得を参照すること。

成績請求票使用区分

成績請求票	出願する大学
A前　A日程・前期日程用	A日程又は前期日程で試験を実施する大学・学部
B後　B日程・後期日程用	B日程又は後期日程で試験を実施する大学・学部
C　C日程群用	C日程群で試験を実施する大学・学部
2募　第２次募集用	定員一部留保第２次募集又は欠員補充第２次募集を実施する大学・学部

C
（全面にのり付けをして、第２次試験の出願書類の所定欄に、丁寧にはること。）

B後
（全面にのり付けをして、第２次試験の出願書類の所定欄に、丁寧にはること。）

2募
（全面にのり付けをして、第２次募集の出願書類の所定欄に、丁寧にはること。）

A前
（全面にのり付けをして、第２次試験の出願書類の所定欄に、丁寧にはること。）

(5) 平成元年度大学入学者選抜共通第１次学力試験受験者心得

昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験

受　験　者　心　得

1　試験日程……昭和64年１月21日（土），１月22日（日）

事　項	１月21日（土）		１月22日（日）		
	国　語	理　科	数　学	外国語	社　会
受験者入室	12：45まで	15：20まで	9：45まで	12：50まで	15：20まで
試験開始	13：00	15：30	10：00	13：00	15：30
試験終了	14：40	16：30	11：40	14：40	16：30

受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われる。

2　出題教科・科目等

(1)　共通第１次学力試験の出題教科・科目等については，受験案内23～25ページ「11　出題教科・科目等」を参照すること。

(2)　共通第１次学力試験においては，５教科を出題し，これを課すが，大学・学部等によっては，４教科以下を課す場合があるので，共通第１次学力試験の受験に当たっては，志望する大学の実施要項及び募集要項をよく読んで受験すること。

3　受験票・成績請求票

(1)　**受験票は，各大学の第２次試験及び入学手続の際にも必要となるので，絶対に紛失しないこと。**

(2)　成績請求票は，各大学の第２次試験の出願の際に，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出すること。（共通第１次学力試験を課さない推薦入学等を除く。）（受験案内20ページ参照）

4　試験前日までの注意事項

(1)　受験票裏面の「受験上の注意」をよく読んでおくこと。

(2)　受験票及び写真票の写真欄には，同一の写真（カラーでも可）を丁寧にのり付けしておくこと。（写真の大きさは，縦４cm・横３cm，試験日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用する者は，眼鏡を着用して撮影したもの。）

(3)　受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ**受験者本人**が氏名を自署すること。この署名は答案の署名と照合することがある。

(4)　**試験前日までに試験場を確認しておくこと。**ただし，試験室の下見は，原則として許さない。（試験場名，所在地，道順は受験票に記載してある。）

(5)　「Ｈの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」「受験票」等，試験当日持参するものを**あらかじめ確認**しておくこと。

5　試験当日の注意事項

(1)　受験票及び写真票は，**試験当日必ず持参すること。**

(2)　受験票で指定した試験場で受験すること。指定した試験場以外での受験はできない。

(3)　各自が受験すべき試験室の位置，受験上の注意等については，掲示又は印刷物により指示するので，**早めに試験場に到着し**，確認すること。

①　試験場が大学内にある場合は，大学の入口で掲示又は印刷物により指示する。

②　試験場が高等学校等である場合は，高等学校等の入口で掲示又は印刷物により指示する。

(4)　試験場の入口で受験票の提示を求めることがある。なお，受験者の付添者は，試験場構内に入構できないことがある。

(5)　受験者は各自の受験する教科の「受験者入室」時刻までに試験室に到着すること。

(6)　受験票で**「上履き持参」**と表示してある試験場については，上履きを持参すること。この場合，下履きを入れる**袋等を持参**すること。

(7)　試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認の上，着席すること。

(8)　昼食は各自用意すること。

(9)　自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止する。

6　試験時間中の注意事項

(1)　受験票等

試験中は，受験票を常に机の上に置くこと。写真票は試験時間内に回収する。

(2) 受験番号，解答科目のマーク等

① 解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目を監督者の指示に従い，必ずマーク，記入すること。

② 受験番号又は解答科目を正しくマークしていない場合は，採点できないことがある。

(3) 携行品の使用

① 解答には必ず「Hの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」を使用すること。解答にHの黒鉛筆以外のものを使用した場合には，採点できないことがある。

② 机の上には，「Hの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」以外の携行品を置いてはいけない。

③ 「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）」「コンパス」等の補助具の使用は一切認めない。

④ 試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけない。

⑤ 試験室内で，コート類を着用しても差し支えない。(英文字や地図等がプリントされた上着等の着用はさけること。)

⑥ その他の携行品の措置は，監督者の指示に従うこと。なお，貴重品は身につけるなど，各自の責任で保管すること。

(4) 試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めない。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従うこと。

(5) 試験終了時の注意

① 「解答をやめなさい。鉛筆を置きなさい。」と指示があった際は，直ちに解答をやめること。この指示に従わなかった場合には，不正行為とみなされる。監督者が解答用紙を回収し終わるまで，静かに待つこと。

② 「解答をやめなさい。鉛筆を置きなさい。」と指示があった後は，受験番号あるいは解答科目のマーク忘れ等のいかなる理由があっても，解答用紙の修正，加筆等は認められないので十分承知しておくこと。

7 事故等

(1) 試験開始時刻に遅刻した者は，係員の指示に従うこと。

試験開始時刻後30分以内の遅刻に限り，受験を認める。

なお，試験当日，定期運行している交通機関の事故又は災害等が発生した場合，その状況によっては，試験時間が繰り下げられることもあるので留意すること。

(2) 試験当日，受験票・写真票を紛失又は忘れた場合には，早めに試験場本部に行き，係員の指示

を受けること。(試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してある。)

8 追試験の実施

(1) 実施期日　昭和64年1月28日（土），1月29日（日）とする。

ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施する。そのときは，追試験の受験者には別途通知する。

(2) 追試験場

地区	試験場名	所在地	道順
東日本 北海道，東北， 関東甲信越，静岡県	東京大学 本郷 試験場	東京都文京区本郷 7丁目3-1 電話　03-812-2111	地下鉄丸の内線「本郷三丁目駅」下車，徒歩10分又は千代田線「根津駅」下車，徒歩10分
西日本 東海(静岡県を除く。) 北陸，近畿，中国， 四国，九州，沖縄	京都教育大学 試験場	京都市伏見区深草 藤森町1 電話　075-641-9281	京阪電鉄「墨染駅」下車，東へ徒歩10分（近鉄の場合は「丹波橋駅」で京阪電鉄に乗り換える）

(3) 追試験の申請，その他詳細については，受験案内38ページ「15　再試験・追試験」を参照すること。

〔備　考〕

受験に際して特別の措置を希望する旨の申請をした受験者については，次の書類を後日別途送付する。

① 「身体障害者受験特別措置決定通知書」又は「負傷者等受験特別措置決定通知書」

② 「受験者心得（点字問題受験者用及びその他の身体に障害のある受験者用）」

この受験者心得についての照会先

大学入試センター試験実施課

〒153　東京都目黒区駒場2丁目19-23

電話　03-465-8600

(試験場における諸事項の照会は，受験票に示された「問い合わせ大学」に行うこと。)

(6) 平成元年度共通第１次学力試験の試験場設定について

入試セ試　第11号
昭和63年６月13日

各国立大学長　殿

大学入試センター所長
有　江　幹　男

昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力
試験の試験場設定について（依頼）

大学入学者選抜共通第１次学力試験の実施に関しましては、日頃より、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

共通第１次学力試験の試験場設定については、いわゆる居住地（県）受験の原則がとられ、各都道府県内の入学志願者数に応じた試験場を各国立大学において設定するものとされております。

このため、当センターでは、当該年度の入学志願者予測数（都道府県別）を各国立大学長に御連絡し、それに対応した試験場設定の準備をお願いしております。昭和64年度の入学志願者予測数については、さきに昭和62年12月22日付け入試セ事第240号「昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験の試験場設定準備に係る試験場の確保等について（依頼）」でお知らせしました予測数（別紙「昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験試験場設定準備のための入学志願者予測数」参照）を基に取り進めたいと存じます。

ついては、貴学の所在する都道府県内（北海道、埼玉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、長崎県、鹿児島県及び沖縄県にあっては、受験案内で定める地区）の入学志願者予測数を収容するために必要な試験場を設定願うとともに、その設定（準備）

について、同封の「昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験試験場設定（準備）票」にお取りまとめのうえ、８月15日（月）までに当センター試験実施課まで御提出ください。

また、貴学での御検討の結果、学外試験場の設定（準備）が必要となる場合には、入学志願者数が確定した時点で調整ができるよう関係教育委員会及び高等学校等との対応（試験場及び試験監督補助者等）について、あらかじめ御配慮願います。

なお、各公立大学長及び産業医科大学長には、別途本件の写とともに、試験場設定について主管国立大学と協議されるよう依頼しておりますので、申し添えます。

おって、本年９月中旬に貴学あて送付する予定の実施提要、監督要領、その他関係資料の送付部数については、「昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験試験場設定準備のための入学志願者予測数」を基に算出し、送付する予定ですので念のため申し添えます。

入試セ試第11―２号
昭和63年　６月13日

各公立大学長
産業医科大学長　殿

大学入試センター所長
有　江　幹　男

昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力
試験の試験場設定について（依頼）

このことについて、別添「写」のとおり各国立大学長あて依頼しましたので、お知らせします。

ついては、貴学における共通第１次学力試験の試験場設定について、主管国立大学と協議されるようよろしくお願いします。

(7)　平成元年度共通第１次学力試験における各地区の追試験実施大学の指定について

入試セ試　第８号
昭和63年６月１日

東京大学長　殿

大学入試センター所長
有　江　幹　男

昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験における
各地区の追試験実施大学の指定について（通知）

昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験追試験実施大学について、国立大学協会から、東日本地区にあっては東京大学、西日本地区にあっては京都教育大学と決定された旨、通知がありました。

ついては、貴学を追試験実施大学として指定し、貴学に係る地区別大学を別紙のとおりとしましたので、よろしくお願いします。

なお、これに伴い、追試験場の設定・準備について、別添「昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験追試験場調べ」により、折り返し御回答くださるようお願いします。

昭和64年度　共通第１次学力試験追試験地区別大学表

東日本地区（実施大学－東京大学）		西日本地区（実施大学－京都教育大学）	
北海道大学	東京工業大学	富山大学	島根医科大学
北海道教育大学	東京商船大学	富山医科薬科大学	岡山大学
室蘭工業大学	東京水産大学	金沢大学	広島大学
小樽商科大学	お茶の水女子大学	福井大学	山口大学
帯広畜産大学	電気通信大学	福井医科大学	徳島大学
旭川医科大学	一橋大学	岐阜大学	鳴門教育大学
北見工業大学	横浜国立大学	名古屋大学	香川大学
弘前大学	新潟大学	愛知教育大学	香川医科大学
岩手大学	長岡技術科学大学	名古屋工業大学	愛媛大学
東北大学	上越教育大学	豊橋技術科学大学	高知大学
宮城教育大学	山梨大学	三重大学	高知医科大学
秋田大学	山梨医科大学	滋賀大学	福岡教育大学
山形大学	信州大学	滋賀医科大学	九州大学
福島大学	静岡大学	京都大学	九州芸術工科大学
茨城大学	浜松医科大学	京都教育大学	九州工業大学
図書館情報大学		京都工芸繊維大学	佐賀大学
筑波大学		大阪大学	佐賀医科大学
宇都宮大学		大阪外国語大学	長崎大学
群馬大学		大阪教育大学	熊本大学
埼玉大学		兵庫教育大学	大分大学
千葉大学		神戸大学	大分医科大学
東京大学		神戸商船大学	宮崎大学
東京医科歯科大学		奈良教育大学	宮崎医科大学
東京外国語大学		奈良女子大学	鹿児島大学
東京学芸大学		和歌山大学	鹿屋体育大学
東京農工大学		鳥取大学	琉球大学
東京芸術大学		島根大学	

(8)　平成元年度大学入学者選抜共通第１次学力試験志願者の試験場別割当てについて

入試セ情第 22 号
昭和63年11月30日

北海道大学長　　殿

大学入試センター所長
有　江　幹　男

昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験
志願者の試験場別割当てについて（通知）

このことについて、貴学関係の志願者割当数を、先に貴学から提出された試験場設定準備票に基づき、下記のとおり割り当てましたのでお知らせします。

なお、この割当てについての支障の有無を、12月１日（木）午後５時までに電話ファクスにより当センターまで御回答くださるようお願いいたします。

おって、協力関係にある公（私）立大学をもつ大学におかれましては、貴学から当該公（私）立大学へこのことをお知らせ願います。

(9) 平成元年度共通第１次学力試験試験場一覧

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地（近順）	電話（試験当日）	上履使用
北海道	北海道大学	北海道大学農学部試験場	10101A	830	札幌市北区北９条西９丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、徒歩１２分	011−716−2111	
		北海道大学文・法学部試験場	10102Y	810	札幌市北区北１０条西７丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、徒歩１０分	011−716−2111	
		北海道大学理学部試験場	10103U	530	札幌市北区北１０条西８丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、徒歩１０分	011−716−2111	
		北海道大学工学部試験場	10104K	870	札幌市北区北１３条西８丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、徒歩８分	011−716−2111	
		北海道大学教養部Ｓ試験場	10105C	700	札幌市北区北１７条西８丁目 地下鉄南北線「北１８条駅」下車、徒歩８分	011−716−2111	
		北海道大学教養部Ａ試験場	10106A	1,450	札幌市北区北１７条西８丁目 地下鉄南北線「北１８条駅」下車、徒歩８分	011−716−2111	
		北海道大学教養部Ｂ試験場	10107Z	1,060	札幌市北区北１７条西８丁目 地下鉄南北線「北１８条駅」下車、徒歩８分	011−716−2111	
		北海道大学水産学部試験場	10108X	500	函館市港町３丁目１−１ ＪＲ函館駅前から函館バス七重浜行又は上磯方面行「港中学校前」下車、徒歩２分	0138−41−0131	
		代々木ゼミナール札幌校試験場	10109M	1,586	札幌市北区北７条西２丁目 ＪＲ「札幌駅」北口下車、東へ徒歩３分	011−716−2111	
		札幌予備学院本館試験場	30101Z	550	札幌市中央区北８条西１４丁目 ＪＲ「桑園駅」下車、東へ徒歩５分	011−611−2111	
	北海道教育大学	札幌予備学院１号館試験場	10201U	1,050	札幌市中央区北８条西１２丁目 「札幌駅」南口から西へ徒歩１５分	011−271−7212	
		札幌予備学院２号館試験場	10202K	350	札幌市中央区北６条西１３丁目 「札幌駅」南口から西へ徒歩１５分	011−271−7217	
		北海道教育大学函館分校試験場	10203C	521	函館市八幡町１−２ 函館駅前から市電「宮前町」下車、徒歩７分	0138−41−1121	
		北海道教育大学旭川分校試験場	10204A	800	旭川市北門町９丁目 旭川駅前から旭川電気軌道バス（５番）「旭町２条１０丁目」下車、徒歩５分	0166−51−6151	
		北海道教育大学釧路分校試験場	10205Z	559	釧路市城山１丁目１５−５５ 釧路駅前から東邦交通バス「城山十字路」下車、徒歩２分	0154−41−6161	
		北海道教育大学岩見沢分校試験場	10206X	882	岩見沢市緑が丘２丁目３４−１ 岩見沢駅前から中央バス（Ａコース）「教大前」下車	0126−22−1470	
	室蘭工業大学	室蘭工業大学試験場	10701Y	938	室蘭市水元町２７−１ 東室蘭駅東口下車、東町バスターミナルからバス（系統番号１３〜１５・４１〜４４・４７・４８・７１・７２）「工大前」下車	0143−47−3118	
	小樽商科大学	小樽商科大学試験場	10801K	753	小樽市緑３丁目５−２１ 小樽駅前から中央バス７番（最上町行）「朝日通り」下車、坂道を徒歩１０分程度	0134−23−1101	
	帯広畜産大学	帯広畜産大学試験場	10901A	518	帯広市稲田町西２線１１ 根室本線帯広駅前からＪＲバス畜大農場前行又は十勝バス畜大行いずれも「畜大正門前」下車	0155−48−5111	
	旭川医科大学	旭川医科大学試験場	11001Z	614	旭川市西神楽４線５号３−１１ ＪＲ旭川駅前から旭川電気軌道バス緑が丘線（緑東大循経由）「医大前（終点）」下車、徒歩１０分	0166−65−2111	○
	北見工業大学	北見工業大学試験場	11101M	576	北見市公園町１６５ ＪＲ石北線北見駅前から市内バス柏陽高校行「工大入口」下車、徒歩５分	0157−23−6720	
青森県	弘前大学	弘前大学試験場	11201B	2,515	弘前市文京町１ ＪＲ奥羽本線「弘前駅」下車、徒歩２０分又は弘前駅前からバス小栗山線「弘前大学前」下車	0172−36−2111	
		私立八戸工業大学第一高等学校試験場	11202A	1,098	八戸市白銀町右前通７の１０ ＪＲ八戸線「陸奥湊駅」又は「白銀駅」下車、いずれも徒歩１０分	0172−36−2111	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地（近順）	電話（試験当日）	上履使用
岩手県	岩手大学	岩手大学（農・工・教育・人文社会科学部）試験場	11301Y	3,402	盛岡市上田３丁目１８−８ 盛岡駅前から岩手県交通バス松園営業所（県立博物館又は東松園二丁目経由）行「岩手大学前」下車	0196−23−5171	
宮城県	東北大学	東北大学教養部試験場	11401K	3,675	仙台市川内 仙台駅前から市営バス工学部又は宮教大行「鹿坂」下車又は交通公園行（青葉通・広瀬通経由）「川内郵便局前」下車、徒歩２分	022−268−9768	
		県立仙台第二高等学校試験場	11402C	945	仙台市川内澤幅通１ 仙台駅前から市営バス交通公園行（青葉通・広瀬通経由）「二高・仙台・宮城県美術館前」下車、徒歩１分	022−268−9785	○
		県立第一女子高等学校試験場	11403A	945	仙台市八幡１丁目６−２ 仙台駅前から市営バス交通公園行「一女高前」下車、徒歩１分又は中央循環線交通公園前行「八幡一丁目」下車、徒歩５分	022−268−9780	○
		県立仙台南高等学校試験場	11404Z	990	仙台市根岸１５−１ 仙台駅前から市営地下鉄富沢行「長町一丁目」下車、徒歩１０分	022−248−1600	○
	宮城教育大学	宮城教育大学試験場	11501A	1,149	仙台市荒巻字青葉 仙台駅前から市営バス宮教大行、青葉台行又は成田山行「宮教大前」下車	022−222−1021	
秋田県	秋田大学	秋田大学試験場	11601X	2,624	秋田市手形学園町１−１ 秋田駅前から秋田市営バス手形山団地線（大学病院行）「秋田大学前」下車、徒歩１分	0188−33−5261	
山形県	山形大学	山形大学小白川地区試験場	11701H	1,884	山形市小白川町１丁目４−１２ 山形駅前からバス千歳公園（東原経由）行「山大前」下車	0236−31−1421	
		山形大学工学部試験場	11702B	502	米沢市城南４丁目３−１６ 米沢駅からバス白布温泉行「山大前」下車、徒歩５分	0238−22−5181	
		県立鶴岡南高等学校試験場	11703A	635	鶴岡市若葉町２６−３１ 「鶴岡駅」下車、南西へ徒歩２５分、鶴岡公園北側	0235−23−9955	○
福島県	福島大学	福島大学試験場	11801A	1,460	福島市松川町浅川字笹道２ ＪＲ「金谷川駅」下車、徒歩１０分	0245−48−5151	
		県立福島高等学校試験場	11802Y	1,060	福島市森合町５−７２ ＪＲ福島駅東口前から福島交通バス市内循環線「福高前」下車、徒歩１分	0245−35−8831	○
		県立福島北高等学校試験場	11803U	748	福島市飯坂町字徒場１ ＪＲ福島駅から福島交通飯坂線「医王寺前駅」下車、北東へ徒歩１０分	0245−42−1500	○
		福島県立医科大学試験場	30301B	235	福島市光が丘１ ＪＲ福島駅東口前から福島交通バス医大行「医科大学」下車、北へ徒歩１分	0245−48−2111	
		県立福島女子高等学校試験場	30302A	653	福島市宮下町７−４１ ＪＲ福島駅東口前から福島交通バス市内循環線「体育館前」下車、南西へ徒歩３分	0245−35−8833	○
茨城県	茨城大学	茨城大学本部試験場	11901U	2,608	水戸市文京２丁目１−１ 水戸駅前又は赤塚駅前から茨城交通バス茨大行「茨大前」下車	0292−21−8834	
		茨城大学工学部試験場	11902K	978	日立市中成沢町４丁目１２−１ 日立駅前又は常陸多賀駅前から日立電鉄バス中央線「茨大前」下車	0294−35−5042	
	図書館情報大学	図書館情報大学試験場	12001K	179	つくば市春日１丁目２ 常磐線土浦駅前から関東鉄道バス（筑波大学方面行）「図書館情報大学」下車、徒歩２分	0298−52−0511	
	筑波大学	筑波大学第一学群試験場	12101A	1,122	つくば市天王台１丁目１−１ ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行又は高エネルギー研究所行「筑波大学中央」下車、徒歩５分	0298−53−2208	
		筑波大学第二学群試験場	12102Z	1,000	つくば市天王台１丁目１−１ ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行又は高エネルギー研究所行「筑波大学中央」下車、徒歩５分	0298−53−2208	
		筑波大学第三学群試験場	12103X	1,016	つくば市天王台１丁目１−１ ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行又は高エネルギー研究所行「筑波大学中央」下車、徒歩５分	0298−53−2208	
栃木県	宇都宮大学	宇都宮大学峰地区試験場	12201X	3,545	宇都宮市峰町３５０ ＪＲ東日本宇都宮駅からＪＲ東日本バス又は東武宇都宮駅から東野バス「学大前」下車	0286−36−1515	
		宇都宮大学石井地区試験場	12202M	900	宇都宮市石井町２７５３ ＪＲ東日本宇都宮駅からＪＲ東日本バス「工学部」又は東武宇都宮駅から東野バス「シンガー日飼入口」下車	0286−61−3401	○
群馬県	群馬大学	群馬大学教養部試験場	12301H	632	前橋市荒牧町４丁目２ 前橋駅前から東武バス渋川行・沼呂木行「前橋自動車教習所前」下車、西へ徒歩１０分又は渋川行「荒牧農大」下車	0272−32−1611	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
群馬県	群馬大学	群馬大学教育学部試験場	12302B	1,212	前橋市荒牧町4丁目2 前橋駅前から東武バス渋川行・溝呂木行「前橋自動車教習所前」下車，西へ徒歩10分又は渋川行「荒牧群大」下車	0272-32-1611	
		県立前橋女子高等学校試験場	12303A	838	前橋市紅雲町2丁目19-1 「前橋駅」下車，西へ徒歩10分	0272-23-2911	○
		群馬大学工学部試験場	12304Y	1,393	桐生市天神町1丁目5-1 桐生駅前から東武バス天神町行又は梅田行「群大前」下車	0277-22-3181	
		群馬県立女子大学試験場	30401Y	673	佐波郡玉村町大字上之手1395-1 前橋駅前から東武バス玉村行又は高崎駅前から群馬中央バス伊勢崎駅行・上信バス五料行「女子大入口」下車，徒歩南へ15分	0270-65-8511	
		高崎経済大学試験場	30501K	1,340	高崎市上並榎町1300 高崎駅前から群馬バス本郷経由室田行又は神経由箕郷行乗車約20分「経済大学前」下車	0273-43-5417	
埼玉県	埼玉大学	埼玉大学試験場	12401A	1,019	浦和市下大久保255 埼京線「南与野駅」下車，西へ徒歩25分又は京浜東北線北浦和駅西口からバス埼玉大学行「埼玉大学（終点）」下車	0488-52-2111	
		県立浦和高等学校試験場	12403U	1,395	浦和市領家5丁目3-3 京浜東北線「北浦和駅」東口下車，北東へ徒歩10分	0488-52-2111	○
		県立浦和西高等学校試験場	12404K	1,260	浦和市木崎3丁目1-1 京浜東北線「与野駅」東口下車，東へ徒歩20分	0488-52-2111	○
		県立浦和第一女子高等学校試験場	12405C	1,440	浦和市岸町3丁目8-45 JR「浦和駅」西口下車，南へ徒歩10分	0488-52-2111	○
		県立大宮高等学校試験場	12406A	1,350	大宮市天沼町2-323 「大宮駅」東口下車，南東へ徒歩20分	0488-52-2111	○
		県立蕨高等学校試験場	12407Z	1,080	蕨市北町5丁目3-8 京浜東北線「蕨駅」西口下車，西へ徒歩20分	0488-52-2111	○
		浦和市立高等学校試験場	12408X	1,260	浦和市元町1丁目28-17 京浜東北線「北浦和駅」東口下車，東へ徒歩15分	0488-52-2111	○
		浦和市立南高等学校試験場	12409M	1,215	浦和市辻6丁目5-31 埼京線「北戸田駅」下車，北西へ徒歩8分	0488-52-2111	○
千葉県	千葉大学	千葉大学第1（文学部・法経学部）試験場	12501U	745	千葉市弥生町1-33 JR総武線「西千葉駅」北口下車，徒歩6分	0472-51-1111	
		千葉大学第2（工学部）試験場	12502K	1,500	千葉市弥生町1-33 JR総武線「西千葉駅」北口下車，徒歩5分	0472-51-1111	
		千葉大学第3（教養部D・F・G）試験場	12503C	1,975	千葉市弥生町1-33 JR総武線「西千葉駅」北口下車，徒歩7分	0472-51-1111	
		千葉大学第4（教養部A・B・C）試験場	12504A	960	千葉市弥生町1-33 JR総武線「西千葉駅」北口下車，徒歩7分	0472-51-1111	
		千葉大学第5（教育学部）試験場	12505Z	755	千葉市弥生町1-33 JR総武線「西千葉駅」北口下車，徒歩7分	0472-51-1111	
		県立千葉高等学校試験場	12506X	900	千葉市葛城1丁目5-2 JR内房線「本千葉駅」下車，東へ徒歩10分	0472-51-1111	○
		県立千葉東高等学校試験場	12507M	1,125	千葉市轟町1丁目18-52 JR総武線「西千葉駅」北口下車，東へ徒歩10分	0472-51-1111	○
		県立千葉女子高等学校試験場	12508H	1,125	千葉市小仲台5丁目10-1 JR総武線「稲毛駅」東口下車，東へ徒歩10分	0472-51-1111	○
		県立幕張東・西・北高等学校試験場	12509B	2,250	千葉市若葉3丁目2 JR総武線「幕張駅」南口下車，西へ徒歩20分	0472-51-1111	○
		県立磯辺高等学校試験場	12510M	1,125	千葉市磯辺2丁目7-1 JR総武線「稲毛駅」西口下車。千葉海浜交通バス「高浜南団地」行き，終点下車，徒歩10分	0472-51-1111	○
		県立千葉西高等学校試験場	12511H	810	千葉市磯辺3丁目30-3 JR総武線「新検見川駅」南口下車，千葉海浜交通バス「千葉西高校」行き終点下車。又は「海浜病院」行き磯辺8丁目下車徒歩3分	0472-51-1111	○
千葉県	千葉大学	県立松戸馬橋高等学校試験場	12512B	1,202	松戸市旭町1丁目7-1 JR「馬橋駅」西口下車，西へ徒歩20分	0472-51-1111	○
東京都	東京大学	東京大学本郷試験場	12601C	4,557	文京区本郷7丁目3-1 営団地下鉄丸の内線「本郷三丁目駅」又は千代田線「根津駅」下車，徒歩10分	03-812-2111	
		東京大学教養学部試験場	12602A	3,220	目黒区駒場3丁目8-1 京王井の頭線「駒場東大前駅」東大口下車，徒歩3分	03-812-2111	
		東京大学教育学部附属高等学校試験場	12603Z	680	中野区南台1丁目15-1 新宿駅西口から京王帝都バス永福町行又は中野車庫行「東大附属前」下車，徒歩3分	03-812-2111	○
		都立九段高等学校試験場	12604X	900	千代田区九段北2丁目2-1 JR中央本線「飯田橋駅」西口・営団地下鉄有楽町線「飯田橋駅」下車，徒歩10分，営団地下鉄東西線「九段下」下車，徒歩5分	03-812-2111	
		都立小石川高等学校試験場	12605M	1,080	文京区本駒込2丁目29-29 JR山手線「巣鴨駅」下車，徒歩10分又は都営地下鉄三田線「千石駅」下車，徒歩2分	03-812-2111	
		都立小松川高等学校試験場	12606H	1,035	江戸川区平井1丁目27-10 JR総武本線「平井駅」南口下車，徒歩15分	03-812-2111	○
		都立駒場高等学校試験場	12607B	945	目黒区大橋2丁目18-1 京王井の頭線「駒場東大前駅」東口下車，徒歩6分	03-812-2111	○
		都立忍岡高等学校試験場	12608A	810	台東区浅草橋5丁目1-20 JR総武本線又は都営地下鉄浅草線「浅草橋駅」下車，徒歩8分又は地下鉄日比谷線「秋葉原駅」下車，徒歩13分	03-812-2111	○
		都立高島高等学校試験場	12609Y	1,170	板橋区高島平3丁目7-1 都営地下鉄三田線「新高島平駅」下車，徒歩5分	03-812-2111	○
		都立西高等学校試験場	12610B	1,080	杉並区宮前4丁目21-32 京王井の頭線「久我山駅」下車，徒歩10分	03-812-2111	○
		都立三田高等学校試験場	12611A	900	港区三田1丁目4-46 JR山手線又は京浜東北線「田町駅」下車，徒歩15分又は都営地下鉄三田線「芝公園駅」下車，徒歩7分	03-812-2111	○
		都立両国高等学校試験場	12612Y	1,080	墨田区江東橋1丁目7-14 JR総武本線「錦糸町駅」下車，徒歩7分	03-812-2111	○
	東京医科歯科大学	代々木ゼミナール代々木校試験場	12701Z	1,150	渋谷区代々木1丁目27-16 JR山手線「代々木駅」西口下車，徒歩5分	03-379-5221	
	東京外国語大学	東京外国語大学試験場	12801M	2,160	北区西ヶ原4丁目51-21 JR山手線大塚駅前から都電荒川線三の輪橋方面行「西ケ原4丁目」下車，徒歩3分	03-917-6111	
	東京学芸大学	東京学芸大学試験場	12901B	3,300	小金井市貫井北町4丁目1-1 JR中央線武蔵小金井駅北口から京王帝都バス小平団地行「学芸大正門前」下車，徒歩2分	0423-25-2111	
	東京農工大学	東京農工大学農学部試験場	13001A	1,850	府中市幸町3丁目5-8 中央線国分寺駅南口から京王バス府中駅行「晴見町」下車又は京王線府中駅北口から京王バス国分寺駅行「晴見町」下車	0423-64-3311	
		東京農工大学工学部試験場	13002Y	1,300	小金井市中町2丁目24-16 中央線「東小金井駅」南口下車，南西へ徒歩8分	0423-81-4221	
	東京芸術大学	東京芸術大学試験場	13101U	920	台東区上野公園12-8 JR「上野駅」公園口下車，徒歩約10分	03-828-6111	
	東京工業大学	東京工業大学試験場	13201C	2,142	目黒区大岡山2丁目12-1 東急目蒲線又は大井町線「大岡山駅」南口下車，徒歩1分	03-727-1441	
		東京工業大学工学部附属工業高等学校試験場	13202A	788	港区芝浦3丁目3-6 JR「田町駅」芝浦口下車，徒歩1分	03-727-1441	
		都立小山台高等学校試験場	13203Z	1,080	品川区小山3丁目3-32 東急目蒲線「武蔵小山駅」下車，徒歩1分	03-727-1441	○
		都立蒲田高等学校試験場	13204X	1,080	大田区蒲田本町1丁目1-30 JR「蒲田駅」東口下車，徒歩10分	03-727-1441	○
		東京都立大学附属高等学校試験場	30601A	770	目黒区八雲1丁目1-2 東急東横線「都立大学駅」下車，徒歩5分	03-717-0125	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
東京都	東京工業大学	東京都立大学目黒校舎試験場	30602Z	1,780	目黒区八雲１丁目１－１ 東急東横線「都立大学駅」下車、徒歩５分	03－717－0125	
	東京商船大学	東京商船大学試験場	13301Z	1,060	江東区越中島２丁目１－６ 地下鉄東西線「門前仲町駅」下車、徒歩１０分又は 地下鉄有楽町線「月島駅」下車、徒歩１０分	03－641－1171	
	東京水産大学	東京水産大学試験場	13401M	1,390	港区港南４丁目５－７ ＪＲ線・京浜急行線「品川駅」東口（港南口）から東へ徒歩１０分	03－471－1251	
	お茶の水女子大学	お茶の水女子大学第１（大学）試験場	13501B	1,510	文京区大塚２丁目１－１ 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩５分又は 地下鉄有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩５分	03－943－3151	
		お茶の水女子大学第２（附属学校）試験場	13502A	990	文京区大塚２丁目１－１ 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩５分又は 地下鉄有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩５分	03－943－3151	○
	電気通信大学	電気通信大学試験場	13601Y	3,131	調布市調布ケ丘１丁目５－１ 京王帝都京王線「調布駅」北口下車、徒歩７分	0424－83－2161	
	一橋大学	一橋大学国立本校試験場	13701K	2,392	国立市中２丁目１ ＪＲ中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩１０分	0425－73－2032	
		一橋大学小平分校試験場	13702C	2,148	小平市学園西町１丁目２９－１ 西武多摩湖線「一橋学園駅」南口下車、西へ徒歩１０分	0423－42－5092	
		東京都立科学技術大学試験場	30701X	440	日野市旭が丘６丁目６ ＪＲ中央線豊田駅北口からバス平山工業団地行乗車１０分 「上ノ原住宅前」下車、徒歩５分	0425－83－5111	
神奈川県	横浜国立大学	横浜国立大学教育学部試験場	13801A	2,281	横浜市保土ケ谷区常盤台１５６ 相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩２０分又は 市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩１５分	045－335－1451	
		横浜国立大学経済学部・経営学部試験場	13802Z	1,870	横浜市保土ケ谷区常盤台１５６ 相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩２０分又は 市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩１５分	045－335－1451	
		横浜国立大学工学部試験場	13803X	2,264	横浜市保土ケ谷区常盤台１５６ 相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩２０分又は 市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩１５分	045－335－1451	
		県立氷取沢高等学校試験場	13804M	1,530	横浜市磯子区氷取沢町９３８－２ 京浜急行線能見台駅前から京浜急行バス氷取沢高校行 「氷取沢高校」下車、徒歩２分	045－772－4225	○
		県立鎌倉高等学校試験場	13805H	1,530	鎌倉市七里が浜２丁目２１－１ 江ノ島電鉄線「鎌倉高校前駅」下車、徒歩５分	0467－32－0010	○
		県立大和南高等学校試験場	13806B	1,260	大和市上和田２５５７ 小田急江ノ島線「桜ケ丘駅」下車、南東へ徒歩２０分	0462－69－8614	○
		県立田奈高等学校試験場	13807A	1,485	横浜市緑区荏台２丁目３９－２ 東急田園都市線青葉台駅前から東急バス日体大行 「田奈高校前」下車、徒歩３分	045－961－1869	○
		横浜市立大学試験場	30801H	2,000	横浜市金沢区瀬戸２２－２ 京浜急行線「金沢八景駅」下車、徒歩５分	045－787－2311	
		横浜市立金沢高等学校試験場	30802B	1,000	横浜市金沢区瀬戸２２－１ 京浜急行線「金沢八景駅」下車、徒歩５分	045－784－2834	○
新潟県	新潟大学	新潟大学工学部試験場	13901X	900	新潟市五十嵐２の町８０５０ 新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車、徒歩６分	025－262－6247	
		新潟大学教養部試験場	13902M	2,700	新潟市五十嵐２の町８０５０ 新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車、徒歩６分	025－262－6247	
		新潟大学教育学部試験場	13903H	725	新潟市五十嵐２の町８０５０ 新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車、徒歩６分	025－262－6247	
	長岡技術科学大学	長岡技術科学大学試験場	14001M	1,209	長岡市上富岡町１６０３－１ ＪＲ長岡駅大手口（西口）からバス（２番線）才津経由悠沢・塚山・来迎寺・小国行「富岡」下車、西へ徒歩１０分	0258－46－6000	
	上越教育大学	上越教育大学試験場	14101B	665	上越市山屋敷町１ 信越本線高田駅下車、本町５丁目停留所から 教育大学線のバス（約２０分）「教育大学」下車	0255－22－2411	
富山県	富山大学	富山大学試験場	14201Y	4,357	富山市五福３１９０ 富山駅前からバス高岡行「大学前」下車又は市内電車大学前行 「大学前」（終点）下車	0764－41－1271	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
富山県	富山医科薬科大学	県立富山中部高等学校試験場	14301K	990	富山市芝園町３丁目１－２６ 「富山駅」前から南西へ徒歩１５分又は市内電車富山大学前行 「安野屋」下車、徒歩５分	0764－42－4231	○
石川県	金沢大学	金沢大学丸の内試験場	14401A	2,789	金沢市丸の内１－１ 金沢駅前から北鉄バス錦町行・湯涌温泉行・横堤町経由東部車庫行 「繁六園下」下車、徒歩５分	0762－62－4281	
		金沢大学工学部試験場	14402Z	1,050	金沢市小立野２丁目４０－２０ 金沢駅前から北鉄バス錦町行・湯涌温泉行・横堤町経由東部車庫行 「工学部前」下車	0762－61－2101	
福井県	福井大学	福井大学試験場	14501X	2,491	福井市文京３丁目９－１ 福井駅前から市内バス（８番、北部循環線）福井大学行又は 経田町行「福井大学前」下車	0776－22－4920	
	福井医科大学	福井医科大学試験場	14601H	266	吉田郡松岡町下合月２３－３ 福井市内バス福井医大線（１１番乗場）「福井医大」下車又は 京福電鉄越前本線「松岡駅」からバスで約７分	0776－61－3111	
山梨県	山梨大学	山梨大学試験場	14701A	1,691	甲府市武田４丁目４－３７ ＪＲ線「甲府駅」下車、北へ徒歩２０分又はバス武田神社行、 積翠寺行「山梨大学前」下車	0552－52－1111	
		都留文科大学試験場	31001Y	366	都留市田原３丁目８－１ 富士急行線「谷村町」下車、南西へ徒歩２０分	0554－43－4341	
	山梨医科大学	山梨医科大学試験場	14801U	191	中巨摩郡玉穂町下河東１１１０ ＪＲ身延線「常永駅」下車、南東へ徒歩１５分	0552－73－6733	
長野県	信州大学	信州大学人文学部試験場	14901C	240	松本市旭３丁目１－１ 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行 「信州大学前」下車	0263－35－4600	
		信州大学経済学部試験場	14902A	240	松本市旭３丁目１－１ 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行 「信州大学前」下車	0263－35－4600	
		信州大学理学部試験場	14903Z	360	松本市旭３丁目１－１ 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行 「信州大学前」下車	0263－35－4600	
		信州大学教養部試験場	14904X	1,033	松本市旭３丁目１－１ 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行 「信州大学前」下車	0263－35－4600	
		信州大学教育学部試験場	14905M	853	長野市西長野６のロ 長野駅中央口前バス停１番ホームから川中島バス宇木行、 若槻団地行又は若槻営業所行「信大入口」下車、西へ徒歩５分	0262－32－8106	
		信州大学工学部試験場	14906H	1,042	長野市若里５００ 「長野駅」東口下車、南へ徒歩２０分	0262－26－4101	
		信州大学農学部試験場	14907B	592	上伊那郡南箕輪村８３０４ ＪＲ飯田線「伊那市駅」下車、伊那バス伊那営業所から西箕輪線 「大学前」下車	0265－72－1106	
		信州大学繊維学部試験場	14908A	924	上田市常田３丁目１５－１ 「上田駅」下車、東へ徒歩２０分	0268－22－1215	○
岐阜県	岐阜大学	岐阜大学（柳戸地区）試験場	15001A	3,567	岐阜市柳戸１－１ 岐阜駅前又は新岐阜駅前から岐阜バス岐阜大学行「終点」下車	0582－30－1111	
		県立岐阜北高等学校試験場	15002Z	1,250	岐阜市則武字清水１８４１－１１ 岐阜駅前又は新岐阜駅前から岐阜市営バス（１番） 忠節さぎ山まわり「北高校前」下車	0582－94－6136	○
		県立加納高等学校試験場	15003X	1,150	岐阜市加納南陽町３－１７ 岐阜駅前又は新岐阜駅前から岐阜市営バス県庁行又は西部車庫行 「加納高校前」下車、徒歩３分	0582－74－7355	○
		岐阜薬科大学試験場	31101K	800	岐阜市三田洞東５丁目６－１ 岐阜駅前又は新岐阜駅前から岐阜バス又は岐阜市営バス三田洞行 約３５分「薬大前」下車	0582－37－3931	○
静岡県	静岡大学	静岡大学教養部試験場	15101X	2,232	静岡市大谷８３６ ＪＲ東海・静岡駅前北口及び新静岡センターバスターミナルから バス小鹿大谷線静大前行「静大前（終点）」下車	0542－37－1111	
		静岡大学教育学部試験場	15102M	1,000	静岡市大谷８３６ ＪＲ東海・静岡駅前北口及び新静岡センターバスターミナルから バス小鹿大谷線静大前行「静大前（終点）」下車	0542－37－1111	
		県立静岡高等学校試験場	15103H	1,200	静岡市長谷町６６ ＪＲ東海・静岡駅前北口及び新静岡センターバスターミナルから バス大岩麻機線麻機行「長谷通り」下車、徒歩３分	0542－47－4698	
		静岡大学工学部試験場	15104B	700	浜松市城北３丁目５－１ ＪＲ東海・浜松駅前北口バスターミナル１５・１６乗場から バス（全路線）「工学部前」下車	0534－74－3350	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
静岡県	静岡大学	県立浜松西高等学校試験場	15105A	674	浜松市西伊場町３－１ ＪＲ東海・浜松駅前北口バスターミナル５番乗場から バス宇布見山崎行「浜松西高」下車	0534－56－9426	○
		静岡県立大学試験場	31201A	1,500	静岡市谷田３９５ ＪＲ東海「草薙駅」又は静岡鉄道「草薙駅」・「県立美術館前駅」下車、南へ徒歩１５分	0542－64－5007	
	浜松医科大学	浜松医科大学試験場	15201H	500	浜松市半田町３６００ ＪＲ浜松駅北口バスターミナルから遠州鉄道バス磐田山の手線又は医大箱図いずれも「医科大学」下車	0534－35－2200	
		私立浜松日体高等学校試験場	15202B	671	浜松市半田町３６６０ ＪＲ浜松駅北口バスターミナルから遠州鉄道バス磐田山の手線又は医大箱図いずれも「日体高前」下車	0534－33－9689	○
愛知県	名古屋大学	名古屋大学東山地区試験場	15301A	5,049	名古屋市千種区不老町 地下鉄東山線本山駅から市バス八事方面行「名古屋大学前」下車	052－781－5111	
		名古屋市立菊里高等学校試験場	15302Y	1,080	名古屋市千種区星ケ丘元町１３－７ 地下鉄東山線「星ケ丘駅」下車、南へ２００m	052－781－0445	○
		県立明和高等学校試験場	15303U	1,350	名古屋市東区白壁２丁目３２－６ 地下鉄名城線「市役所駅」下車、東へ２００m	052－961－2551	○
		県立名古屋西高等学校試験場	15304K	1,350	名古屋市西区天神山町４－７ 地下鉄鶴舞線「浄心駅」下車、西へ８００m	052－522－2451	○
		名古屋市立向陽高等学校試験場	15305C	1,350	名古屋市昭和区広池町４７ 地下鉄鶴舞線「荒畑駅」下車、南へ８００m	052－841－7138	○
		県立昭和高等学校試験場	15306A	1,350	名古屋市瑞穂区玉水町１－１８ 地下鉄４号線新瑞橋駅から市バス島田住宅・平針住宅行「中根」下車、北へ１００m	052－831－6326	○
		県立天白高等学校試験場	15307Z	1,350	名古屋市天白区天白町植田、三七川原８－１０２ 地下鉄鶴舞線「植田駅」下車、北東へ１２００m	052－801－1145	○
		県立千種高等学校試験場	31401H	1,000	名古屋市名東区社台２－２０６ 地下鉄東山線「一社駅」下車、北東へ５００m	052－771－2121	○
		名古屋市立大学山の畑試験場	31501A	1,500	名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑１ 金山橋から市バス幹線４号中根又は池下行、３４号神宮東門行、 ８５号博物館又は名古屋大学前行約２０分「滝子」下車、徒歩５分	052－871－1336	
		名古屋市立大学田辺通試験場	31502Y	560	名古屋市瑞穂区田辺通３の１ 金山橋から市バス幹線４号山下通又は中根行乗車約２５分 「市大薬学部」下車	052－831－3059	
	愛知教育大学	愛知教育大学試験場	15401U	3,515	刈谷市井ケ谷町広沢１ 名鉄名古屋本線知立駅前から名鉄バス日進駅、三好、 愛知教育大学行「愛知教育大学前」下車	0566－36－3111	
		愛知教育大学教育学部附属高等学校試験場	15402K	810	刈谷市井ケ谷町広沢１ 名鉄名古屋本線知立駅前から名鉄バス日進駅、三好、 愛知教育大学行「愛知教育大学前」下車、徒歩５分	0566－36－3111	○
		県立刈谷高等学校試験場	15403C	1,067	刈谷市寿町５の１０１ ＪＲ東海東海道本線「刈谷駅」下車、南へ徒歩１５分又は 名鉄三河線「刈谷市駅」下車、東へ徒歩５分	0566－36－3111	○
	名古屋工業大学	名古屋工業大学試験場	15501C	3,900	名古屋市昭和区御器所町 ＪＲ東海中央本線・地下鉄鶴舞線とも「鶴舞駅」下車、東へ徒歩 １０分又は市バス（５０番系統）「名大病院」下車、東へ徒歩３分	052－732－2111	
		愛知県立大学試験場	31301X	1,400	名古屋市瑞穂区高田町３丁目２８ 市バス「滝子」からは南へ、「雁道」からは東へ、「博物館」から は西へ、「大喜」からは北へ、いずれも徒歩１０分	052－851－2191	
	豊橋技術科学大学	豊橋技術科学大学試験場	15601Z	1,090	豊橋市天伯町字雲雀ケ丘１－１ ＪＲ豊橋駅前バス停３番乗場から豊鉄バス細谷線「技科大前」下車	0532－47－0111	
		県立時習館高等学校試験場	15602X	1,168	豊橋市富本町 豊鉄渥美線「南栄駅」下車、北へ徒歩５分	0532－45－3171	○
三重県	三重大学	三重大学試験場	15701M	4,641	津市上浜町１５１５ 近鉄名古屋線「江戸橋駅」下車、北へ徒歩１５分又は 津駅東口からバス（４番のりば）「大学前」下車、徒歩５分	0592－32－1211	
滋賀県	滋賀大学	滋賀大学経済学部試験場	15801B	1,389	彦根市馬場１丁目１－１ 彦根駅前バスターミナル（２番のりば）から南彦根駅行又は 長浜駅行「栄町」下車、徒歩５分	0749－22－5600	
		滋賀大学教育学部試験場	15802A	1,198	大津市平津２丁目５－１ 石山駅前から京阪バス大石行又は外畑行「滋賀大学前」下車、 徒歩５分	0775－37－0081	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
滋賀県	滋賀医科大学	滋賀医科大学試験場	15901Y	800	大津市瀬田月輪町 ＪＲ東海道本線瀬田駅前からバス滋賀医大行「滋賀医大西門前」 下車	0775－48－2071	○
京都府	京都大学	京都大学北部構内試験場	16001U	895	京都市左京区北白川追分町 市バス「百万遍」下車、東へ徒歩５分又は 「農学部前」下車、西へ徒歩２分、北部構内	075－753－2523	
		京都大学教養部構内試験場	16002K	3,346	京都市左京区吉田二本松町 市バス「東一条」下車、東へ徒歩３分、教養部構内	075－753－2523	
		京都大学本部構内試験場	16003C	3,346	京都市左京区吉田本町 市バス「東一条」下車、東へ徒歩３分	075－753－2523	
		京都大学南部構内（医学部・薬学部構内）試験場	16004A	791	京都市左京区吉田近衛町 市バス「近衛通」下車、西へ徒歩５分、医学部構内・薬学部構内	075－753－2523	
		京都府立医科大学試験場	31801Z	372	京都市上京区河原町通広小路上る梶井町４６５番地 市バス「府立医大病院前」下車、徒歩１分	075－251－5227	
	京都教育大学	京都教育大学試験場	16101C	1,308	京都市伏見区深草藤森町１ 京阪電鉄「墨染駅」下車、東へ徒歩１０分（近鉄、地下鉄の場合は 「近鉄丹波橋駅」で京阪電鉄に乗り換える）	075－641－9281	
		京都府立大学試験場	31701C	627	京都市左京区下鴨半木町１ 地下鉄「北大路駅」下車、東へ徒歩１５分：市バス「府立大学前」 下車、徒歩５分：京都バス「北園町」下車、徒歩１分	075－721－4672	
	京都工芸繊維大学	京都工芸繊維大学試験場	16201Z	1,738	京都市左京区松ケ崎福上町 ＪＲ京都駅前から市バス（１４号系統）「工芸繊維大学前」下車	075－791－3211	
		京都市立芸術大学試験場	31601U	377	京都市西京区大枝沓掛町１３－６ 京都交通バス嵐山線から園部行（特急・快速を除く）又は 京都駅から阪急桂駅経由亀岡行（普通）「芸大前」下車、徒歩１分	075－332－0701	
大阪府	大阪大学	大阪大学文・法・経済学部試験場	16301M	1,000	豊中市待兼山町１－１ 阪急宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩２０分	06－844－1151	
		大阪大学理学部試験場	16302H	1,000	豊中市待兼山町１－１ 阪急宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩２０分	06－844－1151	
		大阪大学基礎工学部試験場	16303B	1,200	豊中市待兼山町１－１ 阪急宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩２０分	06－844－1151	
		大阪大学教養部試験場	16304A	1,200	豊中市待兼山町１－１ 阪急宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩２０分	06－844－1151	
		大阪大学人間科学部試験場	16305Y	450	吹田市山田丘１－２ 阪急千里線「北千里駅」下車、南東へ徒歩３０分	06－877－5111	
		大阪大学薬学部試験場	16306U	350	吹田市山田丘１－６ 阪急千里線「北千里駅」下車、南東へ徒歩２５分	06－877－5111	
		大阪大学工学部試験場	16307K	1,575	吹田市山田丘２－１ 阪急千里線「北千里駅」下車、北東へ徒歩１５分	06－877－5111	
		府立豊島高等学校試験場	16308C	990	豊中市北緑丘３丁目２－１ 北大阪急行「千里中央駅」下車、北西へ徒歩１０分	06－849－7650	○
		府立千里高等学校試験場	16309A	990	吹田市高野台２丁目１７－１ 阪急千里線「山田駅」下車、南へ徒歩１０分	06－871－0052	○
		府立刀根山高等学校試験場	16310K	990	豊中市刀根山６丁目９－１ 阪急宝塚線「蛍池駅」下車、北東へ徒歩５分	06－843－3782	○
		大阪市立扇町高等学校試験場	16311C	900	大阪市北区中之島５丁目３－９６ ＪＲ環状線・阪神とも「福島駅」下車、南へ徒歩１０分 地下鉄四ツ橋線「肥後橋駅」下車、西へ徒歩１０分	06－443－6000	○
		府立東淀川高等学校試験場	16312A	990	大阪市淀川区宮原４丁目４－５ 地下鉄御堂筋線・ＪＲ東海道線とも「新大阪駅」下車、 北西へ徒歩５分	06－391－2428	○
		大阪市立大学１号館試験場	32001H	1,120	大阪市住吉区杉本３丁目３－１３８ ＪＲ阪和線「杉本町駅」下車、東へ徒歩５分	06－605－2131	
		大阪市立大学２号館試験場	32002B	1,220	大阪市住吉区杉本３丁目３－１３８ ＪＲ阪和線「杉本町駅」下車、東へ徒歩１０分	06－605－2131	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
大阪府	大阪大学	大阪市立大学３号館試験場	32003A	1,120	大阪市住吉区杉本３丁目３－１３８ ＪＲ阪和線「杉本町駅」下車、東へ徒歩１０分	06－605－2131	
		府立生野高等学校試験場	32004Y	910	松原市新堂１丁目５５２ 近鉄南大阪線「河内松原駅」下車、南西へ徒歩１０分	0723－32－0531	○
		府立住吉高等学校試験場	32005U	990	大阪市阿倍野区北畠２丁目４－１ 阪堺上町線「北畠駅」下車、西へ徒歩２分	06－651－0525	○
		府立阪南高等学校試験場	32006K	720	大阪市住吉区庭井２丁目１８－８１ 地下鉄御堂筋線「あびこ駅」下車、南東へ徒歩９分	06－692－0356	○
	大阪外国語大学	大阪外国語大学試験場	16401B	1,030	箕面市粟生間谷東８丁目１－１ 北大阪急行千里中央駅又は阪急北千里駅から阪急バス大阪外大前行「大阪外大前」（終点）下車又は間谷住宅行「間谷住宅４」下車	0727－28－3111	
		府立池田高等学校試験場	16402A	900	池田市旭ヶ丘２丁目２－１ 阪急宝塚線「石橋駅」下車、北へ徒歩１５分	0727－28－3111	○
		大阪府立大学試験場	32101A	4,190	堺市百舌鳥梅町４丁８０４ 南海電鉄高野線「白鷺駅」下車、南西へ徒歩１０分又は 大阪市営地下鉄御堂筋線「なかもず駅」下車、南へ徒歩１５分	0722－52－1161	
	大阪教育大学	大阪教育大学天王寺分校試験場	16501Y	1,069	大阪市天王寺区南河堀町４－８８ ＪＲ大阪環状線「寺田町駅」下車、西へ徒歩約５分又は 「天王寺駅」下車、東へ徒歩約１０分	06－772－0065	
		大阪教育大学池田分校試験場	16502U	1,540	池田市城南３丁目１－１ 阪急宝塚線「池田駅」下車、東へ徒歩約１０分	06－772－0065	
		大阪教育大学平野分校試験場	16503K	680	大阪市平野区流町１丁目６－７ 地下鉄谷町線「平野駅」下車、東へ徒歩約４分	06－772－0065	
		大阪教育大学附属高等学校平野校舎試験場	16504C	405	大阪市平野区流町２丁目１－２４ 地下鉄谷町線「平野駅」下車、南東へ徒歩約７分	06－772－0065	○
		大阪教育大学附属高等学校池田校舎試験場	16505A	540	池田市緑丘１丁目５－１ 阪急宝塚線「池田駅」下車、東へ徒歩約１５分又は 阪急バス「池田市民病院前」下車、北東へ徒歩約５分	06－772－0065	○
兵庫県	兵庫教育大学	大阪女子大学試験場	31901M	660	堺市大仙町２－１ ＪＲ阪和線「百舌鳥駅」下車、西へ徒歩約１５分	0722－22－4811	
		兵庫教育大学試験場	16601K	1,059	加東郡社町下久米９４２－１ 社町駅前又は社営業所前から神姫バス生涯教育センター行「兵庫教育大学前」下車	0795－44－1126	
		県立姫路西高等学校試験場	16602C	1,567	姫路市北八代２丁目１－３３ ＪＲ姫路駅前から神姫バス西高行「西高前」下車、徒歩２分	0792－81－6621	○
		姫路工業大学試験場	32401Z	1,610	姫路市書写２１６７ ＪＲ姫路駅前から神姫バス書写住宅行「姫路工大前」下車、徒歩５分	0792－66－1661	
	神戸大学	神戸大学文・理学部試験場	16701A	804	神戸市灘区六甲台町１－１ ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（３６系統）「神大文理農学部前」下車	078－881－1212	
		神戸大学教育学部試験場	16702Z	890	神戸市灘区鶴甲３丁目１１ ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（３６系統）「神大教育学部前」下車	078－881－1212	
		神戸大学法学部試験場	16703X	450	神戸市灘区六甲台町２－１ ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（３６系統）「神大正門前」下車	078－881－1212	
		神戸大学経済学部試験場	16704M	390	神戸市灘区六甲台町２－１ ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（３６系統）「神大正門前」下車	078－881－1212	
		神戸大学工学部試験場	16705H	940	神戸市灘区六甲台町１－１ ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（３６系統）「神大本部工学部前」下車	078－881－1212	
		神戸大学教養部試験場	16706B	1,576	神戸市灘区鶴甲１丁目２－１ ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（１６系統）「神大教養部前」下車	078－881－1212	
		県立神戸高等学校試験場	16707A	810	神戸市灘区城の下通１丁目５－１ 阪急六甲駅前又は三宮駅前から市バス（２系統）「神戸高校前」下車	078－881－1212	
		神戸市立夢合高等学校試験場	16708Y	1,035	神戸市中央区野崎通１丁目１－１ ＪＲ「灘駅」又は阪急「王子公園駅」下車、北西へ徒歩１５分	078－881－1212	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
兵庫県	神戸大学	県立兵庫高等学校試験場	16709U	1,170	神戸市長田区寺池町１丁目４－１ ＪＲ「兵庫駅」から北西へ徒歩２５分、神戸高速鉄道「長田駅」から北東へ徒歩１５分、市営地下鉄「上沢駅」から北へ徒歩１０分	078－881－1212	
		県立御影高等学校試験場	16710A	1,080	神戸市東灘区御影石町４丁目１－１ 阪神「石屋川駅」下車、北へ徒歩５分	078－881－1212	
	神戸商科大学	神戸商科大学試験場	32301C	1,733	神戸市垂水区星陵台４丁目３－３ ＪＲ垂水駅前又は山陽電鉄垂水駅前から山陽電鉄バス「商大前」下車	078－707－6161	
		神戸商船大学試験場	16801X	1,243	神戸市東灘区深江南町５丁目１－１ 阪神電鉄「深江駅」下車、南西へ徒歩１０分	078－431－3711	
		神戸市外国語大学試験場	32201U	1,762	神戸市西区学園東町９丁目１ 神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車、徒歩５分	078－794－8121	
奈良県	奈良教育大学	奈良教育大学教育学部試験場	16901H	1,500	奈良市高畑町 ＪＲ・近鉄とも奈良駅前から市内循環バス「高畑町」下車	0742－26－6140	
	奈良女子大学	奈良県立医科大学試験場	32501M	510	橿原市四条町８４０ 近鉄橿原線「八木西口駅」下車、南へ徒歩８分又は ＪＲ桜井線「畝傍駅」下車、南へ徒歩１０分	07442－2－1943	
		奈良女子大学第１試験場	17001B	1,164	奈良市北魚屋西町 近鉄「奈良駅」下車、北へ徒歩１０分	0742－23－1131	
		奈良女子大学第２試験場	17002A	1,566	奈良市北魚屋西町 近鉄「奈良駅」下車、北へ徒歩１０分	0742－23－1131	
和歌山県	和歌山大学	和歌山大学試験場	17101Y	1,048	和歌山市栄谷９３０ 南海和歌山市駅前から和歌山バス「和歌山大学」下車	0734－54－0361	
		県立向陽高等学校試験場	17102U	1,080	和歌山市太田１２７ ＪＲ和歌山駅より南海貴志川線「目前宮」下車、徒歩３分 又はＪＲ「和歌山駅」より南東へ徒歩約２０分	0734－54－0361	
		県立桐蔭高等学校試験場	32601B	720	和歌山市吹上５丁目６－１８ 和歌山バス「小松原５丁目」下車、東へ徒歩約１０分	0734－31－2151	
鳥取県	鳥取大学	鳥取大学教養部試験場	17201K	1,631	鳥取市湖山町南４丁目１０１ ＪＲ鳥取駅北口バスターミナルからバス鳥大行「鳥大前」下車	0857－28－0321	
		鳥取大学医学部試験場	17202C	519	米子市西町８６ ＪＲ「米子駅」下車、駅前通りを北西へ徒歩１５分	0859－33－1111	
		鳥取大学医療技術短期大学部試験場	17203A	264	米子市西町１３３－２ ＪＲ「米子駅」下車、駅前通りを北西へ徒歩２０分	0859－33－1111	
島根県	島根大学	島根大学試験場	17301A	2,075	松江市西川津町１０６０ ＪＲ松江駅前から市営バス大学・川津行「大学前」下車	0852－21－7106	
	島根医科大学	島根医科大学試験場	17401X	537	出雲市塩冶町８９－１ 出雲市駅前から一畑バス島根医大行「医大病院前」下車又は 出雲須佐方面行「医大入口」下車	0853－23－2111	
岡山県	岡山大学	岡山大学津島地区試験場	17501H	7,631	岡山市津島中３丁目１－１ 岡山駅前から岡電バス岡山大学・妙善寺行「岡大東門」下車又は ＪＲ津山線「法界院駅」下車、北西へ徒歩１０分	0862－52－1111	
		県立岡山大安寺高等学校試験場	17502B	1,350	岡山市北長瀬本町１９－３４ 岡山駅前から中国ＪＲバス倉敷駅行「中仙道」下車、 北へ徒歩１５分	0862－55－0911	○
広島県	広島大学	広島大学総合科学部試験場	17601A	1,750	広島市中区東千田町１丁目１－８９ ＪＲ広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行又は バス広島港（宇品）行、いずれも「広大前」下車	082－241－1226	
		広島大学文学部試験場	17602Y	650	広島市中区東千田町１丁目１－８９ ＪＲ広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行又は バス広島港（宇品）行、いずれも「広大前」下車	082－241－0467	
		広島大学教育学部試験場	17603U	650	広島市中区東千田町１丁目１－８９ ＪＲ広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行又は バス広島港（宇品）行、いずれも「広大前」下車	082－241－4502	
		広島大学理学部試験場	17604K	1,190	広島市中区東千田町１丁目１－８９ ＪＲ広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行又は バス広島港（宇品）行、いずれも「広大前」下車	082－241－5471	
		広島大学（学校教育学部）試験場	17605C	740	広島市南区東雲３丁目１－３３ ＪＲ広島駅前からバス仁保車庫行又は宮崎行「東本浦」下車、 徒歩５分	082－281－3141	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
広島県	広島大学	広島大学附属中・高等学校試験場	17606A	982	広島市南区霰１丁目１－１ ＪＲ広島駅前から市内電車宇品行「広大附属前」下車又は バス広島港（宇品）行「広大附属高校前」下車	082－251－0191	
		広島情報専門学校（７階～８階）試験場	17607Z	1,400	広島市西区福島町２丁目１－１ ＪＲ広島駅前から市内電車己斐行「西観音町」・バス空港（平和公園経由）行「西観音」下車、又はＪＲ西広島駅前から徒歩約５分	082－295－5111	
		広島大学工学部試験場	17608X	1,130	東広島市西条町大字下見 ＪＲ西条駅前・ＪＲ八本松駅前からバス大学会館前行又は新幹線東広島駅前からバス広島大学行・ＪＲ八本松駅行で「広大東口」下車	0824－22－7111	
		広島大学教育学部福山分校試験場	17609M	670	福山市緑町２－１７ ＪＲ福山駅前から中国バス川口行・重定行・箕島行（田中橋経由）「御門町」下車、徒歩５分	0849－24－6212	
		広島大学附属福山中・高等学校試験場	17610Z	773	福山市春日町吉田 ＪＲ山陽本線「東福山駅」北口下車、北東へ徒歩１５分	0849－41－8350	○
		広島女子大学試験場	32701Y	720	広島市南区宇品東１丁目１－７１ ＪＲ広島駅前から市内電車宇品行「県病院前」下車、東へ徒歩６分	082－251－5178	
山口県	山口大学	山口大学本部試験場	17701U	2,679	山口市大字吉田１６７７－１ ＪＲ山口線「湯田温泉駅」下車、南へ徒歩２０分	0839－22－6139	
		山口大学医学部試験場	17702K	300	宇部市大字小串１１４４ 宇部線「宇部新川駅」下車、徒歩１０分	0836－22－2000	
		山口大学工学部試験場	17703C	675	宇部市常盤台２５５７ 宇部線宇部新川駅前から市営バス厚狭ケ迫行・ひらき台行・休暇センター行（いずれも琴芝経由又は窯宮通り経由）「工学部前」下車	0836－31－5100	
		下関市立大学試験場	32801K	1,225	下関市大学町２丁目１－１ 下関駅からバス北施設「山の田」下車、徒歩５分	0832－52－0288	
		山口女子大学試験場	32901A	550	山口市桜畠３丁目２－１ 山口線「宮野駅」下車、徒歩５分	0839－28－0211	○
徳島県	徳島大学	徳島大学常三島地区試験場	17801C	2,471	徳島市南常三島町１丁目１ 徳島駅前から市バス吉野川橋行「助任橋」下車、徒歩５分	0886－23－2319	
香川県	鳴門教育大学	鳴門教育大学試験場	17901Z	580	鳴門市鳴門町高島 ＪＲ鳴門線鳴門駅前から市バス高島行「鳴門教育大学前」下車、徒歩１分	0886－87－1311	
	香川大学	香川大学教育学部試験場	18001X	1,940	高松市幸町１－１ 高松駅前のバス乗場（高松築港）１番から、下笠居線（王越又は弓弦羽行）で約１０分、「幸町」下車、徒歩２分	0878－61－4141	
		香川大学法学部・経済学部試験場	18002M	1,066	高松市幸町２－１ 高松駅前のバス乗場（高松築港）１番から、下笠居線（王越又は弓弦羽行）で約１０分、「幸町」下車、徒歩３分	0878－61－4141	
		香川大学農学部試験場	18003H	625	木田郡三木町池戸２３９３ 琴電長尾線「農学部前」下車、徒歩３分	0878－98－1411	
	香川医科大学	香川医科大学試験場	18101H	436	木田郡三木町大字池戸１７５０－１ 琴平電鉄長尾線高田駅よりバス医大病院行「医大病院」下車（バスで４分）	0878－98－5111	
愛媛県	愛媛大学	愛媛大学城北試験場	18201A	4,551	松山市文京町３番 市内電車環状線「赤十字病院前」下車、北へ徒歩３分	0899－24－7111	
○		愛媛大学農学部試験場	18202Y	600	松山市樽味３丁目５－７ 市内バス８番線（堀野経由）「農学部前」下車	0899－41－4171	
高知県	高知大学	高知大学試験場	18301U	1,794	高知市曙町二丁目５－１ ＪＲ土讃本線「朝倉駅」下車、南東へ徒歩５分	0888－44－0113	
	高知医科大学	高知医科大学試験場	18401C	425	南国市岡豊町小蓮 高知駅前から高知県交通バス領石行・奈路行・田井行・医大滝原行「医大病院」下車	0888－66－5492	
福岡県	福岡教育大学	福岡教育大学試験場	18501Z	2,835	宗像市大字赤間７２９ 鹿児島本線「教育大前駅」下車、徒歩約５００m、又は、西鉄バス「赤間営業所」下車、徒歩約５００m	0940－32－2381	
	九州大学	九州大学文科系学部試験場	18601M	936	福岡市東区箱崎６丁目１９－１ 地下鉄貝塚行「箱崎九大前」下車、徒歩３分又は 西鉄バス「九大北門」下車、徒歩１分	092－641－1101	
		九州大学理学部試験場	18602H	601	福岡市東区箱崎６丁目１０－１ 地下鉄貝塚行「箱崎九大前」下車、徒歩３分又は 西鉄バス「九大北門」下車、徒歩２分	092－641－1101	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
福岡県	九州大学	九州大学工学部試験場	18603B	1,840	福岡市東区箱崎６丁目１０－１ 地下鉄貝塚行「箱崎九大前」下車、徒歩１分又は 西鉄バス「九大前」下車、徒歩２分	092－641－1101	
		九州大学農学部試験場	18604A	579	福岡市東区箱崎６丁目１０－１ 地下鉄貝塚行「貝塚」下車、徒歩２分又は西鉄バス「貝塚」下車、徒歩２分	092－641－1101	
		九州大学病院地区試験場	18605Y	782	福岡市東区馬出３丁目１－１ 地下鉄貝塚行「馬出九大病院前」下車、徒歩３分又は 西鉄バス「県庁・九大病院前」・「警察本部前」下車、徒歩３分	092－641－1101	
		九州大学教養部試験場	18606U	1,525	福岡市中央区六本松４丁目２－１ 西鉄バス「六本松」下車、徒歩１分	092－641－1101	
		水城学園試験場	18607K	2,115	福岡市中央区長浜１丁目３－１ 西鉄バス「英数学館前」下車、徒歩１分	092－641－1101	
		県立福岡高等学校試験場	18608C	1,100	福岡市博多区堅粕１丁目２９－１ 西鉄バス「福高前」下車、徒歩１分	092－641－1101	
		県立香椎高等学校試験場	18609A	1,100	福岡市東区香椎２丁目９－１ ＪＲ九州「香椎」下車、東へ徒歩５分又は 西鉄バス「香椎」下車、東へ徒歩１０分	092－641－1101	○
		福岡女子大学試験場	33301Y	500	福岡市東区香住ケ丘１丁目１－１ ＪＲ九州「香椎」下車、北へ徒歩１５分又は 西鉄バス「女子大前」下車、徒歩２分	092－661－2415	
	九州芸術工科大学	九州芸数学館試験場	18701B	1,003	福岡市中央区賀茂１丁目５－３０ 西鉄大牟田線「福間駅」下車、北西へ徒歩１０分	092－741－4166	
	九州工業大学	九州工業大学試験場	18801Y	2,991	北九州市戸畑区仙水町１－１ ＪＲ「新中原駅」下車、南へ徒歩１０分	093－871－1931	
		北九州大学試験場	33101M	2,500	北九州市小倉南区北方４丁目２－１ 小倉駅前からモノレール「競馬場前」下車又は小倉駅前からバス（６・３０・３１・３４～３７系統）「北方」下車	093－962－4436	
		九州歯科大学試験場	33201B	660	北九州市小倉北区真鶴２丁目６－１ ＪＲ「南小倉駅」下車西へ徒歩１５分又はＪＲ小倉駅より西鉄バス（２２・４３番）「歯大前」下車又は西鉄電車「歯科大学前」下車	093－591－9618	○
		産業医科大学試験場	40101H	780	北九州市八幡西区医生ケ丘１－１ ＪＲ折尾駅下車、オリオンプラザビル前のバス停から市営バス「光貞台（鞘田）」に乗車し、「産業医科大学前」下車	093－603－1611	
佐賀県	佐賀大学	佐賀大学試験場	18901K	2,398	佐賀市本庄町１ 佐賀駅バスセンターから市営バス東与賀行・相応行又は 佐大前行「佐大前」下車、徒歩５分	0952－24－5191	
	佐賀医科大学	佐賀医科大学試験場	19001C	450	佐賀市鍋島町大字鍋島三本杉 佐賀駅バスセンターから市営バス医大（神野公園・鍋島小学校経由）行「医大」下車	0952－31－6511	
長崎県	長崎大学	長崎大学文教地区試験場	19101Z	4,500	長崎市文教町１－１４ 長崎駅前から市内電車赤迫行又は長崎バス２番系統（浦石行、時津行等）に乗り、いずれも「長崎大学前」下車、徒歩２分	0958－47－1111	
		県立佐世保北高等学校試験場	19102X	858	佐世保市八幡町６－３１ 佐世保駅前からバス大野行又は矢峰行「市役所前」下車、徒歩３分	0956－22－5361	○
		長崎大学片淵地区試験場	19103M	484	長崎市片淵４丁目２－１ 長崎駅前東口から県営バス「諏訪」又は「立山」行で「経済学部前」下車	0958－26－8231	
		長崎県立国際経済大学試験場	33401K	600	佐世保市川下町１２３ 佐世保駅前からバス相浦（日野経由）行「国際経済大学前」下車、徒歩２分	0956－47－2193	
熊本県	熊本大学	熊本大学黒髪地区試験場	19201M	5,420	熊本市黒髪２丁目４０－１ 熊本駅又は交通センターから市営バス錦団地行又は産交バス大津行いずれも「熊大前」下車	096－344－2111	
		熊本女子大学試験場	33501A	500	熊本市健軍町水苑２４３２－１ 交通センターから市営バス長嶺団地行「日赤前」下車	096－383－2929	
大分県	大分大学	大分大学試験場	19301B	4,232	大分市大字旦野原７００ 大分市中央通りトキハデパート前から大分バス旦野原行「大分大学」下車	0975－69－3311	
	大分医科大学	大分医科大学試験場	19401Y	492	大分郡挾間町医大ケ丘１丁目１５０６ トキハデパート前又は大分駅前から大分医科大学行、医大病院行又は医大経由向の原行「医大病院」下車、徒歩１分	0975－49－4411	
宮崎県	宮崎大学	宮崎大学教育学部試験場	19501K	2,473	宮崎市学園木花台西１丁目１ 宮崎交通バス宮崎大学行（大学病院経由、６５０・６５１）又は 大学病院行（宮崎大学経由、６５２）「宮崎大学」下車	0985－58－2811	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
宮崎県	宮崎大学	宮崎大学農学部試験場	19502C	990	宮崎市学園木花台西1丁目1 宮崎交通バス宮崎大学行（大学病院経由，650・651）又は大学病院行（宮崎大学経由，652）「宮崎大学」下車	0985-58-2811	
		宮崎大学工学部試験場	19503A	810	宮崎市学園木花台西1丁目1 宮崎交通バス宮崎大学行（大学病院経由，650・651）又は大学病院行（宮崎大学経由，652）「宮崎大学」下車	0985-58-2811	
	宮崎医科大学	宮崎医科大学試験場	19601A	617	宮崎郡清武町大字木原5200 南宮崎駅前宮交シティからバス大学病院行又は大学病院・宮崎大学行いずれも「大学病院」下車	0985-85-1510	
鹿児島県	鹿児島大学	鹿児島大学教養部試験場	19701X	1,146	鹿児島市郡元1丁目21-30 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車，徒歩1分	0992-54-7141	
		鹿児島大学法文学部試験場	19702M	550	鹿児島市郡元1丁目21-30 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車，徒歩2分	0992-54-7141	
		鹿児島大学教育学部試験場	19703H	640	鹿児島市郡元1丁目20-6 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車，徒歩5分	0992-54-7141	
		鹿児島大学理学部試験場	19704B	450	鹿児島市郡元1丁目21-35 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車，徒歩3分	0992-54-7141	
		鹿児島大学工学部試験場	19705A	850	鹿児島市郡元1丁目21-40 西鹿児島駅前から市電郡元行「工学部前」下車，徒歩2分	0992-54-7141	
		鹿児島大学農学部試験場	19706Y	950	鹿児島市郡元1丁目21-24 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「農学部前」下車，徒歩1分	0992-54-7141	
		鹿児島大学水産学部試験場	19707U	450	鹿児島市下荒田4丁目50-20 西鹿児島駅前から市営バス三和町行（11番）・大学病院行（18番）「体育館前」下車，徒歩5分	0992-54-2181	
		鹿児島大学歯学部試験場	19708K	350	鹿児島市宇宿町1208-1 西鹿児島駅前から市営バス大学病院行（18番）「歯学部病院前」下車，徒歩約3分	0992-64-2211	
		鹿児島大学医学部試験場	19709C	300	鹿児島市宇宿町1208-1 西鹿児島駅前から市営バス大学病院行（18番）「大学病院前」下車，徒歩1分	0992-64-2211	
沖縄県	鹿屋体育大学	県立大島高等学校試験場	19710U	218	名瀬市安勝町7-1 名瀬港から市営バス平田町行「大島高校前」下車，徒歩約5分	0992-54-7141	
		鹿屋体育大学第1試験場	19801H	444	鹿屋市白水町1 鹿屋バスセンターからバス垂水行又は垂水港からバス鹿屋・志布志・高山行いずれも「白水町体育大学前」下車，徒歩3分	0994-46-4304	
	琉球大学	琉球大学教養部試験場	19901A	1,049	中頭郡西原町字千原1 バス97・98・102番「琉大東口・北口」下車，徒歩15分 26・27・90番「中部商業高校前」下車，徒歩30分	09889-5-2221	
		琉球大学法文学部試験場	19902Y	500	中頭郡西原町字千原1 バス97・98・102番「琉大東口・北口」下車，徒歩15分 26・27・90番「中部商業高校前」下車，徒歩30分	09889-5-2221	
		県立首里高等学校試験場	19903U	1,250	那覇市首里真和志町2丁目43 バス12・13・14・17・25・26・33・97・102番「山川」下車，徒歩3分	0988-84-7112	
		県立那覇高等学校試験場	19904K	1,300	那覇市松尾1丁目21-44 バス1～3・5（以上開南回り）12・17・32～35・38～41・45・50～54・89番「那覇高校前」下車，徒歩1分	0988-67-9718	
		県立普天間高等学校試験場	19905C	1,200	宜野湾市普天間1丁目24-1 バス21～27・69・75・77・90・98・102番「普天間」下車，徒歩3分	09889-3-4748	○
		県立宮古高等学校試験場	19906A	79	平良市字西里718 バス3～7・9～20・22・23番「宮古協栄バスターミナル」下車，徒歩5分，「八千代バス本社」下車，徒歩20分	09807-3-3061	○
		県立八重山高等学校試験場	19907Z	42	石垣市字登野城275 バス吉原線「登野城小学校前」下車，徒歩2分	09808-2-0295	
		県立首里東高等学校試験場	33601X	450	那覇市首里石嶺町2丁目257-1 バス9・11・17・25・26・97・102番「実務学園前」下車，徒歩4分	0988-84-7114	

（点字問題受験者用試験場）

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
宮城県	宮城教育大学	宮城教育大学試験場	11550Z	1	仙台市荒巻字青葉 仙台駅前から市営バス宮教大行，青葉台行又は成田山行「宮教大前」下車	022-222-1021	
東京都	電気通信大学	電気通信大学試験場	13650U	9	調布市調布ケ丘1丁目5-1 京王帝都京王線「調布駅」北口下車，徒歩7分	0424-83-2161	
神奈川県	横浜国立大学	横浜国立大学教育学部試験場	13850Z	1	横浜市保土ケ谷区常盤台156 相模鉄道線「和田町駅」下車，北へ徒歩20分又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車，西へ徒歩15分	045-335-1451	
京都府	京都教育大学	京都教育大学試験場	16150A	2	京都市伏見区深草藤森町1 京阪電鉄「墨染駅」下車，東へ徒歩10分（近鉄，地下鉄の場合は「近鉄丹波橋駅」で京阪電鉄に乗り換える）	075-641-9281	
大阪府	大阪教育大学	大阪教育大学天王寺分校試験場	16550U	1	大阪市天王寺区南河堀町4-88 JR大阪環状線「寺田町駅」下車，西へ徒歩約5分又は「天王寺駅」下車，東へ徒歩約10分	06-772-0065	
兵庫県	神戸大学	神戸大学文・理学部試験場	16750Z	1	神戸市灘区六甲台町1-1 JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（36系統）「神大文理農学部前」下車	078-881-1212	
福岡県	九州大学	九州大学実施本部試験場	18650H	1	福岡市東区箱崎6丁目10-1 地下鉄貝塚行「箱崎九大前」下車，徒歩5分又は西鉄バス「九大前」下車，徒歩8分	092-641-1101	
鹿児島県	鹿児島大学	鹿児島大学教養部試験場	19750M	1	鹿児島市郡元1丁目21-30 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車，徒歩1分	0992-54-7141	

（追試験場）

地区	試験実施大学名	試験場名	所在地 道順	電話（試験当日）
東日本	東京大学	東京大学本郷試験場	文京区本郷7-3-1 地下鉄丸の内線「本郷三丁目駅」下車，徒歩10分又は千代田線「根津駅」下車，徒歩10分	03-812-2111
西日本	京都教育大学	京都教育大学試験場	京都市伏見区深草藤森町1 京阪電鉄「墨染駅」下車，東へ徒歩10分（近鉄の場合は「丹波橋駅」で京阪電鉄に乗り換える）	075-641-9281

⑽　平成元年度共通第１次学力試験実施要項について

入試セ試　第10号
昭和63年６月１日

国立大学協会長　　殿

大学入試センター所長
有　　江　　幹　　男

昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験
実施要項について（通知）

「昭和64年度大学入学者選抜実施要項」（昭和63年５月25日付け文高大第187号高等教育局長通知）第10の２の⑴に基づき、標記の実施要項を別添のとおり定めましたので通知します。

なお、今年度の出願受付期間、試験実施期日等は、下記のとおりです。

おって、受験案内は昨年度と同様９月１日から配付することとしております。

記

1　出願受付期間

昭和63年10月24日（月）から11月４日（金）まで

2　試験実施期日

昭和64年１月21日（土）・22日（日）

3　再試験及び追試験の実施期日

昭和64年１月28日（土）・29日（日）

入試セ試　第10号
昭和63年６月１日

公立大学協会長　　殿

大学入試センター所長
有　　江　　幹　　男

昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験
実施要項について（通知）

「昭和64年度大学入学者選抜実施要項」（昭和63年５月25日付け文高大第187号高等教育局長通知）第10の２の⑴に基づき、標記の実施要項を別添のとおり定めましたので通知します。

なお、今年度の出願受付期間、試験実施期日等は、下記のとおりです。

おって、受験案内は昨年度と同様９月１日から配付することとしております。

記

1　出願受付期間

昭和63年10月24日（月）から11月４日（金）まで

2　試験実施期日

昭和64年１月21日（土）・22日（日）

3　再試験及び追試験の実施期日

昭和64年１月28日（土）・29日（日）

4　成績提供手数料の改定

公立大学及び産業医科大学への共通第１次学力試験成績提供手数料の額を、１人１回につき265円に改定

入試セ試　第10号
昭和63年６月１日

各国公立大学長
産業医科大学長　殿

大学入試センター所長
有　江　幹　男

昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験
実施要項について（通知）

「昭和64年度大学入学者選抜実施要項」（昭和63年５月25日付け文高大第187号高等教育局長通知）第10の２の(1)に基づき、標記の実施要項を別添のとおり定めましたので通知します。

なお、今年度の出願受付期間、試験実施期日等は、下記のとおりです。

おって、受験案内は昨年度と同様９月１日から配付することとしております。

記

1　出願受付期間
　昭和63年10月24日（月）から11月４日（金）まで
2　試験実施期日
　昭和64年１月21日（土）・22日（日）
3　再試験及び追試験の実施期日
　昭和64年１月28日（土）・29日（日）
4　成績提供手数料の改定
　公立大学及び産業医科大学への共通第１次学力試験成績提供手数料の額を、１人１回につき265円に改定

入試セ試　第10号
昭和63年６月１日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長　殿

大学入試センター所長
有　江　幹　男

昭和64年度大学入学者選抜共通第１次学力試験
実施要項について（通知）

「昭和64年度大学入学者選抜実施要項」（昭和63年５月25日付け文高大第187号高等教育局長通知）第10の２の(1)に基づき、標記の実施要項を別添のとおり定めましたので通知します。

なお、今年度の出願受付期間、試験実施期日等は、下記のとおりです。

おって、受験案内は昨年度と同様９月１日から配付することとしております。

記

1　出願受付期間
　昭和63年10月24日（月）から11月４日（金）まで
2　試験実施期日
　昭和64年１月21日（土）・22日（日）
3　再試験及び追試験の実施期日
　昭和64年１月28日（土）・29日（日）

(11) 平成元年度大学入学者選抜実施要項について

文高大第187号
昭和63年5月25日

各国公私立大学長
大学入試センター所長　殿

文部省高等教育局長
阿部充夫

昭和64年度大学入学者選抜実施要項について（通知）

昭和64年度大学入学者選抜実施要項を別紙のとおり改正の上、定めましたので通知します。

なお、主な改正点及び留意事項は下記のとおりであります。

大学入学者選抜方法の改善については、かねてから御努力を願ってきたところでありますが、個性化・多様化を進めるという教育改革の極めて重要な方向に沿って、なお一層の工夫・改善を進めるよう引き続き格別の御努力をお願いします。

記

1．主な改正点

(1) 入学者選抜に当たって、多面的な判定への配慮を求めたこと。（前書きの改正）

(2) 総合判定を行う場合に、スポーツ・文化等の各種分野における諸活動の適切な評価への配慮を求めたこと。（第1の1の改正）

(3) 推薦入学のほか、帰国子女（中国引揚者等子女を含む。）特別選抜及び社会人特別選抜を定めたこと。（第1の2の改正）

(4) 専門教育を主とする学科卒業の入学志願者に対して、取得した資格等への配慮を新たに求めたこと。（第3の2の改正）

(5) 国立大学の入学者選抜について、連続方式に加え分離・分割方式を採用することができることとしたこと及びこれらの改正等により、入学者選抜日程を変更したこと。

推薦入学について、共通第1次学力試験を課すものと課さないものを、新たに推薦入学Ⅰ及び推薦入学Ⅱとして定めたこと。（第10の改正）

(6) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（昭和63年文部省令第4号）により留学について定められたため、調査書の様式及び「調査書記入上の注意事項等について」を改正したこと。

2．留意事項

(1) 各大学・学部は、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、入学者選抜の内容や在り方等の研究を更に進め、一層の工夫・改善に努めることが望ましいこと。

(2) 入学者選抜の多様化を推進する観点から、推薦入学や帰国子女（中国引揚者等子女を含む。）、社会人等の特別選抜の積極的導入を図るとともに、各大学が行う選抜試験においては面接、小論文、実技検査等を適切に組み合わせて行うことが望ましいこと。

(3) 身体に障害のある入学志願者の試験に当たっては、従来から特別の措置をとることについて配慮を求めているところであるが、この特別措置については、以下のことなどが考えられるので、必要に応じ、この例示を参考とするなど更に配慮すること。

① 視覚障害者
試験時間の延長、点字・拡大文字による出題、拡大解答用紙、特定試験場の設定など

② 聴覚障害者
注意事項の文書による伝達、座席を前列に指定するなど

③ 肢体不自由者
試験時間の延長、拡大解答用紙、特定試験場の設定、介助者の付与など

(4) 各大学・学部は当該大学・学部の教育、研究の内容等入学志願者の進路選択にとっ

て参考となる情報を積極的に提供するよう配慮するとともに、必要に応じて各地区、大学等単位での大学説明会の開催など大学側の情報提供の積極的促進について配慮すること。

(5) 大学入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うことについては、大学入学者選抜実施要項の第５の２により慎重な配慮が求められているところであるが、色覚に障害のある入学志願者に対して入学制限等の規定を募集要項等に設けている例が見受けられる。これらの取扱いについては、当該障害を有する者の進学の機会を確保する観点から真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向で引き続きその見直しを行うことが適当であること。

(6) 私費外国人留学生の入学者選抜にあたっては、国際交流等の推進の観点から、当該諸外国における教育の実情等を適切に勘案して、特に当該選抜に係る学力検査等の実施に替えて（財）日本国際教育協会の実施する「私費外国人留学生統一試験」及び「外国人日本語能力試験（１級）」の積極的活用法についてより一層の配慮をすることが望ましいこと。

(7) 高等学校の職業教育を主とする学科卒業の入学志願者については、その職業教育が当該学部・学科の教育と関連すると認められる場合には、入学者選抜方法を工夫するなど、その受け入れに配慮することが望ましいこと。

(8) 入学に要するすべての経費の納入手続等については、本要項の第９の１の(1)に定めているところであるが、入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限等については、受験生への配慮から可能な限りわかりやすく、かつ、十分注意を喚起できるよう募集要項の作成に当たり一層の改善を図ることが望ましいこと。

(9) 国立大学の入学者選抜においては、特に次の諸点について留意すること。

① ２段階選抜に係る実施倍率の大幅な緩和ないしその取り止めを図るため、試験実施から採点、合格者決定等の入試日程や業務内容等の適切な見直し、再検討を図るとともに全学的な連携協力を図りつつ円滑適正な処理についてより一層の努力を行うこと。

② 第２次の学力検査については、第10の１の(4)に記載のとおり、削減に引き続き努力すること。この場合、学力検査を行わないか、あるいは行ったとしても当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ必要な最小限度とし、小論文、面接及び実技検査等を適切に組み合わせて実施することが望ましいこと。

なお、入学者選抜に当たっては、共通第１次学力試験のほか、口頭試問、面接、

小論文、実技等の多様な選抜方法や調査書、自己推薦書等の資料を中心として、出題方法の工夫による限定した学力検査などを当該大学・学部の特色、専門分野等の特性に応じて適宜活用し、総合的に合否を判定する方法の導入に努めることが望ましいこと。

③ 各大学・学部の第２次学力検査等の試験期日の決定に当たっては、専門分野別・地域別のバランスに配慮し、受験生の選択の機会を拡充することが望ましいこと。

④ 上記(4)による情報提供の積極的促進について一層の改善を行うとともに、特に出願期間中においては各地域での志願者数、２段階選抜の状況及び過去の入試データ等の情報を、入学手続締切り後には追加合格の状況及び第２次募集の状況等の情報を適宜提供するよう配慮すること。

⑤ 各大学・学部においては、入学定員の適切な充足を確保することとし、欠員の補充の方法等については事前に周到な準備をしておくこと。

⑥ 各大学の募集要項の作成に当たっては、第２次の学力検査等、推薦入試、第２次募集等の出願手続、選抜方法、入学手続等の詳細や入学者選抜上の留意事項等を詳細かつ具体的に明示するよう格別の配慮をするものとすること。

(10) 共通第１次学力試験を利用する公立大学や私立大学についても上記(9)の趣旨を踏まえて適切に対処するものとすること。

（別　紙）

昭和64年度の大学入学者選抜実施要項について

昭和63年度大学入学者選抜実施要項（昭和62年６月29日付け文高大第208号高等教育局長通知）の一部を次のように改正し、改正後の同要項を昭和64年度大学入学者選抜実施要項とする。

1．前書きを次のように改める。

大学入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。

2．第１の１を次のように改める。

1　入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、面接、小論文その他の能力・適性等に関する検査の成績、大学が必要に応じて実施する健康診断、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・適性等を合理的に総合して判定する方法によるものとする。

この場合、スポーツ・文化等の各種分野における諸活動を適切に評価することが望ましい。

3．第１の２の(2)及び(3)をそれぞれ(3)及び(4)に改め、新たに(2)を次のように定める。

(2)　入学定員の一部について、帰国子女（中国引揚者等子女を含む。）、又は社会人を対象として、一般の志願者と異なる選抜方法により判定する方法
（帰国子女特別選抜、社会人特別選抜）

ア　大学は、帰国子女又は社会人の出願要件を具体的に定め、あらかじめ募集要項に明示するものとする。

イ　大学は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の日時の経過などにかんがみ、広く本人の能力・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査を免除又は負担を軽減し、面接、小論文、その他大学が適当と認める資料を適切に

組み合わせて課すことが望ましい。

4．第２の２を次のように改める。

2　推薦入学による場合は、判定結果を原則として第１の１による選抜方法の試験期日の10日前までに発表するものとし、この期日に応じて入学願書受付期間を適宜定めるものとする。

5．第２の４を次のように改める。

4　学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終判定する方法による場合は、調査書を主な資料として判定した結果を原則として学力検査等の開始日の10日前までに発表するものとする。

6．第３の２の「また、」以下を次のように改める。

また、専門教育を主とする学科卒業の入学志願者について、その専門教育が当該学部・学科の教育と密接に関連すると認められる場合には、調査書の専門教育に関する科目の学習成績や取得資格などに留意することが望ましい。

7．第４の１の(7)のウを次のように改める。

ウ　高等学校の職業教育を主とする学科の卒業者のための上記(6)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、職業教育を主とする学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないよう、特に考慮するものとする。

8．第６の２の(1)及び(2)を次のように改める。

2　大学は、次の事項に該当する場合には、それぞれ具体的な取扱いを決定し、上記１で定める期間内に発表するものとする。

(1)　推薦入学を実施する場合

(2)　帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合

9．第10の１の(4)のア及びイを次のように改める。

ア　学力検査を行う場合においても、出題する教科・科目の数については、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、必要な最小限度とし、第

4の2に掲げる小論文、面接及び実技検査を適切に組み合わせて行うことが望ましい。

なお、この場合、出題教科・科目数は入学志願者の負担を軽減する方向で適切な見直しを不断に行うよう配慮すること。

イ　第2次の学力検査の実施に当たっては、高等学校の職業教育を主とする学科の卒業者のため、職業に関する基礎的、基本的科目を出題し、選択解答できるよう特に配慮することが望ましい。

10. 第10の2の(3)、(4)及び(5)を次のように改める。

(3)　選抜等の日程

区　分	共通第1次学力試験の出願、試験実施等の日程	各大学に対する出願、第2次の学力検査等の日程
出願受付	前年度の10月24日から11月4日まで	前年度の1月30日から2月8日まで
試験期日	前年度の1月21日及び1月22日	各大学の第2次の学力検査等の日程は、それぞれ各大学・学部が定める連続方式又は分離・分割方式に応じ、次のとおりとする。 ＜連続方式＞ 大学・学部をA日程及びB日程の2つのグループに分け、A日程グループは前年度の2月28日から、B日程グループは前年度の3月5日から実施するものとする。 ＜分離・分割方式＞ 同一学部を前期日程及び後期日程に分け、前期日程を前年度の2月28日から、後期日程を原則として前年度の3月16日から実施するものとする。 （別表参照）
合格者の発表	――――	前期日程は前年度の3月13日まで、B日程及び後期日程は前年度の3月19日から3月23日まで、A日程は前年度の3月23日まで

(4)　各大学に対する出願

入学志願者は、各大学が定める手続き・方法等により、上記(3)による出願に当たっては、A日程又は前期日程の大学・学部等から1つ、B日程又は後期日程の大学・学部等から1つの合計2つの大学・学部等に出願することができるものとする。

(5)　入学手続

入学手続は、4の(1)に掲げる推薦入学の場合を除き、合格者の発表後各大学の定める日から開始し、前期日程は前年度の3月15日に、前期日程以外の日程は前年度の3月27日に締め切るものとする。ただし、4の(2)及び(3)に掲げる帰国子女特別選抜、社会人特別選抜、第2次募集及び追加合格者の入学手続期間は各大学の定めるところによる。

11. 第10の3の(2)を次のように改める。

(2)　身体に障害のある入学志願者については、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等、特別な配慮を行うものとする。

12. 第10の4の(1)を次のように改める。

(1)　推薦入学

ア　各大学が推薦入学を実施する場合の学力検査の免除については、第2次の学力検査及び共通第1次学力試験を免除（推薦入学Ⅰ）し、又は第2次の学力検査についてのみ免除（推薦入学Ⅱ）することができるものとする。

イ　推薦入学を実施する場合の出願の方法、受付期間等は、各大学が適宜定めるものとするが、その判定結果の発表は、推薦入学Ⅰについては前年度の1月29日、推薦入学Ⅱについては前年度の2月18日までに行うものとし、入学手続の締切期限は、推薦入学Ⅰ、推薦入学Ⅱとも前年度の2月23日までとする。

13. 第10の4の(2)及び(3)をそれぞれ(3)及び(4)に改め、新たに(2)を次のように定めるとともに、(3)及び(4)を次のように改める。

(2)　帰国子女特別選抜、社会人特別選抜

ア　各大学が帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合は、共通第1次学力試験を免除することができるものとする。

イ　帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合の出願の方法、受付期間、判定結果の発表日等は、各大学が適宜定めることとする。

(3)　第２次募集等

ア　各大学は、入学定員の一部についてあらかじめこれを留保し、これについて共通第１次学力試験を受験している者で、かつ、いずれの国立大学にも入学手続を行っていない者を対象として、前年度の３月23日以降において、第２次募集を行うことができるものとする。

イ　各大学は、合格者又は入学手続終了者が入学定員に満たない場合には、いずれの国立大学にも入学手続をとっていない者を対象として、前年度の３月28日以降第２次募集又は追加合格による欠員補充を行うことができる。

この場合において、出願手続、選抜方法、実施期日等については、各大学が適宜定めるものとする。

(4)　２段階選抜

ア　（略）

イ　この方式により選抜を行う大学は、第１段階の選抜の判定結果の発表を、前年度の２月18日までに行うものとする。

14. 第12の２を削除し、３を２として次のように改めるとともに、４～９をそれぞれ１ずつ繰り上げる。

2　身体に障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学の機会を広げる観点から、受験の機会を確保するよう配慮すること。

また、これらの者の試験に当たっては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等特別な措置をとることについて配慮すること。

（以下削除）

15. 第13を次のように改める。

この要項は、昭和64年度の大学入学者選抜に適用する。

（別　表）

昭和64年度国立大学の第２次学力検査等の試験期日について

区　分	大　学　名
連続方式のＡ日程のみで実施する大学 〔２月28日から〕	小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、弘前大学、宮城教育大学、山形大学、福島大学、図書館情報大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京商船大学、長岡技術科学大学、金沢大学、福井医科大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、愛知教育大学、豊橋技術科学大学、京都教育大学、大阪外国語大学、奈良教育大学、島根大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川医科大学、高知大学、福岡教育大学、九州芸術工科大学、長崎大学、大分医科大学、宮崎大学、琉球大学
連続方式のＢ日程のみで実施する大学 〔３月５日から〕	北海道大学、北海道教育大学、岩手大学、東北大学、秋田大学、茨城大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京水産大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、新潟大学、上越教育大学、富山大学、富山医科薬科大学、福井大学、山梨医科大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋工業大学、三重大学、滋賀医科大学、京都工芸繊維大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸商船大学、和歌山大学、島根医科大学、愛媛大学、高知医科大学、九州工業大学、佐賀大学、佐賀医科大学、熊本大学、大分大学、宮崎医科大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学
定員を分割して実施する大学 （連続方式のＡ日程及びＢ日程、分離・分割方式の前期日程及び後期日程） 〔前期２月28日から 後期３月16日から〕	室蘭工業大学、筑波大学、横浜国立大学、名古屋大学、滋賀大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、奈良女子大学、鳥取大学、岡山大学、広島大学、山口大学、香川大学、九州大学

16. 別紙様式１の調査書のうち、「５．出欠の記録」及び「８．行動及び性格の記録」を次のように改める。

５．出欠の記録

区分＼学年	1	2	3	4
授業日数				
出席停止・忌引き等の日数				
留学中の授業日数				
出席しなければならない日数				
欠席日数				
出席日数				
備考				

８．行動及び性格の記録	Ⅰ所見	
	Ⅱ趣味・特技・取得資格等	

17. 「調査書記入上の注意事項等について」の３を次のように改める。

３　記入上の注意

(1)～(2)　（略）

(3)　「各教科・科目の学習の記録」欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。

ア　「教科・科目」欄の履修科目名は、生徒指導要録に基づいて記入すること。

なお、留学については、空欄に「留学」と記載すること。

また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

イ　「修得単位数の計」欄は、修得を認定した学年ごとの単位数の計を記入すること。この場合、卒業見込みの者で、最終学年の修得単位が未決定である場合には、当該学年における履修単位を修得したものとして計算すること。

なお、留学に係る修得単位数については、高等学校長が修得を認定した単位数を記入すること。

ウ　「評定」欄は、５、４、３、２、１の５段階で表示すること。

なお、留学に係る評定については、外国の高等学校の発行する成績や在籍、科目履修に関する証明書又はその写し（高等学校長が原本と相違ないことを証明したもの）を添付し、記入を要しないこととする。

エ、オ　（略）

カ　「所見」欄については、生徒個人について認められた各教科・科目の学習における特徴や特記すべき事項について総合的所見として記入するものとし、無い場合はその旨明示すること。

なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。

(4)　「評定平均値」欄については、次のように記入すること。

なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。

ア　各教科の評定平均値は、……（以下略）…

(5)～(8)　（略）

(9)　「行動及び性格の記録」欄は、次のように記入すること。

ア　（略）

イ　「趣味・特技・取得資格等」欄には、生徒の興味、趣味、特技及び国家試験等を受験することにより取得した資格などについて記入すること。

(10)～(11)　（略）

昭和64年度大学入学者選抜実施要項

（昭和63年５月25日文高大第187号高等教育局長通知）

大学入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。

第１　選　抜　方　法

１　入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、面接、小論文その他の能力・適性等に関する検査の成績、大学が必要に応じて実施する健康診断、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・適性等を合理的に総合して判定する方法によるものとする。

この場合、スポーツ・文化等の各種分野における諸活動を適切に評価することが望ましい。

２　上記１の選抜方法によるほか、大学の意向によっては、次の選抜方法によることもできる。

(1)　入学定員の一部について、出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する方法（推薦入学）

ア　大学は、能力・適性等に関する推薦の要件を具体的に定め、これを学校長に提示して推薦を求めるものとする。

イ　大学は、入学志願者について面接を行い、又は小論文を課することが望ましい。

(2)　入学定員の一部について、帰国子女（中国引揚者等子女を含む。）、又は社会人を対象として、一般の志願者と異なる選抜方法により判定する方法（帰国子女特別選抜、社会人特別選抜）

ア　大学は、帰国子女又は社会人の出願要件を具体的に定め、あらかじめ募集要項に明示するものとする。

イ　大学は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の日時の経過などにかんがみ、広く本人の能力・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査を免除又は負担を軽減し、面接、小論文、その他大学が適当と認める資料を適切に

組み合わせて課することが望ましい。

(3)　学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法

大学は、入学志願者について面接を行い、又は小論文を課することが望ましい。

(4)　学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終判定する方法

第２　選　抜　期　日

１　入学者選抜の期日は、次により適宜これを定めるものとする。

(1)　入学者選抜試験期日　　入学する年度の前年度（以下「前年度」という。）の２月１日から入学する年度の４月15日までの間

(2)　入学願書受付期間　　入学者選抜試験期日に応じて定める。

(3)　合格者の決定発表　　入学する年度の４月20日まで

２　推薦入学による場合は、判定結果を原則として第１の１による選抜方法の試験期日の10日前までに発表するものとし、この期日に応じて入学願書受付期間を適宜定めるものとする。

３　学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法による場合の入学者選抜の期日は、上記１により定めるものとする。

４　学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終判定する方法による場合は、調査書を主な資料として判定した結果を原則として学力検査等の開始日の10日前までに発表するものとする。

第３　調　査　書

１　大学は、入学者選抜の資料として、出身学校長が生徒指導要録等に基づき、かつ調査書作成に関する委員会の審議を経て作成した調査書を提出させるものとする。

調査書の様式、記入上の注意事項等は、別紙様式１による。

２　調査書は、入学志願者の学習成績、健康状況、特別活動の記録等が記載された重要な資料であるので、入学者の選抜に当たっては、調査書を十分活用することが望ましい。

なお、学力検査を実施する場合、入学志願者が受験する教科・科目以外の教科・科目については、特に調査書の学習成績に留意するものとする。

また、専門教育を主とする学科卒業の入学志願者について、その専門教育が当該学部・学科の教育と密接に関連すると認められる場合には、調査書の専門教育に関する科目の学習成績や取得資格などに留意することが望ましい。

3　調査書に記入される学習成績概評は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の３か年間（ただし、定時制及び通信制の課程にあっては４か年間）における各教科・科目の評定平均値の平均を表１の区分に従ってＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅの５段階に分け、その生徒の属する成績段階を示しているものである。

（表１）学　習　成　績　概　評

各教科・科目の評定平均値の平均	学習成績概評
5.0～4.3	A
4.2～3.5	B
3.4～2.7	C
2.6～1.9	D
1.8以下	E

4　大学は、高等学校長に対し学習成績概評Ａに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀で、高等学校長が責任をもって推薦できる者については、「学習成績概評」欄にⒶと標示するよう希望することができる。

なお、この場合には「備考」欄にその理由を明示させるものとする。

5　「健康の状況」の欄は、高等学校生徒健康診断票に基づいて記載されるものであり、入学後の保健指導等の参考資料としても併せて活用することが望ましい。

6　大学は、高等学校長に対し当該大学の学部・学科に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」欄に記入するよう希望することができる。

7　やむを得ない事由により完全な調査書が得られない場合は、次により措置するとともに、面接によって不足を補う等の配慮が望ましい。

(1)　廃校、被災その他の事情により出身学校長の調査書が得られない場合は、卒業証明書、成績通信簿その他入学志願者が提出できる書類をもってこれに代えてもよい。

(2)　本人が被災等により上記書類をも整えられない場合は、出身学校を所管する教育委員会、知事又は出身学校長が作成したこれに関する証明書を提出させる。

ただし、このような証明書を受理した大学は、本人について更に調査をすることが必要である。

8　大学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第57条の３の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている高等学校（研究開発学校）があるので留意すること。

9　高等専門学校第３学年修了者等の調査書については、次によるものとする。

(1)　高等専門学校第３学年修了者及び文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者の調査書については、別紙様式１の調査書に準じて作成し提出させるものとする。

(2)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、文部大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び大学入学資格検定合格者については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

第４　学　力　検　査　等

学力検査や小論文、面接、実技検査は、大学が入学志願者の能力、適性等を知る上で重要な選抜資料であるが、その実施に当たっては、次の諸点に留意しつつ、できる限り入学志願者の負担を軽減する観点から瑣末な知識の暗記や受験技術の習得を強いることなく、特色ある選抜を実施するようにし併せて入学志願者個々の個性、適性を活かした進学を助長するよう配慮することが望ましい。

１　学　力　検　査

(1)　学力検査は、高等学校学習指導要領に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意して実施するものとする。

(2)　大学は、学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施することができる。

(3)　大学は、学力検査を第１次と第２次に分け、第１次の学力検査の合格者に対して第２次の学力検査を課することができる。

(4)　学力検査は、国語、社会、数学、理科、外国語の５教科について実施することを原則とするが、大学・学部の目的、特色、専門分野等によっては、一部の教科を除き、又は他の教科を加えて実施することができる。

(5)　各教科における学力検査実施科目は、高等学校学習指導要領に定められている科目について、国語、社会、数学、理科、外国語の各教科それぞれ１科目を解答

させることを原則として大学が定める。ただし、大学・学部の目的、特色、専門分野等によっては、社会・理科などの特定教科について３科目以上を出題し２科目を選択解答させ、若しくは特定の２科目を出題し解答させることができる。

(6) 商学、工学、農学、水産学、家政学、看護学等に関する大学・学部で、その目的、特色、専門分野等からみて適当と認められる場合には、上記(4)に掲げる教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は社会、数学若しくは理科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。

(7) 学力検査は、次の諸点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り合理的に検査することができるよう出題方針を立てるものとする。

ア 学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方式を適宜組み合わせて実施することが望ましい。

イ 原理的、根本的なものを基礎として、これを運用して解答できるもので、それぞれの科目に関して学理的な適応性を検査できるような問題が望ましく、単なる記憶や知識のみを検査するような問題であってはならない。

ウ 高等学校の職業教育を主とする学科の卒業者のための上記(6)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、職業教育を主とする学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないよう、特に考慮するものとする。

2 小論文、面接、実技検査

(1) 小論文及び面接

大学は、入学志願者の能力・適性等をできる限り多角的に検査するため、小論文を課し、また、学部・学科の特性等に応じ面接を活用することについて配慮することが望ましい。

(2) 実 技 検 査

大学・学部の目的・性格等から主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部・学科（教員養成学部にあつては主専攻）においては、上記１の学力検査のほか、実技に関する検査を課することが望ましい。

(3) 上記(1)及び(2)の小論文、面接及び実技検査を課する場合、その内容が、学力検査の教科・科目の内容と重複するものにわたっても差し支えないものとする。

第５ 健 康 診 断

1 入学志願者の健康状況の把握は、次により行うものとする。

(1) 入学する年度の前々年度の高等学校卒業者及び前年度の３月卒業見込みの者については、調査書の「健康の状況」欄の記載によるものとし、これ以外の年度の高等学校卒業者及び大学入学資格検定合格者等、調査書を提出することができない者については、調査書の「健康の状況」の欄の記載事項とされている視力、色覚、聴力、結核及びその他の疾病、異常等について医師の作成した健康診断書（様式は特に定めない。）を提出させ、その記載による。

(2) 特定の学部・学科等が必要とする特別の事項に関する検査、異常所見者に対する精密検査等については、必要に応じて大学が実施するものとする。

2 入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うについては、疾病など心身の異常のため志望学部・学科等の教育の目的に即した履修に耐えないこと、又は伝染性疾患などにより集団生活に適さないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定することが望ましい。

第６ 学力検査実施教科・科目等及び選抜方法等の決定・発表

1 大学は、学力検査の実施教科・科目並びに実技検査の実施科目、面接の実施及び小論文の出題等について決定し、前年度の６月１日から７月31日までの期間内に発表するものとする。

2 大学は、次の事項に該当する場合には、それぞれ具体的な取扱いを決定し、上記１で定める期間内に発表するものとする。

(1) 推薦入学を実施する場合

(2) 帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合

(3) 学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法をとる場合

(4) 学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終的に判定する方法をとる場合

(5) 調査書にⒶ標示を希望する場合

(6) 調査書に能力・適性等についての推薦の記入を希望する場合

(7) 学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施する場合

(8) 学力検査を第１次と第２次に分け、第１次の学力検査の合格者に対して第２次の学力検査を課する方法をとる場合

3 発表は、国立大学（国立短期大学を除く。）、公立大学（公立短期大学を除く。）及び共通第１次学力試験に参加している私立大学にあっては別紙様式２、別紙様式４、別紙様式５、別紙様式６及び別紙様式７により、私立大学並びに国立短期大学

及び公立短期大学にあっては別紙様式３、別紙様式５、別紙様式６及び別紙様式７により、各都道府県の知事及び教育委員会教育長、各指定都市の教育委員会教育長並びに国立大学の大学附属又は学部附属の高等学校長に通知する方法によるものとし、同時に文部省大学課大学入試室へも報告することとする。

第７　募　集　人　員

各大学で募集する人員は、所定の入学定員によるものとする。

第８　出　願　資　格

大学に入学を志願することのできる者は、次のとおりである。

１　高等学校を卒業した者及び前年度の３月卒業見込みの者

２　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び前年度の３月修了見込みの者

３　学校教育法施行規則第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び前年度の３月31日までにこれに該当する見込みの者

第９　募集要項、出願手続等

１　募　集　要　項　等

(1)　大学は、募集人員、選抜期日、選抜方法、検査場、出願手続、入学検定料その他入学に要する経費等出願に必要な事項を記載した募集要項を発表するものとする。

なお、大学は、入学に要する経費のすべて及びその納入手続等を募集要項に記載するものとし、これに記載されない寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないようにするものとする。

(2)　大学は、当該大学の学部・学科等の教育を受けるにふさわしい者の能力・適性等について、募集要項に具体的に記載することが望ましい。

(3)　大学は、前年度の12月15日までに募集要項を発表するものとする。

(4)　大学は、入学志願者に対し、大学案内、大学説明会等により、求める学生像、学部・学科等の組織、教育研究の内容及び特色、その他学生生活の概要、諸経費、卒業後の進路状況等大学・学部等の選択の参考となる情報を提供することが望ましいこと。

２　出　願　の　手　続

(1)　入学志願者は、出願に必要な書類を取りそろえ、志願大学の定める手続により、志願大学へ提出するものとする。

この場合において、出願に必要な書類を出身学校長が取りまとめて志願大学へ

提出し、又は、出願に必要な書類のうち出身学校長が作成すべき調査書等のみについて、出身学校長が直接志願大学へ提出することも差し支えない。

(2)　出願に際して提出する写真は、出願以前３か月以内に撮影したものとする。

第10　国立大学の入学者選抜方法等

共通第１次学力試験の実施に伴う国立大学（国立短期大学を除く。以下この項において同じ。）の入学者の選抜に関しては、第１の１に掲げる選抜方法の基本にのっとり、原則としてこの要項の各項に掲げるところに従って実施するものとするが、学力検査の実施方法、選抜の日程、特別の選抜方法等については、次に掲げるところによるものとする。

１　学　力　検　査　等

(1)　学力検査は、第１次の学力検査及び第２次の学力検査に分け、第１次の学力検査は、共通第１次学力試験として各国立大学が大学入試センターと協力して共同で実施し、第２次の学力検査は、各国立大学が必要に応じて実施するものとする。

(2)　第１次の学力検査は、主として、入学志願者の高等学校の段階における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度を判定することを目的とするものとし、各国立大学は、共通第１次学力試験の出題教科について、当該大学・学部に入学を志願する者に対し解答させる教科を決定し、発表するものとする。

(3)　共通第１次学力試験の出題教科・科目等は、大学入試センターにおいて定めるところによるものとする。

(4)　第２次の学力検査等は、主として、入学志願者が、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性にふさわしい能力・適性等を有するか否かを判定することを目的とするものとし、その実施に当たっては、次の諸点に配慮するものとする。

ア　学力検査を行う場合においても、出題する教科・科目の数については、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、必要な最小限度とし、第４の２に掲げる小論文、面接及び実技検査を適切に組み合わせて行うことが望ましい。

なお、この場合、出題教科・科目数は入学志願者の負担を軽減する方向で適切な見直しを不断に行うよう配慮すること。

イ　第２次の学力検査の実施に当たっては、高等学校の職業教育を主とする学科の卒業者のため、職業に関する基礎的、基本的科目を出題し、選択解答できるよう特に配慮することが望ましい。

ウ　第２次の学力検査の出題形式は、記述式及び論文式により、入学志願者の記述力、考察力、表現力等が検査できるようにすることが望ましい。共通第１次学力試験に出題された科目から出題する場合は、この出題形式によるよう特に配慮することが望ましい。

(5)　第２次の学力検査を実施する大学における学力検査の成績の判定は、共通第１次学力試験の成績と第２次の学力検査の成績とを合理的に総合して行うものとする。この場合において、共通第１次学力試験の成績が、この試験の目的に即して、適切に評価されるよう配慮するものとする。

2　募集、出願受付、選抜等の日程等

(1)　共通第１次学力試験に関する要項の発表

大学入試センターは、共通第１次学力試験の実施期日、実施方法、出題教科・科目等、試験場、出願手続、検定料等に関する要項を定め、前年度の７月31日までに発表するものとする。

(2)　各大学の募集要項等については、第９の１によるものとするが、第９の１の(1)及び(3)による募集要項の発表については、次によるものとする。

ア　各大学の入学者選抜に関する要項の発表

各大学は、当該大学の学部・学科等の内容、入学定員、共通第１次学力試験で受験を要する教科等、第２次の学力検査その他の能力・適性等に関する検査の実施教科・科目等及びその実施期日・選抜方法等並びに４に掲げる特別の選抜方法による場合の実施方法・内容等の基本的な事項についての入学者選抜に関する要項を決定し、前年度の７月31日までに発表するものとする。

この場合、求める学生像、各大学・学部の組織、教育研究の内容及び特色、大学説明会等の入学志願者の進路選択上の参考資料についても別途発表することが望ましい。

イ　各大学の入学者選抜に関する細目の発表

各大学は、上記アの事項を含め、募集人員、出願手続・期日、第２次の学力検査等の実施日程の詳細、試験場、検定料その他入学者選抜上の具体的必要事項及び留意点等を記載した細目を前年度の12月15日までに発表するものとする。

(3)　選抜等の日程

区　分	共通第１次学力試験の出願、試験実施等の日程	各大学に対する出願、第２次の学力検査等の日程
出願受付	前年度の10月24日から11月４日まで	前年度の１月30日から２月８日まで
試験期日	前年度の１月21日及び１月22日	各大学の第２次の学力検査等の日程は、それぞれ各大学・学部が定める連続方式又は分離・分割方式に応じ、次のとおりとする。 ＜連続方式＞ 大学・学部をＡ日程及びＢ日程の２つのグループに分け、Ａ日程グループは前年度の２月28日から、Ｂ日程グループは前年度の３月５日から実施するものとする。 ＜分離・分割方式＞ 同一学部を前期日程及び後期日程に分け、前期日程を前年度の２月28日から、後期日程を原則として前年度の３月16日から実施するものとする。 （別表参照）
合格者の発表	――――	前期日程は前年度の３月13日まで、Ｂ日程及び後期日程は前年度の３月19日から３月23日まで、Ａ日程は前年度の３月23日まで

(4)　各大学に対する出願

入学志願者は、各大学が定める手続き・方法等により、上記(3)による出願に当たっては、Ａ日程又は前期日程の大学・学部等から１つ、Ｂ日程又は後期日程の大学・学部等から１つの合計２つの大学・学部等に出願することができるものとする。

(5)　入学手続

入学手続は、４の(1)に掲げる推薦入学の場合を除き、合格者の発表後各大学の定める日から開始し、前期日程は前年度の３月15日に、前期日程以外の日程は前年度の３月27日に締め切るものとする。ただし、４の(2)及び(3)に掲げる帰国子女

特別選抜、社会人特別選抜、第２次募集及び追加合格者の入学手続期間は各大学の定めるところによる。

3　共通第１次学力試験実施上の配慮

(1)　試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内の大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。

(2)　身体に障害のある入学志願者については、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等、特別な配慮を行うものとする。

(3)　天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、必要に応じ、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

4　特別の選抜方法

(1)　推　薦　入　学

ア　各大学が推薦入学を実施する場合の学力検査の免除については、第２次の学力検査及び共通第１次学力試験を免除（推薦入学Ⅰ）し、又は第２次の学力検査についてのみ免除（推薦入学Ⅱ）することができるものとする。

イ　推薦入学を実施する場合の出願の方法、受付期間等は、各大学が適宜定めるものとするが、その判定結果の発表は、推薦入学Ⅰについては前年度の１月29日、推薦入学Ⅱについては前年度の２月18日までに行うものとし、入学手続の締切期限は、推薦入学Ⅰ、推薦入学Ⅱとも前年度の２月23日までとする。

(2)　帰国子女特別選抜、社会人特別選抜

ア　各大学が帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合は、共通第１次学力試験を免除することができるものとする。

イ　帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合の出願の方法、受付期間、判定結果の発表日等は、各大学が適宜定めることとする。

(3)　第　２　次　募　集　等

ア　各大学は、入学定員の一部についてあらかじめこれを留保し、これについて共通第１次学力試験を受験している者で、かつ、いずれの国立大学にも入学手続を行っていない者を対象として、前年度の３月23日以降において、第２次募集を行うことができるものとする。

イ　各大学は、合格者又は入学手続終了者が入学定員に満たない場合には、いずれの国立大学にも入学手続をとっていない者を対象として、前年度の３月28日

以降第２次募集又は追加合格による欠員補充を行うことができる。

この場合において、出願手続、選抜方法、実施期日等については、各大学が適宜定めるものとする。

(4)　２　段　階　選　抜

ア　主として調査書の内容及び共通第１次学力試験の成績により第１段階の選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行って最終的な合格者を決定する方式については、入学志願者の数が入学定員を大幅に上回り、第２次の学力検査等を適切に実施することが極めて困難であるため特に必要がある場合以外には行わないものとする。

この方式をやむを得ず採用する場合にあっても、第１段階の選抜に合格させる者をできる限り多くするようにするものとする。

なお、この方式により選抜を行う大学は、あらかじめその実施方法・内容を上記２の(2)の各大学の募集要項に明示するものとする。

イ　この方式により選抜を行う大学は、第１段階の選抜の判定結果の発表を、前年度の２月18日までに行うものとする。

第11　公立大学の入学者選抜方法等

1　公立大学（公立短期大学を除く。以下この項において同じ。）の入学者の選抜に関しては、第10の国立大学の入学者選抜方法等に準じて実施するものとする。

ただし、各大学に対する出願、第２次の学力検査等の日程及び入学手続等については、各大学の定めるところによる。

2　公立大学の第１次の学力検査については、第10の１の(1)の国立大学の共通第１次学力試験を利用するものとする。

第12　注　意　事　項

1　入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を備えた者をできる限り多角的に選抜するため、学力検査のみに偏ることなく調査書の内容、学力検査以外のその他の能力・適性等に関する検査の成績、その他学部・学科の特性等に応じ適当と認める資料を活用するよう一層配慮すること。

2　身体に障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学の機会を広げる観点から、受験の機会を確保するよう配慮すること。

また、これらの者の試験に当たっては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等特別な措置をとることについて配慮すること。

3　大学は、入学者選抜において出題した学力検査問題等について、支障のない限り、標準的な解答例や出題の意図等を適切な方法により明らかにするよう配慮すること。

4　大学は、選抜方法に関する研究委員会を設けて調査研究を行い、入学者の選抜に当たっては、その成果を十分に反映させることが望ましいこと。

5　大学のうちには、入学定員を著しく超えて入学させている向きもあるが、学生定員は、学科目又は講座の数、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることに十分留意すること。

6　各大学・学部の組織、教育研究の内容及び特色等の情報は積極的に発表するように配慮するとともに、必要に応じて各地区、大学単位で地元の高校生等を対象に大学説明会を開催するなど大学側の情報の積極的提供に配慮することが望ましいこと。

7　本要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に文部省と協議のうえ実施すること。

8　募集要項の発表後に、募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、事前に文部省と協議のうえ実施すること。

なお、緊急事態の生じたことにより、事前に協議できない場合には、その事態及び措置を速やかに文部省に報告すること。

第13　備　考

この要項は、昭和64年度の大学入学者選抜に適用する。

（別　表）

昭和64年度国立大学の第２次学力検査等の試験期日について

区　分	大　学　名
連続方式のＡ日程のみで実施する大学 〔２月28日から〕	小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、弘前大学、宮城教育大学、山形大学、福島大学、図書館情報大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京商船大学、長岡技術科学大学、金沢大学、福井医科大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、愛知教育大学、豊橋技術科学大学、京都教育大学、大阪外国語大学、奈良教育大学、島根大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川医科大学、高知大学、福岡教育大学、九州芸術工科大学、長崎大学、大分医科大学、宮崎大学、琉球大学
連続方式のＢ日程のみで実施する大学 〔３月５日から〕	北海道大学、北海道教育大学、岩手大学、東北大学、秋田大学、茨城大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京水産大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、新潟大学、上越教育大学、富山大学、富山医科薬科大学、福井大学、山梨医科大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋工業大学、三重大学、滋賀医科大学、京都工芸繊維大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸商船大学、和歌山大学、島根医科大学、愛媛大学、高知医科大学、九州工業大学、佐賀大学、佐賀医科大学、熊本大学、大分大学、宮崎医科大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学
定員を分割して実施する大学 （連続方式のＡ日程及びＢ日程、分離・分割方式の前期日程及び後期日程） 〔前期２月28日から 後期３月16日から〕	室蘭工業大学、筑波大学、横浜国立大学、名古屋大学、滋賀大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、奈良女子大学、鳥取大学、岡山大学、広島大学、山口大学、香川大学、九州大学

（表）

調　査　書

※	※	※	※

1. ふりがな 氏名	昭和　年　月　日生	男・女	現住所 都道府県　市区　町村　丁目　番　号
学校名	国立・公立・私立　高等学校（分校）		昭和　年　月　入学、編入学、転入学（第　学年）
全・定・通	普通・専門（　・　）		昭和　年　月　卒業　卒業見込

2. 各教科・科目の学習の記録

教科・科目	評定 第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	修得単位数計
国語					
社会					
数学					
理科					
保健体育					
芸術					
外国語					
家庭					
計					

所見	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年

3. 評定平均値

教科	国語	社会	数学	理科	保健体育	芸術	外国語	家庭			平均
平均値											

4. 学習成績概評

成績段階別人数	A	B	C	D	E	合計
段階	人	人	人	人	人	（人）人

（裏）

※	※	※	※

5. 出欠の記録

区分＼学年	1	2	3	4
授業日数				
出席停止・忌引き等の日数				
留学中の授業日数				
出席しなければならない日数				
欠席日数				
出席日数				
備考				

6. 健康の状況

視力	右	・（・）	担当学校医所見
	左	・（・）	
色覚			
聴力	右		
	左		担任教員所見
結核			
その他の疾病及び異常			

7. 特別活動の記録

第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
1. 活動の意欲 2. 集団への寄与	1. 活動の意欲 2. 集団への寄与	1. 活動の意欲 2. 集団への寄与	1. 活動の意欲 2. 集団への寄与

8. 行動及び性格の記録

Ⅰ 所見	
Ⅱ 取得資格等・趣味・特技	

9. 備考

この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する

昭和　年　月　日

学校名

所在地

校長名　㊞　記載責任者　㊞

調査書記入上の注意事項等について

1　調査書作成の基本方針

(1)　調査書は、高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものとする。

(2)　調査書の作成に当たっては、個人的主観にとらわれたり、特別の作為を加えたりすることのないようにするものとする。

(3)　調査書は、ホーム・ルーム担任教員等が記入し、関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て、高等学校長が作成し、その責任において、大学に提出されるものとする。

2　調査書の様式、規格及び用紙

調査書は、この様式により、日本工業規格Ｂ５判（182×257 mm）上質紙（90 kg程度）とし、表裏の両面を使って作成すること。ただし、複写機等により作成する場合は、Ｂ４縦型表判（257×364 mm）複写紙の左右に表裏を複写し、二つ折りとしても差し支えない。

3　記入上の注意

(1)　上段※印欄は、大学において必要な事項を記入するための欄とし、高等学校では記入しないこと。

(2)　男女別、全日制・定時制・通信制の課程別、普通科・専門教育を主とする学科の別、入学・編入学・転入学（編入学及び転入学の場合はその学年を記入）の別、卒業・卒業見込みの別の該当事項を○で囲むこと。

なお、専門教育を主とする学科については、農業、水産、工業、商業、家庭、音楽等の別及び各科別を、例えば工業に関する学科の機械科の場合（工・機械）のように、（　　）内に記入すること。

(3)　「各教科・科目の学習の記録」欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。

ア　「教科・科目」欄の履修科目名は、生徒指導要録に基づいて記入すること。

なお、留学については、空欄に「留学」と記載すること。

また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

イ　「修得単位数の計」欄は、修得を認定した学年ごとの単位数の計を記入すること。この場合、卒業見込みの者で、最終学年の修得単位が未決定である場合には、当該学年における履修単位を修得したものとして計算すること。

なお、留学に係る修得単位数については、高等学校長が修得を認定した単位数を記入すること。

ウ　「評定」欄は、５、４、３、２、１の５段階で表示すること。

なお、留学に係る評定については、外国の高等学校の発行する成績や在籍、科目履修に関する証明書又はその写し（高等学校長が原本と相違ないことを証明したもの）を添付し、記入を要しないこととする。

エ　旧教育課程による高等学校卒業者の場合は、次のようにすること。

「評定」は、昭和23年以前の学習成績については、教科ごとに秀、優、良、可、昭和24年度以降の分については、目標別に５、４、３、２、１、昭和31年度以降の分については、科目別に５、４、３、２、１のそれぞれの評語を用いて記入すること。

オ　卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とすること。

カ　「所見」欄については、生徒個人について認められた各教科・科目の学習における特徴や特記すべき事項について総合的所見として記入するものとし、無い場合はその旨明示すること。

なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。

(4)　「評定平均値」欄については、次のように記入すること。

なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。

ア　各教科の評定平均値は、生徒指導要録に基づき、各教科ごとに各科目の評定の合計数を各教科の評定数で除した数値（小数点以下第２位を四捨五入）を記入すること。

なお、例示以外の履修教科は、空欄を利用すること。また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

(1)　$\frac{\text{評定の合計数}}{\text{評　定　数}} = \frac{3+3+5}{3} = \frac{11}{3} = 3.66$

(2)　小数点以下第２位を四捨五入すると、この者の理科の評定平均値は、「3．7」となる。

教科・科目		評定 第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	修得単位数の計
理科	理科Ⅰ	3				4
	物理		3			4
	化学			5		4

イ　評定平均値の平均は、アにより算出した各教科の評定平均値の合計数を履修教科数で除した数値（小数点以下第２位を四捨五入）を記入すること。

ウ　昭和33年３月以前の卒業者については、評定平均値は記入しないものとする。

(5)　「学習成績概評」及び「成績段階別人数」欄は、次のように記入すること。

ア　「学習成績概評」欄は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の３か年間（ただし、定時制及び通信制の課程にあっては４か年間）における各教科・科目の評定平均値の平均を次の区分に従って、A、B、C、D、Eの５段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入すること。

各教科・科目の評定平均値の平均	学習成績概評
5.0～4.3	A
4.2～3.5	B
3.4～2.7	C
2.6～1.9	D
1.8以下	E

イ　大学が希望する場合、学習成績概評Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀で、高等学校長が責任をもって推薦できる者については、「学習成績概評」欄にⒶと標示することができる。

この場合、高等学校長は「備考」欄にその理由を明示しなければならないものとする。

ウ　「成績段階別人数」欄は、各段階に属する人数とその合計を、「A○○人、B○○人、C○○人、D○○人、E○○人、合計○○人」のように記入すること。

なおアにより、類型別又は科別に記入した場合は、「合計」欄に同一学年生徒の合計数を（　）内に記入すること。

エ　昭和33年３月以前の卒業者については、学習成績概評及び成績段階別人数は記入しないものとする。

(6)　「出欠の記録」欄は、高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末現在における出欠の状況を記入し、その旨を備考欄に明示すること。なお、旧教育課程による高等学校卒業者の場合は、旧生徒指導要録における該当欄のみを記入すること。

(7)　「健康の状況」欄は、次のように記入すること。

ア　「視力」、「色覚」、「聴力」及び「担当学校医所見」の欄には、それぞれについて高等学校生徒健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記すること。

イ　「結核」の欄には、高等学校生徒健康診断票の該当欄の記載事項を転記すること。

ウ　「その他の疾病及び異常」の欄には、高等学校生徒健康診断票の該当欄の記載事項及び「心臓の疾病及び異常」等該当欄以外の疾病・異常、各種疾患等に関する記載事項で、特に教育上又は保健指導上必要と認められる事項があれば記入すること。

エ　「担任教員所見」欄には、高等学校在学中に教育指導上特に支障のあった疾病又は異常についてホーム・ルーム担任教員の所見を記入すること。

(8)　「特別活動の記録」欄には、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること（例えば、特別活動への参加態度、出席状況、各種の役員としての経験などについて記入すること。）。更に、生徒の活動状況を総合的にみて、次に示す観点の趣旨に該当する場合には、欄内の観点の番号を○印で囲むこと。

1　活動の意欲……意欲をもって集団活動に参加し、熱心に自己の役割を果たした。

2　集団への寄与…所属集団の活動の発展・向上に大いに寄与した。

(9)　「行動及び性格の記録」欄は、次のように記入すること。

ア　「所見」欄には、①全体的にとらえた生徒の特徴②高等学校生徒指導要録の「Ⅰ評定」欄において「＋」又は「－」と評定された項目のうち指導上特に重要

と思われるものについての所見や指導方針等について記入すること。

イ　「趣味・特技・取得資格等」欄には、生徒の興味、趣味、特技及び国家試験等を受験することにより取得した資格などについて記入すること。

(10)　「備考」欄には、生徒指導要録の学籍の記録の備考欄、進路に関する記録欄及び特記事項欄の記載事項のうち、特に必要と認められる事項等（例えば、部活動や課題研究など学校生活における生徒の諸活動、奉仕活動など学校生活以外の場における顕著な諸活動）を記入するものとし、無い場合はその旨明示すること。

なお、大学の希望により当該大学の学部・学科に対する能力・適性等について特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。

また、学校教育法施行規則第57条の３の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校にあっては、その旨明示すること。

(11)　記載責任者職氏名は、必ず明記し、押印すること。

なお、記載内容を訂正した場合は、訂正か所に校長の印を押印するとともに、欄外に加除字数を表示すること。また、紙を貼り足した場合も、校長の印で割印をとること。

別紙様式２

昭和○○年度○○大

選抜方法等／学部・学科名	第２次の学力検査等							推薦入			
		実技検査等			２段階選抜			入学定員の一部について、出身学校長学力検査を免除し調査書を主な資料と			
	第２次の学力検査を課する	実技検査を課する	面接を行う	小論文を課する	主として、調査書の内容と共通第１次学力試験の成績により第１段階の選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行う	第１段階の選抜による合格者数		第２次学力検査を免除し、共通第１次学力試験を課する	第２次学力検査を免除し、共通第１次学力試験をも免除する	実技検	
						定員に対する倍率	その他			実技検査を課する	面接を行う

別紙様式３

昭和○○年度○○大学入学者選抜方法等

選抜方法等 ＼ 学部(学科・専攻・課程)名		○○学部 ○○学部(○○学科)	○○学部 ○科系	○○学部 ○科系	○○学部 ○○学部	備考
ア 推薦入学						
イ 帰国子女、社会人のための特別の選抜	帰国子女					
	社会人					
ウ 学力検査を課さないで、調査書を主な資料として判定する						
エ 学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対して学力検査等を課して最終的に判定する						
オ 調査書にⒶ標示を希望する						
カ 調査書に能力・適性等に関する推薦の記入を希望する						
キ 学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施する						
ク 学力検査を第１次と第２次に分け、第１次学力検査の合格者に対して第２次学力検査を課する						
ケ 実技検査を課する						
コ 面接を行う						
サ 小論文を課する						

記入上の注意

1. 「学部(学科・専攻・課程)名」欄には、同一の選抜方法等を実施する学部(学科・専攻・課程)名を列記すること。同一学部であっても、例えば、文科系の専攻と理科系の専攻が選抜方法等を異にする場合には分けて記入すること。
2. 該当する欄には○印を付し、該当しない欄には×印を付すること。
3. 「備考」欄には、推薦入学募集人員（又は比率）、推薦要件、学力検査等に先立つ調査書による判定の合格予定数（又は比率）、その他受験者の参考となる事項を具体的に記入すること。
   なお、「備考」欄が不足する場合は、適宜紙をはり足すなど工夫すること。
4. ケ、コ及びサの備考欄には、例えば、「推薦入学志望者について面接を実施する。」等の実施対象等について記入すること。
5. 本表に該当する事項が全くない場合は、別紙様式５にその旨注を付すること。
6. なお、本表に記載されない事項で特記事項がある場合には適宜の様式により本様式に添付すること。

別紙様式４

昭和○○年度共通第１次学力

学部（学科・専攻・課程）等名 ＼ 受験を要する教科名等	受験を要する教科名
○　○　学　部 ○　○　学　科 ○○課程（○○） ⋮ ○　○　学　群 ○　○　類 ○　○　系	

記入上の注意

1. 「学部（学科・専攻・課程）等名」欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部
2. 「受験を要する教科名」欄には、各学部（学科・専攻・課程）等で受験を要することとする教
3. 「受験を要する教科数」欄には、受験を要することとする教科の合計数を記入すること。
4. 「摘要」欄には、教科を選択受験する場合等の方法、その他参考となる事項等を記入すること。
5. 「その他」欄には、教科間の配点に軽重を付けることを決定している場合に、当該配点等を記

試験の受験を要する教科等

受験を要する教科数 ＼ ○○大学	摘要	その他
教科		

等であっても、学科等で異なる教科の受験を要することとする場合には分けて記入すること。

科名を記入すること。（教科名は、国、社、数、理及び外と略して記入すること。）

入すること。

別紙様式５

昭和○○年度○○大学入学者

学部（学科・専攻・課程）名 / 出題教科・科目名 / 科目数等		○　○　学　部　○○学科			○　○　学　部　○○学科	
		出題科目	受験科目数	摘　要	出題科目	受験科目数
（教科名）	（科目名）					

別紙様式６（Ｂ５判）

帰国子女等の特別選抜方法

○ ○ 大 学

実施学部・学科名	
募 集 人 員	
選 抜 期 日	
選 抜 方 法	
出 願 期 間	
出 願 資 格	
そ の 他	

記入上の注意

「実施学部・学科名」及び「募集人員」の各欄には、選抜方法、出願資格等が同一の場合は、学部・学科名等を列記すること。また異なる場合には、別々に作成すること。

別紙様式７（Ｂ５判）

社会人等の特別選抜方法

○ ○ 大 学

実施学部・学科名	
募 集 人 員	
選 抜 期 日	
選 抜 方 法	
出 願 期 間	
出 願 資 格	
そ の 他	

記入上の注意

「実施学部・学科名」及び「募集人員」の各欄には、選抜方法、出願資格等が同一の場合は、学部・学科名等を列記すること。また異なる場合には、別々に作成すること。

⑿　大学入試センター試験試行テスト実施要項

大学入試センター試験試行テスト実施要項

（昭和63年８月３日 入試セ企第10号
大学入試センター所長通知）

大学入試センター試験（以下，試行テストに対し「本試験」という。）のための試行テスト（以下「試行テスト」という。）の実施については，次に定めるところによる。

1　目的とその実施

(1)　試行テストは，昭和65年度の大学入学者選抜からの本試験の円滑な実施に資するため，試行テストに参加する大学が，本試験の実施体制・方法等についての実際的経験を通して理解を深めることを目的とするほか，本試験の利活用等について検討を行うため，参加する大学に対して，受験者の成績を提供する。

(2)①　試行テストは，別表１の参加大学が，大学入試センターと協力して，同一の期日に同一の試験問題により，共同して実施する。

②　試行テストは，大学又は学部をその単位として実施するものとする。

(3)　試行テスト実施の円滑化を図るため，原則として都道府県毎に，当該地域の参加大学と国公立大学間において協議の上，世話大学を定める。

2　実施に当たっての業務分担

(1)　試行テストの実施に当たっては，大学入試センターと参加大学（大学の一部の学部が参加する場合の当該学部を含む。以下同じ。）が，次のとおり業務を分担し，それぞれ責任をもって実施するものとする。

①　大学入試センター

試験問題等の作成・印刷及び輸送，受験案内の作成，出願の受付，受験票の交付，監督要領等の作成，試験場の指定，答案の採点・集計，試験成績その他資料の参加大学への提供，その他関連する業務

②　参加大学

試験場の設定，試験監督者等の選出，試験問題等の保管・管理，試験の実施，答案の返送，試験成績の請求，その他関連する業務

(2)　参加大学は，当該大学の利用教科・科目数等にかかわらず２日間にわたり，全教科・科目の試験を実施する。

(3)　原則として都道府県毎に，参加大学及び世話大学において入試責任者をもって連絡協議会を組織し，試験場の設定，試験実施の際の人的協力等試験実施上の具体的な取り扱いについて，連絡・調整を図る。

(4)　世話大学は，当該地域の実情に応じ，連絡協議会の取りまとめを行うほか，試験問題等の輸送・保管，大学入試センターとの連絡等試行テストの実施を円滑に遂行するために，必要な協力を行うものとする。

3　試験場の設定等

(1)　大学入試センターは，参加大学に対し，当該大学の入学定員等を考慮のうえ，あらかじめ受験者の予定人数を通知し，参加大学は，その人数に応じた試験場を準備する。

(2)　大学入試センターは，参加大学に対し，確定した受験者数を通知し，参加大学は，その人数に応じた試験場の設営，試験監督者の選出等，所要の準備を進める。

4　受験者の募集方法等

(1)　対象；参加大学の所在する都道府県の高等学校を昭和64年３月に卒業する見込みの者のうち，試行テストの受験を希望する者。ただし，その高等学校の卒業者をこれに加えることができる。

(2)　募集方法；大学入試センターが，３の予定人数の範囲内で，参加大学の所在する都道府県の高等学校長会等の協力を得て高等学校に依頼する。この場合，できるだけ，参加大学のいずれかに入学を志望する者を募集するよう配慮するものとする。

(3)　受験案内の配付；大学入試センターは，出願の具体的手続等を記載した受験案内を作成し，高等学校を経由して配付する。

5　出　願

(1)　志願者は，志願票を在学（出身）高等学校長に提出し，高等学校長は，これを取りまとめ，大学入試センターに郵送により提出する。

(2)　出願の期間は，昭和63年10月１日（土）から10月６日（木）までとする。

6　受験票等の交付

大学入試センターは，出願者に対し，受験番号，試験場等を記載した受験票等を，昭和63年11月中旬までに高等学校を経由して交付する。

7　試験場の指定

各出願者が受験する試験場は，大学入試センターが，参加大学が設定する試験場のうちから指定する。

8　実施期日

(1)　試行テストは，昭和63年12月25日（日）・ 26日（月）の２日間にわたり実施する。

(2)　試験の時間割りは次表のとおりとする。

期　　日	教科・科目	試　験　時　間
昭和63年 12月25日（日）	国　　語	10:00 － 11:20
	社　　会	12:30 － 13:30
	数　学（A）	14:20 － 15:20
	数　学（B）	16:10 － 17:10
12月26日（月）	外　国　語	10:00 － 11:20
	理　科（A）	12:30 － 13:30
	理　科（B）	14:20 － 15:20
	理　科（C）	16:10 － 17:10

9　出題教科・科目等

(1)　試行テストの出題は，現行の共通第１次学力試験の経験と研究の成果を活かし，高等学校学習指導要領に準拠するとともに，教科書を基礎としたものとする。

(2)　試行テストの出題教科・科目等は，別表２のとおりとする。

(3)　試行テストは，主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し，解答はマーク方式による。

10　教科・科目の指定

(1)　参加大学は，別表２の出題教科・科目のうちから，試行テストにおいて利用する教科・科目を昭和63年10月末までに指定するものとする。この場合，受験者が複数の大学への入学を志望することのあることをも考慮し，試行テストにおいても，特定の科目（例えば，「日本史」，「物理」等）のみを指定することなく，８の（２）に示す教科・科目（例えば，「社会」，「理科（Ａ）」等）を指定し，その中から選択受験できるよう配慮することが望ましい。

なお，参加大学が試行テストにおいて利用する教科・科目は，昭和65年度以降の本試験における利用教科・科目と異なっても差し支えない。

(2)　参加大学が指定した教科・科目は，大学入試センターから出願者に対し，昭和63年11月中旬までに高等学校を経由して通知する。

(3)　受験者は，入学を志望する参加大学が指定した教科・科目を考慮して，解答する科目を選択し，解答するものとする。

11　資料の発表等

(1)　大学入試センターは，試行テストに係る試験問題，正解・配点を実施後速やかに発表する。

(2)　受験者個人の試験成績については，参加大学のみに対し，12 に定めるところにより提供する。また，受験者個人に対し試験成績は通知しない。

12　成績の請求及び提供

(1)　参加大学は，当該大学の昭和64年度入学者選抜に出願した者又は合格した者につ

いて，該当者の試行テストにおける成績（当該参加大学が試行テストにおいて利用すると指定した教科・科目に限る。）を大学入試センターへ請求する。

(2)　大学入試センターは，参加大学の請求に基づき，①個人別の科目別・大問別の得点及び合計点，②科目別の平均点，標準偏差等を提供する。

(3)　請求及び提供の時期は，昭和64年４月中旬とする。

13　試行テストの実施・利用に伴う経費

(1)　試行テストの実施にかかる試験問題等の輸送，学外試験場の借り上げ，試験監督者の謝金等については，大学入試センターが負担する。

(2)　試行テストの成績提供については無料とする。

(3)　試行テストの受験料は無料とする。

14　その他

前各項に定めるもののほか，試行テストの実施に関する具体的な取扱いについては，大学入試センターが別に定める。

〔別表１〕

参　加　大　学　一　覧

都道府県名	参加大学名	学部名	備考
青森県	八戸大学	商学部	
栃木県	足利工業大学	工学部	
	白鴎大学	経営学部	
千葉県	東邦大学	理学部	
東京都	桜美林大学	文学部	
	昭和女子大学	文学部	
	日本歯科大学	歯学部	
	武蔵工業大学	工学部	
新潟県	日本歯科大学	新潟歯学部	
福井県	福井工業大学	工学部	
兵庫県	松蔭女子学院大学	文学部	

〔別表2〕

出題教科・科目等

教科	出題科目		試験時間（配点）	出題方法等	科目選択の方法
国語		『「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」』	80分（200点）		
社会		『「倫理」・「政治・経済」』 「日本史」 「世界史」 「地理」 「現代社会」	60分（100点）		左記出題科目の5科目のうちから1科目を選択し，解答する。
数学	A	「数学Ⅰ」	60分（100点）		
	B	「数学Ⅱ」 「工業数理」 『「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』	60分（100点）	「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は，出題範囲から除く。 「数学Ⅱ」については，「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」，「基礎解析」及び「確率・統計」のうち2科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。 「簿記会計Ⅱ」は，前半の内容（①特殊な取引の記帳，②帳簿組織，③株式会社の記帳）を出題範囲とする。	左記出題科目の3科目のうちから1科目を選択し，解答する。
理科	A	「物理」 「地学」	60分（100点）	「物理」，「地学」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれるそれぞれの関連内容を含む。	左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し，解答する。
	B	「化学」 「理科Ⅰ」	60分（100点）	「化学」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し，解答する。
	C	「生物」	60分（100点）	「生物」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	
外国語		『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』 「ドイツ語」 「フランス語」	80分（200点）		『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』とこれに準じた「ドイツ語」及び「フランス語」の3科目のうちから1科目を選択し，解答する。

（注）受験者は，解答する科目の選択に当たっては，大学を志望する大学の指定した科目を選択するものとする。

⑬ 大学入試センター試験試行テスト受験案内

大学入試センター試験試行テスト

受験案内

出願期間　昭和63年10月1日(土)～10月6日(木)

試験期日　昭和63年12月25日(日)・26日(月)

大学入試センター

試行テストの実施について

臨時教育審議会の提言を受け，昭和65年度の大学入学者選抜から実施される大学入試センター試験（以下，試行テストに対し「本試験」という。）は，高等学校教育の基礎・基本を尊重した良質な試験問題を確保し，国公私立大学を通じた自由な利活用を通じ，これを利用する各大学の創意工夫による多様な利用により，画一的な学力偏重の選抜ではなく，個性的で特色のある入学者選抜を実現することをその目的としています。

「本試験」の円滑な実施に資するため，今回，参加大学の所在する都道府県の高等学校を昭和64年３月に卒業する見込みの者を主な対象とした試行テストが実施されることになりました。

試行テストを受験する者は，この受験案内に従って，所定の手続きにより出願してください。

目　　次

1　実施日程 ……4
2　出願できる者 ……5
3　出願手続 ……5
4　志願票の記入方法 ……7
5　試験場の指定 ……10
6　受験票・写真票 ……10
7　試験期日・試験時間 ……11
8　出題教科・科目等 ……11
9　受験に当たっての注意事項 ……13
10　資料の発表 ……15
高等学校へのお願い ……16

【注】　この受験案内には，志願票，志願票総括表を折り込んであるので、確認すること。

1　実施日程

大学入試センター	時　期	受験者（高等学校）
受験案内を高等学校へ送付	9月中旬	高等学校から受験案内を受領
		志願票に記入し，高等学校へ提出
願書受付	10月1日(土) ～10月6日(木)	(高等学校長が志願票を取りまとめ，大学入試センターに提出)
高等学校へ受験票及び参加大学が指定した教科・科目の一覧表を送付	11月中旬まで	高等学校から受験票等を受領
試行テストを実施	12月25日(日) ・12月26日(月)	試行テストを受験
試験終了後，正解等を発表	12月26日(月)	

2　出願できる者

試行テストの参加大学（大学の一部の学部が参加する場合のその学部を含む。以下同じ。）の所在する都道府県の高等学校を昭和64年3月に卒業する見込みの者。（その高等学校を卒業した者も含む。）

上記の高等学校は，参加大学の所在する都道府県の高等学校長協会から受験希望者の募集について協力依頼があった高等学校に限られる。

【注】 昭和65年度の大学入学者選抜からの「本試験」においては，高等専門学校第3学年修了者，外国において学校教育における12年の課程を修了した者及び文部大臣の指定した者，大学入学資格検定に合格した者等も出願資格を有するが，今回の試行テストでは対象としない。

3　出願手続

【出願受付期間】

昭和63年10月1日（土）から10月6日（木）まで
（10月6日（木）消印有効）

【出願方法】

(1)　志願者は，志願票（この受験案内に折り込んである。）の所定事項を記入し，在学（出身）高等学校に提出する。

(2)　高等学校長は，志願者から提出された志願票を取りまとめ，**「志願票総括表」**（この受験案内に折り込んである。）を作成し，志願票とともに書留扱いで郵送する。

（16～17ページ参照）

【受験料】

試行テストの受験料は無料とする。

志願者からの問い合わせ

試行テストに関する問い合わせ先は，次のとおり。

問い合わせ先

☎　03（481）4600

大学入試センター試験実施課

平日９時30分から17時，土曜日９時30分から12時

4　志願票の記入方法

(1)　記入上の注意

ア　志願者は，「志願票の記入例」を参照し，**まず「志願票控」**に記入してみて，その記入内容に誤りがないことを確認した後，**「志願票」（提出用）**に記入すること。

「志願票」（提出用）の用紙は，この受験案内に折り込んであるものを丁寧に取りはずして使用すること。

イ　黒又は青のボールペンで丁寧に記入すること。

ウ　誤って記入した場合は，誤記入部分を二重線で消し，訂正すること。

【注】　志願票の［　　］の部分は，昭和65年度の大学入学者選抜からの「本試験」において使用する予定の箇所であるので，記入する必要はない。

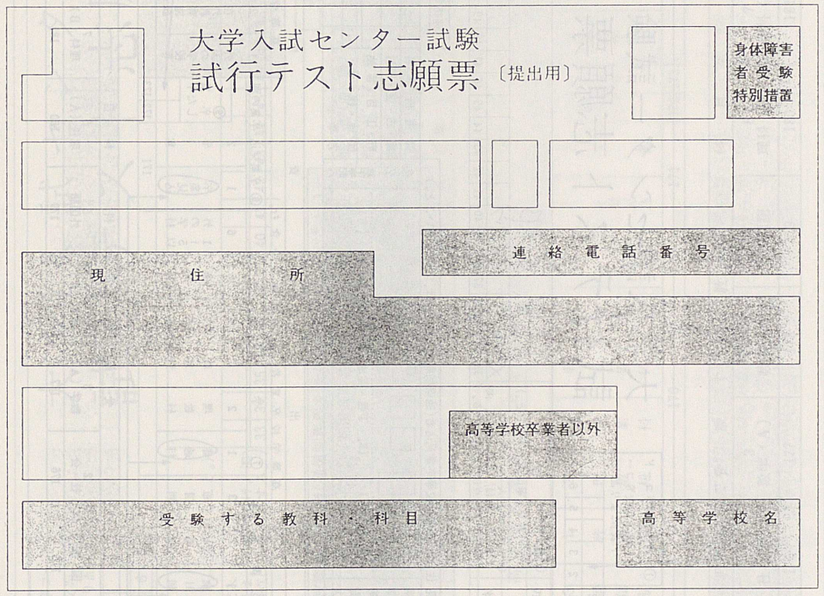

(2) 志願票の記入例

記入しないこと。
該当するものを○で囲むこと。
記入しないこと。
該当する年号を○で囲むこと。
1ケタの場合には左側に0を記入すること。
卒業見込者は、記入しないこと。
該当事項を○で囲むこと。

大学入試センター試験
試行テスト志願票〔提出用〕

① 高等学校等コード（「高等学校等コード表」により記入）　1 2 3 4 5 6 7

氏　②漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。）　目黒 太郎

名　③カタカナ記入（姓と名の間は、1コマあけ、濁点及び半濁点は1コマとする。）　メグロ タロウ　33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

④性別　1 男　2 女（○ 1 男）　51

⑤ 生年月日　年号 M 明治 T 大正 S 昭和（○ S）　52　年 53 54　月 55 56　日 57 58　（45 07 06）

高等学校記入欄　⑩ 整理番号（高等学校で整理番号を付けること）　8 9 10 11

身体障害者受験特別措置　希望　12

現住所（高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）は、記入しないこと。）
漢字等記入　（都道府県名）（郡・市名）（区・町村名）（町・丁目・番地・団地・棟・号）（方）
カタカナ・数字等記入　都道府県名／郡・市・区・町村／町・丁目・番地／団地・棟・号・／方等

連絡電話番号

出願資格

高等学校卒業者（卒業見込者を含む。）												高等学校卒業者以外				
⑥ 課程			⑦ 学科						⑧ 卒業見込・卒業の別		⑨ 卒業した年					
1 全日制	2 定時制	3 通信制	1 普通科	2 理数科	3 農業科	4 工業科	5 商業科	6 1〜5以外の学科	1 卒業見込	2 卒業		1 外国の学校等	2 在外教育施設	3 文部大臣の指定した者	4 大学入学資格検定	5 高専3年修了その他
169			170						171		172 173	174				

（記入例：⑥ 1 全日制、⑦ 1 普通科、⑧ 1 卒業見込 を○で囲む。）

受験する教科・科目							
1 国語	2 社会	3 数学（A）	4 数学（B）	5 外国語	6 理科（A）	7 理科（B）	8 理科（C）
175	176	177	178	179	180	181	182

高等学校名　（都道府県名）（高等学校名）

大学入試センター試験
試行テスト志願票控

① 高等学校等コード（「高等学校等コード表」により記入）　1 2 3 4 5 6 7

氏　②漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。）

名　③カタカナ記入（姓と名の間は、1コマあけ、濁点及び半濁点は1コマとする。）　33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

④性別　1 男　2 女　51

⑤ 生年月日　年号 M 明治 T 大正 S 昭和　52　年 53 54　月 55 56　日 57 58

高等学校記入欄　⑩ 整理番号（高等学校で整理番号を付けること）　8 9 10 11

身体障害者受験特別措置　希望　12

現住所（高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）は、記入しないこと。）
漢字等記入　（都道府県名）（郡・市名）（区・町村名）（町・丁目・番地・団地・棟・号）（方）
カタカナ・数字等記入　都道府県名／郡・市・区・町村／町・丁目・番地／団地・棟・号・／方等

連絡電話番号

出願資格

高等学校卒業者（卒業見込者を含む。）												高等学校卒業者以外				
⑥ 課程			⑦ 学科						⑧ 卒業見込・卒業の別		⑨ 卒業した年					
1 全日制	2 定時制	3 通信制	1 普通科	2 理数科	3 農業科	4 工業科	5 商業科	6 1〜5以外の学科	1 卒業見込	2 卒業		1 外国の学校等	2 在外教育施設	3 文部大臣の指定した者	4 大学入学資格検定	5 高専3年修了その他
169			170						171		172 173	174				

受験する教科・科目							
1 国語	2 社会	3 数学（A）	4 数学（B）	5 外国語	6 理科（A）	7 理科（B）	8 理科（C）
175	176	177	178	179	180	181	182

高等学校名　（都道府県名）（高等学校名）

5　試験場の指定

各出願者の試験場は，受験票に記載して通知する。

指定された試験場以外での受験は認めない。

6　受験票・写真票

(1)　受験票等の交付

受験票及び写真票は，出願者の在学（出身）高等学校を経由して，本人に**11月中旬までに**交付する。

(2)　受験票等の受領後の取扱い

ア　受験票及び写真票は，試験当日に必ず持参すること。

写真票は，試験室において提出すること。

イ　受験票及び写真票の「写真欄」には，**同一の写真**（カラーでも良い。）を裏面にのり付けをして，丁寧にはり付けておくこと。

（写真の大きさは，縦4cm・横3cm，試験日前3か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用する者は，眼鏡を着用して撮影したもの。）

ウ　受験票及び写真票の「自署欄」に，受験者本人が，氏名を黒又は青のボールペンであらかじめ自署しておくこと。

【注】　受験票の裏面に記載されている注意事項をよく読んでおくこと。

(3)　受験票等を紛失した場合

受験票等の再発行は行わない。

紛失等の場合は，試験当日，早めに試験場本部に行き，係員の指示を受けて受験すること。試験場等が不明の場合は，大学入試センターに照会すること。

（6ページ参照）

7　試験期日・試験時間

(1)　試行テストは，昭和63年12月25日（日）・26日（月）の2日間にわたり実施する。

(2)　試験の時間割りは次のとおりとする。

期　日	教科・科目	試験時間
昭和63年12月25日（日）	国　語	10：00—11：20
	社　会	12：30—13：30
	数学（A）	14：20—15：20
	数学（B）	16：10—17：10
12月26日（月）	外国語	10：00—11：20
	理科（A）	12：30—13：30
	理科（B）	14：20—15：20
	理科（C）	16：10—17：10

8　出題教科・科目等

(1)　試行テストの出題は，高等学校学習指導要領に準拠するとともに，教科書を基礎として行う。

(2)　試行テストの出題教科・科目等は，次ページの表のとおりである。

受験者は，解答する科目の選択に当たっては，原則として，昭和64年度において入学を志望する大学の指定した教科・科目を選択するものとする。

複数の大学への入学を志望する場合，各大学で指定する教科・科目が異なるときは適宜判断の上，いずれかの科目を選択する。

（参加大学が指定した教科・科目は，大学入試センターから受験者に対し，昭和63年11月中旬までに高等学校を経由して通知する。）

(3)　試行テストは，主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し，解答はマーク方式による。

(4) 出題教科・科目等

教科		出題科目	試験時間（配点）	出題方法等	科目選択の方法
国語		『「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」』	80分（200点）		
社会		『「倫理」・「政治・経済」』 「日本史」 「世界史」 「地理」 「現代社会」	60分（100点）		左記出題科目の5科目のうちから1科目を選択し，解答する。
数学	A	「数学Ⅰ」	60分（100点）		
	B	「数学Ⅱ」 「工業数理」 『「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』	60分（100点）	「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は，出題範囲から除く。 「数学Ⅱ」については，「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」，「基礎解析」及び「確率・統計」のうち2科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。 「簿記会計Ⅱ」は，前半の内容（①特殊な取引の記帳，②帳簿組織，③株式会社の記帳）を出題範囲とする。	左記出題科目の3科目のうちから1科目を選択し，解答する。
理科	A	「物理」 「地学」	60分（100点）	「物理」，「地学」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれるそれぞれの関連内容を含む。	左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し，解答する。
	B	「化学」 「理科Ⅰ」	60分（100点）	「化学」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し，解答する。
	C	「生物」	60分（100点）	「生物」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	
外国語		『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』 「ドイツ語」 「フランス語」	80分（200点）		『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』とこれに準じた「ドイツ語」及び「フランス語」の3科目のうちから1科目を選択し，解答する。

9 受験に当たっての注意事項

(1) 試験前日までの注意事項

ア 受験票裏面の「受験上の注意」をよく読んでおくこと。

イ 試験前日までに試験場を確認しておくこと。ただし，試験室の下見は，できない。

ウ 「Hの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」「受験票」等，試験当日持参するものをあらかじめ確認しておくこと。

(2) 試験当日の注意事項

ア 受験票及び写真票は，試験当日必ず持参すること。

イ 受験票で指定した試験場で受験すること。指定された試験場以外での受験はできない。

ウ 各自が受験すべき試験室の位置，受験上の注意等については，試験場の入口で掲示又は印刷物により指示するので，早めに試験場に到着し，確認すること。

エ 試験場の入口で受験票の提示を求めることがある。

オ 受験者は各自の受験する教科・科目の「受験者入室」時刻までに試験室に到着すること。

カ 受験票で「上履き持参」と表示してある試験場については，上履きを持参すること。この場合，下履きを入れる袋等を持参すること。

キ 試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認の上，着席すること。

ク 昼食は各自用意すること。

ケ 自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止する。

(3) 試験時間中の注意事項

ア 受験票等

試験中は，受験票を常に机の上に置くこと。写真票は，試験時間内に回収する。

イ 受験番号，解答科目のマーク等

解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目を監督者の指示に従い，正しくマークし，記入すること。

ウ 携行品の使用

① 解答には必ず「Hの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」を使用すること。なお，H以外の黒鉛筆，色鉛筆，ボールペン，シャープペンシルなどを使用

して解答した場合には，解答が読みとれないおそれがあるので，必ずHの黒鉛筆を使用すること。

② 机の上には，「Hの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」以外の携行品を置いてはいけない。

③ 「電卓」「そろばん」「グラフ用紙」「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）」「コンパス」等の補助具の使用は一切認めない。

④ 試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけない。

⑤ 試験室内で，コート類を着用しても差し支えない。（文字や地図等がプリントされた上着等は着用しないこと。）

⑥ その他携行品の措置は，監督者の指示に従うこと。なお，貴重品は身につけるなど，各自の責任で保管すること。

エ 試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めない。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従うこと。

(4) 事故等

ア 試験開始時刻に遅刻した者は係員の指示に従うこと。

試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認める。

なお，試験当日，定期運行している交通機関の事故又は災害等が発生した場合，その状況によっては，試験時間が繰り下げられることもあるので留意すること。

イ 受験票・写真票を紛失し，又は忘れた場合は，早めに試験場本部に行き，係員の指示を受けて受験すること。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してある。）

10 資料の発表

(1) 大学入試センターは，試行テストに係る試験問題，正解・配点を実施後速やかに発表する。

(2) 受験者個人の試験成績については，参加大学のみに対し提供する。

また，受験者個人に対し試験成績は通知しない。

【注】 試行テスト受験者が，昭和64年度大学入学者選抜において試行テスト参加大学に出願又は合格した場合，当該大学から試験成績の請求があれば，その者の試験成績を提供することとしているので，受験者はあらかじめ承知しておくこと。

なお，試行テスト受験者の試験成績は，参加大学に提供することとなっているが，その時期は昭和64年４月中旬以降になるので，当該大学の昭和64年度入学者選抜に利用されるものではない。

高等学校へのお願い

試行テストの志願票については，志願者の在学（出身）高等学校を経由して大学入試センターあてに提出することとなっています。

つきましては，貴校に在学（出身）の志願者に対して志願票の記入について十分御指導いただくとともに，志願票を取りまとめ，志願票総括票を作成し，一括して大学入試センターに提出くださるようお願いします。

志願票は次の要領により取りまとめ，提出してください。

(1) 志願票の取りまとめ

記入もれ，誤記入等がないことを確認してください。

(2) 志願票の「高等学校等コード」欄

「昭和64年度共通第１次学力試験受験案内」の「高等学校等コード表」の該当するコードを記入してください。

(3) 志願票の「高等学校記入欄」の⑩「整理番号」欄

ア 志願票を取りまとめ，それぞれの志願票に一連の整理番号を記入してください。

イ 整理番号の数字は，右につめて記入してください。

(4) 「志願票総括表」の作成

ア 志願票を取りまとめた後，志願票200枚までごとに「志願票総括表」（この受験案内に折り込んである）１枚を作成してください。

イ 高等学校名，校長名及び取扱責任者職氏名を必ず記入し，押印してください。

ウ 各欄は，「志願票総括表」の用紙の説明書きによって記入してください。各欄に記入する数字は，すべて右につめて記入してください。

エ 高等学校卒業者の志願票は，卒業見込者の志願票とは別に取りまとめ，それぞれ「志願票総括表」を作成してください。

（17ページ「志願票総括表作成の例」参照）

【志願票総括表作成の例】

例 高等学校卒業見込者120人分，高等学校卒業者５人分の志願票を提出する場合（総括表２枚使用）

総括表記入方法

（１枚目）

対象者区分 ①2

提出回数 1

整理番号 1 ～ 120

志願票枚数 120 枚

（２枚目）

対象者区分 1 ②

提出回数 2

整理番号 121 ～ 125

志願票枚数 5 枚

まとめ方

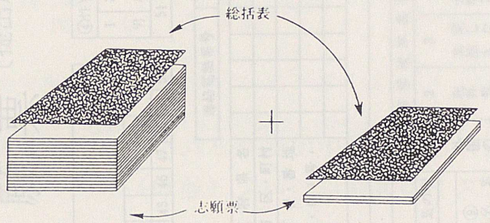

(5) 書類の提出方法等

ア 提出方法

通常郵便物（第１種郵便物）の書留扱いで郵送してください。

（小包郵便物にはできません。）

イ 出願受付期間

昭和63年10月１日（土）から10月６日（木）まで

（10月６日（木）消印有効）

（昭和64年度共通第１次学力試験の出願書類の提出期限と間違いのないようお願いします。）

ウ 提出先

〒153 東京都目黒区駒場２丁目19—23 大学入試センター試験実施課

（郵便物の表面に，この受験案内の19ページの「提出書類郵送用あて名書き」を切り取り，のりではり付けてください。）

(6) 受験票等の送付について

ア　受験票及び写真票は，貴校在学（出身）者に係る分を一括して速達書留で郵送しますので，各出願者への配付及び受験時の注意事項等（13～14ページ参照）についての指導をお願いします。

イ　受験票等は，11月中旬までに送付しますが，昭和63年11月30日（水）までに届かなかった場合は，大学入試センターに電話により連絡してください。

（連絡先 6 ページ参照）

(7) 参加大学の教科・科目の指定

参加大学が指定した教科・科目の一覧表は，大学入試センターから昭和63年11月中旬までに受験票等と一括して貴校へ送付しますので，出願者への配付についてよろしくお願いします。

(14) 大学入試センター試験試行テスト志願票

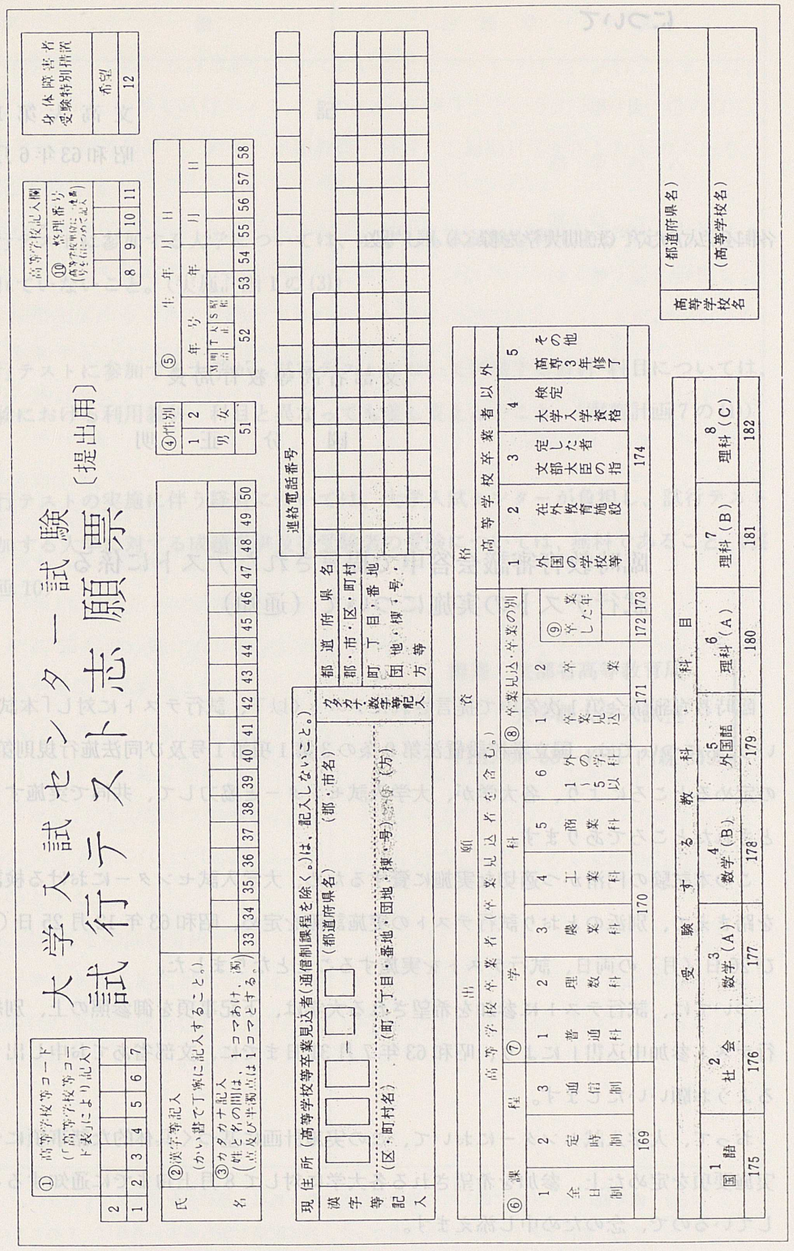

⑮ 臨時教育審議会答申で提言されたテストに係る試行テストの実施について

文高大第197号
昭和63年6月20日

各国公私立大学（短期大学を除く）長　殿

文部省高等教育局長
國　分　正　明

臨時教育審議会答申で提言されたテストに係る試行テストの実施について（通知）

臨時教育審議会第1次答申で提言されたテスト（以下、試行テストに対し「本試験」という。）については、国立学校設置法第9条の3第1項第1号及び同法施行規則第50条の定めるところにより、各大学が、大学入試センターと協力して、共同で実施することとされたところであります。

この本試験の円滑かつ適切な実施に資するため、大学入試センターにおける検討結果を踏まえて、別添のとおり試行テストの実施計画を定め、昭和63年12月25日（日）及び26日（月）の両日、試行テストを実施することとなりました。

ついては、試行テストに参加を希望される大学は、下記事項を御参照の上、別紙「試行テスト参加申込書」により、昭和63年7月31日までに、文部省あてお申し出くださるようお願いいたします。

おって、大学入試センターにおいて、この実施計画に基づく具体的な諸事項について実施要項を定めた上、参加を希望される各大学に対して8月上旬までに通知することとしているので、念のため申し添えます。

記

1　試行テストに参加する大学については、必ずしも本試験を利用する予定の大学に限定されていないこと。（実施計画1の(3)）

2　試行テストに参加する大学が、試行テストにおいて利用する教科・科目については、本試験における利用教科・科目と異なっても差し支えないこと。（実施計画7の(1)）

3　試行テストの実施に伴う経費については、大学入試センターが負担し、試行テストに参加する大学に対する成績提供及び受験者の受験については、無料であること。（実施計画10）

［担当：文部省高等教育局
大学課大学入試室
TEL 03-581-4211 内線2495］

試行テスト参加申込書

大学・学部名	備考
○○大学 △△学部 △△学部 △△学部 ・ ・ ・	

（注） 備考欄には、実施に際しての事務責任者の職・氏名・連絡先を記入してください。
また、試行テストに参加するに当たって、特に配慮を望む事項があれば、そのことについて記入してください。

臨時教育審議会答申で提言されたテストに係る試行テスト実施計画

この実施計画は、臨時教育審議会答申で提言されたテスト（以下、試行テストに対し「本試験」という。）に係る試行テスト（以下「試行テスト」という。）に関し、その目的、実施に当たっての業務分担、対象、出題教科・科目、実施期日等を示したものである。

1 目的とその実施

(1) 試行テストは、昭和65年度の大学入学者選抜からの本試験の円滑な実施に資するため、主として私立大学が、本試験の実施体制・方法等についての実際的経験を通して理解を深めることを目的とするほか、本試験の利活用等について検討を行うため、参加する大学に対して、受験者の成績を提供する。

(2) ① 試行テストは、試行テストに参加する大学が、大学入試センター（以下「センター」という。）と協力して、同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施する。

② 試行テストは、大学又は学部をその単位として実施するものとする。

(3) 参加大学は、原則として、次のとおりとする。

① 昭和65年度から本試験を利用する予定の私立大学

② 昭和66年度以降における本試験の利用について検討するため、試行テストへの参加を希望する私立大学

③ 試行テストへの参加を希望する国公立大学

(4) 試行テストの実施に当たっては、原則として都道府県毎に、参加大学の数、規模等を考慮し、当該地域の参加大学とこれまでの共通第1次学力試験の経験を踏まえた国公立大学間において協議の上、世話大学を定め、試行テスト実施の円滑化を図るものとする。

2 実施に当たっての業務分担

(1) 試行テストの実施に当たっては、センターと参加大学（大学の一部の学部が参加する場合の当該学部を含む。以下同じ。）が、次のとおり業務を分担し、それぞれ責任をもって実施するものとする。

① センター

試験問題等の作成・印刷及び輸送、受験案内の作成、出願の受付、受験票の交付、監督要領等の作成、試験場の指定、答案の採点・集計、試験成績その他資料の参加大学への提供、その他関連する業務

② 参加大学

試験場の設定、試験監督者等の選出、試験問題等の保管・管理、試験の実施、答案の返送、試験成績の請求、その他関連する業務

(2) 参加大学は、当該大学の入学志望者数及び利用教科・科目数にかかわらず2日間にわたり、全教科・科目の試験を実施するものとする。

(3) 原則として都道府県毎に、参加大学と世話大学が連絡協議会を組織し、試験場の設定、試験実施の際の人的協力等試験実施上の具体的な取り扱いについて、連絡・調整を図る。

(4) 世話大学は、当該地域の実情に応じ、連絡協議会の取りまとめを行うほか、試験問題等の輸送・保管、センターとの連絡等試行テストの実施を円滑に遂行するために、必要な協力を行うものとする。

3 対　象

(1) 試行テストは、参加大学の所在する都道府県の高等学校を昭和64年3月卒業見込みの者のうち、試行テストの受験を希望する者を対象として実施する。ただし、その高等学校の卒業者をこれに加えることができる。

(2) 受験希望者の募集は、参加大学の所在する都道府県の高等学校長会等の協力を得て行う。この場合、できるだけ、参加大学のいずれかに入学を志望する者を募集するものとする。

4 出題教科・科目等

(1) 試行テストの出題は、現行の共通第1次学力試験の経験と研究の成果を活かし、高等学校学習指導要領に準拠するとともに、教科書を基礎としたものとする。

(2) 試行テストの出題教科・科目等は、別表のとおりとする。

(3) 試行テストは、主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し、解答はマーク方式による。

5 出　願

受験希望者は、志願票を在学（出身）高等学校長に提出し、高等学校長は、それを取りまとめ、昭和63年10月上旬にセンターに提出する。

6 実施期日

(1) 試行テストは、昭和63年12月25日(日)・26日(月)の2日間にわたり実施する。

(2) 試験の時間割りは次表のとおりとする。

期　日	教科・科目	試　験　時　間
昭和63年 12月25日（日）	国　語	10：00～11：20
	社　会	12：30～13：30
	数学（A）	14：20～15：20
	数学（B）	16：10～17：10
12月26日（月）	外国語	10：00～11：20
	理科（A）	12：30～13：30
	理科（B）	14：20～15：20
	理科（C）	16：10～17：10

7 教科・科目の指定

(1) 参加大学は、別表の出題教科・科目のうち、試行テストにおいて利用する教科・科目を指定するものとする。この場合、受験希望者が複数の参加大学への入学を志望することのあることをも考慮し、特定の科目（例えば、「日本史」、「物理」等）のみを指定することなく、6の(2)に示す教科・科目（例えば、「社会」、「理科(A)」等）の中から選択受験できるよう配慮することが望ましい。

参加大学が試行テストにおいて利用する教科・科目は、昭和65年度以降の本試験における利用教科・科目と異なっても差し支えない。

(2) 受験者は、入学を志望する大学が指定した教科・科目を考慮して、解答する科目を選択し、解答するものとする。

参加大学が指定した教科・科目は、センターから受験希望者に周知するものとする。

8　資料の発表等

(1)　センターは、試行テストに係る試験問題、正解・配点を実施後速やかに発表する。

(2)　受験者個人への試験成績の通知は行わない。

9　成績の請求及び提供

(1)　参加大学は、昭和64年度入学者選抜において当該大学に出願した者又は合格した者のリストにより、該当者の試行テストの成績をセンターに請求するものとする。

(2)　センターは、参加大学の請求に基づき、該当者にかかる試行テストの成績を参加大学に対し提供する。

提供する成績は，① 個人別の科目別・大問別の得点及び合計点，② 科目別の平均点、標準偏差等とする。

(3)　請求及び提供の時期は、昭和64年4月中旬とする。

10　試行テストの実施・利用に伴う経費

(1)　試行テストの実施にかかる試験問題等の輸送、学外試験場の借り上げ、試験監督者の謝金等については、センターが負担する。

(2)　試行テストの成績提供については無料とする。

(3)　試行テストの受験料は無料とする。

11　その他

受験案内の配付・受験票の交付の方法、参加大学の分担する業務の詳細等については別に定める。

12　試行テストの実施日程

① 実施要項決定 ……8月上旬
（実施日程、参加大学の分担業務等実施上の基本的事項について定め、参加大学等に通知）

② 参加大学に対する説明会（第1回） ……8月中旬～下旬
（参加大学に対して、実施上の具体的諸事項について説明）

③ 連絡協議会の設置 ……8月中旬～下旬
（参加大学と世話大学が連絡協議会を設置）

④ 試行テストへの出願 ……10月上旬
（各高等学校長が志願票をとりまとめセンターに提出）

⑤ 試行テストで利用する教科・科目の指定 ……10月末
（参加大学の指定に基づき、センターから受験希望者に周知）

⑥ 参加大学に対する説明会（第2回）……12月上旬
（受験者の確定に伴う実施上の具体的諸事項について説明）

⑦ 試行テストの実施 ……12月25日、26日

⑧ 参加大学に対する成績提供 ……64年4月中旬
（参加大学は、昭和64年度における当該大学への実際の出願者又は合格者のリストにより請求し，センターは該当者に係る成績を提供）

別　表

出題教科・科目等

教科		出題科目	試験時間（配点）	出題方法等	科目選択の方法
国語		「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」	80分（200点）		
社会		「倫理」・「政治・経済」 「日本史」 「世界史」 「地理」 「現代社会」	60分（100点）		左記出題科目の5科目のうちから1科目を選択し、解答する。
数学	A	「数学Ⅰ」	60分（100点）		
	B	「数学Ⅱ」 「工業数理」 「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」	60分（100点）	「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は、出題範囲から除く。 「数学Ⅱ」については、「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」、「基礎解析」及び「確率・統計」のうち2科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。 「簿記会計Ⅱ」は、前半の内容（①特殊な取引の記帳、②帳簿組織、③株式会社の記帳）を出題範囲とする。	左記出題科目の3科目のうちから1科目を選択し、解答する。
理科	A	「物理」 「地学」	60分（100点）	「物理」、「地学」の出題には、「理科Ⅰ」に含まれるそれぞれの関連内容を含む。	左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し、解答する。
	B	「化学」 「理科Ⅰ」	60分（100点）	「化学」の出題には、「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し、解答する。
	C	「生物」	60分（100点）	「生物」の出題には、「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	
外国語		「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」 「ドイツ語」 「フランス語」	80分（200点）		「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」とこれに準じた「ドイツ語」及び「フランス語」の3科目のうちから1科目を選択し、解答する。

（注）受験者は、解答する科目の選択に当たっては、大学を志望する大学の指定した科目を選択するものとする。

〔参考〕

試行テストにおける業務の実施体制

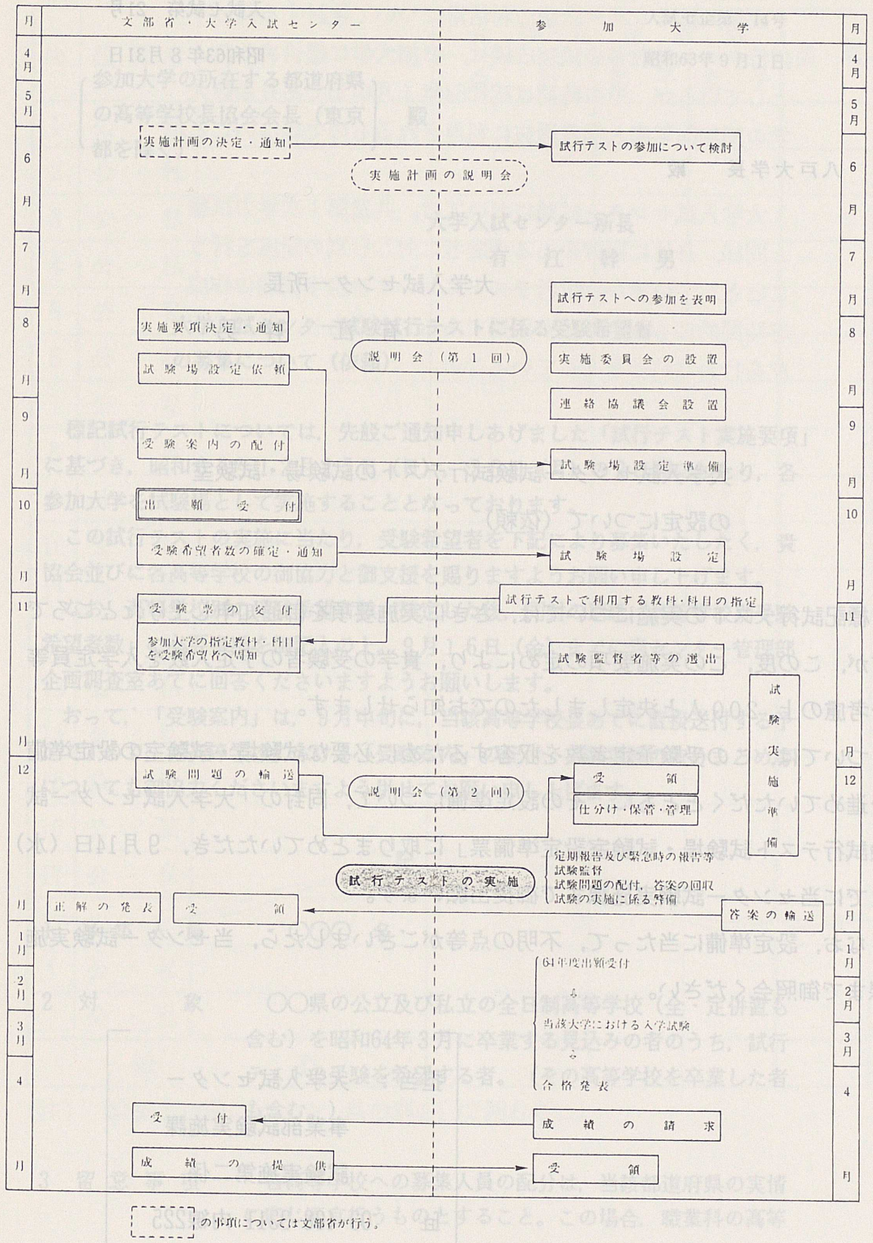

⑯ 大学入試センター試験試行テストの試験場・試験室の設定について

入試セ試第　21号
昭和63年８月31日

八戸大学長　　殿

大学入試センター所長
有　江　　幹　男

大学入試センター試験試行テストの試験場・試験室
の設定について（依頼）

標記試行テストの実施については，さきに実施要項を御通知申し上げたところですが，この度，この実施要項の定めにより，貴学の受験者の予定人数を入学定員等を考慮の上，２００人と決定しましたのでお知らせします。

ついては，この受験予定者数を収容するために必要な試験場・試験室の設定準備を進めていただくとともに，その設定準備について，同封の「大学入試センター試験試行テスト試験場・試験室設定準備票」に取りまとめていただき，９月14日（水）までに当センター試験実施課まで御提出願います。

なお，設定準備に当たって，不明の点等がございましたら，当センター試験実施課まで御照会ください。

担当：　大学入試センター
　　事業部試験実施課
　　試験実施第二係
TEL　　03-468-3311 内線225

⑰ 大学入試センター試験試行テストに係る受験希望者の募集について

入試セ企第　14号
昭和63年９月１日

参加大学の所在する都道府県の高等学校長協会会長（東京都を除く）　殿

大学入試センター所長
有　江　幹　男

大学入試センター試験試行テストに係る受験希望者
の募集について（依頼）

標記試行テストについては，先般ご通知申しあげました「試行テスト実施要項」に基づき，昭和６３年１２月２５日（日），２６日（月）の２日間にわたり，各参加大学を試験場として実施することとなっております。

この試行テストの実施に当たり，受験希望者を下記により募集いたしたく，貴協会並びに各高等学校の御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお，高等学校別の受験希望者数が確定した後，同封の別紙「高等学校別受験希望者数」に必要事項を御記入の上，９月１６日（金）までに当センター管理部企画調査室あてに回答くださいますようお願いします。

おって，「受験案内」は，９月中旬に，当該高等学校長あてに直接送付する予定ですので，各高等学校における「受験案内」の配付，出願書類の取りまとめ等についても御協力くださいますよう併せてお願い申し上げます。

記

１　募集人員　　○○○　名

２　対　　象　　○○県の公立及び私立の全日制高等学校（全・定併置も含む）を昭和64年３月に卒業する見込みの者のうち，試行テストの受験を希望する者。（その高等学校を卒業した者も含む。）

３　留意事項　　各高等学校への募集人員の配分は，当該都道府県の実情に応じ適宜行うものとすること。この場合，職業科の高等

学校への配分についても配慮すること。

大学入試センター試験の利活用について検討するため，試行テスト受験者の試験成績は，参加大学に提供することとしているが，その時期は昭和64年４月中旬であり当該大学の昭和64年度入学者選抜に利用されるものではないこと。

大学入試センター試験においては，共通第１次学力試験と同様，身体に障害のある受験者に対し特別の配慮を行うこととしているが，試行テストにおいては点字問題の作成等時間的にもその準備が困難であることもあり，特別の配慮を行わないこととしていること。

高等学校別受験希望者数

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿

No.	設置者	高等学校名	受験希望者数			備考
			合計	男子	女子	
1	公・私					
2	公・私					
3	公・私					
4	公・私					
5	公・私					
6	公・私					
7	公・私					
8	公・私					
9	公・私					
10	公・私					
11	公・私					
12	公・私					
13	公・私					
14	公・私					
15	公・私					
16	公・私					
17	公・私					
〃	公・私					
	公・私					
総計						

〔注〕　設置者別欄には，公・私の別を○で囲むこと。

（参　考）

都道府県別試行テスト募集人員

都道府県名	参加大学	学部名	募集人員	備考
青森県	八戸大学	商学部	200人	
栃木県	足利工業大学	工学部	550	
	白鷗大学	経営学部		
千葉県	東邦大学	理学部	200	
東京都	桜美林大学	文学部	850	公立高校 600人 私立高校 250人 女子 200人以上
	昭和女子大学	文学部		
	日本歯科大学	歯学部		
	武蔵工業大学	工学部		
新潟県	日本歯科大学	新潟歯学部	200	
福井県	福井工業大学	工学部	300	
兵庫県	松蔭女子学院大学	文学部	200	女子のみ募集

（注）東京都については，募集人員を公立高校と私立高校に分け，それぞれ東京都公立高等学校長協会会長，東京私立中学高等学校協会会長あてに募集に係る協力依頼を行った。

6　平成元年度共通第１次学力試験における「理科」の得点修正について

平成元年２月27日
大学入試センター

1　試験問題の作成

従来から、国立大学の教官により組織されている大学入試センターの教科専門委員会に置く各科目ごとの部会において、高等学校の学習指導要領に準拠するとともに、教科書を基礎とし、かつ高等学校における教育の実情をも考慮しながら、各教科の平均得点は、それぞれ60点程度を目標とし、基礎的事項の理解度のほか、思考力、応用力、総合力等受験生の能力を総合的に測定することができるよう工夫し、単なる記憶による知識だけを検査する出題は避けるよう配慮してきた。

理科及び社会においては、「科目間調整会議」を設け、関連問題の有無を中心に難易度等についても点検・照合を行うとともに、過去に出題経験のある委員による専門委員会を設け、問題の構成・内容、正解等について点検・照合を行うなどのチェックシステムにより、万全を期すよう努力してきた。

2　今回の化学と生物の平均点における科目間格差

(1)　原因について

今年度の試験において、「物理」にあっては、幅広い分野から総合的な学力を考査するよう、また、「生物」は、実験やデータにより思考力を問う問題を多くするなどの出題の工夫を行った点、それ自体は、新聞紙上等においても一応の評価を得たところであるが、以下の点を考慮し、修正を行うこととした。

①　問題の質の変更が急激であったこと

②　各問題作成部会における高等学校教育の実情の認識が十分でなかったこと

③　各種チェック委員会の調整も結果的には十分と言えなかったこと

(2)　得点修正措置

大学入試センターとしては、共通１次試験の成績が、各受験生の大学選択のためのデータの一つとなっていることを十分に認識し、受験科目の如何により著しく有利・不利が生ずることがなく、受験生が安心して大学選択ができるよう、受験生の立場にたち、これら科目の得点を修正することが適当であると判断し、２次出願に間に合うよう、緊急な措置として行った。なお、このことについては、国立大学協会、公立大学協会、高等学校長協会、文部省等とも相談した。

今回の措置に当たっては、大学入試センターで修正を行うことなく、素点を提供し、各大学の判断に委ねるか、修正を行うかについて慎重に検討したが、今回の科目間格差は、従来許容してきた範囲を超えるものであり、また、このまま放置すれば受験生が受験科目の如何により、有利・不利

が生ずること等のことから、修正措置をとることが妥当であると判断した。

(3) 得点修正方式

得点修正に当たっては、単純加算方式、偏差値方式、曲線による方式などについても種々検討はしたが、いずれの方式にも限界があり、基本的条件として以下の4点を考慮し、過去のデータを参考に、検討した方式の中で一番妥当なものを今回の修正方式に決めた。

① どの科目も得点を下げないこと

② 受験生が確実・容易に修正得点を計算できること

③ 修正得点が100点を超えないこと

④ どの科目も平均点が受験者の学力平均を反映するようにすること

(4) 修正の結果

得点の低い層において得点上昇率が大きく、得点の高い層においては上げ幅がやや小さいものとなったきらいがあるが、受験者の大多数の者は理科の得点が、公平な状態に修復され、得点に学力を反映させることができたと考える。

3 今後の対応

(1) 試験問題の作成

各科目の難易度を一定に保つことは極めて困難なことではあるが、今回の反省に立ち、今後、以下のような改善を図りながら、高等学校教育の実情を考慮し、単なる記憶による知識のみでなく、思考力、応用力、総合力等をも問う適切な問題の作成に努める。

① 問題作成部会において今回の事象を十分に認識し、問題の質・難易度等について、従前以上に適正な点検を行うこと

② 科目間調整会議において難易度の点検を強化すること

③ 過去の出題経験のある委員による点検回数を増やすこと

④ 試験の分析・検討を評価委員会で行うこと

(2) 得点修正基準の作成

万一、今回と同様の事態が生じた場合の方策等を検討するため、取りあえず、大学入試センター内にプロジェクトを発足させたところである。

今後、更に大学、高等学校関係者等の意見を聴するとともに、得点修正を含めどのような措置を講ずるかについての検討を行う委員会を設置することをも考慮し、できるだけ早く、大学入試センター試験協議会等にも諮って何等かの結論を得たい。

平成元年度共通第1次学力試験における「理科」の得点修正について
（資　料）

大学入試センター

1 理科得点の修正の必要性

2 理科得点の修正方法

3 理科の得点修正の結果

4 理科の得点修正の合理性

1　理科得点の修正の必要性

1　大学入試センターでは、毎年共通第１次学力試験の受験者を社会や理科の選択科目によって分けた場合の各受験者群の平均点を分析してきた。

2　図は平成元年度の結果である。左上の部分は、それぞれ倫理・政治経済、日本史、世界史及び地理を選択した者の国語の平均点を示している。基準にとった総平均点は国語全受験者のものである。他の部分も同様である。

3　社会の選択科目によって分けた左半分では、国語と外国語の間、数学と理科の間にそれぞれ明確な類似性が認められる。この類似性は過去10年一貫したものである。このことは理科の選択科目によって分けた場合も同様である。

4　しかるに、今年度の理科の科目間で、右下の図が示しているように、数学と理科の平均点について、従前の類似性との乖離が予期しない大きいものとなり、平均点格差が試験問題の難易差に原因すると判断した。

選択科目で分類した受験者群の平均点（平成元年度全受験者）

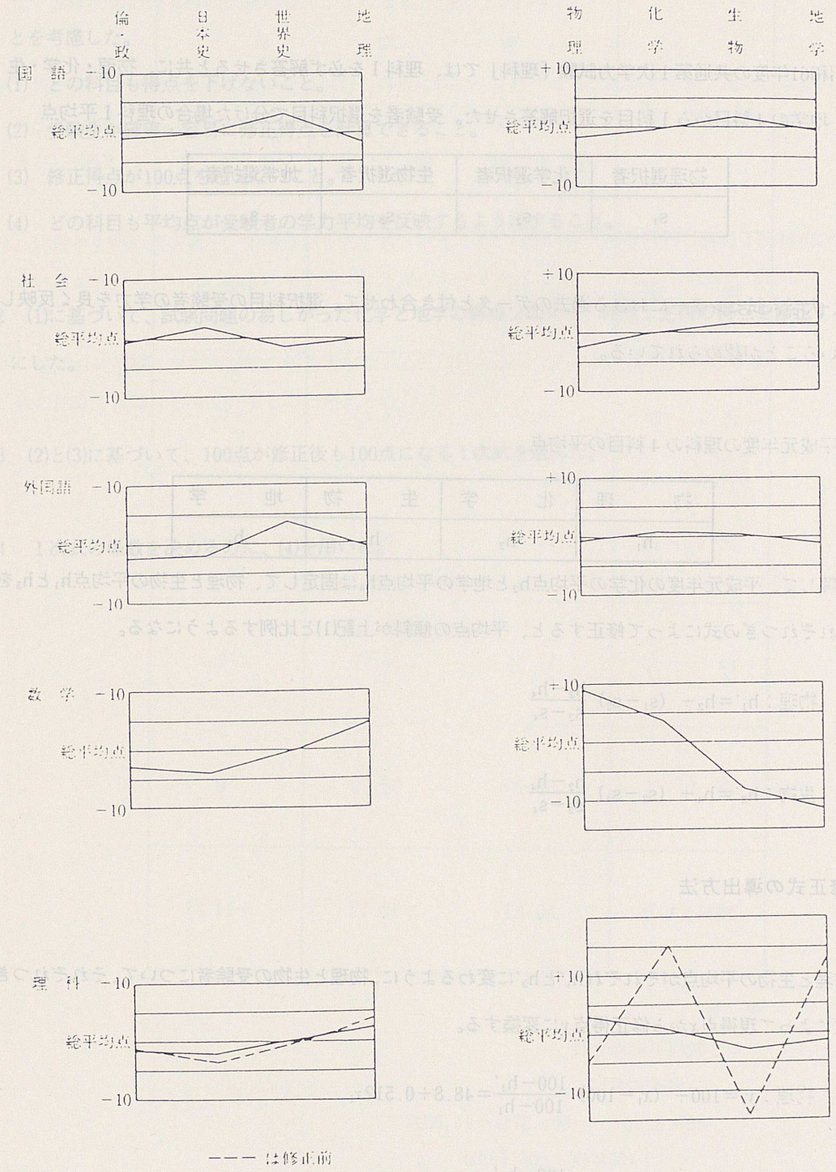

――― は修正前

2　理科得点の修正方法

1　修正の前提

(1)　昭和61年度の共通第1次学力試験「理科」では、理科Ⅰを必ず解答させると共に、物理・化学・生物・地学の4科目から1科目を選択解答させた。受験者を選択科目で分けた場合の理科Ⅰ平均点

物理選択者	化学選択者	生物選択者	地学選択者
S_1	S_2	S_3	S_4

は、大学入試センターにおける過去のデータと付き合わせて、選択科目の受験者の学力を良く反映していることが認められている。

(2)　平成元年度の理科の4科目の平均点

物　理	化　学	生　物	地　学
h_1	h_2	h_3	h_4

に関して、平成元年度の化学の平均点h_2と地学の平均点h_4は固定して、物理と生物の平均点h_1とh_3をそれぞれつぎの式によって修正すると、平均点の傾斜が上記(1)と比例するようになる。

$$\text{物理}：h_1'=h_2+(s_1-s_2)\frac{h_2-h_4}{s_2-s_4}$$

$$\text{生物}：h_3'=h_4+(s_3-s_4)\frac{h_2-h_4}{s_2-s_4}$$

2　修正式の導出方法

物理と生物の平均点がそれぞれh_1'とh_3'に変わるように、物理と生物の受験者について、それぞれつぎの式によって現得点xから修正得点yに変換する。

$$\text{物理}：y_1=100-(x_1-100)\frac{100-h_1'}{100-h_1}=48.8+0.512x_1$$

$$\text{生物}：y_3=100-(x_3-100)\frac{100-h_3'}{100-h_3}=47.2+0.528x_3$$

得点の修正式に関する説明

1　多年の共通1次試験の結果を基に、理科の科目間の関係に注目して修正式を求めることにし、次のことを考慮した。

(1)　どの科目も得点を下げないこと。

(2)　受験生が確実・容易に修正得点を計算できること。

(3)　修正得点が100点を超えないこと。

(4)　どの科目も平均点が受験者の学力平均を反映するようにすること。

2　(1)に基づいて、試験問題の易しかった化学と地学の得点は変えず、物理と生物の得点を修正することにした。

3　(2)と(3)に基づいて、100点が修正後も100点になる1次式を選んだ。

4　1次式の係数を決めるのに、(4)を用いた。

3　理科の得点修正の結果

科目名	平均点		
	修正前	修正後	修正差
物理	53.47	76.17	+22.70
化学	73.75	73.75	0
生物	44.31	70.59	+26.28
地学	71.31	71.31	0
理科Ⅰ	38.99	38.99	0
理科5科目	58.29	73.12	+14.83

参　考

5教科平均点合計

（単純加算）

489.54点——→504.37点＋14.83点

（前年度　506.79点）

4　理科の得点修正の合理性

1　理科以外の4教科合計得点（700点満点）が同じ者について、理科の各科目の平均得点に大差がなければ、試験問題の難易度に大差がないことになる。（図1、図2）

2　得点修正の結果、前述の状態に近付け、得点に学力を反映させることができた。特に、5教科合計得点が中位の約84％（図3）の受験者の理科得点については、科目による差を±10点以内にすることができた。（図2）

3　物理や生物の選択者で、素得点が0点であった者は極く少数で、しかも理科以外の4教科合計得点がよい者が少なくない。これらの者の得点は本来ならば0点でなかったと推定される。（表）

4　従前の共通第1次学力試験の解答者のほとんどは約25点以上を得ていることと考え合わせると、約50点の加算も実質は半減されるものと考えられる。

理科得点と他の４教科合計得点の散布の中心線

図１　理科素得点（点線は５教科同点線）

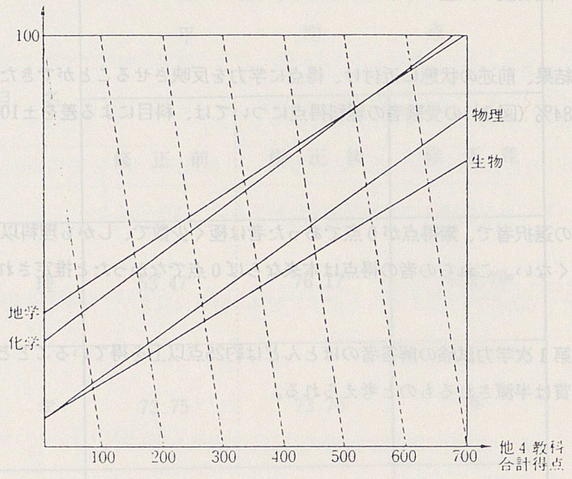

図２　理科修正得点

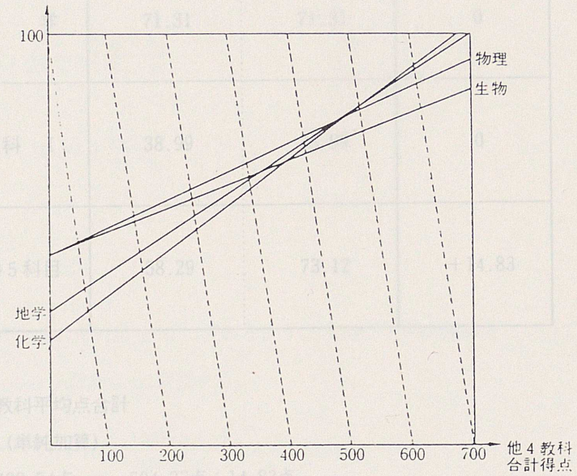

図３　５教科合計得点の分布図

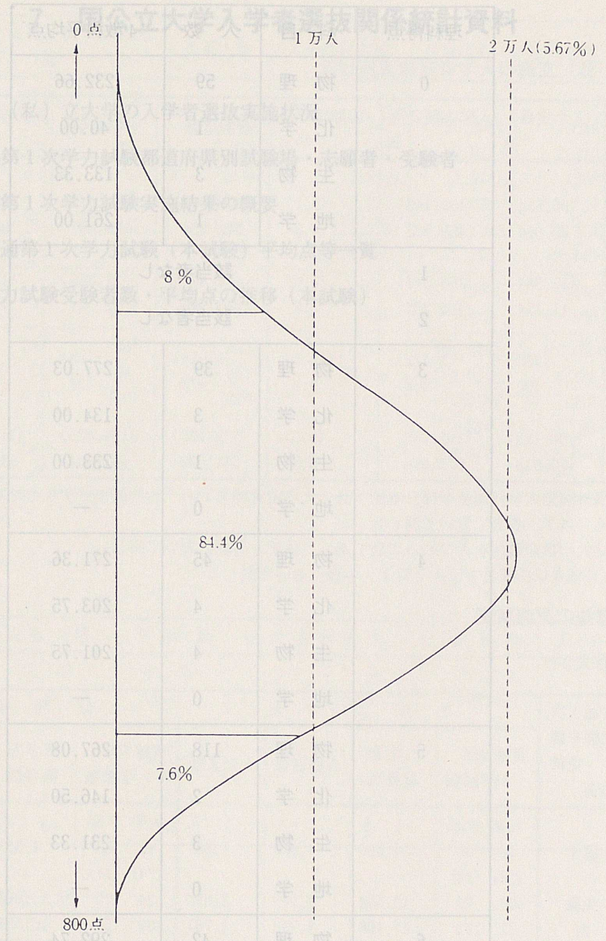

表　理科低得点者の他の４教科平均得点

理科得点	科　目	人　数	４教科平均点
0	物　理	59	232.66
	化　学	1	40.00
	生　物	3	133.33
	地　学	1	261.00
1	該当者なし		
2	該当者なし		
3	物　理	39	277.03
	化　学	3	134.00
	生　物	1	233.00
	地　学	0	—
4	物　理	45	271.36
	化　学	4	203.75
	生　物	4	201.75
	地　学	0	—
5	物　理	118	267.08
	化　学	2	146.50
	生　物	3	231.33
	地　学	0	—
6	物　理	42	292.74
	化　学	4	260.75
	生　物	6	282.17
	地　学	0	—

7　国公立大学入学者選抜関係統計資料

(1)　平成元年度国公（私）立大学の入学者選抜実施状況

(2)　平成元年度共通第１次学力試験都道府県別試験場・志願者・受験者

(3)　平成元年度共通第１次学力試験実施結果の概要

ア　平成元年度共通第１次学力試験（本試験）平均点等一覧

イ　共通第１次学力試験受験者数・平均点の推移（本試験）

(1) 平成元年度国公（私）立大学の入学者選抜実施状況

ア 国公（私）立別の入学者選抜実施状況

区分	入学定員 A	入学志願者数 B	志願倍率 B/A	受験者数	合格者数	入学者数 C	過△欠員 C−A
	人	人	倍	人	人	人	人
国立大学	(96,654)	(489,162)	(5.1)	(448,851)	(142,617)	(99,000)	(2,346)
	97,064	469,523	4.8	426,924	139,697	98,831	1,767
公立大学	(11,384)	(109,511)	(9.6)	(89,820)	(21,883)	(12,290)	(906)
	11,754	103,237	8.8	83,796	22,741	12,606	852
私立大学（産業医科）	(100)	(1,112)	(11.1)	(1,054)	(125)	(100)	(0)
	100	918	9.2	870	126	100	0
合計	(108,138)	(599,785)	(5.5)	(539,725)	(164,625)	(111,390)	(3,252)
	108,918	573,678	5.3	511,590	162,564	111,537	2,619

（注）1．東京外国語大学外国語学部日本語学科（入学定員45名）のうち外国人留学生を対象とする30名に係るものを除く（以下、各表において同じ）。
2．私立大学は産業医科大学のみの数である（以下、各表において同じ）。
3．（ ）書きは前年度を示す（以下、各表において同じ）。

イ 特別選抜の実施状況

(ｱ) 推薦入試

区分	共通1次試験を課す・免除の別	平成元年度 実施大学・学部数	平成元年度 入学志願者数	平成元年度 合格者数	平成元年度 入学者数	昭和63年度 実施大学・学部数	昭和63年度 入学志願者数	昭和63年度 合格者数	昭和63年度 入学者数
		大学 学部	人	人	人	大学 学部	人	人	人
国立大学	課す	48 93	4,990	1,890	1,887	45 88	4,633	1,908	1,902
		(28) (11)				(24) (11)			
	免除	24 79	12,508	2,909	2,894	24 70	11,923	2,665	2,665
	計	72 172	17,498	4,799	4,781	69 158	16,556	4,573	4,557
公立大学	課す	6 7	249	127	127	6 8	177	109	109
		(4) (2)				(3) (3)			
	免除	13 23	2,867	844	840	12 20	2,653	790	789
	計	19 30	3,116	971	967	18 28	2,830	899	898
私立大学	課す	− −	−	−	−	− −	−	−	−
	免除	1 1	100	20	19	1 1	64	20	20
	計	1 1	100	20	19	1 1	64	20	20
合計	課す	54 100	5,239	2,017	2,014	51 96	4,810	2,017	2,011
		(32) (13)				(27) (14)			
	免除	38 103	15,475	3,773	3,753	37 91	14,640	3,475	3,464
	計	92 203	20,714	5,790	5,767	88 187	19,450	5,492	5,475

（注）実施大学・学部数欄の（ ）書きは、「共通1次を課す」と重複しているもので外数である。

(ｲ) 第2次募集実施状況

区分		実施大学（延）	学部数	募集人員	入学志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
		大学	学部	人	人	人	人	人
国立大学	定員留保	(29)	(39)	(1,373)	(11,102)	(10,604)	(2,012)	(1,475)
		24	33	1,243	8,431	7,971	2,110	1,586
	欠員補充	(5)	(6)	(238)	(1,914)	(1,914)	(298)	(266)
		2	2	35	279	279	39	33
	計	(34)	(45)	(1,611)	(13,016)	(12,518)	(2,310)	(1,741)
		26	35	1,278	8,710	8,250	2,149	1,619
公立大学	定員留保	(1)	(1)	(60)	(958)	(953)	(184)	(126)
		1	1	60	827	826	160	106
合格	定員留保	(30)	(40)	(1,433)	(12,060)	(11,557)	(2,196)	(1,601)
		25	34	1,303	9,258	8,797	2,270	1,692
	欠員補充	(5)	(6)	(238)	(1,914)	(1,914)	(298)	(266)
		2	2	35	279	279	39	33
	計	(35)	(46)	(1,671)	(13,974)	(13,471)	(2,494)	(1,867)
		27	36	1,338	9,537	9,076	2,309	1,725

(ｳ) 帰国子女入試

区分	実施大学	学部数	入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学	学部	人	人	人
国立大学	(43)	(104)	(589)	(169)	(112)
	47	113	536	194	151
公立大学	(11)	(26)	(37)	(18)	(12)
	13	32	42	16	14
合計	(54)	(130)	(626)	(187)	(124)
	60	145	578	210	165

(ｴ) 中国引揚者等子女入試

区分	実施大学	学部数	入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学	学部	人	人	人
国立大学	(1)	(1)	(4)	(3)	(3)
	7	14	31	15	15
公立大学	(−)	(−)	(−)	(−)	(−)
	1	8	18	4	4
合計	(1)	(1)	(4)	(3)	(3)
	8	22	49	19	19

(オ) 社会人入試

区　　分	実施大学	・学部数	入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学	学部	人	人	人
国立大学	(17)	(22)	(352)	(188)	(176)
	19	26	474	283	262
公立大学	(7)	(8)	(226)	(98)	(90)
	8	10	342	145	130
合　　計	(24)	(30)	(578)	(286)	(266)
	27	36	816	428	392

(カ) 2段階選抜実施状況

区　分	実施予告大学	・学部数	実施大学	・学部数	入学定員 A	入学志願者数 B	倍率 B/A	第1段階選抜 合格者数	第1段階選抜 不合格者数
	大学	学部	大学	学部	人	人	倍	人	人
国立大学	(56)	(186)	(24)	(49)	(12,010)	(63,814)	(5.3)	(53,313)	(10,501)
	53	184	21	49	9,302	47,744	5.1	39,679	8,065
公立大学	(19)	(54)	(10)	(17)	(2,218)	(22,346)	(10.1)	(17,432)	(4,914)
	20	52	8	15	2,003	21,963	11.0	16,343	5,620
合　　計	(75)	(240)	(34)	(66)	(14,228)	(86,160)	(6.1)	(70,745)	(15,415)
	73	236	29	64	11,305	69,707	6.2	56,022	13,685

(参考) 出願校の全てが不合格となった者　4,234人

(内訳)

- 1校不合格　3,525人
- 2校不合格　703人
- 3校不合格　6人

(キ) 入学手続等の状況

区　分	元.3.23までの合格発表分(元.3.27現在) 入学定員 A	当初合格者数 B	Bのうち手続完了者数 C	当初合格者手続後の過△欠員数 (C-A)	Cのうち辞退者等による増△減 D	元.3.24以降の合格発表分 入学定員 E	当初合格者数 F	Fのうち手続完了者数 G	当初合格者計 入学定員 (A+E) H	当初合格者数 (B+F) I	Iのうち手続完了者数 (C+D+G) J
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
国立大学	95,481	126,885	88,235	△7,246	△156	340	383	357	95,821	127,268	88,436
公立大学	11,694	20,871	11,175	△519	△40	0	0	0	11,694	20,871	11,135
私立大学(産業医科)	100	117	92	△8	0	0	0	0	100	117	92
合　　計	107,275	147,873	99,502	△7,773	△196	340	383	357	107,615	148,256	99,663

追加合格者 追加合格者数 K	Kのうち手続完了者数 L	第2次募集 入学定員 M	合格者数 N	うち追加合格者	Nのうち手続完了者数 O	合計 入学定員 (H+M) P	合格者数 (I+K+N) Q	うち追加合格者	手続完了者数 (J+L+O) R	入学者の過△欠員数 (R−P)
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
10,280	8,776	1,243	2,149	204	1,619	97,064	139,697	10,484	98,831	1,767
1,710	1,365	60	160	0	106	11,754	22,741	1,710	12,606	852
9	8	0	0	0	0	100	126	9	100	0
11,999	10,149	1,303	2,309	204	1,725	108,918	162,564	12,203	111,537	2,619

(注) D欄の△減は、入学手続締切日後の入学辞退者分である。

(2) 平成元年度共通第１次学力試験都道府県別試験場・志願者・受験者

都道府県名	試験場数	志願者					受験者	受験率
		合計	県内高校出身者			他県高校出身者等	(全科目、一部科目)	
			計	卒業見込者	卒業者			
	会場	人	人	人	人	人	人	%
合計	317	395,508	358,641	242,748	115,893	36,867	376,717	95.25
北海道	21	16,447	14,128	10,050	4,078	2,319	15,707	95.50
青森	2	3,613	3,539	2,915	624	74	3,412	94.44
岩手	1	3,402	3,349	2,906	443	53	3,284	96.53
宮城	6	7,705	5,734	3,240	2,494	1,971	7,348	95.37
秋田	1	2,624	2,591	2,022	569	33	2,480	94.51
山形	3	3,021	2,968	2,457	511	53	2,909	96.29
福島	5	4,156	4,108	3,185	923	48	3,848	92.59
茨城	6	6,903	6,540	4,496	2,044	363	6,546	94.83
栃木	2	4,445	4,375	3,440	935	70	4,250	95.61
群馬	6	6,088	5,879	3,611	2,268	209	5,745	94.37
埼玉	8	10,019	8,516	5,217	3,299	1,503	9,465	94.47
千葉	12	14,472	12,416	6,925	5,491	2,056	13,725	94.84
東京	33	48,847	37,941	20,042	17,899	10,906	45,737	93.63
神奈川	10	15,221	13,628	7,184	6,444	1,593	14,419	94.73
新潟	5	6,199	6,060	3,959	2,101	139	5,850	94.37
富山	2	5,347	5,286	4,351	935	61	5,194	97.14
石川	2	3,839	3,735	3,138	597	104	3,714	96.74
福井	2	2,757	2,735	2,374	361	22	2,649	96.08
山梨	3	2,248	2,179	1,686	493	69	2,125	94.53
長野	8	5,284	5,193	3,501	1,692	91	4,900	92.73
岐阜	4	6,767	6,636	5,361	1,275	131	6,459	95.45
静岡	8	8,477	8,308	6,661	1,647	169	7,989	94.24
愛知	17	28,889	26,856	19,018	7,838	2,033	27,920	96.65
三重	1	4,641	4,527	3,361	1,166	114	4,326	93.21
滋賀	3	3,387	3,189	2,164	1,025	198	3,234	95.48
京都	10	12,802	10,275	5,890	4,385	2,527	12,253	95.71
大阪	28	28,730	26,342	14,912	11,430	2,388	27,646	96.23
兵庫	17	18,120	17,217	11,732	5,485	903	17,272	95.32
奈良	4	4,740	3,990	2,681	1,309	750	4,552	96.03
和歌山	3	2,848	2,758	1,943	815	90	2,674	93.89
鳥取	3	2,414	2,376	1,671	705	38	2,323	96.23
島根	2	2,612	2,574	2,125	449	38	2,514	96.25
岡山	2	8,981	8,775	7,293	1,482	206	8,542	95.11
広島	11	10,655	9,548	6,604	2,944	1,107	10,121	94.99
山口	5	5,429	5,297	4,065	1,232	132	5,134	94.57
徳島	2	3,051	2,985	2,474	511	66	2,865	93.90
香川	4	4,067	3,752	2,730	1,022	315	3,876	95.30
愛媛	2	5,151	5,085	4,752	333	66	4,974	96.56
高知	2	2,219	2,111	1,559	552	108	2,086	94.01
福岡	17	21,848	18,912	11,698	7,214	2,936	20,997	96.10
佐賀	2	2,848	2,761	2,196	565	87	2,717	95.40
長崎	4	6,442	6,352	5,339	1,013	90	6,249	97.00
熊本	2	5,920	5,762	3,796	1,966	158	5,681	95.96
大分	2	4,724	4,658	4,049	609	66	4,511	95.49
宮崎	4	4,890	4,838	4,204	634	52	4,769	97.53
鹿児島	12	6,349	6,230	4,960	1,270	119	6,072	95.64
沖縄	8	5,870	5,627	2,811	2,816	243	5,654	96.32

(注) 志願者は、試験地区別（受験地別）のものである。

(3) 平成元年度共通第１次学力試験実施結果の概要

ア 平成元年度共通第１次学力試験（本試験）平均点等一覧

教科名	科目名	受験者数	平均点	最高点	最低点
国語 (200点)	国語	375,475人	139.21 (69.60)	200 (100)	0 (0)
	受験番号誤り等	0	—	—	—
社会 (100点)	倫理，政治・経済	31,552	63.61	100	0
	日本史	113,933	66.46	100	2
	世界史	100,641	63.03	100	0
	地理	122,064	64.49	100	0
	現代社会	1,009	65.37	98	0
	受験番号誤り等	46	0	0	0
数学 (200点)	数学Ⅰ，数学Ⅱ	359,214	117.37 (58.68)	200 (100)	8 (4)
	数学Ⅰ，工業数理	44	73.52 (36.76)	170 (85)	19 (9)
	数学Ⅰ，簿記会計Ⅰ・Ⅱ	399	85.61 (42.80)	179 (89)	23 (11)
	受験番号誤り等	0	—	—	—
理科 (100点)	物理	95,531	76.17	100	49
	化学	120,142	73.75	100	0
	生物	120,507	70.59	98	47
	地学	23,044	71.31	100	0
	理科Ⅰ	566	38.99	93	0
	受験番号誤り等	25	0	0	0
外国語 (200点)	英語	374,156	110.09 (55.04)	200 (100)	0 (0)
	ドイツ語	189	100.15 (50.07)	200 (100)	0 (0)
	フランス語	137	125.10 (62.55)	200 (100)	29 (14)
	受験番号誤り等	0	—	—	—

(注) 1 平均点，最高点，最低点欄の（ ）内は、１００点満点に換算した点数
2 受験番号誤り等は，受験番号欄のマークもれ・マーク誤りの場合，又は解答科目欄のマークもれ・マーク誤りの場合等をいい，いずれもその科目は０点とした。

イ　共通第１次学力試験　受験者数・平均点の推移（本試験）

教科・科目名＼年度		平成元年度		昭和63年度		昭和62年度		昭和61年度		昭和60年度	
		受験者数	平均点	受験者数	平均点	受験者数	平均点	受験者数	平均点	受験者数	平均点
全教科（800点満点）		一人	—	一人	—	一人	—	343,518人（ %）	622.52	320,987人（ %）	627.03
国語	（国語）	—	—	—	—	—	—	343,518	60.23	320,987	69.06
	国語	375,475	69.60	377,465	59.56	369,601	58.74	343,518 (100)	60.23	320,987 (100)	69.06
	受験番号誤り等	0	—	0	—	0	—	0 —	—	0 —	—
社会	（社会）	—	—	—	—	—	—	343,518	64.24	320,987	63.20
	現代社会	1,009	65.37	1,100	56.18	917	66.02	301,908 (87.9)	69.69	198,980 (62.0)	62.22
	倫理，政治・経済	31,552	63.61	36,815	61.84	36,050	61.34	38,179 (11.1)	70.24	110,587 (34.5)	64.35
	日本史	113,933	66.46	119,621	63.72	128,098	55.52	144,146 (42.0)	54.34	138,129 (43.0)	60.61
	世界史	100,641	63.03	94,300	70.09	87,930	65.47	89,952 (26.2)	62.45	87,758 (27.3)	62.55
	地理	122,064	64.49	119,897	69.08	109,161	67.04	112,704 (32.8)	61.82	106,436 (33.2)	67.78
	受験番号誤り等	46	0	35	0	391	0	147 (0.0)	0	84 (0.0)	0
数学	（数学）	—	—	—	—	—	—	343,518	61.72	320,987	58.11
	数学Ⅰ，数学Ⅱ	359,214	58.68	363,897	63.17	357,506	68.73	343,037 (99.9)	61.74	320,657 (99.9)	58.13
	数学Ⅰ，工業数理	44	36.76	79	29.62	88	40.80	84 (0.0)	38.09	84 (0.0)	28.80
	数学Ⅰ，簿記会計Ⅰ・Ⅱ	399	42.80	388	46.24	374	47.86	387 (0.1)	46.99	238 (0.1)	42.05
	数学一般	—	—	—	—	—	—	10 (0.0)	25.30	8 (0.0)	27.25
	受験番号誤り等	0	—	0	—	0	—	0 (—)	—	0 (—)	—
理科	（理科）	—	—	—	—	—	—	343,518	62.47	320,987	64.03
	理科Ⅰ	566	38.99	655	35.32	588	34.31	312,149 (90.9)	59.48	203,381 (63.4)	66.08
	物理	95,531	76.17	114,455	60.66	108,115	69.59	108,057 (31.5)	71.69	114,824 (35.8)	65.56
	化学	120,142	73.75	108,805	66.22	115,325	55.93	127,397 (37.1)	62.46	165,587 (51.6)	61.84
	生物	120,507	70.59	117,374	67.81	111,530	61.99	112,598 (32.8)	62.73	118,709 (37.0)	65.55
	地学	23,044	71.31	22,957	56.12	20,526	58.98	26,543 (7.7)	59.94	39,272 (12.2)	53.77
	基礎理科	—	—	—	—	—	—	17 (0.0)	45.03	43 (0.0)	42.08
	受験番号誤り等	25	0	19	0	140	0	258 (0.1)	0	115 (0.0)	0
外国語	（外国語）	—	—	—	—	—	—	343,518	62.58	320,987	59.10
	英語	374,156	55.04	375,897	65.12	368,493	64.30	343,124 (99.9)	62.58	320,600 (99.9)	59.10
	ドイツ語	189	50.07	209	57.01	224	57.17	254 (0.1)	61.84	245 (0.1)	61.94
	フランス語	137	62.55	161	60.89	181	56.45	140 (0.0)	52.59	142 (0.0)	64.92
	受験番号誤り等	0	—	0	—	0	—	0 (—)	—	0 (—)	—

（注）　1　昭和61年度以前の受験者数は、５教科７科目のすべてを受験した者
　　2　各教科の平均点は、100点満点に換算した点数

共通第１次学力試験　受験者数・平均点の推移（本試験）

教科・科目名＼年度		昭和59年度		昭和58年度		昭和57年度		昭和56年度		昭和55年度		昭和54年度	
		受験者数	平均点	受験者数	平均点	受験者数	平均点	受験者数	平均点	受験者数	平均点	受験者数	平均点
全教科（1,000点満点		341,288人（%）	608.77	343,049人（%）	636.10	334,118人（%）	620.00	340,614人（%）	607.12	333,026人（%）	617.36	327,140人（%）	636.07
国語	（国語）	341,288	61.80	343,049	64.96	334,118	67.46	340,614	66.43	333,026	69.37	327,140	65.99
	国語	341,288 (100)	61.80	342,942 (99.9)	64.98	334,028 (99.9)	67.48	340,506 (99.9)	66.45	332,935 (99.9)	69.39	326,550 (99.8)	66.11
	受験番号誤り等	0 (—)	—	107 (0.0)	0	90 (0.0)	0	108 (0.0)	0	91 (0.0)	0	590 (0.2)	0
社会	（社会）	341,288	63.23	343,049	59.74	334,118	57.63	340,614	63.98	333,026	60.31	327,140	57.87
	倫理・社会	217,743 (63.8)	67.89	175,969 (51.3)	63.26	134,737 (40.3)	62.19	165,668 (48.6)	71.88	120,039 (36.0)	61.29	72,350 (22.1)	61.83
	政治・経済	88,062 (25.8)	55.30	137,586 (40.1)	52.19	171,761 (51.4)	50.20	242,053 (71.1)	60.64	178,394 (53.6)	73.42	142,710 (43.6)	58.09
	日本史	152,157 (44.6)	63.67	153,563 (44.8)	59.23	152,116 (45.5)	56.18	117,116 (34.4)	62.10	155,368 (46.7)	51.92	192,039 (58.7)	54.01
	世界史	105,658 (31.0)	59.48	102,679 (29.9)	61.75	98,654 (29.5)	62.83	88,633 (26.0)	61.04	128,729 (38.7)	53.73	159,531 (48.8)	57.21
	地理Ａ	64,747 (19.0)	61.12	62,351 (18.2)	62.98	57,646 (17.3)	61.08	32,491 (9.5)	62.81	47,451 (14.2)	52.63	51,714 (15.8)	65.62
	地理Ｂ	54,117 (15.9)	66.11	53,845 (15.7)	61.58	53,212 (15.9)	60.96	35,169 (10.3)	64.73	35,925 (10.8)	62.08	35,494 (10.8)	62.18
	受験番号誤り等	92 (0.0)	0	105 (0.0)	0	110 (0.0)	0	98 (0.0)	0	146 (0.0)	0	442 (0.1)	0
数学	（数学）	341,288	54.15	343,049	69.63	334,118	60.45	340,614	61.67	333,026	73.19	327,140	75.81
	数学Ⅰ	341,270 (99.9)	54.16	342,762 (99.9)	69.69	333,852 (99.9)	60.50	340,317 (99.9)	61.72	332,766 (99.9)	73.25	326,477 (99.8)	75.96
	数学一般	18 (0.0)	30.83	17 (0.0)	35.44	22 (0.0)	32.27	18 (0.0)	18.83	28 (0.0)	25.63	54 (0.0)	29.82
	受験番号誤り等	0 (—)	—	270 (0.1)	0	244 (0.1)	0	279 (0.1)	0	232 (0.1)	0	609 (0.2)	0
理科	（理科）	341,288	68.46	343,049	64.42	334,118	66.90	340,614	57.88	333,026	58.93	327,140	56.02
	物理Ⅰ	164,913 (48.3)	69.39	152,358 (44.4)	66.67	142,728 (42.7)	66.09	164,844 (48.4)	51.20	178,844 (53.7)	55.17	184,568 (56.4)	59.87
	化学Ⅰ	270,457 (79.2)	70.73	255,557 (74.5)	68.99	239,397 (71.6)	69.49	256,613 (75.3)	56.64	259,056 (77.8)	56.82	265,323 (81.1)	50.58
	生物Ⅰ	174,151 (51.0)	63.93	185,608 (54.1)	60.57	187,294 (56.1)	65.45	180,421 (53.0)	63.36	163,090 (49.0)	65.33	153,742 (47.0)	60.96
	地学Ⅰ	72,821 (21.3)	68.91	92,193 (26.9)	55.96	98,527 (29.5)	64.68	78,943 (23.2)	63.55	64,582 (19.4)	61.93	49,822 (15.2)	56.12
	基礎理科	87 (0.0)	47.28	85 (0.0)	38.33	92 (0.0)	36.18	115 (0.0)	36.81	107 (0.0)	31.11	159 (0.0)	32.47
	受験番号誤り等	60 (0.0)	0	122 (0.0)	0	106 (0.0)	0	177 (0.1)	0	266 (0.1)	0	507 (0.2)	0
外国語	（外国語）	341,288	56.73	343,049	59.28	334,118	57.54	340,614	53.59	333,026	46.90	327,140	62.35
	英語Ｂ	338,278 (99.1)	56.88	339,652 (99.0)	59.48	330,422 (98.9)	57.76	336,362 (98.8)	53.82	328,538 (98.7)	47.09	321,893 (98.4)	62.75
	ドイツ語	281 (0.1)	56.90	305 (0.1)	54.33	346 (0.1)	52.44	424 (0.1)	51.03	331 (0.1)	56.28	303 (0.1)	60.97
	フランス語	208 (0.1)	53.96	177 (0.0)	64.20	235 (0.1)	56.45	234 (0.1)	56.23	222 (0.1)	51.30	192 (0.1)	58.33
	英語Ａ	2,153 (0.6)	42.35	2,582 (0.8)	40.50	2,734 (0.8)	40.00	3,222 (0.9)	35.83	3,467 (1.0)	33.34	4,031 (1.2)	42.27
	受験番号誤り等	368 (0.1)	0	333 (0.1)	0	381 (0.1)	0	372 (0.1)	0	468 (0.1)	0	721 (0.2)	0

（注）　1　昭和61年度以前の受験者数は、５教科７科目のすべてを受験した者
　　2　各教科の平均点は、100点満点に換算した点数

ケ　第114回国会　衆議院本会議会議録（抄）　元．2.16　綿貫　民輔（自）

○綿貫委員

次に、ひとつ大学入試問題について、いろいろと畑の目みたいに変わるんじゃないかというような不安が皆さんの中にあるようであります。ことしもいろいろと共通一次試験におきまして修正そのほかがあったようでございます。入試制度というものは試行錯誤ではないのでありまして、やはり安心してこれに臨めるようなきちっとした体制を整備することが必要だと思うのでございますが、文部大臣いかがでございましょうか。

○西岡国務大臣　お答えいたします。

本年度の共通一次におきまして、受験生の皆様方に大変御迷惑をかけるような結果になりましたことをまずおわびをしなければならないと思います。

ただいま綿貫委員御指摘のとおりに、入試制度につきましていろいろな御批判をこれまでもいただいてきたわけでございますが、文部省といたしましては、来年度からいよいよ現在の共通一次試験の制度を改革をいたしまして、大学入試センター試験をスタートさせることになっております。もちろんこれにもまだまだ課題は残されているわけでございまして、御指摘のとおり、文部省といたしましても、究極の入試制度というものはなかなか望んでもできないことでございますけれども、少なくとも受験生の皆さん方の能力、適性というものを正確に判断できる物差しとしてよりよいものをつくっていく努力を今後とも続けていかなければいけない、このように考えております。

ただ、その場合に、ただいま御指摘の猫の目のように変わるという御批判に対しましては的確におこたえをしていかなければいけないわけでございまして、これからさらに来年スタートいたします新しい入試制度のもとにおきましても、これを改革するとしても、高等学校の一年生に入学するときにその生徒が、自分が高校を卒業して大学の入学試験を受けるときにはこういう制度であるんだということをきちっとわかって高校に入学できる、それだけの十分な時間的な余裕を持って新しい入試制度というものはそのときどきにおいて示されるべきである、このような考え方に基づいてこれからの入試改革について不断の努力を続けていきたい、このように考えております。

○綿貫委員　ただいまの文部大臣の御答弁にありましたように、どうかこのような混乱や不安が起こらないように十分お取り組みをいただきたいと強く希望するものでございます。

ク　第114回国会　参議院本会議会議録（抄）　元　2.15　高桑　栄松（公）

○高桑栄松君

次は、教育について総理並びに文部大臣にお伺いをいたします。

教育改革を目指して臨教審が設けられましたが、改革というのはラジカルチェンジということ、つまり根本的に変えるということでありますが、この意味では改革が行われる気配は見られないのであります。例えば文教予算を見てみましょう。前年比一・三四％、わずかの伸びでありますが、これで改革などできるわけがないではありませんか。

ここで改革の具体的課題を私は挙げてみたいと思います。

第一は、入試改革であります。

最大の問題点は、共通一次による偏差値輪切りの解消であります。これまで入試方法は猫の目のように変わりました。しかし、どこを見ても一点を争うテストであることに変わりがありません。したがって、偏差値輪切りに変わりがないのであります。また、科目選択制が採用される限り、一点を争う入試において、選択科目による影響は極めて大きいのでありまして、これが当落の要因となり得ることは最初からわかり切ったことであります。

ことしの共通一次で、生物、物理のかさ上げが問題になりました。このような修正によって当落が逆転する、計算すれば簡単にわかります、逆転することが起きたら怒るのは当たり前じゃありませんか。来年度実施される新テストというのもこの延長線上にありますので、一点を争うという原則が変わらない限り、改革は行われないと言わざるを得ないのであります。

私は、四年ほど前からハードル論というものを提案してまいりました。それは、基礎学力をテストするための共通一次方式に第一ハードルを置くというものであります。このハードルを越えた人に大学独自の第二、第三、第四というハードルをセットする。（「余り変わらへんじゃないか」と呼ぶ者あり）変わります。これは点数加算方式をとらないということであります。ハードルです。したがって、かさ上げの必要はありません。一点を争う骨身を削るような入試がなくなる。時間がないから細かい説明は省略いたしますが、こういうことについて見解を伺いたい、何人かの大臣をなさったお方は賛成してくれておりますから。

次は、入学は春か秋かということであります。アンケート結果を見ますと、不都合がなかったとか、桜咲く四月がいいというのが四月支持の主要な理由のようでありますが、アンケート対象が国際交流のなかった時代の人には不都合がないはずであります。また、桜咲く四月というのは、東京の人ということであります。北海道には雪があります。沖縄はとっくに花が散っています。国際化の中の子供の未来、そして十万人の留学生を受け入れようとすることを考えれば、世界的に採用されている秋こそ入学期でなければならない、こう私は思います。いかがでしょうか。

～

（略）

～

○国務大臣（西岡武夫君）　高桑議員の御質問にお答えいたします。

総論として、教育改革と予算の関係について御指摘がございましたが、現時点は教育改革についての準備期間、助走期間であると御理解いただければ幸いでございます。

御質問の事項は五つございました。

まず、大学入試についてお答えいたします。

お答えいたしますに先立ちまして、本年の共通一次が受験生に大変多くの御迷惑をおかけしたことに対しまして、文部大臣として深くおわびをいたす次第でございます。

来年度から国公私立大学を通じた大学入試センター試験の実施を予定いたしており、各大学においてこの試験を適切に利用することにより、多様な特色ある入学者選抜の実施が図られるよう期待するところでございます。

御指摘のことにつきましては、一つの有力な御提案であると私は考えます。ただ、入試制度の改革につきましては、極めて大きな影響を与える事柄でございますので、今後とも、高校生に対する事前の周知期間の確保にも配慮しつつ、中長期の課題として検討していく必要があると考えております。

次に、秋季入学制への移行につきましては、臨時教育審議会の答申におきましても、国際化への対応の観点や夏休み期間中に子供を学校から解放する観点等から、将来、我が国の学校の入学時期を秋季に移行すべく関連する諸条件の整備に努めるべきとの提言が行われたところでございます。

しかし、同答申も指摘いたしております とおり、秋季入学制への移行は国民生活全体に大きな影響を与えるものであるところから、国民各位の御理解と御協力を得ることが不可欠の条件であると考えます。

文部省といたしましては、昨年九月に総理府が行った秋季入学に関する世論調査を参考としながら、秋季入学制への移行にかかわる教育上及び教育行財政上の諸問題について実務的な調査研究を進めるとともに、秋季入学制への移行は最終的には国民の選択と合意にゆだねるべきことにかんがみ、その結果を広く国民の皆様方の前に明らかにしてまいりたいと考えているところでございます。

第二の理由は、大学新テストに関してであります。

この新テストは、中曽根前首相が受験地獄に悩む国民への党利党略的政策として打ち出し、臨教審に強引に押しつけたもので、混乱の根源にここにあります。

国大協、高校校長会らの団体の正規の参加もなく、お手盛りの文部大臣の私的諮問機関の答申をロ実に、共通一次試験の輪切り、序列化の弊害の解決の見通しもないまま、多くの大学、高校の反対、受験生の不安を無視して強行するものであり断じて許せません。

しかも、この新テストは受験生に特定の受験科目のみを重点的に学習することを強いるなら、大学の多様化を進め、受験地獄を一層促進させ、高校教育を多様化、進学監化させることに明らかであります。国民的教養の基礎の完成という課題を担う高校教育を変質させるものであります。

入試の十二月実施は高校教育の三学期を破壊するものであり、「大学の入試は法に定めた高等学校教育の全課程が終了した時点で、その到達度を判定するという趣旨で実施されることが原則である」とした衆議院文教委員会の決議にも反するものであります。

最後に、本法案の審議についてでありますが衆議院では社会党、共産党の質問をさせないまま自民、公明、民社三党で強行しました。参議院では、わずか二日、九時間半の委員会の審議で、参考人意見聴取をしたとはいえ、偏ったものであり、連合審査要求も不当に拒否したままです。政府や関係機関の資料提出も極めて不誠意であります。子どもの未来、日本の将来にかかわる教育の重大法案について、このような態度は絶対許せません。強く抗議して討論を終わります。

○委員長（田沢智治君）　他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田沢智治君）　御異議ないと認めます。よって、これより採決に入ります。

国立学校設置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（田沢智治君）　多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

柏谷君から発言を求められておりますので、これを許します。柏谷照美君。

○柏谷照美君　私は、ただいま可決されました法案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、二院クラブ・革新共闘の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府及び関係者は、次の事項について特段の配慮を行うべきである。

一、総合研究大学院大学については、大学の理念を尊重し、その教育・研究の目的が十分に生かされるよう円滑な運営に努めること。

二、高等教育に対する新たな時代の要請に基づき、既設の大学、大学院の教育・研究体制のより一層の充実を図るため財政措置を含め必要な諸条件の整備に努めること。

三、いわゆる「新テスト」の実施にあたっては、各大学の自主的な判断が生かされるよう留意するとともに、受験生の立場に配慮しつつ高等学校教育に混乱が生じないよう努めること。

四、大学入試センターは、入学者選抜方法に関する調査研究の一層の充実を図るとともに、大学、高校等関係者の意見が十分に反映されるよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長（田沢智治君）　ただいま柏谷君から提出されました附帯決議案を議題として採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（田沢智治君）　多数と認めます。よって、柏谷君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中島文部大臣より発言を求められておりますので、これを許します。中島文部大臣。

○国務大臣（中島源太郎君）　ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○委員長（田沢智治君）　なお、申述報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田沢智治君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○土井たか子君

なお、内政に関してもう一つ最後に申し上げねばならないのは、大学入試に関する共通一次試験のことでございます。政府は、受験生の迷惑を考えず、学歴主義、偏差値教育を助長しながら、試験制度を逆の目のようにくるくると変え、今年度は試験の後になってまで採点で場当たり的なことをして、多くの受験生を苦しめ、混乱を招いております。共通一次の制度は、受験生の方でボイコットなどの抵抗手段のない、その意味で若い人たちが一方的に弱者の立場に置かれている問題であります。このような失態を重ねたことについて、総理から受験生に納得のいく御容弁をいただきたいものでございます。（拍手）

～

（略）

～

○内閣総理大臣（竹下登君）

次に、試験制度にお触れになりました。

大学入学者選抜の改善は、着実な推進が肝要であります。国公立大学においては、受験機会の複数化に努力中と承っております。来年度から、国公私立大学を通じて大学入試センター試験の実施を予定いたしております。

今年度の共通一次の理科の得点修正は、科目間で予想しない著しい差が生じたため、受験した科目により有利不利が生じないよう、受験生の立場に立って行ったところであるというふうに承知いたしておるところであります。修正方法につきましての受験生への事前の周知方等については、今後十分検討する課題であると考えております。

次が、外交問題等にお触れになりました。

多様に利活用していただくことによりまして、受験生の個性、能力、適性というものをさらに十分に引き出すと申しますか、それによりまして進学の方法に誤りなきを期す。そして御自分の能力、適性に合った分野で、自分の得意な分野で十分に能力を伸ばしていっていただく。これは学生諸君にとって新たな生きがいを感ずるものであると同時に、やはり高等教育に活力を与えるものである。また、先ほどおっしゃいました、さらに広範囲の日本の研究者の養成あるいは高度の職業人としての養成、これに資する道である。そういう意味で、おっしゃることを激励と受けとめさせていただきまして、いい面もそれからさらに改める面もございましょうけれども、いい面は伸ばし、改めるべきところはさらに改めつつ、この新テストの導入をお願いしてまいるところでございますので、一層の御理解を賜りますようにお願いをいたしつつ、努力をいたすことをお約束を申し上げながら頑張ってまいりたいと思います。

○勝木健司君　終わります。

○下村泰君　けさほど、参考人の諸先生方がお述べくださいまして、貴重な御意見をお聞きしたんですが、中でも国立大学の田中先生、日本私立大学の方を代表した石川先生のお二人に、大学院が新しくできた場合に障害者の問題はどうなるかということを、先般阿部局長からも伺いましたけれども、なおかつこういった方々からも御意見をと思いまして再度御質問いたしましたところが、大変身体障害者の方たちにとっては有意義なお答えをいただきました。ただ、日本私立大学の方を代表した石川先生のお言葉では、各大学が単一になかなかその方たちの環境に合わせるのは、これはやっぱり費用の問題、それはどちらかといえば、やっぱり国の方が面倒を見てほしい、これは私もごもっともだと思います。

先日から私が指摘しておりますように、受け入れ施設、これ条件さえ整えば、能力がありながら障害を持つというだけで大学進学をあきらめざるを得なかった学生の多くが希望がかなえられるというわけなんです。もう阿部さんも御存じのごとく、高校、高等部への進学というのに非常に早く申し上げたわけでございますが、大学へ入試した後の対応の問題、受け入れ条件の整備の問題というようなことがもう一つ大事なことであるわけでございまして、これは国立大学につきましては、私どもニレベーター等の施設の問題、それから先生おっしゃいましたいろいろ拡大鏡でございますとか、あるいは点字の参考書を整えるとか、いろいろな設備の問題、こういったものにつきましては各大学の要請にこたえて予算上の措置を講じまして対応するということで今日までやってきておるわけでございます。

公立大学につきましては、記憶面についての補助金制度というものを設けまして、これまた御指摘のような設備についての要望があれば国費の補助が行えるという仕組みをつくってございます。私学に対しましては、けさほど石川先生のお話しもございましたけれども、施設についての、建物についての国庫補助ということは、基本的に建物というのは私学の財産になってしまうということもございますので、これについては建物援助ということでなくてこれまでも融資で対応する、長期低利の融資ということで私学振興財団を通して融資をいたしますという方向で対応する、そのかわりに運営費については私学助成の中からこういった障害者を受け入れた大学に対してはその障害者の数に応じて私学助成金の上積みをしてお配りをするというようなことで対応してきておるわけでございますので、そういった全体の施策につきましてなお今後とも各大学の実情等を聞きながらその充実をし、障害者の方々を受け入れる条件の整備が逐次行われていくように、さらに引き続きの努力をさせていただきたいと思っております。

○下村泰君　大臣は、配られたプリントがいわゆる何も書いてない白紙だったら普通これはすぐ取りかえてもらいますわね、何も書いてないもの。ところが、目の不自由な方には、例えば黒の墨で印刷されていようがいまいがこれは白紙も同然なんですね、そういう方々にとって。倍々の大学だけではなかなかこれはしんどい面もあるんですけれども、東大の法学部に匹敵する聴覚障害者の学生さんがおるんですね。京の方が、もし大学もしくは国に聴覚障害の学生に対して情報保障者を派遣する仕組み、つまり情報保障者制度、こういうものがあったら、例えば目の見えない方にとっては耳で聞こえるもの、それから耳の聞こえない方には目で訴えられるもの、あるいは手話通訳だとか、そういった情報者がおったらもっと私は学問に興味を持ったのではないか、こういうふうに御本人が言っておるわけなんです。

ですから、昨年三月の筑波技術短大設置のときにも、国立学校設置法の改正案の附帯決議がありました。この二番目に「現在進行している大学進学者の急増とその後の急減に適切に対応するため、大学や社会の要請を勘案しつつ、必要な諸条件の整備に努めること。」四番目が「大学の入学試験のあり方については、受験生の立場に配慮しつつ、その正常化に最大の努力をすること。」こういう附帯決議がついているんです。ですから、こういうことに十分にこたえられるような検討をしていただきたいと私はそういうふうに思う。大臣、ちょっと一言。

○国務大臣（中島源太郎君）　もうこういう方々が新しい短期の機会を得るということは一番大事なことでありますので、前にもお答えした通りまして、例えば入試などでも特別な配慮をいたします、あるいは時間、あるいは別室でということも含めてそこまでの配慮はいたすつもりでございます。

また、今おっしゃったのは、入学後学んでいかれる上に、それはそれぞれの方々が種類、重度を克服しつつ御努力なさっていましょうが、今おっしゃられるように、もう一つ何らかの補助手段、補助機関があれば大変やりがいがあるというお言葉でございますので、その方、その種類によっていろいろ違いましょうけれども、それはできるだけ心して、どのような補助手段を、ほんのちょっとしたことでもつけ加えれば大変なその方のお役に立つ、あるいはこれは共同でできるものなのか、

マンツーマンでなければできないのかわかりませんけれども、そういう点はよく心してできるだけのことはいたしたい、もちろん具体にも研究してみたいと思っております。

～

（略）

～

○委員長（田沢智治君）　御異議があるようでございますので、これより採決をいたします。

本案に対する質疑を終局することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（田沢智治君）　多数と認めます。よって、質疑は終局することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○粕谷照美君　私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となっております国立学校設置法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行います。

まず法律の内容に入る前に、今国会の審議の異常さについて指摘をしなければなりません。

今国会には、いわゆる臨教審関連法案が六本提出されておりますが、現在当委員会に付託されております国立学校設置法の一部を改正する法律案も教育職員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案もその内容の重要性から見て、慎重な審議を要するものであるにもかかわらず、衆議院において両法案ともに極めて不十分な審議のまま、質疑が打ち切られ採決が強行されたことはまことに遺憾であります。

さらに本院におきましても、国立学校設置法の一部を改正する法律案が審議不足のまま、本日委員会の採決が行われようとしていることに強く抗議するものであります。

続いて、法案の内容に沿って問題点を指摘いたします。

～

（略）

～

次に、新テストの導入とそれに伴う大学入試センターの改組の点があります。

昭和五十四年度より導入された共通一次が、国公立大学の一層の序列化を招いたことや、六十二年度より実施される国公立大学の受験機会の複数化が大きな混乱を招いたことなど、過去の大学入試改革は、今日の受験戦争の緩和について有効な対策となり得ませんでした。

そして、昭和六十五年度より導入される新テストは、現在の共通一次と基本的に同じものであります。

この新テストに私立大学も参加するということになれば、我が国の大学の大部分を担っている私立大学も巻き込んで、偏差値による序列化が進むことは明らかであります。

政府は、私大の参加を強要することはないと言いますが、私どもは私学助成などを盾にして、文部省の意向が強引に押し通される危険性が必ずもないとは言い切れないと考えます。大学の自治の侵害に関わる問題がここでも審議不十分なままで済まされようとしています。

また、新テストの実施時期が十二月下旬ということについては、当委員会にお呼びした参考人からも高校の教育に大きな影響を与えるものとして指摘されています。

さらに、新テストの試験的実施が一回しか行われないことも指摘しなければなりません。

新テストは、このテストの結果が決まる以前より政治的にその導入時期が取りざたされてきました。当初は、六十二年度から導入するなどといったことも言われておりました。

今になって試行が一回しかできないのも、私立大学の参加が見込めないままに十二月に実施することになってしまったことも、すべて政治的な思惑から実施時期が扱われたことにそもそもの原因があるのであります。

入学者選抜が既に高等教育の最初の一部分であると考えれば、新テストの実施に至る一連の経緯や受験機会の実施状況は、高等教育のあるべき姿から大きく逸脱したものとなっております。

政治的思惑や政府や大学当局者のエゴによって、猫の目のように変わる入試制度に振り回されている受験生のことを考えれば、この法案の意図することにとても賛同はできません。

最後に入試制度を改革することの前提には、言い古されていることとはいえ、私学助成の充実や学校間格差の是正といった基本的な課題の解決がありこういったことを通して高等教育全体のバランスある発展が急務であることを申し添えて、私の反対討論を終わります。

○林寛子君　私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております国立学校設置法の一部を改正する法律案に賛成の討論を行います。

本法律案には、国立学校の改組等にかかわる規定の改正に加え、臨時教育審議会の答申実現のための重要な規定が盛り込まれており、昨年九月に成立した大学審議会設置法に次ぐ臨教審関連法案であります。私どもは、臨教審が三年の歳月をかけて審議し、お出しくださった答申をできるだけ速やかに実現するよう努めることが、今、私どもに課せられた最大の責務であると考えるものであります。

さて、本法律案で臨教審答申にかかわるものは、総合研究大学院大学の新設と大学入試センターの所掌事務の改正の二つであります。総合研究大学院大学は、既存の国立大学共同利用機関との連携、協力のもとに設置されるものであり、学部を持たない博士課程だけの全く新しい大学院であります。御承知のとおり、今日の学術研究の急速な進展は、大学院の拡充整備の必要性を強く訴えてまいっております。筑波の高エネルギー物理学研究所や岡崎の分子科学研究所等、すぐれた最先端の研究業績を上げている機関を母体とするこの大学院大学は、まさにそのような要請にこたえるものであって、特に学際的または複合的な学問分野の研究者養成機関として、大きく発展していくものと考えるのであります。

大学入試センターの所掌事務の改正は、昭和六十五年度から導入される新テストのためのものであります。既に十年にわたって実施してまいりました共通一次試験の成果と長所を十二分に生かし、六十五年度からは私立大学も含む多くの大学が同センターが実施するすぐれたテストを自由に利用し、受験生の資質能力を多面的に評価できるようにしようとするものであります。したがって、教育改革の最大の課題である受験競争の緩和のために資するところ大であると考えるものであります。あわせて、同センターの業務の一つとして、大学に関する情報の提供がビデオテックス等を使って行われることになるとのことでありますが、まことに歓迎さるべきことと言えましょう。

以上のほかに本法律案は、三重大学に医療技術短期大学部を併設する、京都工芸繊維大学の工業短期大学部を同大学の工学部の拡充に伴い廃止するなどの措置であると考えます。

最後に、私は、臨教審関連法案の第二弾としての本法律案の成立によって、我が国学術研究の水準の向上と、過熱した受験体制の緩和という私どもが多年念願してきた課題が、その解決へ向かって大きく前進できるものと確信いたし、本法律案に対する賛成討論を終わります。

○佐藤昭夫君　私は日本共産党を代表して、国立学校設置法の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。

～

（略）

～

〜（略）〜

○佐藤昭夫君　私はなぜこのことを尋ねるかといいますと、昨年の大学審議会法案の審議の過程で塩川前文部大臣は、学問の自由の議論にかかわってＳＤＩ研究に研究者が参加するのも学問の自由のうちの一つだ、こういう重大な発言を塩川さんがしているから実は心配が消えないんです。塩川大臣の言ったこのＳＤＩなどそういう軍事研究に研究者が参加するかせぬか、これも学問の自由の一つだと。中島文部大臣はどういう御意見でしょうか。私は大学というところは、学校教育法第五十二条に基づいて「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」、この道徳的、すなわちこれは二度と戦争ということはしないということを誓ったあの教育基本法の前文や第一条、平和目的でということとの関係で、軍事研究も学問の自由の一つだというそんな暴論は少なくとも大学というところではまかり通ってはならないというふうに私は思いますので念のために文部大臣にお尋ねします。

○国務大臣（中島源太郎君）　今おっしゃった学問の自由、これは日本国憲法の第二十三条でございます。したがって、学問の自由を口にいたしますればこれは大前提に日本国憲法がある。日本国憲法には、その前文においてどのような国であるべきかということが示されまして、以後ずっと各条項に相なっております。そして、その学問の自由も含めた日本国憲法、その全体であらわしたそのような国家をつくるべきその根本は教育であるというふうに定めたのが教育基本法でありますから、この両方をあわせた中での学問の自由というふうに私は考えておりますので、良識的にやはり日本国憲法が定めたその理想的な国家をつくるための学問の自由である、私はそういうふうに考えております。

○佐藤昭夫君　もう時間でありますので最後に一問お尋ねをしておきますけれども、新テストの関係であります。

午前中、参考人の御意見をお聞きしました。そのうち、お一人は入試センターの代表でありますので、入試センターというのは決まったことをいろいろ事務執行していく、そこの機関の代表でありますのでその方はさておいて、あとの三人の方いずれも、今度の新テスト、六十四年十二月からいよいよやるというこのことに積極賛成を表明した人は私はなかったと思うんです。中でも高等学校校長会の代表などは、どうしても高校教育にとって影響がよろしくないというので、もう一遍十二月テストを一月にやるという方向へ戻せないかというのが高校の方の代表の意見だったと思うんです。

別に今度の法律で「省令で定める。」というところをどんな省令か、それを聞いても、政省令でも六十四年十二月から新テストをやるということをどこかにうたい込むということはないわけですね。こういう点から考えてみて、これは文部省が教育関係団体、国大協とかあるいは私大連、私大協あるいは高等学校校長会、こういうところとよく話をしてそこの合意に基づいて日取りを変えようと思えば変えられること。さらにもっと言えば、六十五年実施、そのための六十四年十二月テストですけれども、六十五年実施をもう一年延ばすということはできること。それは今までも何かやるやるといって延ばしてきたんですから、そんなものはできないはずがないということで、これは事ここに至ったときに中島文部大臣として、そういう非常に不満と不安を残したままこれまたこういう見切り発車的に事を進めていくというやり方は避ける、本当に慎重を期して今度は大丈夫だなということで、国民合意を得て事をやっていくという方向で、十二月実施の問題についてはぜひとも再検討をしてもらいたいというふうに文部大臣に求めたいと思いますが、どうでしょうか。

○国務大臣（中島源太郎君）　入試改革につきましても、やはり今まで確かにおっしゃるように一回延ばしたことはございます。しかしそれは、入試改革の一つの考え方をよく理解をしていただくのと、それからその間に改革協議会というものの中で国公私立それから高校の側の方の御意見もよく伺いまして、そして六十一年にその方向を公表いたしまして、そしてそういう協議の中で六十五年実施、そして先ほども他の御質疑にお答えしましたように、高校側も含めまして、それは高校の学習の完成度からすればできるだけ遅い時期を御希望なさるでしょうが、高校側も含めて十二月下旬、こういうふうに定めさしていただきましたのですから、今後とも機会を見つつその趣旨を御理解を深めていただくことを努力しながら、しかし先生のおっしゃるように再考をせっかくお求めでございますが、私どもとしてはこれに沿って実施をさしていただきたいとお願いをいたすところでございます。

〜（略）〜

○勝木健司君　次に、大学入試制度についてでありますけれども、現行法の第九条の三で共通一次試験の業務とともに行われていることとなっております入学者選抜方法の改善に関する調査研究という項目でありますけれども、これまでの調査研究というものは十分に行われていたというふうに理解してよいのでありましょうか。

〔委員長退席、理事林寛子君着席〕

また、調査研究の中で何か問題点はなかったのかどうか。また、今後調査研究の機能というものをどう強化されようとしているのか、あわせてお伺いをいたしたいというふうに思います。

○政府委員（阿部充夫君）　大学入試センターでは研究開発部というのを設けまして基礎的な大学入試に関する研究を行っているわけでございまして、これまで情報処理研究部門と評価追跡研究部門、試験方法研究部門、試験制度研究部門、進学適性研究部門というような五つの部門において種種研究を進めてまいっております。中には具体的に、例えば選択制で回答させる場合には何問程度を出題するのが一番適切であるかというような問題の検討というようなことで、直接現在行われております入試に役立つような内容のものもございますし、より基礎的に各外国の制度等を十分調査研究をするというようなことで基礎的な研究を行っている部門もあるということで、こういう研究かなり地味なものでございますからある程度の年限が必要でございますけれども、相当の成果を現在上げつつあるという段階であろうかと思っております。

なお、昭和六十三年度におきましては、さらに特別試験研究部門ということで、身体障害者の方方とかあるいは職業高校の出身者とか帰国子女や社会人入試といったような、そういう特別な試験の場合のやり方をより適切にやる方法を見出すための研究であるとか、あるいは試験問題研究部門というようなことで試験問題そのものの作成についての研究を行う部門というようなことも増設をいたしました。こういった地道な研究を今後積み重ねていくことによって大学入試の将来にプラスの効果が出てくることを期待している次第でございます。

○勝木健司君　また、新たにつけ加えられました大学入学志望者の「進路選択に資するための大学に関する情報の提供」という項目がありますが、これは具体的にどういうものになるのかということであります。大学情報や入試情報につきましてはいわゆる受験産業がかなり細かい情報というものを提供してきておりますが、それらのものとどう違うのか。また受験生が進路選択に資することができるような情報ということになりますと、いわゆるお役所の広報程度のものでは役に立たない

のではないかというふうに思われますけれども、御見解をお伺いします。

○政府委員（阿部充夫君）　臨時教育審議会の答申におきましても、大学に関する各種の情報の提供ということが必要であるという御指摘もあるわけでございますので、そういった点を踏まえまして大学についてのいろいろな情報を、いわゆる入試情報に限らずにもっと基本的な情報を受験生等の方々に提供することにしたいというようなことで情報提供の新しい仕組みを考えておるわけでございます。

〔理事林寛子君退席、委員長着席〕

提供いたします情報の中身といたしましては、それぞれの各大学の、あるいは各学部の特色がどうなっているか、概要がどうか、学部の構成なり教育課程がどうなっているか、教員の構成とか教員の研究内容、講義内容などがどんなふうになっているか、学生生活について、サークル活動やアルバイトの状況等、あるいは就職状況がどうなっているか等々、入試の状況も選抜方法について触れることにしておりますが、入試の情報というよりはむしろそういう学生がこの大学へ、いわば偏差値輪切りの方式ではなくて、この大学へぜひ自分が行きたいと思うようなそういう判断の基礎になるような情報を提供したいということがこのねらいでございまして、ビデオテックス網を使いまして迅速かつ合理的な横断的な検索システムを構築をいたしまして、高校や受験生が電話回線で情報を入手できるというような仕組みをつくりたいと思っておるわけでございます。

なお、これは昭和六十三年度はまず最初にスタートの時期でもございますので、国立大学から実施をするということになっておりますが、将来についてはもちろん公立、私立の大学までぜひこれは広げていきたいという希望を持っておる次第でございます。

○勝木健司君　次に、大学入試改革協議会での報告によりますと、学力テストとは別に専門分野のためのものも含めた適性検査の開発というものが求められておるように思います。これについてアメリカのニューＣＡＴやＳＡＴのようなテストの日本版の導入についても検討されたようでありますけれども、今後このような適性検査の導入をも含めてどこでどのような研究が進められていくのかということ、この問題についてもお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○政府委員（阿部充夫君）　大学入試につきましては学力等についての検査と並べて適性検査が必要だということは二本立てとしてかねてから言われておることでございます。一時、戦後進学適性検査が行われたような時期もございましたけれども、残念ながら成功せずに今日に至っておるわけでございます。

今回入試改革協議会におきましても、こういった適性検査の問題についてさらに真剣に検討する必要がある。ただ現在の段階では、現在直ちに実施できるに足るだけの経験なり研究が不足をしているということから、今後その可能性について十分検討する必要があるという結論に達しておるわけでございまして、今後の私どもの対応といたしましては、大学入試センターの中に進学適性研究部門がございますので、その部門において既に一部研究を開始していただいておりますけれども、さらに十分な研究を進めていただいて、それの実現をある時期には目指したいというようなことも考えておるわけでございます。

なお、医学部独特の問題として、いわゆるニューＭＣＡＴと言われるものがあるわけでございまして、アメリカの医科大学協会で実施をしておって、医学の適性を、医師等になる者に対する適性の検査という仕組みでございますけれども、この問題につきましても文部省としても検討課題だというふうに考えておる次第でございまして、昭和五十八年から、財団法人の医学教育振興財団というのがございますけれども、そこで御検討を開始していただいておりますし、昭和六十二年度からは、こういう分野についての研究について科学研究費で千五百万の補助金を計上いたしまして、さらにその一層の進展を図っていただくというようなことでやっておるわけでございまして、このニューＭＣＡＴにつきましては具体に既に一校でこれを取り入れておる大学もあるというような状況でございます。

○勝木健司君　昨年の受験機会の複数化、また来年の連続方式と分離分割方式と受験生の選択の幅を広げた、そして優秀な生徒が浪人をしなくて済むなどということで、複数化そのもののメリットは大きいところがあるわけでありますけれども、大学エゴによって極端に複雑なものになってしまったような感じがいたします。来年度の国立大学の入試があのような複雑きわまりない方式になったことにつきまして、文部省はその理由がどこにあったとお考えか、またどのような評価をされておられるのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員（阿部充夫君）　国立大学の入試の機会の複数化ということにつきましては、かねてから各方面から強い御要望があったことでもあり、また臨教審の答申でも御指摘をいただいたというようなことでもございまして、国立大学協会において検討されて、昭和六十二年度からこれを実施をされたわけでございます。

ただ、この具体の実施に当たりましては、従来やってなかった新しい方式を実施したということから、大学の側にも受験生の側にもいろいろな戸惑い等もあったり、いろいろ思わざる問題点等も生じた次第でございまして、そういった点では大変御批判を仰いだ面もあるわけでございます。国大協といたしましても、そういった御批判等も踏まえながら、さらにこの複数化という方式をできるだけ定着し、安定をしたものにしていきたいということで、傘下の九十五大学、いろいろ御相談をしながらその改善について進めてきたという中間的な段階にあるわけでございまして、そういった点で、今回発表されております六十四年度のいわゆる併存方式につきましても、私どもとしてはわかりにくい点等もあって、もう少し簡単でしかも定着をできる方式はないかということは申しておるわけでございますけれども、しかしながら改善を進めていく一つの方向としては絶対考えられない方式ということではない、一つの努力の、進歩の途中の段階であるということで、それなりに評価をしておるわけでございます。

いずれにいたしましても、さらに今後のあり方につきましては国立大学協会はもとより各国立大学としても十分御研究、お考えをいただきまして、より受験生等に対してわかりやすくて安定的な制度になるような仕組みのものに改善を図っていくような努力というものを今後とも一層促してまいりたい、こう思っている次第でございます。

○勝木健司君　時間が参りましたので、最後に文部大臣にお伺いしたいというふうに思います。

共通テストを導入した昭和五十二年の国立学校設置法改正案というものは、衆参両院で附帯決議を付した後、全党賛成で成立をしたものであります。そのときの参議院での附帯決議として、第六項で「この入試制度の改善措置については、その実施結果を踏まえた見直しのため、適当な時期に国会に報告すること。」というふうにされております。ということは、一定期間後には実施結果やその問題点に基づいて見直しをする、すなわち手直しをするということが立法府全体の意思であったというふうに思うわけであります。共通一次の基本的考え方を維持しつつ、この十年間の成果や問題点、メリット、デメリットを踏まえて改善することは、最近の大学のエゴによります猫の目入試いじりとは根本的に違うのじゃないかというふうに思います。今回の大学入試センターの改組による新テスト導入と混同してはならないというふうに思います。

共通テスト導入後十年たち、いろいろな確かに問題が指摘されている中でありますが、国民の大学入試に対する関心というものが高まっている今こそ、新しい共通テストへの移行というものを大いに進めるべきであるというふうに思いますけれども、文部大臣の御所見を承り、質問を終わりたいというふうに思います。

○国務大臣（中島源太郎君）　御提案をしておる新テストはまさに新しいテストでございます。ただ、今までの経験上、これをさらに自由にそして

判まであるわけですから、ぜひ大学の入試の改革というものは国公私立大学の改革の一環として大学自体が真剣に取り組むべき問題であると私は思っているわけですが、まあ私も大学を出ているのに甚だ残念なことですけれども、何か大学改革ということについてはもう一つ熱がないように思う。

これは大学の教官あるいは関係者がいろいろの忙しい問題を抱えておりまして、あるいは大学の先生というのは、こういういろいろな委員会にも呼ばれるとか、あるいは何かあると引っ張り出される、講演を頼まれるというふうに何か非常に多忙なんですね。それに自分は、教育ということも大事だけれども、専門的になりますと、どうしても研究というものに頭がいってしまう。そういうことで、入試なんというようなものには余り頭がいかない。あるいは大学自体の改革ということは余り念頭にないというようなこともあるんじゃないかと思います。特に、例えば私、医科大学のあれですけれども、あるいは医科大学ばかりじゃなくても普通の大学におきましても、入試となるとそういう専門の先生は余りよくわからないわけですね。大体教養部の先生がおやりになる。どうぞよろしくというようなことで終わっているのが普通じゃないかなと思います。そういう意味でも、非常に重要な入試問題であるのにそちらの方には頭が向かないというふうに思いますが、なおそれ以上に大学自体の改革ということについても頭が余りいかない。というのは、現在講座制がとられておりまして、その講座さえよければいいわけですから、大学全体がどうあろうとというような考えではないかもしれませんけれども、余り関心がそこへいかないというようなことがあるのでいろいろな批判を受けることになるんじゃないかと思います。

そこで、大学が今のところ御存じのように、国公立大学の現役の志願者というのはこの十六年間で一六・六%から一四・七%、約二%ぐらい減っているわけです、全国平均で。それからまた、東京では四・八%も国公立志願者が減っている。どういうわけで減ったか、何かそういうことは分析されたことがございますか。こういうことは国公立に対して余り魅力がない、少し減ったんじゃないかというふうにも考えられるんですが、何かこれについては御意見がございますか。

○政府委員（阿部充夫君）　まあ意見を調査したというようなわけではございませんので私の想像になりますけれども、やはり最近では国公立に魅力がなくなって、その分が私学に行ったという見方もあるいはあろうかと思いますけれども、私どもは、やはりかなり長い歴史を経まして我が国の私学も大変成長をしてきたわけでございまして、そういう意味で私学自体が成長し、そして名声を博するようになってきたというようなことが私学にかなりの志願者が集まるようになった。あるいは国立の有名校に合格してもなおかつ私学の有名校へ行くというようなケースが、私が大学へ入るころには非常に珍しいケースであったわけでございますけれども、最近はそんなことは全然珍しくもないというような状況になってきておるわけでございまして、そのこと自体は全体としてはいいことであって決して悪いことではないと思うわけでございます。

ただ、現役志願と浪人志願と申しますか、あるいはそういった面で現役がなかなか入りにくくなってきているという一般的な問題につきましては、やはり大学の入試が非常に激烈であってということもあるかと思いますが、さらにはやっぱり入試のあり方につきましても、とにかく長い間準備勉強しないと入れないというようなやり方でないような方式というものがやっぱり逐次工夫されていきませんとだんだんそういう傾向になってくるということはあり得ることでございますので、各大学の入試というのが浪人に有利で現役には不利だと言われるようなことのないような方向というものを目指す努力は必要であろう、こんなような感想を持っておる次第でございます。

○高木健太郎君　この間新しい大学ができたのでそれをお祝いにまいりました。ある私立の大学でございますが、私たちが学んだ大学とは非常に違っている。食堂が非常に立派で明るくてきれいになった。それが吹き抜けになって二階にはちゃんと喫茶室があるんですね。そこから、窓から見ると、向こうの方にグラウンドがありまして、もちろん野球場もありますが、そのほかにゴルフの練習場もある、それからアーチェリーの練習場がある、こちらの方にはプールがある、サッカー場がある。それを今度は、選手のいわゆる部活動の何か泊まる部屋もあるんでしょうか、あるいはシャワーだとかそういうものも全部完備している。それで教室の方はというと、ちょろっとしていると言っちゃあれですけれども、図書室があって教室がある。まあ大学も変わったなという気がしたわけです、私。

そんなところに魅力があるとは私は思いませんけれども、しかし、このごろの若い人の考え方は少し変わってしまって、いわゆる文部省なり政府がおやりになるような形の大学では魅力がないということも一つあるんじゃないかと思うんですね。これは何も強く言っているわけじゃない、そういうこともあると言っているんですね。例えば文部省の施設部でお建てになる建物は、何平方メートルで一平方メートルは幾らでこれだけのものを建てなきゃいかぬというと、四角な建物ができちゃう。少しもそれに魅力がない。温かみもない。彫刻も何もない。ただばさっとしているものだけがある。それ以上のものをやろうとすると、そういう金は出しませんというようなことになる。だから、そういう建物自体がもう昔の考え方と違っているんじゃないか、これは施設の方でも少し考えなきゃならぬ時代に来ているのじゃないかなということをちょっと感じました。私は、そんなグラウンドをつくって立派な喫茶室をつくれと言うわけじゃないんですけれども、少し考えなきゃいかぬのじゃないか。図書館でももっと温かみのある図書館で、ただ本が置いてあって机が置いてあればいいというような時代はもう過ぎ去っていきつつあるんじゃないかということを一つ申し上げているわけです。

それ以外に、私は、各大学が研究や教育の内容にしましてもっと特色や理想を各大学に持たせねばいかぬ。大学設置基準というものがあって、四角四面にいろいろなものを規定してしまうというようなことが特色が出せないもとになっている。あれは設置の基準であって、それから先のことはかなり自由に設備もあるいは施設もできるというふうにしないといけない。これは施設の面ですけれども。もう一つは、研究とかそういうことにつきましては、どうしてもこれは、講座であるとかあるいは教授であるとか、こういうスタッフをどういうふうにそろえていくかということが一番問題になるんじゃないかと思うんです。

で、この臨教審ではいろいろの論議がございますけれども、大学の改革というのは余りないんですね。入試改革はありますけれども、大学の改革というのは余り、私が見たところ、これはという改革がない。さわりにくかったということもありますけれども、そういうことは今後も大学審議会をおつくりになりましたからおやりになるでしょうが、審議をする人が大学の現役であるとかあるいは大学関係者であるということになるとやっぱりやりにくいんじゃないかと私は思うんですね。

そういう意味では、どうやってこれ大学を改革していくか。大学の自治だ自治だと任せておいてもこれはなかなかうまくいかないんじゃないか。この点を私、ぜひ今後力を入れてこれをおやりにならなければいけない問題じゃないか。

例えば教授選考というものがありますけれども、今非常に専門化しまして、工学部であれ理学部であれ、あるいは医学部でございましても、そのことをやってない教授でなければ、その専門科目についてだれがどういう仕事をして、その仕事がいいか悪いかっていうのは判定ができないわけですね。できないだろうと思うんです。それなのに、いわゆる選考委員会は開かれますけれども、教授は教授会でこれを投票して決めるわけです。そうすると、わかる人というのはその中に二、三名しかいないわけですね。その人が、まああれが言ったから入れようということになるわけです。

八歳未満の生徒といいますか、生命が出る。それはピークでございましょうが、その生徒の全部が受けるわけじゃありませんけれども、現在三十万ちょっと、三十二、三万ですか、四、五万の志願者がある。その場合に今度は六十七年になると五十万とか、あるいは百万までいかなくてもその近くの人が入学共通一次新テストを受けることになるわけです。その場合に、私学が参加しなければ第一場所も困っちゃうんじゃないか。共通一次でも、私の知っている大学なんかでは、塾なんかを借りまして非常に場所の確保に苦労した経験があるわけですけれども、そういう意味では、私学ができるだけ参加するように十分に説明する、さらに努力を重ねられる私は必要があると思うのです。

それからもう一つは、今まで国公立だけで一次の入試、共通一次という制度に参加してきたわけですけれども、私大ではそういう経験はなかったわけですね。共通一次をして、それによってどれぐらい公平な学生の採用ができたか。それを採用しなかった私立大学との違いはどこかあるか。あるいはまた、共通一次を受けたそれの成績と、それから二次試験の成績、それから中に入ってからの成績、それから高校からの内申書、そういうものとはどれぐらいの相関があるのでしょうか。これ、四つを一緒に言うとまずいでしょうが、相関があるかないかと、どことどこは相関があるが、どことどこは相関がない、そういうお話でも結構です。

○政府委員（阿部充夫君）　いろいろな点についての御質問があったわけでございますけれども、実はこれは大変難しい問題でございまして、私学におきましても共通一次を受けている学生と受けていない学生が、国立大学と併願をした学生は共通一次を受けているわけでございます。それが混在して私学に入ってきておりますので、そういう人たちについて、これを別々に分けてその後の追跡調査をするというようなことがなかなか行われにくい性格のものでございますので、そういうことでございますとか、あるいは共通一次試験とそれから入学後の成績の相関というようなことにつきましては、これはいろいろ研究が行われておりますけれども、正直言って相関度を出すのが非常に難しいわけでございます。つまり、各大学への入学というのは、その共通一次の成績で言えば、非常にぎりぎりのところにたくさんの人が集まっているという状態でございまして、同点の人あるいは一点違いの人、二点違いの人あたりのところにたくさんの人数がどっと集まって、その人たちが入学をしてきているというようなことがございますので、その後の成績との相関度を調べるというのが大変難しい。落ちた人まで合わせてやれば明確な相関が出てくると思うわけでございますけれども、落ちた人の成績というのは出しようがないというようなことがございまして、そういう意味で大変難しいわけでございます。ただ、調査書については、これは各大学でいろいろ入学後の成績との相関を検討しておりますけれども、これはかなり相関度が高いということが言われておるわけでございます。

いずれにいたしましても、この問題につきましては、大学入試センターを中心に関係の大学関係者、高校の関係者等お集まりいただいていろいろ議論をするような機会を今までも持ってきましたし、これからも重ねていこうと思っております。その中でさっき申し上げましたような具体の研究の成果なども表明されておりますので、今後ともそういう研究を深めていって、さらに何らかの結論が得られるように努力はしていただくようにしたいと、こう思っております。

○高木健太郎君　これは私非常に重要な問題だと思うのですね。こういう共通入試的な、あるいは新テストですか、そういうものを志向するかせぬか、それが必要であるか必要でないのか、共通一次あるいは新テストでどれだけの、どういうような成績を持った者、とった者が、将来はどういうふうになるのかというようなことが、追跡調査がされない限り、これがよかったか悪かったかわからないということになりますし、内申書と非常に相関が多いということであれば、もうそれは余り必要じゃないと。誤差のうちであるというならやめてもいいというようなことにもなるわけですから、十分なこれは入試センターで調査を今後やられなければならぬ問題だと思います。

それから、その次は、新テストはこれは入試センターで実施的にはおやりになるんでしょうが、それの実施の主体はどこになるかという問題、ちょっとお聞きしたいわけです。今までは国立大学協会とか公立大学協会と、こういう団体がありまして、それらの意見を十分踏まえられていわゆる共通一次ということをやられておりました。今度の条文を見てみますと、いろいろ評議会を置いたりその他の会議をおつくりになりまして、大学関係者あるいは高等学校関係者をその委員の中に加えて、そして入試の改善に努力をしていかれるということでございます。しかし全大学を入試センターでやるということになりますと、入試センターが文部省の一つの下部組織としてある以上は、一般の受け取り方あるいはある人たちの受け取り方では、それは文部省の国家統制になるんじゃないかというようなことを心配している向きもあるわけですね。私なんかに言わせますと、この実施の主体というものを例えば、これは例えばですけれども、大学基準協会というようなものがありますが、そういうものにお任せになるというふうにすればよいのじゃないか。これについてはどういうようにお考えでございますか。

○政府委員（阿部充夫君）　これまで従来の共通一次試験の場合でございますと、大学入試センターというのは、いわば基本方針が決まったことを実施する機関でございます。そういう意味で、もとの基本方針を決める機関としては、これは国立大学が共同で実施をする試験だという基本に立ちまして、言うなれば国立大学協会でこの問題についてどういうふうにやっていこうかという基本方針を決める。そしてそれを踏まえて大学入試センターが実施をする。こういう関係にあったわけでございます。

今回は国公私立を通じての試験という形にいたしましたので、もちろん大学入試センターの中にも各大学からの方に集まっていただく評議会でございますとか、運営協議会でございますとか、いろいろな機関が置かれますけれども、これは入試センターとして実施をするときにどう実施するかという機関でございますので、基本方針を定める機関というのは、これまでの国大協がやっていた役割に相当する役割を果たす機関が必要であろうというふうに考えておるわけでございます。現在大学入試改革協議会のいわば一つの機関というような格好でございますけれども、準備協議会というのをつくっておりまして、これは学識経験者等ではなくて、国公私立の大学の代表者に集まっていただいて、そこで実施の準備についてのいろいろな御議論をいただいておるわけでございますけれども、この中で将来の実施の中心になる組織というのをどうするかという問題についても、あわせて御検討をいただいて、御結論を出していただこうと、こういう予定にしておるわけでございまして、要すれば、国公私立大学の関係者が集まってつくるような団体と申しますか、組織というようなものがこれまでの国大協にかわる組織として実施の主体になるということを一応私どもの念頭に現在置いておるわけでございます。

○高木健太郎君　これはいろいろな国民の誤解を解くためにこの基本方針を決める主体がどこにあるのか、責任者はだれなのかというようなことをきちっと決めておかれないといろいろな疑惑を持たれるというもとになると思いますので、この点も早くひとつ方針を決めていただきたいと、こう思います。

そこで、新テストのことは以上でございますが、今度入試改革というものは、これは国公私立大学の改革の一環になっているものじゃないかと私は思います。そういう意味では、大学自体の自主的な改革がなければ、入試だけをいじっても実際の改革はうまくいかない。先ほども久保委員が言われたり、あるいは物の本にもございますけれども、大学のエゴであるとか、大学主体のこれは入試であって、高校生のことは考えていない、受験生のことは余り考えに入れないと、そういう批

それで、一つお聞きしますが、この前は京都大学と東大の法学部でしたかであるいう問題が起こりまして、京都大学は二人か三人しか残らなかったというようなことから分離分割ということが起こったんだと思います。ところで、今回、六十四年度におやりになる場合に分離分割をするというような大学はどれぐらいあるでしょうか。それがまたばらばらになるとなおわかりにくいんじゃないかと思うんですが、どんなふうになっておりますか。

○政府委員（阿部充夫君）　先ほど来申し上げておりますように、分離分割をするか、あるいはいわゆる従来からの選抜方式をとるかということは各大学の判断に任されておるわけでございますが、今回、昭和六十四年度の入試におきましていわゆる分離分割という方式を採用しますのは九大学、四十四学部でございます。

○高木健太郎君　これはあらゆる学部について言えるんでしょうか。例えば医学部なんかはそんなことをするところがございますか。あるいは理科系の大学ではそういうことをするところがございますか。

○政府委員（阿部充夫君）　理科系の学部についてももちろんそういう仕組みを考えられているところが相当数ございまして、医学部で申し上げますと四校、四学部がこの方式をとることにしております。

○高木健太郎君　こういうことは、できれば何かはっきりと公表していただいて、高等学校側に不安が起こらないようにしていただけるものだと思っておりますが、ぜひお願いをしておきます。

それからもう一つは、期日の問題もやはり久保委員がお聞きになりましたので、それもちょっと聞いておきますが、十二月下旬にやるということでございますけれども、これは物理的な理由でどうしても十二月下旬にやらなければならなくなったということじゃないかと思うんですけれども、コンピューターも非常に進歩しましたし、入試センターに入れられたのは五十何年の話ですから、もう十年ぐらいたっているんじゃないかと思うんですね。もっといいコンピューターを入れればもっと早くなるんじゃないかなと単純に考えますけれども、そういう機械的ないい設備を入れれば、これを下旬と言わないでもっとおくらすことはできないものでしょうか。

○政府委員（阿部充夫君）　新テストの日程でございますけれども、この日程を考えました際に物理的な云々と申し上げましたが、この新テストを実施する前に、まず問題を指送いたしまして各大学に届ける、そしてそれを保管する、それから現実にテストが行われる。それから、それをまたトラック便その他で大学入試センターへ集め、そこで学等の側においても便利だということもありますので、土日の日程が年度によってずれてきいうものは大綱というようなもの、中の教科目その他でしょうが、各大学が採用されるそういうものをお知らせになることがあるわけですね。それもできるだけ早く知らせなければ、これは非常に不都合なことが起こるんじゃないか、こう思っております。

先ほどお話しになったようないろいろの天災地変があるということもありましょうが、五十何年でしたかにやりましたときに、大阪のある大学で、高速道路が込んで問題が間に合わなかったというようなことも起こり得るわけですね。まあ、同時に、十二月下旬といえども十日間あるわけですね。十一日間ある。それの期日をやっぱり早くはっきり示しておく方がいいんじゃないか。十二月三十一日なんて言ったら何もできないんじゃないかと思うんです。だから、下旬とぼんやりしないで、二十日なら二十日というふうにしていただくわけにはいかないんですか。また、それはいつごろ示されるんでしょうか。

○政府委員（阿部充夫君）　通常、この試験を行います場合には土曜、日曜で行うというケースが多いわけでございますので、それが実際実施する大

ると思います。だから、できるだけこれは後に延ばすというような努力を重ねていただきたい。と

○政府委員（阿部充夫君）　新テストの日程でございますけれども、この日程を考えました際に物理的な云々と申し上げましたが、この新テストを実施する前に、まず問題を指送いたしまして各大学に届ける、そしてそれを保管する、それから現実にテストが行われる。それから、それをまたトラック便その他で大学入試センターへ集め、そこで学等の側においても便利だということもありますので、土日の日程が年度によってずれてきいうものは大綱というようなもの、中の教科目その他でしょうが、各大学が採用されるそういうものをお知らせになることがあるわけですね。それもできるだけ早く知らせなければ、これは非常に不都合なことが起こるんじゃないか、こう思っております。

先ほどお話しになったようないろいろの天災地変があるということもありましょうが、五十何年でしたかにやりましたときに、大阪のある大学で、高速道路が込んで問題が間に合わなかったというようなことも起こり得るわけですね。まあ、同時に、十二月下旬といえども十日間あるわけですね。十一日間ある。それの期日をやっぱり早くはっきり示しておく方がいいんじゃないか。十二月三十一日なんて言ったら何もできないんじゃないかと思うんです。だから、下旬とぼんやりしないで、二十日なら二十日というふうにしていただくわけにはいかないんですか。また、それはいつごろ示されるんでしょうか。

○政府委員（阿部充夫君）　通常、この試験を行います場合には土曜、日曜で行うというケースが多いわけでございますので、それが実際実施する大

○久保亘君　特に今度の分離分割方式の中で不公平な問題が起こるわけですね。前期を受験して合格した者は一定の期日までに入学金を納めて入学手続を終えなければならぬ。入学手続をやった場台には後期やBグループへはつながらないんですね。そうすると、Aグループから出発した人は後の方へつながって全部終わってからどこへ入学するかの選択権を持つんです。だから、前期を合格した人は選択権じゃなくて、もう今度はその後の受験の権利も保障されないということになっておりますね。これは複数受験制度を保障するという立場で行われたグループ分けという考え方からすると非常に不合理、不公平なものを内蔵したまま行われようとしているんじゃないかと思うんですが、私が今申し上げましたような状況が起こることについてはわかりますか。

○政府委員（阿部充夫君）　確かに連続方式と分離分割方式という方式を併存させますと、受験生がまず最初の段階からどこを選ぶかということによって一カ所で行き詰まりになる道もあり、さらに続いていく道もあるということになってくるという点で、先生おっしゃるような意味での不公平と申しますか不均衡があるということはあり得ると思っております。そういう意味でも私どももちょっと複雑過ぎるということを言っておるわけでございまして、ただ、その分離分割の場合に最初の段階で合格した者がさらに次の段階でも受験をし、合格ができるという方式をとりますと、今まで批判されておりました連続方式と全く同じ状態になってくるわけでございまして、そうするとお一人の方が二つ座席を占めてしまう。それによってあとの人が、本来入れるはずの人がたまたま入れたとしても補欠でしか入れないというような状況等が出てくるというようなこれまでの問題にもつながるわけでございますので、そういった意味で私ども大変この問題については悩むわけでございますが、いずれにいたしましても両方併存しているという状況でそういう問題が出てくることは確かだと思います。

○久保亘君　そうすると、そういう不合理なものを内蔵したまま国大協で御検討になった分離分割方式というのを来年度そのまま適用させるということではないのですね。

○政府委員（阿部充夫君）　私どもは大学の入試というのは大学が自主的に決めるものだということを基本に置いて考えておりますので、そういう点から申しまして国立大学協会として十分議論を何回にもわたって重ね、その中で各大学がそれぞれの方針を決められたということでございますので、それぞれの大学の御方針というのはこれは尊重しなければならない、こう思っている次第でございます。

　ただ、今後に向けての問題としてはなお一層の改革を、こういう方式にはこういう問題があるのでなお一層の改革を望むということを国大協に対しては申し上げておるわけでございまして、要すれば複数化ということをできるだけ定着させていこうという中で、非常にたくさんの国立大学の意見をまとめながら適切な方向へ持っていこうという努力の一つの過程にあるということで、この点については私どもはそのように理解をし、今後のお願いをしている次第でございます。

○久保亘君　何か大学の入試というのは、本来大学が主体的に行うものであって大学の自主性に任せなければならぬという、あなたの言われること私賛成ですよ。ところが、都合の悪いことはそういう言い方で始末をつけられるが、そのほかのことになると文部省の言うとおりやらせようというようなことがあって、これはどうも使い分けが過ぎるんじゃないかと思うんです。

　本来、大学の入学者選抜なんというのはそれぞれの大学に任せればいいのであって、圧倒的な多数を占めている私立大学が何も共通テストをやったり入学試験のやり方を一々方式決めて上から押しつけなくてもちゃんと秩序立って行われておるんです。国立大学だけがなぜその中へ入ってやれないのか、そういうやり方でやれないのか私は非常に不思議なんですよ。だから、私は中曽根さんに余りいろいろなことで賛成ではありませんでしたけれども、中曽根さんの言われたことで一つだけは私は非常に同意したことがあるんです。今の教育改革でやらにゃならぬことは共通一次の廃止だと。それだけは私は中曽根意見に同意なんです。ただ、それを選挙の政治宣伝に使われたのは遺憾なことでありましたけれどもね。

　だから、私は大学の入学者選抜というのは、本来大学の自治、大学の自主性に任せられるべきものであるという立場を貫くということで、これからのこの入試センターの問題についても十分御検討をいただくように強く要請をして私の質問を終わります。

○高木健太郎君　今の質問がありましたので、忘れないうちに私もちょっと質問をしておこうと思います、後で時間がなくなると悪いので、最初の方で。

　これは例の私大の参加、不参加あるいは国公立の大学が今回の新テストに加わるか否か、参加するか否かということについて京都大学の河上教授がこういうことを言っておられます。「とくに基幹的な大規模大学」というのは「新テスト」を「利活用」せず、その実施の責任と負担を負わぬというわけにはいかぬ筋立てとなっている。」、非常に微妙な言い方なんですけれども、何となく国公立大学もこれをやらなけりゃいかぬような、どうもそういう何か気持ちというか圧力というか、そういうものがあるようなふうに京都大学の河上教授は受け取っておられると。何があるんだろうかなということを考えてもよくわかりませんが、「筋立てとなっている」という、その「筋立て」というのは何かおわかりでしょうか。

○政府委員（阿部充夫君）　こういった共通的な、一つの大学じゃなくて多数の大学に共用の形で使われるテストの構想というのは、御案内かと思いますけれども、昭和四十年代の初めの大学紛争の中から大学改革の一つの案として出てきたものでございまして、それが国立大学協会の中で多年にわたって検討され、その中から逐次熟成をして共通一次試験になった。それで、それについて高等学校長協会からもぜひこれを実施せよという強い要請があって進んできたと、こういうような長い経緯があるわけでございまして、それ自体は国立大学の中では十分御議論が行われ、そうして各大学が賛成をして実施をしてきたというものでございますので、そういった中でももちろん国立大学の教官の中にもいろいろな御意見の方があるわけでございますから、これは反対の意見を持っておられる方もあるはずでございますけれども、しかしながらそういった経緯があり、各大学、それぞれの大学全体としてあるいは国立大学全体の国大協として、こういう仕組みのものが必要であるという考え方で進んできた、そういうわけでございますが、それ以上ちょっと想像しかねるわけでございます。

○高木健太郎君　先ほども久保委員が聞かれましたように、今度は参加するかしないかは国公立大学といえども自由になっている。今までは全国公立は参加しておりますけれども。今度は改めてこの新テストが行われる場合にはやめるわけにはいかないというような、何かそういう気持ちで言われたようにも思うわけですね。だけれども、非常に自由だということですし、教科目もそれぞれ自由に採択できるということですから、私はそう強くは感じませんが、そういう言葉がちょっと気になったということでございますから、文部省側としてもそういう気持ちを起こさせないようなはっきりしたことを言ってもらいたいと思います。

　それから分離分割のこともお聞きになりましたが、これは私、久保委員も大変勉強されておわかりになったんだと思うんですよ。なかなかわかりにくいんですね。だから、これは一般の国民にはちょっと理解が困難じゃないか。ここにおられる委員の中にもあるいはおわかりにならない方もあるんじゃないかと思うほど面倒なんです。

○政府委員（阿部充夫君）　たびたびお答えしておりますように、利用する、しないまで含めて、利用の仕方の問題も含めて、いわゆる新テストについては各大学の自主性が尊重されるという基本に立っていることには間違いがないわけでございます。ただ、私どもといたしましては、せっかくの有益な制度としてこういう提言が行われ、国公私大学の関係者、高校の関係者の間で具体の案もこういうふうに練られてまいったわけでございますので、こういったことについての理解が得られて、そしてできるだけ多くの大学が利用していただくことが望ましいと思っていることには間違いがございません。

○久保亘君　いや、あなた方が望ましいと思っていることはそれでいいが、国立大学も参加したくなければ参加しなくてよいんですね、今度は。

○政府委員（阿部充夫君）　制度的にはそういうことでございます。

　ただ、臨時教育審議会の答申にも書かれておりますように、国立大学協会その他で大学が個々に自分で利用するしないとしてもいいし、それからグループによって、グループ間の合意によって自分たちのグループとしてはこれを使おうというようなことを決めていただいても差し支えないというふうになっておりますので、国立大学協会としてどう対応されるかということはあるわけでございますけれども、もちろん基本的な制度としては国公私立を含めて使う使わないの自主性があり得るという性格の制度である、こうしておるわけでございます。

○久保亘君　法律の条文も、今度は国立大学という規定がないんですから、当然そういうことになると思いますから、国立大学がこの新テストに加わらない、大学として学部として加わらないということになってもそのことは何ら問題はないものだ、これはもう法律の条文に従ってそのとおりだと思うんですね。だから私立大学は当然のことでありまして、それで、これらのことについて文部省は、この新テストに加わる加わらないというようなことによってその大学に対する取り扱いにいかなる面においてもいささかも問題を生ずることはない、これはようしゅうございますね。

○政府委員（阿部充夫君）　いつでございましたか、マスコミ等であたかも文部省が私学助成の補助金に差をつけるとか、あるいは認可の際に特別ににらむとか、そういうようなことがあり得るかの報道がなされておりまして、大変遺憾に思っておる次第でございます。私どもはそういうことを考えたことは一度もございません。

○久保亘君　いや、このごろは制裁措置期間の大学に突然助成金が復元したりするようなこともありますので、それで特に念を入れてお聞きしたわけでございます。

　時間が短くなったんで、二つばかりちょっと新テストについて重要なことを聞いておきたいんです。

　一つは、午前中高等学校長協会を代表される方から、我々は多数の私立大学の利活用を前提に十二月末になってもやむを得ないと言ってきたけれども、やっぱりできれば一月下旬に繰り下げることについてなお努力をしてもらいたい、こういう意見の陳述がございました。その前提として、高等学校の教育に重大な影響を及ぼす、特に三年生の学習進度を早めなければならぬ、秋の学校行事への影響が非常に大きい、三年生の参加が困難になるだけではなく一、二年生にも影響を及ぼします、本来ならば高校側としては二月上旬を適当と考えていた、そういうことで、非常に私どもとしてもよくわかる高校側からの意見がございました。

　この際、やっぱりこの共通テストの実施の時期については、極力高校の教育に支障を来さない遅い時期に最大限、これは繰り上げるというのか繰り下げるというのか、繰り下げるんでしょうね。繰り下げる、そういう努力を文部省としても今後もやっていただくということにはなりませんでしょうか。

○政府委員（阿部充夫君）　この問題につきましては、昭和六十年に入試改革協議会がスタートして以来のいろいろ難しい議論の対象になったことの一つでございまして、六十一年に中間報告という格好で新テストについてのまとめが出されましたときには十二月の中旬実施ということになっておったわけでございますけれども、さらにその後論議を重ね、各方面の御意見等も聞きました結果、十二月下旬というところまで時点が繰り下がったという経緯があるわけでございます。

　もちろん、先生のお言葉にもございましたし、午前中の高校長協会の御意見にも恐らくあっただろうと思いますけれども、高等学校の立場から見れば、できるだけ高等学校教育が充実した姿で、完成したと申しますか、完成に近い状態になった段階で大学の入試が行われるということが望ましいということはもう当然のお気持ちであろうと思いますし、それは高等学校の側でということを離れましても理解できることであるというふうに思っておるわけでございます。

　ただ、現実には、今回の場合に、私学を対象にして実施をするということになりますと、私学の入学日程というのが、入試日程というのが二月からびっしりと組み上がっておるという実態があるわけでございますので、それにどういうふうにして間に合わせていくかという意味でのいろいろな手順というか、むしろ物理的に可能であるかどうかというあたりのところに一番の問題があるわけでございます。早くしろというつもりで前へ引っ張っているというようなことは決して、大学側の方にもそういう気持ちはないわけでございますので、可能な限り後へ送れるかどうかということはこれからも大いに検討していかなければならない課題であるというふうには私ども考えておる次第でございます。

　ただ、これまでいろいろの御議論をいただいた中で、最後十二月ぎりぎりという基本方針で参っておりますので、一応そういうことは基本に踏まえていかなければならないと思っておりますが、なお引き続き、もうこれで、一切これでいいんだということではなくて、なお検討をする、あるいは一回目だめでも二回目以降検討するというようなこと等も含めましてのいろいろな意味での検討課題ということで私ども受け取って、関係者と十分相談をしていきたいと思う次第でございます。

○久保亘君　もう一つの問題は、国大協が来年度の入試方式で決めました分離分割方式ですね、この分離分割方式は複数受験の機会を保障するという立場を崩すことにはなりませんか。

○政府委員（阿部充夫君）　複数受験という一つの理想を掲げて六十二年度から新しい国立大学の入試期日の問題がスタートをしたわけでございますが、具体の実施の段階に当たりましていろいろな混乱や問題点が出てきて、国会のこの場でも随分御批判を仰いだということを私どもも承知をしておるわけでございまして、そういうことを踏まえまして、より複数化の趣旨が徹底できて、しかも問題が起こらないような方式ということをもっと考えてほしいということで国立大学協会にもお願いをしてまいりました。六十三年度、六十四年度と、それぞれ年度を追うていろいろな検討が行われまして、ここに連続方式と分離分割方式の併存ということが出てきたわけでございます。

　分離分割方式というのは、各大学が入学定員を二つに分けて二回実施をするということでございますから、これが行われれば、要すれば受験の機会は複数化になり、そして各大学の、何と申しますか、全国的なバランスというような意味から見ましても、これは非常に公平にバランスがとれて分かれるわけでございますので、そういった意味では一つの有益な方法であるというふうに考えております。ただ、今回のように連続方式と並行でということになりますと、非常にわかりにくくて受験生も悩む点が多いだろうと思うわけでございまして、そういう点で私ども、これが全面的にこれで結構であるということを言うつもりにはなれないわけでございますが、なお定着し得るような方向に向けて国大協としても検討してほしいということを、私どもさらに国大協にはお願いをしているところでございます。

います、同じように、あるいはその障害者という立場を考えながら含めて入学をさしているところがあります。現実に彼々の大学におきましても障害者がこの間ドクターを取りました。そういうことで、大学院については学部と同じように、特に障害者であるからということでは全然彼々は考えておりません。同じように、ただそのために、障害者のために必要な環境といいますか、そういうものは考えております。

○参考人（石川忠雄君）　今田中参考人が言われたことと私も同じ意見で、ただ、これはこういう席で申し上げるべきことかどうかちょっとわかりませんけれども、彼々も障害をお持ちの方の学生のためにいろいろな施設的な改善をやっております。しかし私学の場合はそういう施設的な改善については自分の大学の経費でやらなければならない、負担でやらなければならない。これは一般の学生にとってみますと、学校の運営としているわけでありますから、そういうことを考えますと、この障害をお持ちの方の、持っている学生のさまざまなそういう施設的な問題というのは私は少しく国で考えていただいてよろしいのではないかと、そういうふうに思っております。

○下村泰君　ありがとうございました。

中沢先生にお伺いしたいんですが、何ですか、先ほどからずっとお話を伺っておりますると、高等学校の教育のあり方というのに私は物すごく疑問持っちゃったんですね。と申しますのは、テストがどうであるとかこうであるとかというお話伺っておりまするとね、じゃ、今の高校の教育はそのままで終って社会に出たら役立つ人間じゃないのかというような感じを受けるんですよ、お話を聞いておりますとね。ですから、行った以上は、今の現在の高等学校の教育のあり方の本質というものは一体どういうところに力点を置いて教育なさっているのかということについて、まず一つ伺わせていただきたいと思います。

○参考人（中沢浩一君）　大学に入る教育、またそのための準備の教育さえしていればいいじゃないかというようなことは全く考えておらないわけですと、ほけっとなりますね。何にも考えないことがあります。これは孫のお守りしているとおれはほけるぞと、ぼけが早く来るんじゃないかというような感じになります。ですから、ある程度一定必要な基礎、基本をしっかり身につけさせるとよか、そういう社会の期待にこたえて立派な人材をの年齢が高くなってしまった方と、まあまことに申しわけない、失礼な言い方かもしれませんけれども、そういう方々が考えて、何か私は高校生をいじめているような気がしてしょうがないんですよ。

それで、中沢先生にお伺いしますが、これ実現不可能でも結構です。実現不可能でも結構ですが、この現在の試験のあり方、これが一番高校生にとっては理想的な形というのがあると思うんですが、その御意見を聞いて私は終わりにしたいと思います。実現不可能で結構です。これが本当に子供のための受験なんだ、理想的であると。

○参考人（中沢浩一君）　今明確にはちょっと端的には申し上げにくいんで、少し検討さしていただきたいと思います。

○下村泰君　有江先生いかがですか、もしございましたら。

○参考人（有江幹男君）　これは先ほど、私が工学部長のときに医学部共でいらっしゃいました高桑先生が、一点をもってというのはどうかということについて、私個人の、実現できるできないにかかわらず、人の能力、個性、将来、そういうものをはかる尺度は一点にあらずということを申し上げました。ですから、どういう試験がよろしいか。ないのが一番いいと思いまう。実現の可能、不可能は別としてでございます。

○下村泰君　ありがとうございました。

○委員長（田沢智治君）　他に御発言もなければ、参考人に対する質疑はこれをもって終了いたします。

～　（略）　～

○久保亘君　この大学院大学の問題について一応質問をここで置いておきまして、次に入試センターにかかわってお尋ねいたしますが、今度の法改正を詳細に見てまいりますと、大学入試センターの扱う業務について抜本的に考え方が変わっているような条文になるわけです。これまでに「国立大学の入学者の選抜に関し、共通第一次学力試験の問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行う」というのが入試センターの仕事になっておったんでありますが、今度は「大学の入学者の選抜に関して行う業務が、文部省の監督下にある国公私立大学全体を指すものですね。大学の入学者の選抜に関して行う業務が、今度に第一次学力試験ということではなくて、「大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することする試験」、こうなっておる。これは、だからいわゆる第一次学力試験ではないんですね、この法律の条文に従えば。「大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定する」、こうなっている。このことは、臨教審が答申をいたしました中にあります資格試験的な扱いを検討するということを踏まえて行われた九条三の改正と考えればよろしいんですか。

○政府委員（阿部充夫君）　臨教審が提言をしております「資格試験的な取り扱い」ということは、実は二通りの中身を含んでいるというふうに理解をしておるわけでございまして、一つは全国的ないわば大学入学資格試験というようなたぐいのものも一つの考え方でございますし、もう一つは、各大学ごとに自分のところではこれを資格試験として取り扱うというやり方と、二通りのやり方があり得るだろうと思っております。

前者の方の企画的に統一的な試験で、それに合格しなければそもそもどの大学でも受験資格を失うというような性格のものであるということになりますと、これは現在の入試制度と非常に大きく変化をする、非常に大きな問題になるわけでござ

いますので、入試改革協議会における御議論にお きましても、この点は今後のさらに引き続きの長期的な検討課題ということであろうということで、その点については特に触れずに、そして各大学が個別に自分の大学だけの、いわば資格試験的な扱いということについては、それは各大学の御判断によってやっていただいても差し支えない、こういうような仕組みにいたしておるものでございます。

したがいまして、今回のこの第九条の三の新しい大学入試センターの規定についてでございますが、これにつきまして言っておりますことは、全国的なそういう資格試験的なものとして実施をするという意味ではなくて、まさに高等学校で勉強してきたことが、この人はどの程度身についているかという、その程度を判断をする、そして各大学の入学者選抜の資料として活用してもらうということをねらいとしているものというふうに御理解を賜りたいと存じます。

○久保亘君　「基礎的な学習」というのは何ですか。

○政府委員（阿部充夫君）　これまでも共通一次試験につきましては、高等学校教育に沿った基礎、基本を問う一次試験というような考え方で実施をしてまいったわけでございまして、要すれば、今回のことにつきましても高等学校の学習指導要領あるいはカリキュラム、実際の教育内容等に沿った基礎的な問題についての出題をして、その点についてどの程度理解をしているかということを確かめていくというものでございまして、何点以上とれば合格で、そうでなければ不合格という扱いではなくて、基礎的な問題を出して、それがどの程度できているかということを各大学で選抜のときの資料に使う、こういう意味で基礎的な学習の達成の程度という言葉を使っておるわけでございます。

○久保亘君　基礎的な学習の達成の程度を判定するということになる場合に、どれだけの教科の範囲にわたって基礎的な学習と言うんですか。

○政府委員（阿部充夫君）　これは一般的に、基礎的な学習という言い方をすれば、高等学校で行われている教科全体がもちろん対象になり得る性格のものでございますし、なるものであろうと思いますが、ただ、具体にこの試験を行います場合には、やはり入学試験ということの制約上、ある程度の科目に限られてくるということはあり得るわけでございます。そういう点から、今回は五教科十八科目について当面出題をするということにいたしておりますけれども、なおこの出題科目については今後情勢を見て、増加ができる場合には増加をしていくということでございまして、どれとどれを出すということを法律上決め切っているという規定ではないと思っております。

○久保亘君　そうなってまいりますと、今度の入試センターの行う新しいテストというのが、高校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを目的とするということになれば、科目数も何もかも大学側の自由ということにしておいてこういう条文を書いても、これは整合性がなくなるんじゃないですか。もし大学に入学を志願する者の高校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定するということを目的として新しいテストを行うということならば、必要な教科の範囲にわたって試験を課すということでなければ、うちは数学だけでよろしゅうございますといって、大学側がどうしても高校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することができますか。

○政府委員（阿部充夫君）　先ほども申し上げましたように、こういう規定の仕方をしましたのは、高等学校で指導されております、教育されております十教科科目全体が対象にし得るということからということでやっておるわけでございます。

それで、この共通一次と本質的な性格において何ら変わるところのない今度の新テストというのは、これは完全に大学側の参加、不参加を含めて、国公私立を通じて参加、不参加、科目の選び方、これは大学側の自由に任されるのですが、どうですか。

○政府委員（阿部充夫君）　これは一般的な学習という言い方をすれば、高等学校で行われております学習というものの基礎的なものというふうに御理解を賜りたいと存じます。

○久保亘君　「基礎的な学習」というのは何ですか。

○政府委員（阿部充夫君）　これまでも共通一次試験につきましては、高等学校教育に沿った基礎、基本を問う一次試験というような考え方で実施をしてまいったわけでございまして、要すれば、今回のことにつきましても高等学校の学習指導要領あるいはカリキュラム、実際の教育内容等に沿った基礎的な問題についての出題をして、その点についてどの程度理解をしているかということを確かめていくというものでございまして、何点以上とれば合格で、そうでなければ不合格という扱いではなくて、基礎的な問題を出して、それがどの程度できているかということを各大学で選抜のときの資料に使う、こういう意味で基礎的な学習の達成の程度という言葉を使っておるわけでございます。

○久保亘君　基礎的な学習の達成の程度を判定するということになる場合に、どれだけの教科の範囲にわたって基礎的な学習と言うんですか。

○政府委員（阿部充夫君）　これは一般的に、基礎

ではないという、そういう先生のお考えのような面もあるということは考えます。

それから、幾つかの科目を利用した場合に、それぞれの大学の利活用の仕方が違うから、それにみんな複数受験で対応しなければならないとなると、また負担がどうかというお話ですが、高等学校の教育のことを考えますとどうしてもやっぱり共通の部分というのが欲しいわけでございます。先ほども申し上げましたように、受験生は入試科目にないものを軽視する傾向がございまして、これに対して学校の指導というものが非常に大変だという面がございまして、したがいまして、共通の部分と、それからそれ以上の別々の部分というものの組み合わせの問題に基本的にはなるんじゃないかと思うんでございますけれども、その中身についてはまだ深く入り込んで検討しておりません。

○佐藤昭夫君　まず田中参考人にお伺いをいたしますが、一つは総合研究大学院大学の問題でありますけれども、あなたも委員長として、総合研究大学院創設準備委員会というものがつくられて、それに御参加になっておると思うんですけれども、今のところ六十二年七月二十一日付、昨年の夏の段階での中間まとめ、検討されてきた結果があるんです。中間まとめでしか出されていないということで、最終報告が出ていない状況で文部省としてこの法案を提出をし、もう今期国会、きょうにでも採決をというような、そんな話がちらちら出るということで、私はそういう見切り発車だめだ、だからこの採決には反対だということを言っているんですけれども、委員長として、この創設準備委員会をやってこられたあなたとして、最終報告が出ないままに、国会がよかれあしかれ決着をつけてしまうということについてはどのようにお考えになるかということが一つであります。

それからもう一つは、大学新テスト問題で、これまた同じように二月十五日の大学入試改革協議会、文部省協問機関、ここの報告が出ましたけれども、それに対する国大協としての態度は目下検討中だと六月あたりの総会で最終見解、まとめをすると仄聞をしているわけでありますけれども、これまたそういう見解、まとめを待たずに国会として決着をつける、性急に結論を出してしまうということになるとすれば、一体そのことについてはあなたとしてはどう思われるか、国大協副会長としてどう思われるか。

それから、国大協のもとに入試改善特別委員会というものをつくってこられまして、この間、四月の二十六日見解を出されております。新聞に報道もされておるわけでありますけれども、文部省に、それを国大協側にひとつ取り寄せて、国会の審議の資料に供するためにここへ出しなさい、もらってきなさいと、文部省は、いや、国大協の方がまだ出すの嫌だと、こう言うておるっていうんです。本当に国大協特別委員会の第二次見解を出すのは嫌だと言うのか。私は本当に一両日にも国会が結論を出そうというときに、六月総会を待っておったのでは遅いわけでしょう。冷や飯に湯気になるわけですが、不整合点があるにしても、まず四月二十六日のあの特別委員会の第二次見解、これを国会の審議資料として出していただくというのが国大協としての態度であるべきではないかとも思いますので、以上の点をお尋ねします。

○参考人（田中都三君）　一番目の御質問は、創設準備委員会、私委員長を務めさしていただいておりますが、最終まとめというのは我々創設準備委員会が終わる時点ということでまとめるものであって、現在もちろん基本的なことは我々議論は終わっておりまして、中間まとめということをいたしたわけです。それのまだデール部分であり、最終まとめは創設準備機関が終わる時点でまとめる、そういうことでございます。

それから二番目の御質問は、改革協議会の、ちょっと聞き漏らしたんですが、済みません。

○佐藤昭夫君　文部省の協問機関として大学入試改革協議会というものがございますね。そこの最終報告が、要するにこれまでの暮れに試行テストやって来年の十二月本テスト、こういう段取りでずっとこうやっていくという、このスケジュールでけれども、二月の十五日に大学入試改革協議会の最終報告が出たわけです。これに対して、国大協が意見まとめをされるのは六月総会だというふうに仄聞するが、それではちょっと遅きに失するじゃないかということで文部省に言ったんです。文部省に、六月総会の結論を見ないままに文部省が見切り発車的に決着つけるということについてはこれはいかがなものかと、こう言っているんですが、このことについての国大協副会長の御意見はどうですかということです。

○参考人（田中都三君）　二番目と三番目の私御質問について、一緒にお答えいたしたいと思いますが、改革協議会のいわゆる結論というものを、国大協としての立場はこれをまずいろいろな意味のただき台の原案を入試改革特別委員会でつくる、ただこれを国大協としてのやはり意見として最終的に決定するのは理事会を通した総会でございます。おっしゃるとおり六月の総会でございます。そういうことで、今までの特別委員会についてもこれはまだインフォーマルであって、我々は総会が終わった時点ですべての大学の御意見を聞いて最終的にまとめる、それを我々は外に対して国大協の意見として出すということにしております。

○佐藤昭夫君　くどいようですけれども、もう一週お再ねしますけれども、国会側の方はもう一両日にでもこの新テスト問題を含む国立大学設置法案の採決をするかどうかという、こういう局面へ来ているんです。それで、六月総会でまとめてそこで天下に公表しますとおっしゃっても、そのときには冷や飯に湯気になるわけです。ですから、ぜひとも今の時期にこそ特別委員会の全文出すというのがあれでしたら、各大学もアンケートとっていますから、そのアンケート部分はちょっと待ってください、しかし大体まとめた部分、そこの部分についてはせめて今の時期に発表して国会の審議に供する、審議の参考に供する、こういうことをされたしかるべきではないかということを聞いていますので、ちょっともう一週、済まないですけれども、お答え願います。

○参考人（田中都三君）　それについては同じお答えなんですけれども、国大協としては、やはり総会としての最終意見というものが正式な意見でございますので、六月の時点で国大協としては最終答申をというか、国大協の最終意見を総会の総意として出すことになると思います。

○佐藤昭夫君　御意見を差し挟むのは僭越ですけれども、大学の先生というのは難しいところやなということを感を深くいたしますね。

それから、前段でお聞きしました大学院大学の創設準備会の問題にしましても、準備会の仕事が終わったら最終まとめを出すと言われたらどうなるんですか、これ。十月から法に基づいて発足するというんですから、そのころまで準備会続くんでしょう。そんなときに最終まとめが出てみたところで、一体どういう内容の大学院大学になるのかということについての全般が国会としてはわからないまま進んでいくということになりますので、ここらあたりについてはよく委員長としてお考えを願いたいということを私の要望意見として申し上げておきます。

それからもう一つ、高等学校長会の中沢先生はかなりはっきりと高等学校にとっての非常にゆゆしい影響を与えてくるということで御意見を述べられておりますので、それは当然のことだということで私も思いますので、あえて御質問いたしませんが、私大連の石川参考人にお尋ねいたしますけれども、この新テストのあり方について、私大連として見解まとめはいつかされるのか。そのことも関係をして、この新テストに対して私立大学の参加見通し、現状でどんなふうに把握をされているでしょうか。

○参考人（石川忠雄君）　私大連として意見をまとめるのかというのが第一の御質問だと思いますが、これは先ほど来申し上げましたように、それぞれの大学が自主的に判断すべきものであるということになっております。したがって、私立大学連盟ではこういった新テストが行われるという説明会は何回か開きました。しかし、これは団体として参加すべきかすべきでないかというのを決めるものではなくて、その判断する主体はそれぞれの大学であり、これは大学自治の問題でありますから、したがって、連盟としてそれにこうすべきであるああすべきであるという判断は下しておりませんし、また下すつもりもないわけであります。

それから、第二番目の見通しでありますが、これは私どもは、どの大学が参加してどの大学が参加しないかという調査はやっておりません。したがって、これに正確にお答えするということは難しい。それから、実際に参加するかしないかの問題というのは、私の記憶が正しければ七月の末ごろまでにこれは各大学で決めてほしいということでありますから、私の大学なんかでも現在教授会を中心に検討をいたしております。

○佐藤昭夫君　終わります。

〜

（略）

〜

○勝木健司君　引き続き石川先生に、私も総合研究大学院の設置に反対する立場からでありますけれども、この独立大学院というものがただ単に国もつくしてだけじゃなしに、やはり開かれた機関とご私立大学の教育機関とかあるいは研究者の方々、場合によっては企業、民間も含めてそういう考えのもとというのが必要ではないかというふうに思います。そういった意味での私立大学の立場からご石川先生の見解、また民間企業と大学院との協力体制、いわゆる産学協同の立場の点からも先生の考え方もあわせてお伺いしたいというふうに思います。

時間の関係で、あわせてこの新テストへの参加ということでありますけれども、確かにこの共通一次試験の十年間の実績の中で評価する点あるいは反省点ということでいろいろ披瀝をされておりますけれども、これを私大としても参加をしていく、育てていくという立場は必要じゃないかというふうに思うわけでありますけれども、これをどうやって克服していくのかということについてもお伺いをしたいというふうに思います。

○参考人（石川忠雄君）　第一の件につきましては、これは勝木職員のお考えはそうあるべきだというお考えなんだと思いますけれども、私もそれには賛成でありまして、やはり総合研究大学院にしてもその基盤になる共同利用機関にしても、それはオープンな存在でなければならないということにも間違いのない事実でありまして、ぜひこれを実現した暁には共同利用機関も含めてそういうことをしっかり考えていただきたいというふうに私は思っております。

それからもう一つの点でありますが、私は現在新テストというものについての中身がなかなか実感として肌に迫ってこないというようなところがあるんじゃないかというふうに思っております。随分これについては説明その他が行われたわけでありますけれども、それぞれの大学について見ますと、それをまた持って帰って全教授に説明をし理解を求めなきゃならないということになってきいますと、なかなか一つのことでもそこまで進むというふうに聞いておるわけでありますけれども、この辺も含めて、こういう新テストの試行ということでことしもされますけれども、もっと突き詰めて考えようというような考え方が私は支配的になってくるというのは、これは避けがたいところがどうもあるような気がいたします。

したがって、私は、そういうようなことをやってみて、利活用についてもどんな多彩な方法があるのかということが考えられれば、わかってくれば、またそれを検討するという機会は出てくるのではないかというふうに考えております。

○勝木健司君　もう時間が来ましたけれども、あと江先生にちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、国大協の入試改善特別委員会の報告でも、六十五年度実施までには国公私立合わせた統一実施母体というものが本当に確立するのかどうかという指摘がなされておるわけであります。私立も参加するのかどうかということも危ぶまれておるわけでありますけれども、まあ長い目で、そういう意味ではやっぱり見切り発車もやむを得ないという立場に立つものでありますけれども、ただ高等学校からの意見がありますこの十二月実施、そういうことにつきましても、前回の共通一次の実施のときにもやはり十二月下旬が提案をされてこれが一月になっておるといういきさつがあるというふうに聞いておるわけでありますけれども、この辺も含めて、こういう新テストの試行ということでことしもされますけれども、もっと突き詰めて考えようというような考え方が私は支配的になってくるというのは、これは避けがたいところがどうもあるような気がいたします。

したがって、私は、そういうようなことをやってみて、利活用についてもどんな多彩な方法があるのかということが考えられれば、わかってくれば、またそれを検討するという機会は出てくるのではないかというふうに考えております。

○参考人（有江幹男君）　お答え申し上げます。

御承知と思いますけれども、国公私立の学長のお集まりになりました準備協議会というのが大学入試改革協議会の設けられておりまして、そこの方々が慎重かつ真剣な御検討をいただいてきたわけでございます。これは私にはよくわからないことですが、新テストをやれば序列化、輪切りが進むという考え方が必ずそうなるのかというふうに考えますと、私は利用の仕方によってはそうはならないと思うんですね。今よりよほどそうはならないだろうという意味ではやっぱり見切り発車もやむを得ないという立場に立つものでありますけれども、ただ高等学校からの意見がありますこの十二月実施、そういうことにつきましても、前回の共通一次の実施のときにもやはり十二月下旬が提案をされてこれが一月になっておるといういきさつがあるというふうに聞いておるわけでありますけれども、この辺も含めて、こういう新テストの試行ということでことしもされますけれども、もっと突き詰めて考えようというような考え方が私は支配的になってくるというのは、これは避けがたいところがどうもあるような気がいたします。

したがって、私は、そういうようなことをやってみて、利活用についてもどんな多彩な方法があるのかということが考えられれば、わかってくれば、またそれを検討するという機会は出てくるのではないかというふうに考えております。

○参考人（石川忠雄君）　先生の考え方もあわせてお伺いしたいというふうに思います。

時間の関係で、あわせてこの新テストへの参加ということでありますけれども、確かにこの共通一次試験の十年間の実績の中で評価する点あるいは反省点ということでいろいろ披瀝をされておりますけれども、これを私大としても参加をしていく、育てていくという立場は必要じゃないかというふうに思うわけでありますけれども、これをどうやって克服していくのかということについてもお伺いをしたいというふうに思います。

○参考人（石川忠雄君）　第一の件につきましては、これは勝木職員のお考えはそうあるべきだというお考えなんだと思いますけれども、私もそれには賛成でありまして、やはり総合研究大学院にしてもその基盤になる共同利用機関にしても、それはオープンな存在でなければならないということにも間違いのない事実でありまして、ぜひこれを実現した暁には共同利用機関も含めてそういうことをしっかり考えていただきたいというふうに私は思っております。

それからもう一つの点でありますが、私は現在新テストというものについての中身がなかなか実感として肌に迫ってこないというようなところがあるんじゃないかというふうに思っております。随分これについては説明その他が行われたわけでありますけれども、それぞれの大学について見ますと、それをまた持って帰って全教授に説明をし理解を求めなきゃならないということになってきいますと、なかなか一つのことでもそこまで進むというふうに聞いておるわけでありますけれども、この辺も含めて、こういう新テストの試行ということでことしもされますけれども、もっと突き詰めて考えようというような考え方が私は支配的になってくるというのは、これは避けがたいところがどうもあるような気がいたします。

したがって、私は、そういうようなことをやってみて、利活用についてもどんな多彩な方法があるのかということが考えられれば、わかってくれば、またそれを検討するという機会は出てくるのではないかというふうに考えております。

○参考人（有江幹男君）　お答え申し上げます。

御承知と思いますけれども、国公私立の学長のお集まりになりました準備協議会というのが大学入試改革協議会の設けられておりまして、そこの方々が慎重かつ真剣な御検討をいただいてきたわけでございます。これは私にはよくわからないことですが、新テストをやれば序列化、輪切りが進むという考え方が必ずそうなるのかというふうに考えますと、私は利用の仕方によってはそうはならないと思うんですね。今よりよほどそうはならないだろうという意味ではやっぱり見切り発車もやむを得ないという立場に立つものでありますけれども、ただ高等学校からの意見がありますこの十二月実施、そういうことにつきましても、前回の共通一次の実施のときにもやはり十二月下旬が提案をされてこれが一月になっておるといういきさつがある

ございますが、そのときの入学試験ということで、国立大学として複数制の持つ問題点というものを昨年度からいろいろな意味で検討いたしたわけでございます。そこで、御承知のように分離分割方式ということで、これも各大学のいろいろな議論がございまして、分離分割方式のよさといいますか、そういうものもあるし、それからまた大学で相当の検討を要しないとすぐそれに移ることは難しいということもございますし、そこで併存制ということを昭和六十四年度から進めるということで、それでありましても入学試験制度それ自体の変更はございますけれども、本質的な意味で入試の問題あるいは入試のいろいろな意味の多様化ということについて、受験生にできるだけこれは影響が及ばないといいますか、いわゆる志願者といいますか受験者が困らないようにということの配慮でやっております。

しかしながら、その点についていろいろな意味で、その決定が三年以上見てゆっくり決定といいますか、そういうことについてできなかったということについては、国大協としてはいろいろな意味で我々反省もし、考えているところでございます。そういうことでこれから、ある安定的なものというものはどういうところで最終的に採れるかというものを、皆様の御意見に従っていろいろなことを聞きながら決めていきたいと思っております。

〜　（略）　〜

○高桑栄松君　それではその次に有江参考人にお話を伺いたいと思います。

先生はついこの間センター長に赴任されて、まだ中の方もよく理解しておられるか、いや、おられないなんて言ってないんですけれども、大変忙しかったと思うんです。それで、むしろ前北海道大学の学長として入試のところにもその昔もかかわっておられたので、入試制度のことで一つ伺いたいんですが、今田中先生にもお伺いしたとおり、共通一次、二次一発試験から複数連続受験とかあるいは分離分割とか、そういうことが行われて、私も入試の出題委員長もさせられたこともありまして、昔の試験でいくとどうしても一点をはっきりした方がはっきり切ることができる。ですから、話としては面接だとか論文だとかという方式はありますけれども、これを一点を争って明快にだれに対しても説明ができるという方式は入試においては非常に難しかった。私もそう理解しておるわけです。したがいまして、先生入試センターの長でなくて聞いていますから、新テストというものも、これが一点を争う点数制度である限りは偏差値輪切りからは免れられない、逃れることはできないんじゃないか、こういうふうに思うのでありますけれども、先生はどうお考えになりますか。

○参考人（有江幹男君）　お答えになるかどうか、今センター長としてでなくというお話でございますので申し上げてみたいと思います。

私は日ごろ、人の個性、能力、適性、これは試験の一番大事な点という言葉の表現ですけれども、一点をもって人の能力を決めることができるかということは、できるということに相当疑問がございます。それから、人の能力というのはいろいろな点にあるわけでございまして、一点を余計とる人のそろった社会が我々の求めるべき社会であろうとは思いません。いろいろな能力が混在しているところにいい社会ができるものだと思っております。

ですから、一つの例でございますが、これはよしあしは別として、外国の大学では外国人の入学者をあるパーセンテージにして採りたい、自分の州の出身者はこうしたい、そういうようなことで、能力のただ画一性を求めるのではなくて、別のところに大学の個性を求め、それから将来の社会の混在した中のハーモニーというものを求めるねらいがあるのではないかと思います。そういう意味で、時に日本は単一民族に近いというような表現も以前からありますけれども、もう少し国際化した混在した社会になるべきでないかというような話があります。

そういう点と軌を一にいたしまして、一点をもって切れればだれに言われても間違いないことができるからということでございますが、今いろいろ議論されておりますいろいろな尺度をもってはかったらどうだ、クラブ活動をどうやっていた、スポーツにはどういう特技があった、クラスのまとめ方にはどういうリーダーシップを持っていた、そういうようなことも参考にしてはどうかということですから、これを数学であらわすような一点二点の差と混同して総点を考えていくということには非常な根本的な難点があろうと思います。別の尺度で人をはかるということは、神ならぬ人間の務めるべき道だろうと思っております。

○高桑栄松君　大変私も賛成な御意見でございますが、きょうはこっちの意見を述べるのではありませんので、したがって、学力試験というものがどうしても入試によしとすれば、一点を争うのではない方式、これは私が日ごろ言っているのはハードル論ということでありますが、そういうことで、ハードルを越えた者を、幾つかのハードルでというのを私考えているんです。入試センターは入試改革協議会からの要望にこたえた課題研究だけではなくて、例えば今先生言われたようなこともひとつ検討課題にして、世界の入試の方式等々検討しながら新しい入試方式を模索していただくことが入試センターとして非常に重要ではないか、こう思いましたので、今御意見承ったんですが、時間がありませんので、もう一つ本当は聞きたかったんですけれども、次の問題に移らしていただきます。

中沢参考人にお伺いしますが、今の有江先生との話し合いをお聞きになっておられたと思います。先生の中で私非常に重要だと思いましたのは、受験生は入試科目以外は軽視するというんです。それは我々のときもそうでしたから、全部同じだと思うんです。だから、入試科目が減るということが受験生に対して負担が減るという考えは私は大変おかしいと思うんです。一つは、競争の原理からいえば科目が減ったって競争する人が同じであれば同じなんです。負担は、競争なんですから。だから勉強する科目が減っただけでありまして、それに対するウエートはみんなそれだけかけますから、科目が減ったことは負担減にはならない。それから科目が少なくなることは、一つはいかにもその人にとって減っているように見えますが、科目が大学によって変わりますと、複数受験をする人にとっては幾つかの科目を今度抱えることになるわけです。共通でない場合。ですから、そういう意味では自由選択という新テストは負担がむしろ過重にならないか、複数受験の場合です。そういったことを考えますと、新テストというものを、今中沢参考人は私立大学も参加することを前提にということでありましたが、私立大学が幾つかの科目を自由選択することによって、複数受験をする受験生にとっては全部カバーしなければだめになるのではないかということを私は思うんですが、いかがでしょうか。

○参考人（中沢浩一君）　先ほど申し上げました中にちょっと触れましたのでございますが、今までの共通一次試験におきまして、二次試験の科目を減らしていろいろ選抜の尺度を多様にするような工夫をしていただきたいというような、そういう要望の対応を高校側の方でしてきたということを申し上げましたんですが、実は科目を減らして違う観点からその生徒の能力を見るというようなことをしていただきたいということが主眼だったわけです。共通一次で五科目の試験を課せられまして、そして二次試験で共通一次と同じような試験をまたやられるというのではなくて、同じ科目であっても違った角度から選抜する、評価するというような、そういったことを工夫していただきたい、そういうことで申し上げたわけでございますが、したがいまして、科目が減ったら直ちにその分だけ、それと同じ比率で負担が減るというもの

は何なのかということを例を挙げてお答えいただけませんか。これとこれとが障害になるし、これとこれとがだめだから現在までの一月が十二月になるんだということについては何かお考えございましょうか、お尋ねをいたしておきたいと思います。

○参考人（有江幹男君）　簡単に申し上げますが、正月に関する我々日本人の感覚は相当根強いものがございまして、年末から正月にかけて、問題の運搬その他のことが相当大きな要素になろうかと思いますし、またその時期に入学試験が実施されるということがやはりこだわりになろうかと思います。

○仲川幸男君　いや、私がお尋ねをしておることとお答えがちょっと違うんではないかと思うんです。

私は、先ほどからも、みんな望んでおることは一月にしていただきたいと、高校の生徒もまた高校生を抱えておる家庭も、先ほどからお話がございましたような中沢先生のお話の中からもうかがえるわけなんですが、問題は、縮めるために、縮めてもらいたいと我々思っているんですよ。縮めるために何が障害になっておるのかをお聞きをいたしておきますと、今後大変私たちが審議をしていく上に参考になると思うので、そのためには、運搬するからどうだのという話でなくて、何と何とが技術的にだめなのかということをお教え願えませんか。

○参考人（有江幹男君）　技術的にという言葉が非常に私読み取りにくいのでございますが、大学入試センターとして実施しなければならない業務は、問題の各試験地に対する搬送、それからそれの実施後の集約、それからそれを、答案を読み取ること、採点をすること、それからそれの集計を行うこと、その時間と、それからその作業を第二次試験の実施前に、二段階に使う方には間に合うように、二段階の後にはすぐ第二次試験があるわけでございまして、その判定に間に合うように、そういう一連の作業を行うために先ほど申し上げましたとおり大体一カ月の時間を要しているわけでございます。ですから、私立大学が二月から第二次試験をなさるということになりますと、現状における三月上旬における国立大学の二次試験に対して一月の末に共通一次学力試験が行われていると同じように、大体一カ月ぐらいが繰り上がるということが御理解願えるかと思います。

○仲川幸男君　そのお話はなかなか難しい問題でございますから、またお教えをいただく機会をひとつぜひとりたいものだと思います。

それでは中沢先生にお尋ねをいたしたいと思うのですが、参考人が先ほどからのお話の中でこの大学入試の変更の問題については大変いろいろな問題に悩んでおられるように承ります。本来学歴社会がもたらしてきたものがここへ集まってきているわけでございますので、そのことは参考人の先生たちも十分御承知であろうと思うわけでありますから、その問題の大きな問題を現在論じましてもなかなかと思います。思いますが、まず高校生の事情をセンター自身も十分御承知をいただいていかなきゃならないであろうと思うのですよ。というのは、校長先生でございましょうから、御承知のように、高校の中には試験のためにクラス分けしてあります。試験のためにということは、習熟度だけでクラス分けしているのではないのです。いろいろ対外的な言葉としては問題が起こらないように気をつけておりますけれども、それはせんじ詰めますと、入試をするために進学指導が最もしやすい、また最も正確に出ているためにやっておるわけですから、このことがこちらから状態を見ておりますと、中央で皆さんがお集まりになっております、やられております議論、速記録などを拝見いたしまして、その高等学校の御苦労が十分反映をするようなというか、御承知ではあろうと思うんですが、そのような心配があってならないわけであります。そこで、今後のこの種の委員会、またこの種の委員会の中にいろいろのものを設けてでも、その声が、その現実が反映できるようにしなければならないし、それは校長協会の仕事だと思いますが、いかがでございましょうか。

○参考人（中沢浩一君）　先生が初めの方でお話しなさいましたように、高等学校の進路指導に問題があるというような意味のお話をなさったと思いますが、この新しいテストに向けて高等学校の進路指導のあり方も、他の方にいろいろ高等学校の方から要望するだけではなくて、高等学校自身も進路指導のあり方を改善していくような内部の中の努力といいますか、それも必要であるということは認識しております。また先ほどからお話ございました大学の特色とか個性とかというものが現状では、こちらの方の怠けかもしれないんでございますが、十分に見えない。十分に見えないのでついつい安易な進路指導になってしまうという面がございまして、そのような基本的な問題もございますので、先生が言われましたようにいろいろ検討の機会等に加えさせていただくということは結構なことだと存じております。

○仲川幸男君　今後そのようにセンター自身もまたお考えをいただきたいものだと、あえて希望を申し上げておきます。

わかっておる人に話を聞くということが物事を処理するのに一番よくわかることで、一番いい結論が出ることでございますので、ひとつこのたびの人選その他にも父兄の代表というもの、保護者の代表というものはかなり大勢入ってきてよろしかろうと思うんですが、入ってないといううらみもあります。申し上げておきます。

私は、これ石川先生、十分そのあたりのことを存じ上げておらぬのでまことに質問がおかしくなると思いますが、今このたびの大学院に代行ができる、これに準ずるもの、これから上回るかもわかりませんが、そういうものが日本の私学の中にどの程度あるのでございましょうか。私学の中に博士課程へ向かって直進をでき、最短距離におれるものという方法というのは大学の機構の中で、日本の私学の中でどういう形にあるんでしょうか、ちょっとお教えをいただけたら大変ありがたいと思うんです。

○参考人（石川忠雄君）　今の大学院の博士課程、後期の学生の数から申しますと、恐らく私学の場合には全体を合わせてみても国立よりかなり少ないというふうに思います。しかし傾向として考えてみれば、現在大学院の学生の数というのはふえてきていることは事実でありまして、特に自然科学、つまり理工系統の学生の数というのはふえてきていると思います。それで、私が総合研究大学院に期待することは、もちろん大学院でありますから、それに入るためには選抜ということが行われると思いますけれども、私学の後期博士課程に入る学生もこういう共同利用機関を使って大学院に進めるようにしてもらいたい。もちろん建前はそういうふうになっておりますから、したがってそれを拒むものではないと思いますけれども、実質的にそういうことをしていただきたいというふうに私は思っておるわけであります。

○仲川幸男君　ありがとうございました。終わります。

○高桑栄松君　それでは、時間も制限されておりますので、簡単にそれぞれの先生に質問をさせていただきたいと思います。

最初に、田中参考人にお伺いをいたします。

入学試験の制度は、昔からの共通一次、二次が一発勝負といいますか、そういうところから連続複数受験制、それから分離分割方式、さらに新テストと、ほんのここ三、四年の間に目まぐるしく変わった。新聞等の批評によりますと、猫の目のように変わったと。これは受験生不在の考え方ではなかったか。しかもこのウニートは国大協ですね。ですから、これについては、例えば試験の方式が変わるというのは、本来高等学校に在学三年の間は変わってほしくないというのが本当だと思うんですが、これに対して国大協側としての反省とか批判とか検討とかというのはどのようにお考えになっておられたんでしょうか。

○参考人（田中郁三君）　ただいまの御質問に対しましては、昭和六十二年度からいわゆる複数制といいますか複数化ということに踏み切ったわけで

た結果になっております。

先ほど中沢参考人から計算機の性能をアップしてというようなお話もございましたが、そういうことは今後可能かとも思いますが、簡単に考えまして、今の私立大学における入学試験は二月に入りますともうそろそろ行われており、早いところは一月の末ぐらいから始まっているかもしれません。今の国立大学の二次試験は三月のとっぱなに来ているわけでございまして、そうすると、それが一カ月繰り上がって二月あたりに私立大学が加わったものが入ってくるということになりますと、ちょうど一カ月繰り上がったことになります。今の共通一次の試験は御存じのとおり一月の下旬でございまして、そうすると、一カ月送っていくと自然に十二月下旬かなということになろうと思います。でも、御指摘の点は今後も継続していろいろな担当者が議論を尽くすことであろうと信じております。

○久保亘君　これはきわめて重要な問題でございまして、中沢先生からお話しございましたように、時期の問題、それから試験の科目のあり方の問題、こういうものは高等学校の教育を根底から揺るがす要素を持っていることを先ほど詳しくお話しございました。また、私ども伺っておりますところでは、四月二十六日の国大協入試改善特別委員会でも実施時期についてはかなりの論議が行われたと聞いております。そういうことでございますだけに、私は有江先生にお聞きしたいのは、これ私立大学の側との関係を配慮に欠かなければならぬということはわかりますけれども、技術的には可能なのかどうか、一月に持ってくること。そのことをお聞きしておきたいんです。

○参考人（有江幹男君）　共通一次の経験を踏まえますと、今のところはきつうございます。絶対できないとは私申しておりませんけれども、きつうございます。

○久保亘君　そこで、今度は石川先生の方にお伺いしたいのは、先生は臨教審の答申にも非常に主要な責任をお持ちになったお方でございますけれども、今度の文部省の入試改革協議会の結論というのは臨教審の答申に沿ったものであるかどうか、その答申が生かされたのかどうか。これはどのようにお考えになっておりましょうか。

○参考人（石川忠雄君）　端的にお答えいたしますと、私は臨教審答申で目指したものがかなりの部分入試改革協議会の結論の中に出ていると思います。ただしかし、先ほども申し上げましたように、この新テストの構想が必ずしも十全にできているかどうかということになりますと、例えば幾つかの、幾つかと言うより一つか二つの点で私はまだこれから改善しなきゃならないということはあるように思います。例えばテストの回数の問題なんというのは私はその一つだろうというふうに思うわけでありまして、したがって、先ほど申し上げましたように、これはこれから育てていくという姿勢で臨んでいただきたいということを申し上げたのは、そういうことでございます。

○久保亘君　臨教審の答申の中で私は非常に注目いたしておりましたことは、新しい、臨教審は共通テストと呼んでおりますが、共通テストでは資格試験的な扱いを検討しろということがございます。答申の中に。それから受験生に結果を通知するように考えるべきだということが書かれてございます。これらの点は少なくとも今度の文部省の入試改革協議会では完全に無視された点でございます。しかし、共通一次の欠陥をなくしていくという点において、廃止をするのが一番いいんでしょうけれども、廃止できないとする場合に、この答申の中に書かれた二つの点というのは非常に重要な改革の意味を持つのではなかったか、こう思っておりますが、これは二つとも今度の新しいテストと称するものの中では無視された点でございます。

それで私はお尋ねしたんでございますが、時間がなくなりましたので、最後に石川先生に伺っておきたいことは、長い目でということは確かに一つの御見識だと思いますが、一体今度の新しいテストに私立大学は積極的に参加する理由がおありになるのかどうか、そして今どういう方向で私立大学全体としては新しいテストへの対応をお考えになっているのか、この点を伺わしていただければと思います。

○参考人（石川忠雄君）　新しいテストを利用するかしないかということは私は各私立大学で現在検討中だと思います。これ臨教審の答申にもございますけれども、共通テストを利用するか否か、利用するとしてもどのような利用方法をとるかは国公私立を通じた各大学の自主的な判断にゆだねる、こういうふうになっておりまして、それぞれ検討中だろうというふうに考えております。実際に全体としてどこをどのくらいのものが参加してくるかということは、現在私にはよくわからない。わからないけれども、しかし様子を見ようというのはこれはかなりあると思うんですね。したがって、このテストが改善をされ、かついろいろな要望を入れてだんだんと精緻なものになっていけば、そのときには、ではやってみようかという、使って自分たちの入学試験をより独自の、独特のものにしようかというようなことは出てくるかもしれないと思います。

ですから、私が先ほど来申し上げました、これを育てていくということを私はやはり考えたいというのが私の気持ちでありまして、もしこれが、先ほども申しましたが、だめになって廃止された場合に、じゃ一体どういうことが起こるのか。そうなると十年前の同じ状態が出現してくることはまず間違いない。そういうときに一体どう対応するのかということを考えますと、私は育てる方向でやはり問題の解決に進むことが大学としては大事だ。事実、私立大学の中でもこの新テストを待たずして入学試験改革をやっているところはそれは大分出てきておりますから、それが例えば新テストが意図したようなことで、そういう方向でそういった大学の入試改革が行われているのなら、それはそれでやはり意味があることなんだというふうに私は思っております。

○久保亘君　もう最後ですので、有江先生に端的なお答えをいただきたい。

ことしの七月に私立大学の新テストへの参加の状況というのがまとまってまいりまして、これに私立大学の自主的な判断と見識によるものだというお話でございましたから、結果的に余り参加がない、こういう場合に、十二月に試験を引き上げて高等学校の教育の混乱だけを残した。これでは私は問題だと思うんで、この新テストの時期については最終的な判断の余地はなお今後に残されている、こういうことで考えておけばよろしいんでしょうか。

○参考人（有江幹男君）　結構だと思います。

〜（略）〜

○仲川幸男君　そこで、連合大学院大学を設置してから日が浅いものですから、これを論じて次の問題の参考にするということは大変難しいかもしれませんけれども、ここに二つの博士課程ができてきたということが今後国立大学協会等の御意見の中にいろいろ出てくるのではないだろうかと思いますが、その点について、今後も御指導をいただきたいと思っております。

時間がございませんので率直なお答えをいただきたいのですが、先ほどちょうど久保委員からお話がございました有江センター所長に、時期の問題ですが、この入試の方の問題につきましては、やはり高校生、父兄、そのあたりの物の考え方というのをかなり重要にひとつお考えをいただかなければならぬのではなかろうか。期せずして同じような質問になるんですけれども、十二月という、まあ十二月設置というのがかなり、どこまで決まっておるのかわかりませんけれども、ひとり歩きをしておりますが、それが一月により近づくために何が障害になっておるのか、障害になるの

では、共通一次学力試験は難問奇問を排した良質の問題を確保したこと、高等学校教育課程の要求する教育内容や水準から見た学習の基本的到達度をはかるものになっているというような点において評価してまいりました。しかし一方、大学の序列化、偏差値重視に偏した進路指導の弊害が見られますが、これに対し、従来高等学校側から、二次試験について科目数を減らし面接や論文等を課すなどにより選抜の尺度を多様化してほしいというふうに要望してまいりましたが、その方向で改善がなされつつあるということについては歓迎いたしております。

このような共通一次の効果が期待されることから、高校側といたしましては新しいテストが私立大学を含めたものであることを強く期待しております。国公立大学と私立大学の入試科目数や出題傾向に大きな違いがあることによりまして、志望校を私立大学一本に絞った生徒は受験科目以外の科目を軽視する傾向がございます。また国公立大学と私立大学を併願する生徒は共通一次向けの受験勉強、さらに二次試験向けの受験勉強、私立大学向けの受験勉強をしなければならず、負担が過重という状態であると言えます。このことは高等学校における教科指導、教育課程の対応、進路指導の問題を困難にしておる状況でございます。このような事態の是正のため、受験生が多く志望する私立大学を初め、多数の私立大学が新しいテストを積極的に利活用することを強く期待しております。

新しいテストの実施時期について特に申し述べたいと思います。

従来、共通一次は高等学校側といたしましては一月上旬が適当であろうというふうにいろいろな機会に申し述べてまいりましたのですが、選抜日程に対する配慮から一月下旬もやむを得ないというふうに受けとめてまいりました。それが新しいテストに変わってさらに一カ月も繰り上がり、十二月下旬ということになりますと、学校全体の教育活動に及ぼす影響は大きいというふうに考えられます。例えば三年生の従来の十二月、一月、共通一次試験が行われる一月下旬までの十二月と一月は卒業を目前にした最後の締めくくりの時期でございまして、学力充実の貴重な日々でございます。これが空白になるというようなおそれがあるわけでございます。それから次に、三年生の学習進度を速めなければならない、三年で選択する科目の負担は増加するというようなことがあると思われます。またさらに、新しいテストが十二月下旬ということになりますと秋の学校行事も影響を受けまして、三年生の実質的参加が特に秋の後半などに行われる学校行事は難しくなる、そして一、二年生の学校行事にも影響を及ぼすというような問題。それからさらに、最初の受験をしてから最後の結果が出るまで、合否の結果が出るまでかなり期間が長くなるというようなことが教育的に配慮しなければならない問題があるだろう。こういうような問題が時期を繰り上げることによって生ずるわけでございますが、この問題に対する対応が必要となりまして、学校の教育活動全体の見直しが必要となるという状況になると思います。

この問題に対しまして私どもは、多数の私立大学の利活用を前提として、十二月下旬、新テスト実施もやむを得ないという対応をした経緯がございます。しかし、できればコンピューターの処理能力等を高めるような方策をお考えいただきまして、一月下旬あるいはそれに近い時期に繰り下げることについて再度御努力いただければありがたいということでございます。

私立大学の利活用に伴いまして、いわゆる大学の輪切り、序列化を促すことがないようにあらゆる措置を講ずるべきだと思います。このためには、面接、論文、調査書の活用等のほか、各大学が個別に行う試験等との種々の組み合わせの工夫が期待されます。さらに、大学入試センターが大学の教育研究の情報を高校や受験生に提供することにより、偏差値のみによらない進路指導を促すことが期待されております。大学入試センターの運営につきましては、大学入試改革協議会最終報告にもありますような評価委員会などにより、高等学校側の意見も反映されるような仕組みを考えていただきたいと思います。

以上で終わらせていただきたいと思います。

○委員長（田沢智治君）　中沢参考人、ありがとうございました。

以上で参考人からの意見聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、参考人の皆様に申し上げます。各委員の質疑時間が限られておりますので、恐れ入りますが、お答えはできるだけ簡潔にお願いいたしたいと存じます。

それでは質疑のある方は順次御発言願います。

〜（略）〜

○久保亘君　時間が大変限られておりますので、詳しいお答えをいただくのが非常に難しいと思いますが、きょうは私もう一つの入試問題について先ほど中沢先生の方から非常に重要な御指摘があったと思うんであります。

一つは、高等学校側として、私立大学を含めて新しいテストをやってほしいということの中で、またその入試科目や出題傾向などがそれぞれによって違うと高等学校の教育上非常に困るという御意見もございました。それからもう一つは、実施時期に関して、できるならば一月下旬またはそれに近いところへ繰り下げる努力をしてもらいたいという御意見がございました。これは実施の方法に関して高校教育の側から非常に強い御意見のある問題だということを私ども伺っておりました。この点について入試センターの有江先生としては、今高校側から具体的に御意見のありました問題について、業務を行われる入試センターとして実施が可能であるかどうか、その点をまず最初に伺いたいと思います。

○参考人（有江幹男君）　ただいまの久保委員からの御質問二つあったと思うのでございますが、一つは科目傾向が違うと困る、一つは実施時期の件ということでございましたが、これについてできるかできないか答えよというお話でございますが、これは非常に難問でございまして、できないともできるとも今は私は申しかねますけれども。

科目傾向が違うと困るというようなことは作題にかかわることだと思います。御承知のとおり、今、問題をつくるために教科専門委員会のメンバーが国立から二百三十人程度の方が出ておられます。その方々の専門的な厳密な御討議を経ている結果でございまして、なお、今御指摘の件につきましては、新テストについては新しい体制のセンターにおきまして評価に関する委員会を設けたいということにしておりまして、今もその評価の検討がゼロではございませんが、明確な組織をつくって、この中には高等学校の先生方にももちろん加わっていただこうということがはっきりした計画に入っております。ですから、今御指摘のような問題が非常に顕在化された場合には、そういうところで十分そしゃくされて解決されるものだと思っております。

それから、もう一つは実施時期の件でございますが、先ほど私はちょっと触れさせていただきましたけれども、大学入試改革協議会のメンバーは申し上げたとおりで、国公私立、高等学校の先生が入っていたわけでございまして、当初十二月中旬ということが中間まとめにおきましては十二月下旬ということに訂正されてきております。ですから、今御指摘の点の議論は非常に活発に行われたものと私は想像しております。なお、簡単に考えますと、現在の共通一次、共通第一次学力試験は今年で十回目を行ったということを申し上げましたが、非常にテンスな議論が重ねられた結果でございまして、日時の件につきましては相当詰め

つとはっきりさせるということが大事でありますが、そうして、多様な大学が存在するということが非常に大事だと思うのであります。その場合に、個性をはっきりさせるということについては、実はいろいろなことが考えられます。例えば、私立大学のことをとってみれば、私立大学は建学者というものがあり、それを土台にして長い間かかって築いてきたその学校独特の気風があり、その独特の気風の中で学生が勉学をし、自分の人間形成をする、こういう形での個性をはっきりさせるということも大切であります。

また、これだけ大学教育が普及いたしますと、当然それにはさまざまな特徴を持っていわけであります。例えば、この大学はむしろ研究に力点を置いた大学である、あるいはこの大学は教育にもっともっと力点を置いた大学である、こういうような区別があるいは特性がはっきりしても差し支えない。あるいはカリキュラムについても、もちろん個別科学を中心に研究体制、教育体制が組まれている学部では、当然その個別科学をやるための基礎になる点では共通性がありますけれども、その上に立って、その学校が目指すような独得のカリキュラムを組む、そういうことによって特性を出すということもできると思いますし、あるいは問題解決能力を養成するというところから、いろいろな学問をそこに集めてくるというような形での特性もできますし、学際的な学部をつくることもできるし、いろいろな形の特性、個性化ということがもっとはっきり行われた方がよしいのだというふうに私は考えているわけであります。

そういうことを前提にして考えますと、当然それぞれの大学はそれぞれの大学の目標、特性にふさわしい学生を入学させるということが必要になってまいります。それをやるためには、画一的な入学試験の個性化と多様化がやはり行われることが望ましい。全部を偏差値だけで切ってしまうというような形の画一的なやり方ではなくて、その学校にふさわしい選考の基準、これは学力はもちろん必要でありますが、それ以外の資質も十分に考えるような、そういう入学試験が行われることが私は非常に好ましいのだと思います。

それに比べて考えてみますと、今までの入学試験というのは私はどうも画一的にすぎたというような気がいたします。例えば、一万人、数千人の学生をわずか一週間ないし二週間で選抜するということになれば、当然とった偏差値だけで輪切りにしていくという、輪切りといいますか、偏差値で切っていくということはこれはどうもやむを得ない方法かもしれない。しかし、もっと個性的な、あるいは多様化した入学試験をやるということになれば、いろいろな方法を講じてそれをやるだけの余裕も必要であるし、省力化も必要であると、そう考えるわけであります。そういうような個性的な、多様な入学試験がやれるように、そのための手助けをするという意味で私は新テストというものが考えられているというふうに思います。

今まで世論一般行われている誤解は、新テストは共通一次と同じであって、それは全大学に画一化をもたらすものであるという考え方がありますが、実はそうではなくて、新テストというのはもともと入学試験の個性化、多様化をもたらすために、そのために役立たせてもらいたいという立場から考えられた入学試験制度でありまして、私は目的は反対なんだというふうに申し上げておきたいというふうに思います。そういうことでありますから、その利活用の方法というのはどういうふうにでもできるようにしたい。その大学それぞれの考え方によって自由にいかようにも使えるような形のものにしたい。例えば五教科五科目を全部受けなければいけないんだというような形はとりたくない。一科目でも二科目でも、その大学が必要とされるものはそれだけの利用をすればよろしいというような形に持っていきたいということが考えられたことであると申し上げておきたいと思います。

そういうことでありますが、しかしもちろんその判断はどういうふうに利用するか、あるいは利用するかしないかという問題はそれぞれの大学の判断と自主性と見識に任されていると、こういうことであります。ただ、私が申し上げたい点は、この試験が、新テストが利用されるにせよ利用されないにせよ、あるいは全面的に利用されるにせよ、あるいは部分的に利用されるにせよ、いずれにしてもまだこのテストというのは始まったばかりと申しますか、提起されたばかりであります。したがって、これが今六十五年から実施しようとしているものが完全無欠のものであるというわけではない。このテストというのは今申し上げたような意味において固性的かつ多様な入学試験を行うことができるような、そういうものにこれから育て上げていかなければならないということであります。

とかく世の中はせっかちでありまして、出発のときにどうなったからそれでこれは成功であるとか、不成功であるとかいうことを言われがちでありますが、私はこういったものはみんなで長い間かかって育てていくという性質のものだと思います。アメリカのSATにしても今日ほどの試験になりますまでには随分長い年月がかかっているわけであります。どうも余り性急に物事は判断しない方がよろしいのではないかというふうに思います。もしこういうような試みがうまくいかないということが出てまいりましたときには、私は日本の入学試験制度は以前の状態に立ち戻るということであります。何のために入学試験の改革を考えたのかといえば、以前の状態がよくなかったからそれを考えたわけでありまして、それが今度の場合でももしうまくいかないということになれば以前の状態に戻るということであります。そのときに一体どうするのかということもあわせお考えいただく必要があるだろう、そう思っております。

ありがとうございました。

○委員長（田沢智治君）　石川参考人、どうもありがとうございました。

次に、有江参考人にお願いいたします。

○参考人（有江幹男君）　私は四月一日から大学入試センターの所長を仰せつかったものでございます。

御承知のとおり共通第一次学力試験は昭和五十四年度に出発いたしまして、それと同時に大学入試センターは発足したわけでございますが、これまた御承知のとおり問題の作成とか、採点などの一括して処理できるようなことを処理する実務機関として、また入学試験に関する改善の研究を行う機関として従前の仕事をしているわけでございまして、その立場で今いろいろ議論されております、また今石川参考人からもお話のございました新テストに向かっての共通第一次学力試験からの変化の経緯を少し申し上げさせていただきたいと思います。

臨教審その他でもいろいろ言われておりましたとおり、我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して、各般にわたる施策に関し必要な改革を図るために臨教審が設けられたということになっておりますが、現在国際化、情報化とよく人口に膾炙するような社会の変遷の中にありまして、教育の改革ということが重大であるということは間違いのないところであり、しかもその高等教育の一番入口に当たります入学試験が大事でないはずはないわけでございます。また、今簡単に申し上げておりますようなことは国立、公立、私立すべての大学に共有されるべき問題でございまして、国公私立大学が積極的に協力して解決されなければならない問題であると思っております。従前行われておりました共通第一次学力試験は、今年をもって十回行われたわけでございますけれども、これについての評価については、いろいろな点が世の中で唱えられております。一番端的なのは非常によくよくとまっていると思いますのは、臨教審の審議経過報告のその二というところに非常に明快にまとめられておりまして、

繰り返すまでもないとは思いますけれども、少し述べさしていただきます。

まず、大きく分けますと一番よいというような点でございますけれども、時間と人間の能力が十分に投入されまして非常によい問題がつくられていることでございます。また、その二つ目は、この共通第一次学力試験をもって基礎的な高等学校卒業者の学力をはかれるということのメリットを生かしまして、時間的な余裕をもって、言いかえますと、これをてこにいたしまして弾力的な各大学における入学試験の展開が可能になったということになろうかと思います。しかし、反面には問題点がやはり幾つかあるわけでございまして、その幾つかを申し上げますと、序列化が非常に画一的な試験の反面に顕在化してきたのではなかろうかということ、あるいは先ほどからお話がありますように、高等学校から大学に至る進学の指導が高等学校あるいは予備校におきまして偏差値重視の色彩が非常に濃くなったのではなかろうかというようなことが、一つの見方から大きな問題として提起されております。

また、共通第一次学力試験の当初には五教科七科目ということになっていたわけでございますけれども、これはその後の社会の、あるいは当事者の問題提起によりまして五教科五科目ということが六十二年度から行われ、さらに弾力化の方向で、一つの例を申し上げますと、傾斜配点その他の利用の方法が非常に普及されるようになってきております。また、併願が不可能になったというようなことがございまして、これまた先ほどからお話もございますように二つのA、Bの分け方をしたり、あるいは私立大学との競合ができるだけないように努めるなど、そういう努力はされているわけでございます。また、高等学校の職業科の卒業予定者が非常に学験しがたくなったというようなことにつきましても、科目を理科あるいは数学、簿記、現代社会、そういうものを軸にしてその不利のないことを実現するように努力されているわけでございます。

このような経緯でいい数年前まで来たわけでございますが、臨教審の答申が出ましてから直ちに大学入試改革協議会が結成されまして、これは文部省においてつくられたものでございますが、大学入試改革協議会は過去三回にわたる報告を世に問うております。最後のものが今年の二月十五日に出されているわけでございます。

この経緯を少し申し上げさせていただきたいのでございますが、大学入試改革協議会が発足いたしましたのは、臨教審の第一次答申が六十年の六月二十六日でございまして、それから一カ月もたたない間、すなわち六十年の七月九日に大学入試改革協議会が文部大臣決定で発足しております。このメンバーは、国公私立大学の責任者並びに高等学校の代表者が加わっております。この第一次の最終的な報告というものが中間まとめということで一大学入試改革について一という題になっておりまして、約半年後の六十一年四月二十一日に出されております。これが世に問われまして数カ月後、すなわち七月二十一日になりまして「大学入試改革について一まとめというのが出されております。これは第一回目の中間まとめにおいては試験の時期が十二月中旬ということになっておりましたが、いろいろな討議の結果、七月二十一日の段階では現在言われております十二月の下旬ということになっております。このまとめが出された段階におきまして、六十一年八月十三日に国立大学協会では理事会を開催されまして、文部省が大学入試センターに向かって新しいテストに関する検討を行うための委員会をつくれというようなこと、そうしてこの委員会ができた場合には大学入試センターが国立大学協会の協力を得て、大局的な見地から新しいテストに関する検討を開始するということになったわけでございます。

これが七月二十一日にまとめが出て、その後直ちに結成されている委員会が新テスト（仮称）に関する調査検討委員会でございます。この委員会は約半年の間の時間をかけまして合宿の議論も重ねた結果、結果的には十回の議論をしたということになっておりますが、この報告が具体的実施案ということで、新テストに関する計画を世に問うております。この結果がこの二月十五日に「大学入試改革について（報告）」ということで大学入試改革協議会から世に出されているわけでございます。今このベースになりましたのが大学入試センターに設けられました調査検討委員会の重要部分ということになります。そのままではございませんが、それがベースになっているわけでございます。

この結果を受けまして、二月十五日以降のことでございますが、大学入試センターといたしましては、当面の具体的実施案というのを六十二年三月九日に出しまして同時に試行テストに関する専門委員会を発足させておりまして、この二月十五日の最終的な報告が出た段階におきまして二回の専門委員会を開催し、この現委員会でございます新テスト（仮称）に関する調査検討委員会を開催いたしまして、新テストの試行に関する計画を今立てて結果を盛っております。新テストに関する試行は、当初二回の試行を予定したわけでございましたが、いろいろな検討の結果、時間を要して、最終的には今年十二月中旬に予定されております一回の試行を行うということになっております。

今申し上げてみましたことは、新テストの試行並びに新テストの計画が出当の時間をかけ、いろいろな視点を踏まえ、慎重な審議の結果を踏まえての結論であるということを申し上げてみたかったわけでございます。

大学入試センターにおきましては、今後新しいテストに関する問題の作成、採点などの業務だけではございませんで、これも既に報道されておりますが、入学試験に関する各大学の情報などできるだけ的確にお知らせ申し上げたいというようなことも計画されております。先ほどからお話のございますように、多様化されていかなければならない入学試験の形態におきまして、やはりその責任と申しましょうか、努力すべき範囲は非常に広うございまして、大きく言えば国家であり社会であり、またこれを実施する大学であり、大学に向かって進学者を推薦するべき高等学校であり、社会は学歴偏重の弊を除くことに努力すべきでございましょうし、先ほど石川参考人からもお話ありましたように、大学は特色があって個性化された組織であるべきであり、それを明確化していろいろな要求にこたえることのできる高等教育の形態であるべきであり、高等学校は進学指導においていたずらに偏差値偏重ということなしに個人個人のすべての能力を発揮して、我が国の社会に貢献する必要があることをよく自覚して、青年の指導に当たるべきだと思います。

各界の御協力を希望申し上げまして、大学入試センターとしては、今計画されております新テストに至る経緯と、それから従前からのいまだもう一度残っております共通一次学力試験の問違いのない実施に向かって邁進させていただきたいと思っております。どうか各界の御理解と御援助をお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○委員長（田沢智治君）　有江参考人どうもありがとうございました。

次に、中沢参考人より御願いいたします。

○参考人（中沢浩二君）　御指名ございました全国高等学校長協会長代行の中沢と申します。

全国高等学校長協会は、各学科ごとの高等学校長会、それから各都道府県の高等学校長協会の連合体でございまして、その中で全国高等学校長協会で入試を検討する委員会がございます。それから特にその傘下にございます全国普通科校長会の入試を検討する委員会がございますが、それらの委員会で検討いたしました意見をもとに申し述べさせていただきたいと思います。

大学入試は高等学校の教育のあり方に非常に大きな影響を及ぼすものでございまして、その改革は教育改革の重要な課題の一つであるというふうに認識しております。そこで大学入試改革は国公私立大学を通じて行われるべきものであるというふうに考えております。高等学校側といたしま

カ　第112回国会　　参議院文教委員会会議録（抄）　　63. 5.17

○委員長（田沢智治君）　ただいまから文教委員会を開会いたします。
国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本日は、本案審査のため、参考人として国立大学協会副会長田中郁三君、日本私立大学団体連合会会長石川忠雄君、大学入試センター所長有江幹男君、全国高等学校長協会会長代行中沢浩一君の四名の方々に御出席をいただいております。
この際、参考人の方々に一言申し上げます。
皆様には、御多忙中のところ御出席をいただきまして、まことに感謝申し上げます。
当委員会では、国立学校設置法の一部を改正する法律案の審査を進めているところでございますが、本日は、本案に対し皆様から忌憚のない御意見を拝聴し、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。
つきましては、議事の進め方でございますが、まず、お手元の名簿の順序でお一人十五分程度御意見をお述べいただき、全部の参考人から御意見を伺った後、各委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。
それでは、まず田中参考人からお願い申し上げます。
○参考人（田中郁三君）　ただいま御紹介のありました国立大学協会副会長をいたしております東京工業大学の田中でございます。国立大学協会の会長、副会長で相談いたしました結果、本日私が出席することになりました。本日の私の立場は、国立大学協会全体を代表してというよりも、副会長をしております会員の一員として、また、特に理工系の教育研究に日ごろ携わっております国立大学の学長の一人として、以下、意見を述べさせていただきたいと思います。

〜（略）〜

先ほども申しましたように、高等教育の一般化と学歴偏重の社会を背景として、過熱した受験競争が教育全般に悪影響を及ぼしつつあることは、大学人として極めて憂慮にたえない、ところであり、かつこの問題は避けて通れない教育改革の最重要課題の一つであると存じます。このことにつきましては、国立大学協会におきましては、総会において、また第二常置あるいは入試改善特別委員会において、二つの方向から検討を進めているところでございます。その一つは受験機会の複数化でございまして、もう一つが入学者選抜方法それ自体の検討であります。受験者数が入学定員を超えた場合には何らかの方法で選抜を行わなければならないわけでございますが、今まで多くの大学において、その客観性と公正性に立脚して学力検査の点数によって選抜する方法が主として行われてきたわけであります。そのこと自体においては理由のあることでありますが、瑣末な知識の暗記や受験技術の習得を強いることになり、高等学校教育をゆがめる結果となってきていることも事実であり、昭和五十四年度から国公立大学を対象に、高等学校の一般的基礎的学習達成度を評価し、高等学校教育の正常化に寄与するために、大学入試センターが中心となり、多くの方々の御努力によって、周到な問題作成体制の確立と、難問奇問を排した良質の問題を確保してきた点において高い評価を得、共通第一次学力試験を実施してきたところであります。
この十年の間、各大学の入学者の選抜は、共通第一次学力試験と各大学ごとの第二次試験、並びに高等学校調査書などとの総合判定によって行ってまいりました。これは、大学の行う入学者選抜試験が高等学校などの教育に与える影響の大きいことも考慮し、高等学校における一般的基礎的な学習達成度と個々の大学学部が要求する能力適性とをともに評価するものとして実施してまいったものでございます。各大学が行う第二次試験につきましては、共通第一次学力試験の導入を機に、これまで一期、二期に分かれて実施されておりました試験実施時期が一元化され、国立大学への受験機会が一回に制限されましたが、高等学校長協会などからの要望も踏まえて国立大学協会において各般の検討を行い、昭和六十二年度から受験機会の複数化を実施いたし、さらに昭和六十四年度には分離分割方式の導入を図るなど、大学入試の改善の努力をいたしてまいりました。この間、各大学はそれぞれの立場において面接、小論文などの学力以外の要素の判定や、推薦入学、社会人入学、帰国子女入学などの受け入れにも努め、全体として大学入試の多様化を図り、また受験すべき教科科目数の弾力化を行うなど、入学試験制度の改善に努力してまいったところでございます。
国立大学協会におきまして各大学と緊密な連絡協議を重ね、いわゆる新テストの昭和六十五年度の導入について、まずこの新テストを共通第一次学力試験の改善の延長上にあるものと受けとめる方向で、その具体的方法と障害克服の方策について検討を進めることを決定いたしまして、各大学がそれぞれの新テストの利用方法について、また受験生の幅広い人間形成に対する十分な配慮を行いつつ、それぞれの個性、能力、適性など、多面的な評価を加味した入学者選抜の具体的方法について鋭意検討を行っているところでございますが、私の見ますところによりますと、これらの理想を具体的にどう取り入れ、どう実施していくかについて各大学とも慎重に検討を行っているところでございます。これからは、各大学はもちろんのこと、国立大学協会を初めあらゆる機会を通じてこの問題に取り組んでまいりたいと存じますが、事が重大であればあるほど拙速な結論は避けなければなりませんので、今後とも各界各位の御意見、御支援をもとに具体化いたしたいと存じております。よろしくお願い申し上げたいと思います。
以上をもちまして参考人としての意見の陳述を終わらしていただきます。
どうもありがとうございました。

○委員長（田沢智治君）　田中参考人ありがとうございました。
次に石川参考人にお願いいたします。
○参考人（石川忠雄君）　それでは私の意見を述べさせていただきます。

〜（略）〜

それから第二番目に、入試センターの問題でありますが、これは新テストに関係することでありまして、これについて私の考えを申し上げたいと思います。この入学試験の改革ということが教育改革の一つの大きな柱であるということは、これは当然否定することはできないと思います。その今の入学試験制度の持っているいろいろな悪い影響、弊害、そういうものについては、これはいろいろ指摘されているところでありますけれども、この弊害を果たして入学試験制度だけの改革で取り除くことができるかというと、私はそれは難しいと思います。この背後には、学歴偏重社会の問題とか、偏差値偏重の意識の問題とかさまざまな問題がございますから、入学試験制度の改革だけでこれがすべて片がつく、そういう性質のものであるとは私は思いません。したがって、その弊害を除去するということになれば、当然大学入学試験制度の大学の面からの改革も必要でありますが、同時に社会のそういったさまざまな問題をどういうふうに解決していくか、双方からこれは接近しないと片づかない問題であるというふうに考えております。
さはさりながら、やはり大学としては、大学でもできる入学試験制度の改革の方法をやはり探らなければならない、そう考えるわけであります。その場合に問題になりますことは、一番大切なことは、私は大学の固性化、多様化を促進することであるというふうに考えております。つまり、大学が持っている個性あるいは特性というものをも

合わせまして二百四十一名の方に特別の配慮をして受験をしていただいておるわけでございます。
なお、ちなみに昭和六十二年度、前年度の数字も参考までに申し上げようかと思いますけれども、昭和六十二年度の同様の試験の場合には……、どうも失礼をいたしました。
○下村泰君　それじゃ、今そのまま続けてください。二次の実態はどうなっていますか、それを今お尋ねしようと思っていました。
○政府委員（阿部充夫君）　昭和六十三年度のデータはまだ出ておりませんので、昭和六十二年度の二次の数字で申し上げますけれども、共通一次の試験を受けましてさらに二次試験で受験をした者が、これが視覚障害が二十三名、聴覚障害が六十四名、それから肢体不自由者等が七十四名で、合計百六十一名の方が二次試験を受けておるわけでございます。そして、合格をして入学をしたという方が視覚障害が六名、聴覚障害十名、肢体不自由の方が十六名で、合計三十二名の方が国立大学の学生として入学をいたしております。
○下村泰君　大学院の方は。
○政府委員（阿部充夫君）　大学院については恐縮でございます、ちょっとデータを持っておりません。
○下村泰君　とにかくこういったいわゆる試験を受ける学校、学校によっては全然これ受け付けてくれない学校もありますわね。現在のところ国立が十九校です。公立が九校です。それから私立が六十、短大が十四、合計百人。大学では全体の一九%、短大に至っては二・五%。これしかないです。それから大学院は国公立、私立合わせて十七校。これが現状なんですね。ですからこれがもう少し門戸が開かれるようにいつも申し上げておるんですけれども、ぜひお願いしたい。これは要望です。
それから新テスト、これから行おうとすればどういうふうになりますか、これから。
○政府委員（阿部充夫君）　私どもといたしましては、現在の共通一次についてもこういうことで障害者の方に配慮しながらやっていくという構えでまいりましたので、新テストの場合にも同様にそういうことを考えていきたいというふうに考えております。
なお、大学入試センターには六十三年度から特別試験研究部門というのを設けまして、こういう身体障害者の関係の方々等に対する試験のやり方等について研究をするための部門まで設けるようにいたしましたので、そこでさらにいろいろな新しい方法が発見され、発明といいますか、開発されてお役に立つようになるということを期待をしておるわけでございます。
○下村泰君　それは障害者の方たちにとって本当に心温まる方向に向いていけばようござんすけれども、逆の方向に向かわぬように気をつけてください。何のための研究だかわけわからなくなる。
さて、国立病院とか療養所の統廃合、こういうふうになりますと、そこに併設されている養護学校があります。殊に院内学級というのがあるわけですね。この院内学級についてお伺いしたいと思います。どういうふうになりますか、これ。

ただきながら、また協議会で協議をするというようなことを重ねてまいりました。丸々三年ぐらいの間いろいろなフィードバック等を行いながら先般の二月に最終的な結論を取りまとめた、こういうような経緯になっておるわけでございます。したがいまして、その中にはもちろん国立大学の方々ばかりではなくて、ほぼ同数の私学や公立の方々あるいは高等学校の関係の方々等でやっていただいたものでございますから、三者、四者と申しますか、そういう方々の御意見が総合的に意見の一致した段階ということで今のような形のものになっているという経緯で御理解をいただきたいと思うわけでございます。

その中で実施の時期の問題でございますけれども、この点につきましては、もちろん高等学校の教育が全部完全に終了した段階で大学の入試が行われるというようなことが望ましいということはだれしも一致をするところであろうと思うわけでございますし、私どももできるだけそうしたいわけでございますけれども、ただ一方で、もちろん学年暦の関係等もございまして、四月には新しく大学へ入学する者が決まっていて大学の教育が始まるという関係にございます。その間に国立、私立の大学の入学試験というのはいろいろな形で次々と行われていくというような物理的な条件が他方であるわけでございますので、そういった中でいつの時期がいいかということについてのいろいろ本当に熱心な御議論が行われたわけでございまして、その結果として十二月というような時点を選ばざるを得ない。しかしながら、それにしても高等学校教育への影響を最小限と申しますか、できるだけ少なくするために十二月ぎりぎり最後の時点ぐらいのところでいこうというようなことで一般的に合意が成立をしたというような状況にあるわけでございます。

国立大学協会のアンケート結果というのは、十二月実施の問題について多数の大学から反対の意見が出たやのように新聞で報道されました。私どもこの点についていては国立大学協会にこういうことがあったのかということを問い合わせをしたわけでございますけれども、要すれば、いずれまとめた御意見として国大協の意見が固まって出てくると思いますけれども、この新聞報道に関しましては、十二月実施について反対が多いという報道についてでございますけれども、これは実施時期について、したがってずらせとかなんとかということでは必ずしもなくて、高等学校側と十分協議はしてあったんであろうかというような疑問のことであるとか、あるいはもちろんできるだけさらに延ばした方がいいけれども、検討の余地があるのかどうかといったような懸念を表明する、そういうたぐいのものが全体のうちの一部にあったということだそうでございまして、したがって、そういう反対である、日にちを変えろという意見が多数を占めたというようなことではないということを聞いておるわけでございます。

いずれにいたしましても、これからもさらに実施までの段階におきましては、基本的な線というのは大体これで決まったということにいたしませんと、具体に参加するしないということ自体がはっきりしなくなってまいりますので、基本路線は決めて進むようにしておりますけれども、微調整というようなことはもちろんいろいろな実施の段階についてはあり得ないことではないと思いますけれども、そういう点につきましては、今後とも国公私立の大学の関係者あるいは高等学校の御意見も十分伺いながら具体の実施についての準備をさらに進めていきたい、こういうふうに思っている次第でございます。

○勝木健司君 もう時間も来ましたので、最後に。

いずれにしてもこの制度というものは、やはりつくる側の論理だけではだめじゃないかなというふうに思います。あくまで適用される側、つまり受験生とかあるいは国民、高校側とか、そういう受験する者の立場に立ってどうかということが最も大事なことじゃないかなというふうに思います。

最後になりましたが、文部大臣に、大学入試についても入試そのものの方法論とか技術論というものも確かに大事なことでありますけれども、大学そのもののあり方というもの、また大学の役割というものが明確にされていなければならないなというふうに思います。我が国がこれから迎えようとしております二十一世紀の進むべき社会の方向にどう立ち向かっていくのか、そしてまた生涯学習ということが求められている中で、これからの大学が担う役割というものについて文部大臣の御見解をお伺いし、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○国務大臣(中島源太郎君) まさにおっしゃいますように、二十一世紀に向けまして社会も多様化してまいります。国際化もしてまいります。そういう中で高等教育の置かれた立場というものは大変重要でありますし、国民の関心も高いものがあると思いますので、当初申し上げましたように、高等教育の活性化を含めましてその充実に努力をいたさなければならない。またおっしゃるように生涯学習の貴重な学習の場といたしまして、これが開放され広く活用されることにも努めていく必要があろうと思います。最後に、またそこで学ぶ方々の受験者の立場に立って考えるとおっしゃることは非常に重要でございまして、確かに私どもも受験者の立場でより自分たちの意欲を増して、そして高等教育に、そしてあくまでも自分たちがどのように意義ある社会人として全うできるか、自分の能力をフルに生かし、しかもその能力、個性あるいは創造性を十分に酌み取って伸ばしてくれるような受験体制であり、教育体制である、それを目指しまして、心に置きまして私どもも努力をいたしてまいるつもりでございます。

〜（略）〜

○下村泰君 これはあり得ないことはないわけですね、将来。将来にわたってそういう門戸が開かれているならばいいんだけれども、今の段階からもう既にそれはおかんというような事態になったら何のための大学院だかわけわからぬということになりますね。これ、大臣、しかしずっと残してくださいね、この言葉、今の言葉を。そうしませんとそんな話は聞いておりませんなんと言われたら非常に困りますからね。

共通一次の、この大学入試のこういう入学者選抜実施要項というのが出ておりますけれども、「共通第一次学力試験実施上の配慮」の中に(2)として「身体に障害のある入学志願者については、障害の種類・程度に応じ、出題、解答の方法、試験場の整備等、特別な配慮を行うものとする。」、それからあと「注意事項」の中に

身体に障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学の機会を広げる観点から、受験の機会を確保するよう配慮すること。

また、これらの者の試験に当たっては、障害の種類・程度に応じ、出題、解答の方法、試験場の整備等特別な措置をとることについて配慮すること。

とかもろもろ書いてございますが、こういった注意書もきちんとできておるくらいなんですからそれ相当の受験者がいたと思います。まず、ことしの共通一次の障害を持った受験生ですね。特に配慮を求めた学生の実態、障害別の数と障害別の配慮、どんな数になっておりますかお聞かせください。

○政府委員(阿部充夫君) 御指摘のように、国立大学の共通一次学力試験におきましては基本的にこういった対応をするということにいたしております。昭和六十三年度の共通第一次学力試験の受験者でございますけれども、身体に障害のある者で受験上特別の措置を講じて受験をしていただいた方々というのが視覚障害者で三十七名、聴覚障害者で五十五名、肢体不自由者などで百四十九名、

加えて、衆議院の五十二年の十一月十五日、入試問題に関する小委員会、その小委員会決議第一項で、試験日は「第三学年のなるべく遅い時期」、この「法に定めた高校教育の全課程が終了した時点で、その到達度を判定する」のが原則だと。要するに、十二月にやるなんというのはもう暴論だという何回も会を重ねた衆議院の小委員会の決議になっている。この決議にも違反をする暴挙ですよ。

私はもう断じてこの法案は、衆議院であんなむちゃくちゃな送り方やってきたからあれですけれども、参議院では本当に慎重に審議を尽くさなければいかぬ。できたら文部省に撤回をするよう求めるんですけれども、ひとつよく文部大臣考えてもらいたいということを最後に言って終わります。

〜（略）〜

○勝木健司君 次に、いわゆる新テストについてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、今後の大学入試改革の内容及び進め方についてお伺いをいたしますが、今回の新テストは各大学の多様な活用に資するものとしておりますが、具体的にはどのような利活用の仕方を考えられておるのか、また今現在行っております共通一次とはどこがどう違うのかということも端的にあわせてお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(阿部充夫君) 最初に、二点御質問のうちの後半の部分から申し上げさせていただきたいと思いますけれども、これまでの共通一次試験というのは国立大学が実施をいたしまして、全部の国立大学はこれに参画をする、そして公立大学もこれに全部協力と申しますか一緒にやっていく、私学についても、道は開いてございますけれども、これは一校だけが参加をしていくということで、国立大学がやっております試験を国立大学の全部とそのほかに公立大学と私学の一部がこれを利用しているというような形のものであったわけでございますけれども、今回は、大学の入試の問題というのは国公私を通じて考えていかなければならない問題でございますので、そういう観点からの新しいテストの提唱も国公私立を通じて、要するに国公私立の大学が共同してやる試験というような形で、実施の主体もそれから利用する側も要するに国公私立平等の立場で参画をするという性格のものにするということが一点。

それからもう一点は、実際の利活用のやり方につきまして、従来国立大学の共通一次試験の場合には五教科七科目、あるいは六十二年度から改善をいたしまして五教科五科目以下といたしましたけれども、いわばそういった形での七科目なり五科目なりというものを基本的にこれを各大学が、言葉は悪いかもしれませんけれども、画一的にと申しますか、これを利用するというものでございましたけれども、今回の新テストにつきましては、この利活用の方向につきまして利用するしないの自由まで含めまして具体にどういうふうに利用するか、活用するかという点は各大学の自主的な御判断にお任せする、自由に利活用をしていただくということにしている。この二点が主な違う点であろうと思うわけでございます。

そこで、その利活用の仕方としてどんなことが考えられるかという御質問についてでございますけれども、これはいろいろなやり方があり得ると思いますので、各大学がそれぞれ自分の大学にふさわしいやり方というのを工夫して考えていただきたいと思っておるわけでございますが、幾つか例を申しますと、一つは、総合的な利活用と申しますか、従来の国立大学共通一次のように五科目なり七科目なりといったようなものを総合的に受験をさせて、その成績によって例えば第一次の成績の判定をするというようなやり方があるわけでございます。そのほかに、今度は特定の教科あるいは特定の科目だけを利用する。数学なら数学だけをやるというやり方もございますし、あるいは理科の中でもって物理だけを見るというようなやり方もあろうかと思いますが、これはそれぞれの大学、学部の特殊性に基づきまして、この分野のところだけはこのテストの成績で見てみたいというようなことの場合に利用していただくというようなやり方であろうかと思います。

それからまた、面接、小論文というようなことを主体に選抜をしようというような大学の場合には、その前段階として全く資料なしに面接というのをやってもということもございますので、そういった、この新テストを受験させておいてその成績を眺めながら面接をするというようなやり方もあるわけでございます。あるいはいろいろ入学定員の全体についてやるのではなくて入学定員の一部についてこれを使うというやり方をしてみて、そして将来の入試改革のためにこういうタイプのやり方とこういうタイプのやり方ではこちらの方がいいからこれでいこうとかいうようなやり方もあり得るわけでございます。いろいろな格好のことが考えられると思っておるわけでございまして、これはまさに各大学が自分のところにふさわしいと思う方式を考えて適切に利用していただきたいと希望しておる次第でございます。

○勝木健司君 次に、新テストの実施時期についてでありますが、文部省は十二月実施を考えておられるようでありますが、四月二十六日に開かれました国大協入試改善特別委員会では、十二月実施については早過ぎて高校教育に支障が出るのではないかという、そういう懸念の意見が続出したようであります。しかも五十四年度に共通一次がスタートした際も、高校サイドからは大反対が起こったということで十二月実施を断念したということであります。文部省として、今回も同じ懸念する声をどのように受けとめておられるのかということでお伺いをいたしたいというふうに思います。

また同時に、新テストの導入時期を六十五年度大学入学者選抜からということでありますが、これも先ほど申し上げました先日の国大協入試改善特別委員会での意見としては、六十五年度実施までに国公私立合わせた統一実施母体が果たして確立できるのかどうかという問題点も指摘されておるように思います。最近の大学入試については猫の目入試であるということで受験生や父母に無用な不安を与えているとされております。しかし考えてみますと、共通一次そのものは基本的には不変なまま行われてきており、むしろ国立大学の思惑によってこの入試日程というものをたびたびいじられてこういう形になったんじゃないかというふうに思います。余りにもそういった意味では大学エゴというものが出ておるわけで、無用な不安を与えないためにも、文部省として今後どのような働きかけをしていかれるのかということをお伺いしたいというふうに思います。

同時に、六十五年度から新テストを導入するにしても、その進め方については国立大学だけでなく、私大や高校教育の関係者の意見というものを十分に聴取していくべきだというふうに思います。大学入試改革協議会での審議、大学入試センターでの調査研究に際しての高校関係者の意見というものをどのように反映されたのかということであわせてお伺いをいたしたいというふうに思います。

○政府委員(阿部充夫君) この新しいテストの実施につきましてはたびたび御説明も申し上げてまいりましたけれども、国公私立の大学関係者と公立私立の高等学校関係者にお集まりをいただいて、そこの協議の中からこういう形のものでやっていこうという結論をいただいたという経緯のものでございまして、当初の昭和六十年の臨教審答申が出ましてすぐにそういう形の協議の組織をつくりまして、関係者の方々で御議論をいただき、そして六十一年には既に現在のものとほとんど同じ基本的な考え方を整理して発表するというような形で関係の大学あるいは高等学校等にもその考え方をお示しし、さらにそれぞれの御意見等をい

ともっと人間教育に重点が置けるんだろうというのが私もう何遍も申し上げたことなんです。そこで、新テストは偏差値解消に役立つと思われるかということで、文部大臣はどうお考えになりますか。

○政府委員（阿部充夫君）　大臣がお答えになる前にちょっと私の方から答えさせていただきますが、偏差値輪切りの問題というのは確かにいろいろ問題になっているわけでございます。これまで共通一次が行われます前からも、先生御承知のように各種の受験雑誌等を見れば、この大学は偏差値ならばどれからどれぐらいの人がこの学部なら幾つだというようなことがずらっと並べておるわけでございまして、そういう形のものができ上がってきてしまっておるということでございます。

これは、やっぱりその一番基本をたどっていけば、一つには我が国の終身雇用制の社会というものがあり、それがもとになって学歴偏重の社会というものがあり、そして大学というのはみんな一律ではないものでございますけれども、各大学が必ずしもそれぞれが十分な特色を持っていないために、序列をつくって、並べられやすいような形のものになっているというようなもろもろのことが全部基礎にあって現在の状況が出てきておるわけでございますので、私どもこの新しいテストを利用すれば、それによって現在入試地獄と言われている事柄が一発で解消する、そういうような妙薬であるというふうには考えてはおらないわけでございます。ただ、一歩一歩こういうことを行い、各大学の入試というものがいろいろ多様なものになっていき、ただ学力検査一辺倒でない、いろいろな分野の多角的な能力を判定するような方式が普及していくということが逐次行われていくことによって、その偏差値輪切りの弊害というのもだんだん薄らいでいくであろうということを考えておるわけでございまして、そういったための一つの一歩ということで今度の新しいテストというものを考えているということでございますので、ひとつぜひ御理解をいただきたいと思います。

○高桑栄松君　それじゃ、文部大臣に今の最後のところ、新テストが役に立つかということと、やはり大学入試改革についてのお考え、どうしたらいいと思われるかということを伺って私の質問を終わります。

○国務大臣（中島源太郎君）　大学入試は、やっぱり選抜する方の考え方と、それから受験者にとってどうなるだろうかと。例えば受験者の立場で、私は余り偏った教育というものは、やはりさっき先生もおっしゃったように、それぞれの素質があれば、いい素質は伸ばす、欠けたるものは補う、それが教育環境であるとおっしゃった。これは正しいことだと思うんです。ただ、私ども自分のことお願いをしております三点の中にまさに大学院の制度改革もあるわけであります。しかし、これは前にもお答えをいたしましたように、既に既設の高等教育、これを今のままではまだ不十分なところがある。それを高度化し活性化し、あるいは個性化しというふうにあるわけであります。この三つの方向を諮問いたしまして、特にその中で大学院の飛躍的充実と改革が必要である。これは臨教審第二次答申にもあります。これは、学術研究水準の向上とか社会の人材養成、これを早く進めるべきである、そういう視点で諮問をし、しかも大学院の飛躍的充実と改革というものは既に出されておるわけでありますから、したがって私はこれが出ない間にやるのは見切り発車だというのは、これはむしろ、そういう方向にあるのをいち早く、できるだけ早くやっていくということが私はこれの精神に即することだと思いますので、これは決められこそすれ、しかられることではない、私はそのように感じております。

○佐藤昭夫君　冗談言いなさんな。この文教委員会の席上ですよ。そんなふざけたような、褒められこそすれしかられるようなことじゃないというふうな、そんなようなことを文部大臣の口から言いなさんなよ。

それで、この大学院大学の問題でまだ言わなくちゃならぬことはありますけれども、それは次に回しまして、次に十七日の午前中、参考人、主として大学新テスト問題で意見聴取をすることにもなっておりますので、それに先立って文部省に少し、あと残りの時間、聞いておきたいと思うんです。

そこで、この新テスト、これは国大協、公大協、私大連盟または全国高校校長会、こういう関係団体の合意はできているんですか。

○政府委員（阿部充夫君）　ちょっと御質問の趣旨をあるいは取り違えておるかもしれませんけれども、入試改革協議会というものをつくって、そこで御検討、御協議をいただき、そこで結論が出たわけでございますので、そこへ御出席になっておられた国立大学協会、公立大学協会、私立大学連盟あるいは私立大学協会、それから高等学校長協会、それから高等学校長協会、それから私立の中高連というような代表の方々にお集まりいただいて、御議論をいただいてこの方向が出たということでございますので、基本的な方向については団体の代表の方々は御理解、御了解をいただいている、こういうふうに思っております。

○佐藤昭夫君　しかし、今言われた大学入試改革協議会というのは文部大臣の私的諮問機関でありますから、文部大臣が、言うならお手盛りの、気に入った人を集めたという、こういうお手盛りの協議会だというふうに言われてもしようがないような実態だと思うんですよ。問題は、この国大協とか公大協とか私大連盟または私大協会、高校校長会、これらのそれぞれの単位の団体が総会などで、大体今文部省の言っておるこういう方向でよろしいというような、そういう意見まとめをやったということにはなってないと思うんです。

そこで聞きますけれども、入試改革協議会がこの間、二月の十五日、報告を出しましたね。これに対して国大協の中に設置された入試改善特別委員会、これが四月の二十六日、前の第一次見解をさらに各大学にアンケートなんかもとって詳細に意見まとめをした第二次見解というものを発表した。これは新聞報道などでも相当批判意見が多数を占めているというふうに報道をされているというのですけれども、これは文部省としても今後新テストのあり方、いかにあるべきかということを判断していく上で、共通一次に中心になってきたのが国立大学でしたから、この国大協の意見というのは十分傾聴をしてしかるべきものだと思うんですね。そういった点で、また国会としても本法案を審議するに当たって、ぜひよくその内容を見ていく必要があるということで、この内容は、今言いました国大協の四月二十六日の第二次見解、これはどういう特徴になっているかということについて、文部省としてはどんなふうに把握していますか。

○政府委員（阿部充夫君）　国立大学協会におきましては新しいテストの検討はこの協会の入試改善特別委員会という組織の中で行われておるわけでございまして、既に昭和六十一年の六月の定例総会におきまして、新しいテストは共通一次学力試験の改善の延長として受けとめて、これまでの成果を踏まえて検討するというような委員会の見解が了承されておるわけでございまして、その後、さらに詳細な点について検討するということで現在検討中というふうに伺っておるわけでございます。

御指摘の中間報告あるいはアンケート結果云々ということにつきましては、新聞報道等で見ましたので国大協側に問い合わせましたところ、現在検討の途上の段階のものであってこういうことが決まったというような格好で外部に公表したことも決してないということのようでございまして、国大協のこの委員会として固まり、国大協の組織として、ある考え方が固まった段階で文部省に説明をする、こういうことでございます。現在内部で検討中という段階であるというふうに聞いております。

○佐藤昭夫君　確かに六月に年次総会を開いて国大協として最終まとめをするということになっているんですけれども、しかし一方、今法案を審議しているもう一つの国会でありますし、この国会の審議の経過、あるいは参考人の意見聴取の経過、こういうものを踏まえて、国大協としてもこの国会の審議の経過を踏まえて、国大協としてもこの国会の審議の経過を踏まえて、国大協としてもこの国会の審議の経過を

にどのようなものなのか、またこのような情報というのは私は国立大学に限らないで、すべての公私立、全部を対象にしてこそ意味があろうかと、そのように思うわけでございますけれども、これはどのようなものなのかを御説明をいただきたいと思います。

○政府委員（阿部充夫君）　現在の大学進学の際に、いわゆる偏差値輪切りということが言われておりまして、確かにそういう傾向があることは否めないと思うわけでございます。先般もある学校関係者の方とお話しをしておりましたらば、いや、それが最近大分違ってきているのだ、どういう大学がいいのか中身を知りたいという学生、生徒がかなりふえてきたという、大変私どもうれしい話を聞いたわけでございまして、そういったことにおこたえしたいということで、かねてからこの情報提供というのをもう少し偏差値輪切り的な情報提供ではなくて、どの大学へ行けばどういう分野のどういう先生がいて、そこではどんな勉強ができるんだということがわかるような仕組みというものを何か考えていきたいと思っておったわけでございますけれども、これをいよいよ昭和六十三年度、本年度からその実現を図ろうという運びになったわけでございます。

やり方といたしましては、いわゆるキャプテンシステム、こう言っておりますが、ビデオテックスというものを使いまして、要すれば電話回線で情報が引き出せるというような仕組みでございますけれども、これにつきまして、具体の現在入力をする情報の内容の整理等を鋭意行っている段階でございますが、例えば大学学部の概要、例えば特色とか、学部構成はどうなっているか、教育課程はどうなっているか、あるいは教員の構成や研究内容、講義内容がどうなっているか、サークル活動、アルバイトの状況はどうかとか、あるいは就職先とか、大学院の進学はどうかとか、入試のやり方は過去どんなふうになっているかというようなたぐいの、単に入試の問題も入れますけれども、入試ばかりでなくて、その大学全体の姿がわかるような仕組みというものを考えたいということで、現在鋭意その準備を進めておるところでございます。

当面、昭和六十三年度は全部一遍というわけにもまいりませんので、国立大学についてそれを実施する、入力をするということを考えておりますが、もちろん将来の構想といたしましては公立、私立に含めていって、全部の大学についての情報がそこから引き出せるというふうな仕組みをつくりたいと、こう思っている次第でございます。

〜（略）〜

○高桑栄松君　私も大学にいた人間なものですから、その辺大変気になるところでありますが、大学の教授がすべてオーソリティーを持って最高であるという考えは私はとっておりませんので、ある意味では年齢的なその人の特徴がありますけれども、その人の成長というのかな、ありますからあれですが、人によってはというか、ある年齢に達しますと動脈硬化が起きてくるわけで、柔軟な考え方というものが少し薄れてくる。

ノーベル賞をもらった利根川教授も研究の飛躍的な発展というのは三十代ではないか、こういうことを言っておりますが、プロフェッサーというのは三十代でなかなかならないわけです。そこへ若い大学院学生が入ってくると、これは非常に今までのスタッフにとっては新鮮な刺激があってしかるべきなんですね。そして、そういう人たちの新しいアイデアをうまく引き出してやるというか、それをサポートしてやるというところに研究ンクという、ドイツ語ですが、エルは外へ、ツィーエンで引っ張るというんで、引っ張り出すということですね。エデュケーションも同じなんですね。語源も同じなんです。エデュケーションも引っ張り出すんです。だから、外国の教育という言葉は、その人の持っている能力を引っ張り出すということがエデュケーション、エルツィーウンクなんですね。日本はそうじゃなくて、おまえたち知らないんだから教えてやるというものなわけですよ。その言葉がそうですよ。

そこで、個性化に戻りますと、個性豊か、個性というのは個にくっついた性なんで、そんな個がたくさん持っているわけないんです。例えば昔ですが、例に挙げました、鼻が低いというのはその人のもう生まれついてからの遺伝的素質なわけでしょう。これをこの人が鼻に関しては低いということ以外に高いというのも持っているなんてことはないわけです。一つなんですね。だから、個性というのはその人にだけしかないものを個性と言っているわけです。それは方面を変えると幾つかあると思うんです。走るのが速いとか鼻が低いとかというのはあると思うんです。それを教育はその中のいい点を引っ張り出して、まずい点は自分で抑えていけるようにするのが教育なんですね。だから、個性にはいい点と悪い点があるということです。

つまり鼻の低いことで言うと、整形手術をするときれいになる。これは環境によってカバーしたわけですね。じゃ生まれた子はどうなるか。やっぱり低いんです。それが個性というやつなんですね。ですから、個性豊かというのは個性一人一人違っているのがいっぱい集まったのを上から見ると個性がいっぱいあるなと。これを個性豊かと言っているんですね。個性豊かというのはおかしいんです。教育は個人対象なんですね。集団を対象にして教育なんかしていない。個人なんです。だから、個性重視というのは一人一人を重視するという意味ですね。集団じゃありません。そうすると、個性豊かという言葉はないはずなんです。臨教審で書いてあるのはもう金科玉条じゃありませんので、間違いは直さなきゃいかぬと思うんです。

その中で臨教審第何次答申だったかに、あるページを見てびっくりして、これはコピーをとって皆さんに、当時の文教委員に差し上げたんです。たった一ページの中に二十五「個性」という字が出てくる。これほど、いわゆる個性豊かな文章は見たことないですね。とにかく二十五ですよ、「個性」が。その中では個性は個人だけでなくて、社会にも、国家にも、夫婦にも、家庭かな、学校にもあるというんです。冗談じゃありませんね。学校で個性があってたまりますか。個性というのはその人だけ、あるいはそのものだけ持っているものですから、学校の先生がかわり、生徒がかわっていても学校は変わらないということはないわけですよ。変わらないとすれば建物じゃないか、焼けるまではですね。そうすると、学校の個性という臨教審の言っているのは建物を言っているわけです。それ以外個性なんてあり得ないんだから。

それから、建学の精神ってよく出てきます。建学の精神は、私は絶対不変なのかなと思うんです。時代に即応して、大元は同じでも少しずつ変わっているんじゃないんでしょうか。私はそうでなければ、何十年、何百年のこの時代の流れの中でそういうのは存在し得ませんよ。大臣は慶応の御出身で昔は少数エリートだったと思うんです。今そん万人いるわけだ。その人たちがみんな同じ人の集団ではないんですね。やっぱりこれは時代とともに変わります。ですから、学校に個性があるなんて思って文部大臣をお務めになるとどんでもないことになるんじゃないかと思っているんです。何だかレクチャーが長くなって。

そういうことで、したがって大臣のおっしゃった個性化、多様化、その個性化という言葉はやっぱり私うまくないと思うんです。個性的というのはいいんです。的というのはそういう特色のあるものという意味ですから、形容詞ですからいいんですね。もう一つは、多様化というのは一つ一つの個性の変わったのの集まっているのが多様化なんです。だから、多様化はいいと思う。だから、教育は個性的であり多様化というのならいいのかもしれませんが、個性化、多様化というのはあり得ないんじゃないかと思うんです。

言葉の話になりましたので、ついでにちょっとお話しをしたいと思うんです。ここに大学入試改革協議会、六十三年二月十五日、「大学入試改革について」という報告書が出ているんですね。その七ページに「テストの利活用例」、利活用と書いてあるんです。一番から七番まで項目がありまして、「一、総合的な利活用」、二、何々「のみの利活用」、三、何々「分野のみの利活用」、四、「前段階としての利活用」、五、何々「としての利活用」、六、何々「の利活用」、「七、成績の多様な利活用」、こう書いてあるんです。項目が、ヘッディングですね。文章を見ますと、一、「総合的に利用する」、二、「科目のみ利用する」、三、「結果を利用する」、四、「テストを利用する」、活用というのが抜けているんですね。利活用というヘッディングで、利用があって、これ利活用例でないんですね。活用が抜けているんですよ。これどういうわけなんでしょうか。利活用と、利用と活用との違いが何かあるのか。これは利活用例じゃないわけだ、全部利用と書いてあるんです。今局長笑っていますけど、五番だけが「参考資料として用いることも」、これ用いるだけはここです。あと七つのうち六例は、利ヘッディングが利活用で内容は利用なんです。利活用と利用の違いについてひとつ教えていただきたい、こういうわけです。

○政府委員（阿部充夫君）　利活用という用語でございますけれども、利用と活用を足し算して利活用という言葉になったんだと思います。利用というのは、今回の入試改革のこの協議会の報告に至るまでのいろいろな御議論の中で利用という言葉が使われ、活用という言葉が使われておりまして、利用というのはこのテストを使うか使わないかということの方に主点を置いて言われております。活用というのは使う場合に具体にどういうふうに使うのかというような感じで使われておったわけでございますが、それを分けずに利活用ということでここは書いたんだと思いますが、確かに御指摘をいただきましたようにヘッディングとそれから中身の文章とで言葉の使い方が必ずしもきちっとしていないということは十分整理された言葉でなかったというふうに今反省をしておるところでございます。

○高桑栄松君　どうも何か本題をそれてしまったようで済みませんが、私は本当は広辞苑でちゃんと字引を引っぱっていますけれども、またレクチャーすると長くなりますからやめますけれども、私が今申し上げたのは個性という言葉もそうなんですが、やっぱり文字、表現というのが文部省というのは非常に大事な省庁だと思うんですよ。間違わない方がいいんですね。法律に幾ら詳しくても表現がうまくなければ意思が伝わらないわけです。利活用とあって、利用とあったら活が落ちているというのもやっぱりおかしいわけですね。そうすると活を入れなければいけないのじゃないか、私はきょう活を入れるつもりで今ちょっとお話をしたわけで、御参考までにということです。しかし急がないとだめでありますから大学入試センターについてお伺いをいたします。

今後の入試検討は今ここの資料に出てきましたが、大学入試改革協議会が全部請け負うのか、つまり従来の国大協、私大協はどういう役割を果たすのかということをちょっと伺います。

○政府委員（阿部充夫君）　入試改革協議会は国公私立の大学関係団体とそれから公立、私立の高等学校関係の団体の代表者ないしはそれに準ずるような方にお集まりいただきまして、これからどういう方向に入試改革をもっていこうかということについて御議論をいただき、協議をしていただいたと、そういう機関でございますので、これはこの組織、機関と申しますか協議体でございますので、これはある程度新しい入試改革についての方向が立ってきた場合には、永続的に存在するというたぐいのものではないのではないかと思っておるわけでございます。

ただ、具体に今後いわゆる新テストを実施してまいります場合に、これまでは共通一次試験の場合には国立大学が集まって共通一次試験をやるということで実施の主体は国立大学の集合である。そのためには国立大学協会というものが実質的に具体の運営の基本方針を決め、入試センターに方針を伝えて実施をさせるという役割をしておったわけでございますけれども、これから今後は公立あるいは私立の大学と一緒になってやっていくという基本的な方向を立てますと、公立関係の団体、私立関係の団体との間で適切な機関をつくって実施をしていくというような方向をとることが必要になってくるのではないか、これは入試改革協議会を越えた一歩先へ出た段階の問題でございますけれども、そういうことで、現在準備協議会のようなものを関係者の間でつくって御検討いただいているところでございます。

○高桑栄松君　新テストの問題点を一、二お伺いしたいと思います。かねて私もそう思っておったんですが、私大参加をしていただくのに科目の選択は自由である、どうとってもいい、五教科十八科目、そのうちのどれをとってもいいということなんですね。それは大学側が言っているのか、受験生の方でのメリットがあってなのかと思うんですが、複数受験をしようとする受験生にとってはその学校によって取り上げる科目が違いますと全部違うのを勉強することになるわけですね。ですから、複数受験者にとって科目の選択が異なったら自然に受験生は入りたい学校と入れる学校との選択が違ってくるんでないかと思うんですが、それについてはどうお考えですか。

○政府委員（阿部充夫君）　現在でも受験者は全国的な平均で見ますと、大学あるいは学部の単位でいいまして平均的に五校あるいは五学部程度のところを受けているわけでございまして、それぞれが別の形での、特に私学の場合には科目設定をし、入試をやり、入試のやり方も考えているというわけでございます。今回新しくこの新テストというものを考えました場合に、私学が参加する場合にどういう使い方をするかというのは各大学自由ということになっていますので、まさにこれからの問題であろうかと思いますが、私ども一般的に想定をしておりますのは、これまで各私学がより個性的といいますか、大変特色のある試験をやっていただくということを考えますと、それだけの時間的な余裕等も、ロードの余裕等も必要になってくるであろうということがございますので、そうしますと、私学の場合に従来、自分の大学で三教科なり五教科なりやっていた試験のうちの数科目、一ないし二教科というようなものをこのテストによって変えていこう、それによって出た余裕で面接その他もやっていこうというような形が出てくるというのが普通のタイプではなかろうかと想定をしておるわけでございますが、そういうことでございますれば、受験生の側から見れば数学のIなり数学のIIなりという科目をその私学で受けるかあるいは今回の新しいテストの方で受けるかということでございまして、多数の大学を受ける場合にそれぞれの科目がある程度違うということは現在でも申し上げましたようにあるわけでございますので、そういうたぐいのものではなかろうかと、こう思っている次第でございます。

○高桑栄松君　先ほど局長のお話で、大学入試センターの情報サービスは偏差値輪切り的情報ではなくてどんな内容の学校かということを情報として提供したいと。これは受験生側から言うと入りたい学校の情報なんですね。入れる学校というと偏差値輪切りになっちゃうんですね。ですから、今受験生は入りたい学校よりも入れる学校を探しているというのが受験地獄の実情だと思うんです。

それで、私が申し上げておりますことであり、これもちょうどもう時間ですから文部大臣に伺った方がいいかなと思うんですが、大学入試の最も根本的な問題点は偏差値輪切りの解消ですよ。新テストはこれは中曽根さんがそれをひっ提げて何か大演説を打っておられたんですから。それはいまだに達成していないではないか。ですから、私は、教育改革のいろいろな部面があるんですが、一番最初に出発するのはそこでないか。この偏差値輪切りを解消できたら、その前段階の高等学校の教育は非常にとげとげしくなくなるようになっていくんですね。ですから、偏差値輪切りで一点を争うから問題なんであって、教育が、大学入試が偏差値輪切りを解消できれば、あとは高校、中学

○小野清子君　次に、大学の入試改革についてお尋ねをしたいと思います。

現在の大学入試につきましては、偏差値偏重あるいは学力偏重の状況が見受けられまして、これが高等学校以下の教育にさまざまな悪影響を及ぼしているとも我々親の立場からも大変憂慮するところでございますし、また教育現場にいる者も大変気を使うところではないかと思います。大学入試は受験生の多様な個性というものや能力を多面的に適切に評価をするということ、これを基本として関係者の皆様方が一致協力をして、よりよい入試というものに努力をしていく必要があろうかと考えるわけですが、大臣は大学入試のあり方についてどのような御所見をお持ちでいらっしゃるか。また、臨時教育審議会第二次答申の提言や、あるいは大学入試改革協議会の最終報告を受けて今後どのように大学入試改革を進めていくおつもりなのか、その辺をちょっとお話をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（中島源太郎君）　高等教育に関する御質疑に続いて大学入試についての御質問でございました。

先ほど申したように、高等教育そのものが社会の変化に対応していく必要がある、またそこに学ぶ者、また教える者につきましても、社会の変化に対応したあり方が必要である、そう思っておりまして、今回の大学入試の改革につきましてはやはりそれぞれのおっしゃるように受験者の個性、能力、適性というものをそれぞれに応じてできるだけ正しく引き出し判断するという方法が必要であろうと、こう思っておるわけであります。平たく言いますと、御当人あるいは御父兄にとりまして二つの問題がございます。

一つは大学入試、これをいわゆるマル・バツ式解答だけで能力が判定できるものであろうかということもありますし、それにつきまして重点的にできればその判定したい教科につきまして、あるときにはマル・バツ以外のテストをする、あるいは小論文を出していただく、あるいは面接をする、そういう面で多角的に受験者の能力を判定をしようと。じゃ、そのほかの面はどうするか、その水準をマスターしていただくことを前提としまして、そしてそれを新しいテスト方式で、今度は学校の方はそれを自由に活用し、選択をして、受験者の能力を一応参考にする。そして重点的なものは自分の建学の精神に従ってそれぞれが工夫を凝らした試験制度を培っていただく。こういう面が新しいテストの重点でございまして、それにはあくまでも、私どもは、国公私立を通じまして、これを自由に工夫し、選択をしていただくということを重点にお願いをいたしておるわけでございまして、そういう面でこの新テストのあり方というものを幅広く御理解をいただきたいと、こう思っておるところであります。

しかし同時に、これは高校の側の御意見も十分聞く必要がございますので、六十一年にこの新テストの基本方向をお示ししたわけでございますけれども、その前後におきましてさらに高校の関係者の方々の御意見も十分伺いまして、そして試験のあり方、それから試験の期日などを決めさせていただいたわけでございます。また同時に、複数化の問題につきましても、ただいま国大協その他でお願いをしておりますが、やや試行錯誤的な面がございまして、なかなかに御理解しにくい点もございますが、これはさらに改善をしてよりよいものにしてまいりたい。これあわせて大学入試の改革に資してまいりたいと、このように考えております。

○小野清子君　私どもが一番懸念をしておるのは、高等学校側の意見は十分聞いてこういうものがなされているのか、この辺が大変気になるところでございましたが、今大臣の方から先にその辺は十分に伺ったということでございますが、新しいテストについての検討経緯というものがどんなものであったのか。

また、大学入試改革というものが緊要の課題であるということはだれしもが否定をしないわけでございまして、なかなかに御理解しにくい点もございますが、これはさらに改善をしてよりよいものにしてまいりたい。これあわせて大学入試の改革に資してまいりたいと、このように考えております。

○小野清子君　私どもが一番懸念をしておるのは、高等学校側の意見は十分聞いてこういうものがなされているのか、この辺が大変気になるところでございましたが、今大臣の方から先にその辺は十分に伺ったということでございますが、新しいテストについての検討経緯というものがどんなものであったのか。

また、大学入試改革というものが緊要の課題であるということはだれしもが否定をしないわけでございまして、なかなかに御理解しにくい点もございますが、これはさらに改善をしてよりよいものにしてまいりたい。これあわせて大学入試の改革に資してまいりたいと、このように考えております。

聞く必要がございますので、六十一年にこの新テストの基本方向をお示ししたわけでございますけれども、その前後におきましてさらに高校の関係者の方々の御意見も十分伺いまして、そして試験のあり方、それから試験の期日などを決めさせていただいたわけでございます。また同時に、複数化の問題につきましても、ただいま国大協その他でお願いをしておりますが、やや試行錯誤的な面がございまして、なかなかに御理解しにくい点もございますが、これはさらに改善をしてよりよいものにしてまいりたい。これあわせて大学入試の改革に資してまいりたいと、このように考えております。

○小野清子君　私どもが一番懸念をしておるのは、高等学校側の意見は十分聞いてこういうものがなされているのか、この辺が大変気になるところでございましたが、今大臣の方から先にその辺は十分に伺ったということでございますが、新しいテストについての検討経緯というものがどんなものであったのか。

また、大学入試改革というものが緊要の課題であるということはだれしもが否定をしないわけで

○久保亘君　法案の中身でお尋ねします前に、非常に差し迫った問題でもありますから、六十五年度入試から実施されます共通テストの問題について二、三必要なことだけお聞きしておきたいと思いますが、この共通テストに対する私立大学の参加の見通しを文部省として今どのように把握されておりますか。

○政府委員（阿部充夫君）　このたびの昭和六十五年度から予定しておりますいわゆる新テストでございますけれども、これにつきましては国公私立を通じましてこれに参加をする、あるいは利用をすると申しますかという大学はこの七月ごろをめどに参加するしないということのその当該大学としての方針を発表していただくという予定にしておりますので、まだ具体にもちろんどこの大学も参加をするしないということを明確に意思表示をされたケースはないわけでございます。

ただ、国公立大学につきましては従来からの長い経緯がございますし、それから私立大学につきましても、かなりの大学で真剣に御検討いただいているという状況のようでございますので、ある程度の参加が見込めるものと思っておりますが、現段階ではそれ以上想像になりますので申し上げるのをお許しをいただきたいと思います。

○久保亘君　先般、文部省の入試改革協議会ですか、ここが報告され発表された方式というのは、これは六十五年度の入試に対して行われる共通テストの最終的な考え方として文部省としてはもう決められたものと理解していいんですか。

○政府委員（阿部充夫君）　入試改革協議会という組織ができておるわけでございますが、この組織は国公私立の大学、それから公立校の高等学校の関係者が御参加をいただいてつくっておる組織でございますけれども、その組織で数年にわたって御検討をいただいたわけでございまして、当初は昭和六十一年の七月にあるまとめを出していただいたわけでございますけれども、それをさらに各方面にさらして種々検討し加えた結果として、先般二月にいわば最終的なまとめということで発表をいたしたものでございますので、協議会としては現在のところ特別の事態の生じない限りはあれが最終的なまとめであるというふうに私どもも理解しておりますので、あの報告にのっとって実施について文部省として可能なことはやっていかなければならない、こう思っている次第でございます。

○久保亘君　その内容について、また改めて法案にも関連をしてお尋ねする機会があろうかと思っておりますけれども、私がきょうどうしてもこの問題でお聞きをしたかったのは、特に高等学校の側に非常に混乱を生ずるおそれがあると思いますのでお尋ねするわけでありますが、国大協がアンケートをとられて、この共通テストの実施時期、それから内容についても多くの意見が出されておりまして、これは高校関係者の間からも意見がございますが、特に国大協がアンケートの結果をまとめて、そして文部省に対しても、これらに対して、改革協議会の出したものにさらに改善の要求を行われる、こういう報道がございますが、この辺は今から調整の余地が残っておるんですか。

○政府委員（阿部充夫君）　国立大学協会の関係のアンケートの結果というのが、けさほどでございましたか、新聞に報道されておりまして、私どもどういうことかということを国大協に問い合わせをしたわけでございますけれども、一部にこの実施の時期等につきまして、反対というわけではないけれども十分高校側と話し合っていただのかどうかというような質問でございますとか、あるいは高校への影響が今後どうなるだろうか、十分議論する必要があるというような懸念とかいうのが一部の大学からはそういうアンケートの中に書かれてあったということで、新聞報道等で何かあたかもかなりのところが反対をしているかのごとく報道されていることとはかなり実態は違うやに聞いておるわけでございますけれども、国大協としては現在そういうアンケートを取りまとめ中の途中の段階なので、それを踏まえてさらに十分検討するということであろうかと思います。

御質問はこの間の二月の最終的なまとめについての変更の余地があるのかどうかということであろうかと思いますけれども、私どもとしてはもちろん現在まだ実施までいっている段階ではございませんから、一切全く動かす余地がないというふうに考えているわけではございませんけれども、関係者としてあれだけ合意をして、そしてこれでいこうということになっておるわけでございますので、私どもとしてはあの線に沿って進めていくというふうに現段階では考えておるところでございます。もちろん、細かい点での微調整というようなことは、これからいろいろな実施の段階ではあり得ることだとは思っております。

○久保亘君　内容の細かい点についてはいろいろまだ検討をされることは必要だと思いますが、特に実施時期についてこれがいろいろ意見がある。しかも高校関係者側からの意見、受験生の側からの意見というのは非常にもっともなことでありまして、もともとは共通一次も、高校教育を混乱させないということから共通一次の実施時期をずっとおくらしてきた経緯があるんです。それが今度の共通テストではまた十二月に戻ってくる。このことに対しては、私は特に高等学校の側からの意見というものを十分に聞いて判断しなければならぬ問題だと思うんですけれども、その判断がおくれますと高等学校にとっては非常に迷惑なことなんであります。したがって、今国大協からもそういう意見が出てくる。それから私、予算委員会でも申し上げましたけれども、国大協だけでなく私立大学に対しても、学長に対して新聞社が行ったアンケートの結果も共通テストというものに対する評価は必ずしも高くない。

これはまあいろいろそのアンケートの結果の見方もあるでしょうけれども、そういうものが報道されたこともございまして、したがって共通テストの時期とかありようというものがくるくる変わっていくということは、非常に受験する側は迷惑な話でありまして、それで受験者の立場に立って、生徒の立場に立って物を考えないと、大学側の考え方とか文部省の行政的な判断だけが先行してこういうものが決まっていくということについては非常に問題だと思っております。その最終的にこういう形になるという判断、七月というのは私は大変遅いのではないかという感じがするんですが、この点についてはどういうふうに考えられますか。

○政府委員（阿部充夫君）　これの新しいテストを実施する場合の考え方そのものについては、既に昭和六十一年の夏に公表して以来、各方面に御理解を求めてきたわけでございますし、その後さらに詰めを行いつつ、先般、ことしの二月最終的な形での発表も行いました。いよいよこれでできますということでございますので、御理解をいただくということだけの時間はかなり置いてきたつもりでございますが、それにいたしましても、特に国公立の各大学あるいは私学、私立大学におきましてこれを使うか使わないかということについての判断をいただくのには、例えば五月とか六月というような段階では時期的に聞に合わないであろうというようなこともございまして、一応七月ということを念頭に置いておるわけでございます。これは、従来から共通一次を始めますときとか、あるいはいろいろな形での入試についてのかなり大幅な改革を行うというときには、高校二年生の夏までの段階には大体こんなふうになるということを理解していただくというように努力をしてまいったわけでございますので、そういう意味で今回もことしの夏というのが二年生の夏の時点ということで、一つのぎりぎりの限界であろうということで、七月という時点を設定して各大学での御検討をお願いしているわけでございます。

○久保亘君　この問題はもっと関係者の意見を事前によく聞いてやらないと、文部省がこれが最後の方針だと思ってこの改革協議会の報告を受けてこれを発表したら、その後これは大変困るという意見が次々に出てくるというようなことでは非常に問題だと思うんです。共通テストそのものの問題についてはきょう私申し上げませんけれども、高校教育や受験生の立場を尊重した決定の仕方、手続というものをきちんとやるべきだということを申し上げておきたいんであります。

それから、このことと関係をして、東京大学は六十五年度から全く新しい東大の試験のやり方というものを検討されているということが言われておりますが、このやり方については文部省としてはいろいろ大学側から意見を聞いておられるんでしょうか。そして、これに対してはどういう御判断をお持ちでしょうか。

○政府委員（阿部充夫君）　東京大学の御検討の詳しい状況までは承知をいたしておりませんけれども、文部省といたしましては、いわゆる受験機会の複数化の問題でございますけれども、複数化の問題に関連いたしましてはAグループ、Bグループという分け方、あるいはかつての一期校、二期校という分け方、いずれも大学間の格差をもたらしたり、あるいはまた専門分野別のあるいは地域別のアンバランスが出てくるというようないろいろな問題があるということもございまして、かねてから各大学が入学定員を二つに分けて、全大学が二回ずつ実施をするという方式の方が全部平等であって公平であって、しかもバランスの問題も生じない、しかも複数化の趣旨が貫かれるという意味では適切ではないかということで、国立大学協会にはお話をしてまいったわけでございます。

現在まだそこまで全体がいってはおりませんで、今私が申し上げたのは国大協用語で言えば分離分割方式というのに近いことであろうかと思いますが、それと従来タイプのものと併存という形で現在進んでおるわけでございますが、そういった中で東京大学がこの分離分割という方式を考えようということで御検討が進んでいるということと自体は、私どもは全体の複数受験の問題を受験生の立場に立ってわかりやすいものにしていくという意味からも方角としては適切な方向であろう、こう思っておる次第でございまして、東京大学の内部で御検討中ということでございますので、いましても、けさ新聞に載りましたことにつきましても私どもも内部で検討中ということで報告をいただいておりません。そういう段階でございますので、個別、具体のけさの報道されたことのよしあしということについては発言を差し控えさせていただきたいと思いますけれども、せっかくの複数化をよりわかりやすい方向へ持っていこうという御努力というものは、これは評価するに足る、こういうふうに思っている次第でございます。

○久保亘君　非常にわかりやすくなるという見方もあるんですが、ややこしくなってわかりにくいという見方もあるんでして、そしてそれぞれの大学が、国立大学がある意味では大学のエゴという値のすぐれた学生を集めたい、あるいはとにかくいろいろな意味で優秀な生徒を集めたいという考え方が先行して、特別な採用の仕方というものをそこだけで考えていくということになれば問題があるんじゃないか。やっぱり全体の問題として東京大学がお考えになっているということで報道されております問題というのは、私は非常に検討に値する考え方の一つだと思っておりますけれども、これは全体の問題としているいろやられるべき問題で、あちこちで大学がおれのところはこれでやる、おれのところはこれでやると言って打ち上げてくるのが、果たしてそれが入試改善の方向へ向かうのか、混乱を大きくするのか、その辺はよく検討しなければならぬ問題じゃないかなと、こう思っております。

それから、十二月実施というのは、もう高等学校の教育に対する影響が非常に大きいことはだれにもわかることなんです。あえて十二月実施ということをやられた、この背景には私大の参加ができるだけ可能になるということの配慮があったのではないかと思っているんでありますが、実際には私どもが受けます感触では私立大学の参加は余り望めないのではないか。望めない理由は、共通テストによる序列化が私立大学まで波及するということに対する懸念があることが一つ。もう一つは、私立大学は教育機関であると同時に、これは今の社会においては一つの経営としての任務も負っているわけでありまして、だから入試による共通テストを利用することによる入試手数料の収益減ということは、私大の経営に非常に大きな影響を及ぼすということも言われておるんですが、こういうことに対する配慮というものを十分に尽くした上で私大の参加を呼びかけておられるのかどうか、これはどうですか。

○政府委員（阿部充夫君）　いわゆる序列化の問題につきましては、いろいろな見方があると思いますけれども、私は共通一次という形のものが従来の序列というものをかなり、何と申しますか、頭在化させたという意味での影響があったと思っておりますけれども、共通一次のあるなしにかかわらず、現在例えば私学につきましても、某々受験雑誌等によれば、全部ここは何点の大学、ここは何点の大学とはっきりと序列ができ上がっているというような実態もあるわけでございますので、これ自体が共通のテストそのものによってこういう問題に必ずしも直結するとは思っておりません。ただ、やはりそういうことに直結するおそれを少なくするためにということも含めまして、今回の新しいテストの場合にはその利用の仕方を各大学、例えば五教科五科目全部一斉にやるというような方式でなくて、各大学によっていろいろな使い方がありますと、自分のところでやる独自の試験との組み合わせのやり方もいろいろ工夫をしてやっていただくというようなことによって、そのことが新テストの成績そのもので全部が比較されるということにならないようにというような配慮をできるようなことをいたしておるわけでございます。

またもう一点は、受験料等の収入の問題につきましては、これは各大学の受験料収入につきまして、どれだけの金額で独自の試験についての受験料を取るかということについて制約をするという仕組みは全然考えてないわけでございますので、各大学でそれぞれ独自に従来と同等にお取りいただいて構わないことであろうと、こういうふうに思っております。そういう意味では、受験料収入にじかに響くというようにはこれまた私ども考えておりませんし、幾つか具体に参加の方向で御検討いただいている大学の方々とお話ししても、その点は全然心配していませんと言われるところが、具体に検討しておられるわけでございます。

○久保亘君　きょうは、この問題は法律と直接関係ございませんのでこの程度にしておきますが、今の最後のお話ね。私立大学が受験料をどう決めるかということについては、これはもう文部省としては全然そのことに対して、共通テストとの関連性は持たせないんだと、こうおっしゃれば、受験生の方は、そうすると共通テストを受ける分だけ受験料がふえる、こういうことになるわけでありましてね。そう簡単に割り切って、関係ございませんというわけにはまいらぬでしょう。だから、その辺は私は十分御検討をいただいておきたいと思います。また別の機会に共通テストの問題については詳しくいろいろとお尋ねをしたいと思っております。

もう一つ、私立大学の問題について、大東文化大の学長から文部省に対して、理事長解職勧告を求める上申書が提出されたということでありますが、非常に異例なことでございますが、文部省はこの上申書を受け取っておられるのか、そしてどういうふうな御判断をされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

つていただくことが本来の基本的な精神ではないかと思うわけでございます。

したがって、おっしゃったような共通一次の評価につきましても、いい面悪い面ございます。おっしゃるように良質な出題ができたということも一つでありますし、その一方ではまた、入試の方法が開かれた入試として社会人が大学にまた学ぶことのできる道が開けた、そういう面で喜ばれる面があるわけでございます。一方で、輪切りあるいは序列化の顕在化というものは、これは今申し上げたようなことがもう少し定着をすれば、定着をすることによってその部分は自然に修正されていくものであろうと思いますが、そういう面を含めて、いい面を伸ばし悪い面を改正しということも含めて、ここで国公立にさらに私大も含め、その場合には高校の方々の御意見も十分入れてこの新テストを実施してまいりたい、基本的にはそのように考えます。

○町村委員　今大臣のおっしゃったことは私は大変賛同する部分が多いわけであります。特に新テストについて私大の関係者、やはり何といっても日本の大学の七割以上が私大でございますから、これが新しいテストにどのような形で参加をしてくるであろうかというところが一つのポイント、かぎになってくるだろうと思うのです。

皆さん方、いろいろな形でお話をしておられると思いますし、もともとこの新テストについては私大の有力な学長さんも非常に御熱心であったような経過もあるわけでございますが、現状で漏れ伝わってくるところによりますと、また非常に慎重なスタンスというのも見られているやに承っております。この私大の参加について大臣のお考え、それから実際にどのくらい参加してくるだろうか、現時点ではまだわからないかもしれませんが、その見込みなどについてお伺いをいたします。

○中島国務大臣　この私大につきましては新しいテストの意味、今申し上げたような意味をよく理解をいただくということがまず第一だと思うわけでございます。そして、これはあくまでも各国公私大を通じまして、自由な発想、自由な利活用によりまして受験者の能力を判定し、引き出していただくということに意味があるわけでございますので、そのために、私大の参加につきましても、あくまでもこれは御自分の多様なそして独創的なテストを実施をしていただくというのが主であって、そのためにこの新テストを利活用いただくものである、これをまず理解をしていただくことによって参加が自然に多くなるということを望んでおるわけでございまして、私どもは私学の方々にもできるだけ接触をし、御理解をいただくようにいたしておりますが、これは義務づけをお願いをしておるのではなくして、その基本精神をあくまでも国公私大を通じて御理解をいただきたいということを専一にお願いをしておるところでございます。

○町村委員　今大臣の方から、その新テストの利活用というお話がございました。これは、国民一般には新テストを利活用するというでもどういう中身なのかなかなかわからない部分がいろいろあろうかと思うので、もう少し具体的に局長の方から、この利活用の具体的なパターンについて御説明をいただければありがたいと思います。

○阿部政府委員　御案内のように、共通一次試験の場合には、当初は五教科・六ないし七科目ということを決めまして、受験生がそれを全部受けなければいけない、各大学はそれを画一的に利用するという形で動いてまいっておったわけでございます。今回の新テストにつきましては、そこのところを、要するに利活用の仕方は自由であるという仕組みにいたしましたので、つまりそれを使う、使わないの自由ということから始まるわけでございますが、それを利用なり活用なりする場合にも、例えば五科目なら五科目を受験してもらってそれを使うというやり方もございますし、二科目、三科目あるいは一科目だけというようなやり方もあり得るだろう。それから、この新テストを利用しました場合に、その新テストの成績によっていわば第一次選抜をやってしまうというやり方もございましょうし、あるいはその新テストの成績とそれから各大学で行います独自の試験との成績をミックスして判定をするというやり方もあるであろう。いろいろなやり方があり得るだろうということでございまして、そこは各大学の状況によっていろいろ自由に工夫をして使い方を考えてください、こういうように申し上げておるわけでございます。

大臣からもお答えしましたように、そういうことによって問題が難問奇問等が出ないようにするということも一つございますけれども、それによって各大学が自分のところでそういうテストをやる場合に比べまして余力が生ずる、その余力を、何と申しますか、より丁寧な入試の方に、面接をするとか論文を書かせるとか、そういったぐいの方にぜひ活用していただくということによって個性的な入試を目指してほしい、こういうことをお願いをしているわけでございます。

○町村委員　一次試験については、そういうことだと思いますが、今度はやはり一次と二次とあるわけですね。二次についてもこれまでいろいろな改善が図られてきた思うのです。特に最近になってから、受験機会の複数化でありますとか、これも六十二年はA、B日程の連続方式から、六十三年は今度は連続方式と分離・分割方式の併用となっておりますと、非常に何か頭が痛くなるような変化といいましょうか、今受験生を抱えておりますと父兄あるいは受験生本人が、あえて批判をするならば、猫の目のごとく毎年制度が変わる、六十二年が変わり、六十三年が変わり、そしてまた六十五年新テストで、これは一次と二次と違いがあるのですけれども、非常に戸惑いがあるのです。もっとも、それはよかれと思ってやっている努力でしょうから、もちろんそれを一概にいけないと言うつもりはございませんが、ちょっところころ変わり過ぎるというような率直な感じは正直言ってあろうと思うのですが、これまでの受験機会の複数化も含めまして、この二次試験の改善努力とでもいいましょうか、これについてどんなことが行われてきたか、ごく簡単にひとつ御説明をいただきたいと思います。

○阿部政府委員　各大学で行います国公立の場合の二次試験につきましては、かねてから、共通一次をせっかくやるのだからそれとダブったような試験をするということでは意味がないので、そこはぜひ考えてほしいということを私どももお願いを申し上げてきたわけでございまして、各大学で、この共通一次が始まります前は平均的に五教科の試験が行われておりましたけれども、現在ではかなり減らされまして、平均的に申しますと二教科という状況になっております。また、二次試験で全然学力検査を課さないところ、あるいは一教科だけしかやっていないところというのが全体の三分の一はそういう状況になっているというような形での改善も行われております。また、ユニークな選抜方式等もいろいろ行われておりましたし、面接を行うところも随分ふえてまいったというようなことで、全体としてはかなり改善がなされておるわけでございますが、中に、特に有名校等で必ずしも従来と余り変わっていないというようなところ等がございますために、改善の努力が必ずしも一般的に評価されていない面があるわけでございます。これらの点につきましては、引き続き関係の大学にはお願いを申し上げまして改善の努力をしていただき、せっかくのこういう仕組みが生きて使われるようにしてほしいということで指導等を行ってまいりたいと思っている次第でございます。

それから、受験機会の複数化の問題につきましては、これは事柄といたしましては、複数化という方向をとったということについてかなり高く一般的には評価をされていると思うわけでございますが、具体の実施の段階におきましては、従来と違った新しい方法を取り入れたというようなことから、当初六十二年度入試については相当の混乱

○阿部政府委員　大学入試の、現在例えば入試地獄と言われておりますような事態というのは、内容を分けてみますと二つあると思っております。

一つは、いわゆる有名校等に学生の志望が集中をする、それによって非常に過酷な競争が行われるということでございまして、これは入試の仕組みをどう変えてもそう簡単に解決するような問題ではなくて、もっと基本的に、社会的な風潮の是正でございますとか、あるいは各大学がそれぞれ個性を伸ばすような充実した大学になっていくことであるとか、いろいろなことがあわせて行われませんと、入試方法だけではどうにもならないであろうと思うわけでございます。

ただ、もう一つは、今の入試地獄云々と言われることにつきまして我々考えておりますのは、入試の中身が学力検査一辺倒であって、しかも難問奇問が出てくるというようなことを、何かもっと受験生の能力、適性等を多角的に判定をして合否を決めるというような方式に変えていくことによって、ひだな申しますか受験のためだけの勉強をするというようなことでない、もっと全人格的な伸びを高校時代に期待することができるようにしたい、そういう意味での入試改革という意味では、私ども現在検討を進めております新テストを含めました入試改革というのは役立つ部分がかなりあるだろう、こういうように思っておるわけでございます。

最初の繰り返しになりますけれども、受験生が集中して激烈な競争があるということが、この入試方法をとることによってすべて解決するというふうなことは毛頭考えていない次第でございます。

○有島委員　これは先ほども申し上げました。時間が来ましたから、これは議論は後日にチャンスがあったらということにして終わりますけれども、何かいじればいじるほど受験産業がもうけていく。もうけるだけならいいけれども、受験戦争が盛んになった方がいいんだというそういう勢力が強いんだということ、これはばかにならないと思うのですよ。だから、それに対してどういうように手を打っていかなければならないのかということをやらなかったら、それが裏目に出るということは重々わかるんじゃないだろうか。そのことをこれは僕たちも一緒になって考えていく、食いとめてというかやっていかなければならないと思っていることなんですけれども、こういうようにやったんだからこれでいいんだというわけにはいかない。相当これは心してやってもらいたい。

それから最後に、大学センターがこれからのいろいろな情報を提供するということを承りました。これは海外の大学のこともやらなきゃならない。だから、海外の大学の情報というのは、今の駒場の留学情報センター、そこの小さな部屋で整理されてやっているんですよ。お金が足りないんですね。けれども、そこには一つのそういう芽がある。そういったこともひとつ配慮いただきたい。

では、質問はこれで終わります。大臣から何か一言所信があれば伺いたい。

○中島国務大臣　教育万般について御指摘をいただきましたが、最後に大学入試の問題でございますが、これは私どもも心してまいりますし、また一言つけ加えさしていただければ、大学を改革することによって高中小と改革されていくであろう、また大学を改革するためにはやはり社会の受け入れ態勢が徐々に変わっていくことも想定しなければいかぬと思います。つまり社会の構造が変わっていく。長くなりますから簡単に申せば、例えば一次産業は売上高でいけば五%だ、二次産業も三〇%だ、あとの六五%は第三次産業だ。その中でまた大きな部門は、頭脳サービスというものがだんだん多くなっていく。そういうように社会の仕組みというか構造というかシェアが変わっていきますと、それなりに社会が求める人材も変わってくるであろうと思うのですね。そういう意味では、その面から学歴偏重が崩れていく兆候は十分あるんではないかと思うのです。そのときに社会が要望する人物というのは、やはり学歴の上に立っている人物ではなくて、その一人一人の創造性、独創性というものが求められていくであろう。とするならば、社会の方が既に変わっておって、しかも学校の体制の方がそれにおくれている面があるかもしれない。それならば、それに即応するようなことをしていくことによって、両々相まって学歴偏重社会というものは是正できるきっかけがあるはずだと私は思っておりまして、そういう面で、社会に送り出す大学の使命からして、その大学で受験生を採るときに、個性化、多様化を重点的に受験生の資質を見ていくということが、大学の入り口と出口で学歴偏重を変えていく一つのきっかけになり得るとも思っておりますし、そういう面で大学入試センターの一つの事務として、海外のあり方も広く収集し、情報としてそれを伝えようということも確かに大切なことと思って拝聴しておりました。

○町村委員

次に、大学入試の問題について伺いたいと思います。

これは本法案の三つ目の内容とでも言うべき、要するに入試センターの改組という問題があるわけでございます。

大学入試の問題は、これまで当委員会を初めとしていろいろなところで議論をされております。先般の臨教審発足の一つのきっかけも、言うならばこの入試改革、偏差値偏重の入試改革をせよ、あるいは学力偏重の状況を何とかしろ、こういうような議論が一つの大きなきっかけになったというふうに私どもは認識をしております。

しかし、なかなか大学入試の制度というのはこれが完璧だというものは実際問題としてないのだろうと私は思うのですね、極端なことを言ってしまうようですが。なぜならば、すべての人が入りたい大学に入れるという状況はあり得ないわけでございますから、すべての人が満足し、納得するという入試の体制をつくるのは正直言ってなかなか難しいと思います。ただ、できるだけ改善をしていくということも、これまた必要だろうと思います。

特に受験生の個性、非常にいろいろな個性があります。また、いろいろな能力があります。そうしたものを多面的に適切に評価することが基本であるべきだろうと思います。言葉で言うべくしてなかなか難しいから、どうしても点数主義になってしまうのでしょうけれども、やはりそういう改善努力というものが必要だろうというふうに考えるわけでございます。

大臣は、この大学入試のあり方についてどのような御所見を持っておられるのか、承りたいと思います。

○中島国務大臣　まさに教育改革の基本方針は、画一化から個性重視の教育、こういうことでありまして、多様化、個性化に即応できるような教育体制をとっていくということが根本であろうと思います。

したがって教育そのもの、また入試そのものが多様化、個性化を目指していかなければならない。その一環として新テストが考えられておるわけでございまして、町村委員がおっしゃいますように、まさに受験者の方々の個性、人間性、能力を幅広く判定をする方法をそれぞれ国公私立を通じまして創意工夫をして、多様な利活用をいただきながら受験生の個性、能力、適性等に応じた進学の機会を確保していただこうということが目的でございます。

そのために、入試改革協議会の方々にもお諮りをいたしまして、そして入試の個性化、多様化をいたすためにこの新テストはぜひ必要なものであるというおまとめをいただいております。既にこの方向は昭和六十一年にお示しをしたところでございますが、入試改革協議会のおまとめにも沿いまして、昭和六十五年から新テストを導入し実施をいたしたい、このように考えておるところでございます。

○町村委員　先般たまたまテレビを見ておりましたらば、社会党の土井委員長がこの大学入試問題について言っておられまして、入るのは易しく出るのは難しくというのが一番いいと思います、こういう議論が確かにあるのですね。これも聞いてみると、なるほどそうかなと思う面もあるのですが、これを実行しようと思うとなかなか難しい。

先般ある方に伺いますと、韓国でそういうようなことを試みたところ、現実には全くうまくワークしなかった。また、アメリカのような非常に移動性の高い社会風土と、日本のように、大分移動性が高くなったとはいうけれども、基本的には終身雇用制のもとで余りあちこちに動くことを好まないといいましょうか、動くと何となくおかしいのではないかと言われかねないような社会的雰囲気のある状況で、入るは易く出るは難しい、要するに落第するということですね、あるいはよその学校に移るということですね、これはなかなか難しいだろうなと思うのですが、こういう点について局長あるいは大臣、もし御感想があれば承らせていただきたいと思います。

○阿部政府委員　確かに御指摘の点はそういう御議論がしばしばございまして、特に戦前には物理学校がそうだったというような特別な例があったわけでございますが、そういう形での非常にいい例もあったではないかという御指摘をいただくわけでございます。

ただ、町村先生おっしゃいましたように、現実の問題として、特に最近のように有名校、特定の固有名詞を挙げて適当かどうかは別ですけれども、東大、京都あるいは早稲田、慶応、そういったたくさんの学校へどうしても行きたいという人たちがどっと集まってくるという情勢の中では、入るに易しくというのが非常にやりにくいということになるわけでございますし、入った後で今度は厳しく落としていくというのが、また日本の学校の風土の中ではなかなかうまく根づかないという傾向もあるわけでございます。

ただ、それにいたしましても、趣旨としてはそういう趣旨が何か生きる方向というのはないだろうか。そのためにはやはり各大学で、大学の中での教育というのを、入ったらところてん式に必ず卒業できるということでなくて、単位の認定試験等を非常に厳しく行って、卒業できない者も出てくるということはあり得べしというような形の教育が逐次行われていくようになれば、おっしゃっている線にかなり近い状況ができてくるのではないかと思うわけでございます。これは風土の問題等も絡みますので実現するのが難しいことでございますけれども、私どもとしては声を大にして、大学の中での教育を厳しくやってくださいということは大学の関係者に日ごろからお願いしているところでございます。

○町村委員　先ほどの大臣の御答弁の中にも、新テスト六十五年導入というお話がございました。これは昭和五十四年の入試から共通一次試験が行われて十年余を経て、それを改めていこう、こういうことだろうと思うのです。この一次テスト、新テストですね。名称がどう決まるのか、これもまだ必ずしも最終的に確定をしていないようでございますが、この新テストについての検討の経緯といいましょうか、どういう考え方でこれができてきたのか。共通一次については非常にいい問題、良質の問題がそこから出るようになった。それまで難問奇問というのが非常にひどかったけれども、良質のテストが行えるようになった等々メリットといいましょうか、積極的な評価も一面ではあるわけですね。他方、さっき言ったような偏差値による輪切りとか序列というような問題も出てきた。

したがいまして、共通一次のよかった点、悪かった点を踏まえながら今度の新テストというものが出てきたのではなかろうかと思いますが、この新テストが生まれてきた検討の経緯、考え方についてお答えをいただきたいと思います。

○中島国務大臣　具体には政府委員からお答えさせますが、基本的には先ほどの町村委員のおっしゃったことに関連をいたしますのですが、入るのは易しく出るのは難しく、それも一つの方法でございます。ただ、大学、高等教育というのは社会人としての登竜門と申しますか、逆に言えば生涯学習の中の一環ということからすれば、社会が新しい社会人を受け入れるときに、やはり学歴偏重の社会風潮を打破していくというものも必要でありましょうし、またこれが逆にいって、学歴偏重を打破するきっかけになっていただけるものと私は考えておるわけです。

それは、それぞれの持っておる個性あるいは特性というものは、大学に入るときに既に選定をされまして、そして大学あるいは大学院を通じてその個性、特性がさらに伸ばされる。それによって幅広い資質と特殊分野のさらに能力というものをつけた者が新しい分野の社会人として登用され、出ていく。したがって、一部の有名校に入り卒業することが社会人として八十年の生涯を保障されるものではない。その八十年の生涯を保障するものは自分の能力と努力である、こういうことを知

ございますけれども、当面は受験生への得点通知というのは行わないという結論になったわけでございます。

それからまたマークシートの問題につきましては、これは各方面の御意見をいただきながら、今後ともこれを内容的に改善していくという努力をしようということは意見が一致しておるところでございます。

それから資格試験的な利用という点につきましては、これは二つのやり方が考えられるわけでございます。各大学で自分のところの入試に資格試験的にこれを使うというやり方と、それから全部の大学が資格試験的に共通に使うというやり方、二つあるわけでございますが、各大学が使うというのは各大学の御方針でそれはやっていただいて構わないことでございます。ただ全大学についてこれを入学資格試験という形で課するということになりますと、これは現在高等学校卒業で大学の入学資格があるという仕組みを根本から覆す形になるわけでございますので、これについてはより慎重な検討が必要であろうということで、今後の検討課題ということにしておるつもりでございます。

○久保亘君　次は文部大臣に、大学の入学試験のシーズンも終わったんですが、大学入試の方式が次々に猫の目のように変わることによって高校生並びに高校の関係者は非常に迷惑をしておりますが、今のような大学入試の毎年変わるやり方についてどういうふうにお考えですか。

○国務大臣（中島源太郎君）　お尋ねの中には二つあると思いまして、入試の方法というか内容が一つ、それから選抜の方法が一つありまして、それが両方かみ合っておりますので、よく猫の目のように変わるという表現をいただくわけでありますが、私どもはあくまでも多様化、個性化を目指してそれに合わせていくということが主であります。

　内容につきましては、六十五年から新テストを施行したい、こういうことでありますし、それから選抜の方法につきましては、例えば受験の機会の複数化その他で、試行錯誤というものはあると思いますが、逐次皆様方に受けやすいようにということを目指して改革をいたしておるつもりでございます。

○久保亘君　高校の関係者からいいますと、例えば来年度は、今度は方式としてAグループ、Bグループの連続方式と前期、後期の分離分割方式を大学、学部がそれぞれ選択する、こういうことになっておりますね。そうすると、実際には複数受験が不可能になる、あるいは複数受験して自分の入学する大学を選択する権利を奪われる高校生がこの方式の中からは非常に絡み合っていろいろな形で出てくるんですが、御検討になっておりますか。

○国務大臣（中島源太郎君）　今おっしゃったのは、国大協で今までの連続方式と分離分割方式、当面両方併存という形を提案しておられるわけでありますけれども、連続の場合には当然今おっしゃったことはないわけですね。分離分割でございますが、分離分割というのは、連続方式でA日程、B日程を一緒にして、そしてその試験が終わってから合格、入学手続と、こういうことにしますと、一応試験の機会は与えられますけれども、試験が終わってから偏りが出てくるということがありましたので分離分割方式を提案なさっておるわけで、分離分割方式にしますと最初受けた者は二度受けられないではないかと、こうおっしゃるんですが、それは受けられるわけでございます。

　ただ、分離分割というのは、前期の試験を受けてそして合格発表して手続をする。そして前期で入学手続をした者は、そこで入学手続をされるわけでありますから、その方はそこで入学手続が決まっておりますから、後期受験は御遠慮願うということですが、逆に言いますと、前期で失敗した方は敗者復活の機会があるわけでありますから、そういう意味ではやっぱり複数化の確保はできておると、このように考えます。

○久保亘君　これは非常に不公平なのでありまして、Aグループと分離分割の後期を受けて、そしてその両方通った場合には自分で選択する権利がある。ところが、前期を受けたら、手続をすれば後の受験資格を失う、手続をしなければ、後を受けた場合に合格しなかったら浪人となる、こういうことになっておるんですよね。これは明らかに、複数制度というものの上に立つならば、複数制度を特定の生徒には否定するということになりませんか。

○政府委員（阿部充夫君）　今回国大協が考えております方式は、従来からの連続方式と分離分割方式の併存という形をとり、各大学が適切と思われるものを選ぶという方式をとりました関係上、御指摘のようにいろいろな大変複雑なケースが出てくるということは私ども否めないことであると思っております。

　文部省といたしましては、これは複数化をこれから逐次適切なものとして定着させていくための一つの過渡期であろうかと思うわけでございますけれども、よりわかりやすい公平な制度に改めるようにということでかねてから国大協に指導をいたしておるわけでございますが、そういった方向へ向けてさらに一層改善が図られるように、今後とも国大協とも相談をしてまいりたい、かように考えております。

○久保亘君　今後とも御相談なさるのはいいが、毎年毎年方式が変わったのでは高等学校の方はたまったものじゃないですね。これはやっぱり文部省も国大協に対して、今考えられる方式の最善のものをきちっと決めて、しばらく固定するようにしなければいかぬと私は思うんです。

　それで、国大協の学長たちが新聞社のアンケートに答えて、一番最良の方法だと答えたのは旧一、二期校制だと新聞に報道されておりますね。今のこれは非常におかしなことだと思うんです。一方ではこのような複雑怪奇な方式を出しておりながら、一方では旧一、二期校制の方が一番よいという答えが学長さんたちの中で一番多い。これはどういうことですか。

○政府委員（阿部充夫君）　四月一日の日経新聞の報道を私どもも興味を持って見たわけでございますけれども、設問の意図とかあるいは具体的内容等が余りはっきりしないわけでございます。

　例えば、先生が今御指摘の最もいい入試方法というのを、国公立大学で何が一番いいかということにつきまして設問の方が、共通一次試験とか新テストとかいったようなたぐいの試験のやり方の問題と、それから旧一期校、二期校とかあるいはABグループ分けとかいったような日程の問題というのをごっちゃにしてどちらがいいかというような設問をしておりますので、回答がちょっと理解に苦しむような、ちょっと分析がしかねるような回答になっているというふうに思っておるわけでございます。

○久保亘君　文部省もよく国大協とも話をして、そして、本来大学入試というのは大学が自主的にやるべきものであって、大学に任せられるべきものなんです。私立大学はそれでやっておるんだから、国立大学だけがそれがやれないというようなことはないのであって、だからもっと国大協に文部省はいろいろ余り文句を言わずに自由に論議をさせて、一番いい方法、そして必ず高等学校の関係者も含めて入学試験の方式というのは論議をさせないと、大学側だけの論理ではだめだと私は思うんですが、どうですか。

○政府委員（阿部充夫君）　御指摘のとおりだと私も思います。それで今回の入試改革に当たりましても、国公私立の大学関係者とそれから公立あるいは私立の高等学校の関係者に御参加いただきまして議論をし、その結論として一つの方向が出てまいったわけでございますし、それからまた、今後の大学入試センターの運営等につきまして、高等学校側の関係者の御意見も入るような仕組みをつくって運営していこうというようなこともその段階で相談をされておりますので、今後とも高校側の御意見というのも十分考えながら対応させていただきたい、かように存じております。

○久保亘君　同じアンケートの中で、国大協に属する学長側は新しい六十五年度から実施されようとしている新テストについて四・三％しか評価していない。こういう報告がなされております。これは非常に驚くべきことであります。

　しかも、文部省の入試改革協議会が出された新テストの方針というのは明らかに臨教審の答申とは食い違っております。根本的な点で食い違っております。これは、資格試験的扱いを検討すべきだという点、マークシート方式の改善という点、一番大きい点は受験生に結果を知らせるべきだという点において、今度の改革協議会の新テストのやり方というのは全く違っているのじゃないでしょうか。

○政府委員（阿部充夫君）　御指摘のあった点についてお答えをさせていただきます。

　まず、受験生への得点の通知の問題に関しましては、これは入試改革協議会でも随分御議論があったわけでございますが、結局、現在偏差値輪切りということが言われておる中でより正確なデータを受験産業に提供するというようなことになるというのは必ずしも好ましいことではないのではないかという御意見が強く、今後諮問の御意見等も承りながら考えていかなければならないことで

○佐藤昭夫君

　そこで次に、大学新テストの問題で文部大臣にお尋ねます。

　今国会に臨教審答申の具体化として提出されている六法案、これは戦後教育の原点であります憲法、教育基本法に真っ向から反するものでありまして、例えばその六法案の中の新テスト一つとってみても重大な問題があります。今日の教育問題を解決するにはどうしても入試地獄の解消が急務である。とりわけ国立大学の入試のあり方が高校以下の教育にも重大な影響を与えているだけにその改善が必要であります。ところが現在実施されている共通一次テストには大学学部の序列化、偏差値による輪切り問題など多くの弊害があり、その解決が求められていますのに、猫の目のように入試方法が毎年くるくる変わる、このことが一層高校での進路指導などを困難にしているのであります。

　そこで、文部大臣にお尋ねをいたしますが、一体新テストで共通一次試験の弊害がなくなるのかどうか。だれもなくなるとは言っていません。むしろ高校側からは、進路指導が今以上に困難になるという、そういう声が強いと。臨教審答申さえその第一次答申で、共通テストは共通一次試験の種々の問題点を解消するためにこそやるんだと、こう言っているのでありますけれども、文部省としては、どういう弊害がなくなるのか、なお残る問題は何なのか、どこまで詰めた研究をしていらっしゃいますか、文部大臣。

○国務大臣（中島源太郎君）　新テストについてお尋ねでございます。この新テストというのは新たに始めることでございますが、過去の実績といえば共通一次でございますが、共通一次は参考にすることはできる、こう思います。参考にいたしますと、いい面、悪い面両方取り上げて研究する必要がありまして、いい面としては難問奇問がなくなった、非常に良質な出題であるということが指摘されておりますし、それから入試が多様化したために、例えば推薦入学の道が開かれた、あるいは帰国子女への道が開かれた、あるいは社会人の入学の道が開かれたという点もありまして、これはいい方に取り上げられるんじゃないか。それから短所としては、先生おっしゃったように、序列化が顕在化したとか、輪切りの問題ですとか、そういうことがございまして、その両方をやっぱり勘案していく必要があろうと思います。

　今回、六十五年から実施したいと言っておりますが新テストは、その間に国公立並びに私学、それから高校の方々も入れておりまして、高校の方々の関係者の意見も伺って、そして今後教育あるいは入試の多様化、個性化を進めるということを第一義に考えますと、多様化、個性化を進めるために新テストは有効だと、こういうまとめをいただいたものでございますからそれを進めていく。また、進めるについて今度は私学にもこれを利用していただくということと、入試センター事務につきましても高校の関係者を入れる、そういうことも含めて今までの長所を伸ばし、短所を改革していこう、こういうことでございます。

○佐藤昭夫君　いろいろ改善点をおっしゃいましたけれども、それは新テストの実施によってこそ改善が図られ得るという、そういうものじゃないと思うんです。改善しようと思えばいろいろほかの手段によってもやれる問題。伺いますが、いわゆる試行実施ですね、文部省の好きな試行ですけれども、初任者研修で好きな、やったんですか。

○政府委員（阿部充夫君）　今回の新テストにかかわる試行でございますけれども、昭和六十二年度におきましては試行に至らず、このテストに関する説明会の実施あるいは入試センター等について各大学関係者の視察等の事業を行ったところでございまして、六十三年度におきまして試行を行うということを予定いたしております。

○佐藤昭夫君　試行はこれからだと、こういうことで試行もまだやっていない。その上に、弊害がなくなるのかなくならぬのか、そこもはっきりしていない。一体何のための新テストの実施なのか。受験生を惑わせ、国民を愚弄するというもの以外の何物でもない。くるくると制度を変えて、しかも仄聞するところによりますと、文部省は補助金を使って、私学の新テストへの参加の率を高めるために補助金でいろいろと誘導しているということであります。これがもし事実だったらこれはもう重大なことでありますが、私はこの新テストの来年十二月実施を取りやめるべきだというふうに思うわけでありますが、新テスト問題一つ見てもこんな調子であります。

　先ほど同僚議員も触れられましたように、文部省はその施策をごり押しするために、反対する教職員の運動――署名、ビラ配布、集会、デモ行進に至るまで禁止するという通達を出しているということは、まさに今次六法案をファッショ的に強行しようというその本質を示したものだということで、私もこの通達には断固抗議をしたい。こういう状況ではこの六法案について国会としての民主的審議が保障されない、一遍文部省は出直せということで、通達と六法案を撤回してひとつ出直してもらいたいということを強く求めておくものであります。答弁は要りません。

8　国会における大学入試に関する質疑

ア	第112回国会　参議院予算委員会会議録（抄）	63．4．5	佐藤昭夫（共）
イ	第112回国会　参議院予算委員会会議録（抄）	63．4．6	久保　亘（社）
ウ	第112回国会　衆議院文教委員会会議録（抄）	63．4．20	有島重武（公）
			町村信孝（自）
エ	第112回国会　参議院文教委員会会議録（抄）	63．4．28	久保　亘（社）
オ	第112回国会　参議院文教委員会会議録（抄）	63．5．12	小野清子（自）
			高桑栄松（公）
			佐藤昭夫（共）
			勝木健司（民）
			下村　泰（二）
カ	第112回国会　衆議院文教委員会会議録（抄）	63．5．17	久保　亘（社）
			仲川幸男（　）
			高桑栄松（公）
			佐藤昭夫（共）
			下村　泰（二）
			高木健太郎（公）
			勝木健司（民）
キ	第114回国会　衆議院本会議会議録（抄）	元．2．13	土井たか子（社）
ク	第114回国会　参議院本会議会議録（抄）	元．2．15	高桑栄松（公）
ケ	第114回国会　衆議院本会議会議録（抄）	元．2．16	綿貫民輔（自）

9　大学入試に関する新聞論調等一覧

63．4．2	毎　日（社説）	入試改革への大学の責任
4．21	赤　旗（主張）	「新テスト」導入は混乱を招くだけ
4．27	東　京（核心）	「新テスト」なぜ急ぐ
6．4	日　経（教育）	新テストは１月中旬に
6．20	東　京（社説）	新テストは新しいテストか
6．26	日　経（社説）	教育刷新につながる大学入試論議を
6．27	朝　日（論壇）	大学入試は公共性も重要
7．4	朝　日（論壇）	弊害増幅させる「新テスト」
7．9	赤　旗（論壇）	中止すべき「新テスト」実施
7．12	読　売（社説）	個性化につながる大学情報を
7．21	朝　日（論壇）	私大は「新テスト」辞退を
7．21	読　売（社説）	再び揺れ動く大学入試
7．21	東　京（社説）	ようやく変わる東大の入試
7．23	毎　日（社説）	納得できぬ東大の入試改革
7．24	サンケイ（社説）	東大の入試改革は本物か
8．3	朝　日（社説）	新しくない「新」テスト
8．3	朝日（時時刻刻）	揺れた私大、苦悩の選択　―入試センター試験―
8．3	サンケイ（正論）	分離・分割方式は一歩前進
8．4	東　京（社説）	新テストは無色透明を守れ
8．4	毎　日（社説）	新テストの「改善」が必要だ
8．4	サンケイ（主張）	入試改革の拙速を反省せよ
8．6	日　経（社説）	「猫の目」でも入試改革の「芽」なら
8．11	朝　日（文化）	漂う大学入試制度
8．31	サンケイ（正論）	中身が変わる大学入試
9．18	読　売（社説）	入試は指導要領の枠の中で
10．8	東　京（社説）	「新テスト」、高校にも見識を

10. 11	毎	日（社説）	これでは共通一次の延長だ
10. 17	朝	日（論壇）	医大入試は人柄重視で
10. 31	読	売（教育）	日程、方法ますます複雑に
11. 19	読	売（社説）	入試日程を変えることの意味
11. 21	読	売（教育）	偏差値至上主義では学都の特色出せない
11. 21	朝	日（社説）	朝令暮改の国立大入試
11. 21	東	京（社説）	国立大入試の前期偏重を正せ
12. 6	朝	日（論壇）	受験生に充実した大学情報を
12. 25	朝	日（社説）	「一芸型」の入試に注目する
64. 1. 7	読	売（社説）	なお望みたい入試の多様化
1. 1. 23	読	売（社説）	「共通１次」が残したもの
1. 24	東	京（社説）	共通１次とはなんだったのか
1. 29	朝	日（社説）	共通１次の「不公平さ」
1. 29	産	経（主張）	かさ上げで終わった共通一次
1. 31	東	京（社説）	入試センターは何をする所
1. 31	日	経（社説）	後味悪い最後の共通１次
2. 4	日	経（教育）	可能性引き出す機会に　―大学入学者選抜―
2. 6	産	経（正論）	カサ上げ共通一次に賛同
2. 9	毎	日（社説）	やはりおかしい共通１次
2. 9	毎	日（提言）	二次で救え「共通１次」のミス
2. 10	産	経（正論）	かさ上げ非難はあたらない
2. 18	日	経（教育）	新テスト移行へ課題
2. 18	産	経（直言）	廃止すべき共通１次試験
2. 20	朝	日（論壇）	新テストは資格試験にせよ
2. 28	毎日（記者の目）		問題残る「かさ上げ」
3. 7	朝	日（論壇）	共通テストは加重配点に
3. 9	産	経（正論）	公平な試験というのは錯覚
3. 16	朝	日（社説）	「自」の字忘れた？国立大
3. 17	産	経（主張）	拙速の入試改革を繰り返すな
3. 21	産	経（正論）	新テストは入学資格判定に
3. 27	読	売（教育）	共通１次の10年
3. 28	東	京（社説）	受験生のために労をいとうな

大学入試センター年報（昭和63年度）

発行日　平成３年３月
発　行　大学入試センター（管理部庶務課）
（〒153）東京都目黒区駒場２丁目19－23
電　話　03（3468）３３１１